

平成20年度外務省政策評価書

【事務事業評価版】

(平成19年度に実施した施策に係る政策評価)

平成20年8月

外務省

目 次 [事務事業評価版]

<u>基本目標</u>	<u>地域別外交</u>	
	1 対アジア大洋州外交	1
	2 対北米外交	45
	3 対中南米外交	57
	4 対欧州外交	71
	5 対中東外交	93
	6 対アフリカ外交	111
<u>基本目標</u>	<u>分野別外交</u>	
	1 国際の平和と安定に対する取組	121
	2 軍備管理・軍縮・不拡散への取組	145
	3 原子力の平和的利用及び科学技術分野での国際協力	163
	4 国際経済に関する取組	175
	5 国際法の形成・発展に向けた取組	197
	6 的確な情報収集及び分析、並びに情報及び分析の政策決定ラインへの提供	211
<u>基本目標</u>	<u>広報、文化交流及び報道対策</u>	
	1 海外広報、文化交流	217
	2 報道対策、国内広報、IT 広報	233
<u>基本目標</u>	<u>領事政策</u>	245
<u>基本目標</u>	<u>外交実施体制の整備・強化</u>	277
<u>基本目標</u>	<u>経済協力</u>	
	1 経済協力	289
	2 地球規模の諸問題への取組	299
<u>基本目標</u>	<u>分担金・拠出金</u>	315

基本目標 地域別外交

施策 1 対アジア大洋州外交

具体的施策

-1-1	東アジアにおける地域協力の強化	3
-1-2	朝鮮半島の安定に向けた努力	8
-1-3	未来志向の日韓関係の推進	11
-1-4	未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル関係の強化	15
-1-5	タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化	19
-1-6	インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの友好関係の強化	30
-1-7	南西アジア諸国との友好関係の強化	37
-1-8	大洋州地域諸国との友好関係の強化	41

- 1 - 1 東アジアにおける地域協力の強化

事務事業名 日・ASEAN協力

事務事業の概要

我が国は、東アジア地域協力の「運転席」を占めるASEANとの間で、首脳レベルをはじめとする様々なレベルの対話や協力、統合支援を通じて、日・ASEAN関係を強化することとしている。日・ASEAN協力の枠組みの中には、日・ASEAN統合基金や日・ASEANセンター等が存在し、協力の実績が積み重ねられてきた。結束したASEANが地域協力の中心的存在として積極的な役割を果たすことは、我が国にとっても利益となり、日・ASEAN協力は、我が国とASEANの関係強化のみならず、東アジア地域統合の一層の発展に貢献することになる。

有効性（具体的成果）

（１）平成19年度は、第11回日・ASEAN首脳会議（平成19（2007）年11月21日にシンガポールで開催）、日・ASEANフォーラム（次官級：平成19（2007）年11月2日に我が国で開催）をはじめ、テロ対策や環境協力等の個別分野に係るものも含め、多数の対話を行った。東アジア地域が直面する課題と我が国の協力について、相互理解を深めるとともに、地域・地球規模の諸課題についての我が国の政策に対するASEAN側の理解を深めることができた。

（２）上記首脳会議では、特に、「ASEAN憲章」の採択を受け、我が国が普遍的価値に基づくASEANの統合努力への支援を強化していくことを表明したほか、日・ASEAN包括的経済連携（AJCEP）協定の交渉が妥結したことを受け、日・ASEAN各国が早期発効を目指すことが首脳レベルで確認された。また、日・ASEAN協力の中長期的な発展の方向性について検討する「日・ASEAN賢人会議」を早期に開始し、平成20（2008）年の首脳会議に報告させることを確認した。さらに、環境、鳥インフルエンザ対策、テロ対策、海上の安全保障、青少年交流等の分野における日本の支援に対し、ASEAN側から感謝の意が表明されたほか、30年前に福田赳夫元総理が「心と心のふれあい」の関係を主張したマニラ演説に触れつつ、日ASEAN関係の一層の発展に対する期待も寄せられた。なお、第1回「日ASEAN賢人会議」及び第1回日ASEAN環境対話が平成20年3月に開催された。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

日・ASEAN協力は、日・ASEAN関係のみならず、東アジアの地域協力全体にとって重要な基本的な枠組みであり、今後はAJCEP協定の発効に伴い日・ASEANの経済関係が一層連携・強化されることや日・ASEAN賢人会議で提示される提言をフォローアップしていくことなど、これまで構築されてきた関係を更に深化・発展させる必要がある。

事務事業名 ASEAN + 3 協力

事務事業の概要

経済、文化及び非伝統的安全保障等、東アジア地域協力の中で最も広い分野を扱っているASEAN + 3の枠組みにおいて、各分野における実務的協力を推進することで東アジア地域の安定と発展をはかり、我が国の安定と発展を確保する。

有効性（具体的成果）

（１）平成19年度には、ASEAN+3 協力10周年に際し、これまでの協力の成果を確認し今後10年間の協力の方向性を規定する「東アジア協力に関する第二共同声明」を策定するため、ASEAN+3 外相会議の他、高級実務者協議及び局長級会合等において緊密な協議が行われた。また、個別の分野においても、閣僚級会合等が行われた。

（２）11月20日に開催された首脳会議において、「東アジア協力に関する第二共同声明」が採択された。「第二共同声明」では、従来より我が国が重視してきた、ASEAN+3 協力における（イ）開放性・透明性、（ロ）国際的に共有された価値、（ハ）EAS、APEC等の他の地域枠組みとの相互補完性、について言及された。「第二共同声明」には各協力分野における具体的協力事項が示された。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 **今のまま継続** 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

（１）ASEAN+3 は、現在東アジアで最も広い分野を扱う、地域統合の「主要な手段」とされており、我が国の地域協力への積極的姿勢を示すためにも、これまでの体制を維持する必要がある。

（２）今後は、「東アジア協力に関する第二共同声明」を具体的に実現するための措置を検討・実施を進めていく。

事務事業名 東アジア首脳会議

事務事業の概要

東アジアにおける平和、安定及び経済的繁栄を促進することを目的として、参加16か国（ASEAN 10か国、日本、中国、韓国、インド、豪州及びニュージーランドの計16か国）の首脳が一堂に会し、関心と懸念を共有する広範な戦略的、政治的及び経済的諸問題について対話を行うとともに、地域共通の課題に一致して対処するための具体的協力を促進し、地域の協力及び統合を深化させる。

有効性（具体的成果）

（１）平成19年度は、参加国外相会合（平成19年7月31日、マニラ）、第1回エネルギー大臣会合（同8月23日、シンガポール）及び第3回首脳会議（同11月21日、シンガポール）等が開催された。

（２）第3回首脳会議では、議長国シンガポールの主導により、「エネルギー、環境、気候変動及び持続可能な開発」が主要テーマとなり、「気候変動、エネルギー及び環境に関するシンガポール宣言」が採択され、地球規模の問題に対して東アジア諸国が一致して取り組むことを確認し、平成20年7月のG8北海道洞爺湖サミットの主要テーマの一つでもある環境・気候変動問題に関する国際社会の議論に貢献する成果が得られた。また、福田総理より、東アジアにおける「持続可能社会」の実現に向け、具体的かつ広範な日本の環境協力イニシアティブを表明し、EASの下での環境協力の推進の気運を高めた。

（３）また、第2回首脳会議で我が国より表明したエネルギー協力イニシアティブや、5年間、毎年6000名程度の青少年を我が国に招く「21世紀東アジア青少年大交流計画」は着実に実施されており、首脳主導の下での具体的協力の進展が定着したといえる。さらに、経済面での協力に関し、東アジア包括的経済連携（CEPEA）構想の民間研究が開始されたほか、第3回首脳会議では東アジア・ASEAN経済研究センター（ERIA）の正式設立につき意見の一致が得られた。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

東アジア地域協力を推進するに当たり、我が国は、基本的価値を共有すること、開放性・透明性・包含性の原則に基づくこと、具体的協力の積み重ねを通じて将来の共同体形成を目指す「機能的アプローチ」の3点を基本方針としている。東アジア首脳会議は、民主主義を始めとする基本的価値を共有するインドや豪州等が参加していること、「クアラルンプール宣言」において開放性、透明性等の原則が確認されていることから、我が国にとって極めて重要な地域協力の枠組みである。平成17(2005)年12月に発足以降エネルギー安全保障、環境・気候変動といった分野で具体的協力が進展しており、今後とも首脳主導の下での協力を一層進展させ、東アジア首脳会議の枠組みを発展させていく必要がある。

事務事業名 日中韓協力

事務事業の概要

日中韓は、互いに直接的な影響を及ぼし得る隣国であり、東アジアの安定及び繁栄に大きな責任を有することから、三国が幅広い分野で未来志向の協力を推進し、相互理解に基づく信頼関係を強化することは、我が国のみならず地域全体の平和及び発展にとって不可欠である。特に、三国が関係する主要な政治・外交課題や地域・国際問題に関して三国間で緊密な連絡及び調整を行うとともに、経済・貿易、環境保護、感染症といった国民生活にも重大な影響を及ぼし得る分野において、三国間の協力を一層発展させる必要がある。

有効性(具体的成果)

(1)平成19年度は、他の外相会議から独立した形では初めてとなる日中韓外相会議が韓国・済州にて開催されたほか(6月3日)従来どおりASEAN関連首脳会議の機会に日中韓首脳会議及び日中韓外相三者委員会がシンガポールで開催された(いずれも11月20日)。また、日中韓外務次官級協議が開始された(5月:北京、10月:ソウル)ほか、個別分野での閣僚会合等が開催された。

(2)11月に開催された首脳会議では、日中韓協力を一層強化していくことを確認するとともに、三国間協力推進のための「行動計画」策定、アフリカに関する三国政策協議の立ち上げ、鳥インフルエンザ対策の一環としての三国間の渡り鳥の保全・モニタリング・プロジェクトの推進等の措置につき合意され、三国間での協力を更に具体化することができた。また、今後、日中韓首脳会議を、ASEAN関連首脳会議の枠外で、三国首脳の都合がつく適当な時期に三国の何れかで開催すべく検討していくことが合意された。さらに、外相三者委員会では、経済、環境、文化、東アジア地域協力等の幅広い分野での協力の実績が取りまとめられた「日中韓三国間協力に関する進捗報告書」が採択された。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

韓国の新政権発足や中国との「戦略的互惠関係」の発展に伴い、日中韓三国間協力を一層発展させていく機運が高まりつつある。具体的には、平成20年度中に本邦で日中韓外相会議を開催予定のほか、日中韓首脳会議を三国の何れかで開催すべく検討していくことが合意される等、三国ハイレベル間の交流促進が加速化しつつあり、そのフォローアップも含め、体制を強化して取り組んでいく必要がある。

事務事業名 地域の安定と繁栄を目指したその他の協力**事務事業の概要**

アジア協力対話（ACD）

アジア30か国の外務大臣が関心事項について定期的に意見交換を行うことで、既存の地域枠組みを強化・補完し、アジアにおける地域共通の課題についての協力を推進する。

有効性（具体的成果）

（1）平成19年度は、6月5日に第6回外相会合が韓国・ソウルにて開催され、アジアのデジタルディバイド解消や各国のIT協力の必要性につき意見交換を行い、ITソウル宣言が採択された。その他、アジアの地域情勢について意見交換が行われるとともに、地球環境問題について議論が行われ、我が国からは、日本の地球温暖化対策や我が国が毎年主催している環境教育推進対話について説明を行った。

（2）また、6月26日及び27日に、北九州市にてACD第4回環境教育推進対話が開催された。「地球温暖化対策としての環境教育」がテーマとなった同対話では、我が国の地球温暖化への取組を紹介することを通じ、我が国が地球温暖化対策に真剣に取り組んでいる姿勢をアジア諸国に示すことができた。

事業の総合的評価拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

ACDは、重要な域外国との貴重な対話の場であり、この枠組みにおいて、我が国が重視する環境への取組を発信することにより、アジアにおける我が国の存在感を示す有効な手段となるため、今後ともこれらの事業に対する現在の体制を維持する必要がある。

評価をするにあたり使用した資料

第11回日・ASEAN首脳会議（概要）

第11回日・ASEAN首脳会議議長声明（英文）

福田総理の第3回東アジア首脳会議等出席

第11回ASEAN+3首脳会議（概要）

第11回ASEAN+3首脳会議議長声明（英文）

東アジア協力に関する第二共同声明（仮訳）（英文）

第3回東アジア首脳会議（概要）

第3回東アジア首脳会議議長声明（英文）

「気候変動、エネルギー及び環境に関するシンガポール宣言」

日中韓外相会議（概要）

日中韓外相三者委員会（概要）

日中韓首脳会議（概要）

2007日中韓三国間協力進捗報告書

アジア協力対話（ACD）概要

第6回アジア協力対話（ACD）外相会合（概要）

アジア協力対話（ACD）第4回環境教育推進対話「地球温暖化対策としての環境教育」（概要と評価）

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域 当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

- 1 - 2 朝鮮半島の安定に向けた努力

事務事業名 核、ミサイル等安全保障問題の解決に向けた取組

事務事業の概要

北朝鮮の核問題及びミサイル問題は、我が国の平和と安全に対する直接の脅威であるのみならず、国際的な不拡散体制に対する深刻な挑戦であり、六者会合及び日朝間の協議を通じた平和的解決を図る。

有効性（具体的成果）

（１）「初期段階の措置」

北朝鮮が実施する非核化措置（寧辺（ヨンピョン）の核施設の活動停止及び封印、すべての必要な監視及び検証のための国際原子力機関（IAEA）要員の復帰等）と、これと並行して行われる 北朝鮮に対する重油 5 万トンに相当する緊急エネルギー支援等が明記された「共同声明実施のための初期段階の措置」は、平成19年 2 月の六者会合で合意されたが、第 6 回六者会合に関する首席代表者会合（7 月18日から20日まで）の開催等を経て、実施に移された。

（２）「第二段階の措置」

さらに、10月には、第 6 回六者会合第 2 セッションにおいて「共同声明実施のための第二段階の措置」が採択されるなど、朝鮮半島の非核化に向けた一定の前進があった。この中で、北朝鮮は平成19年末までに、寧辺の 3 つの核施設の無能力化の完了、すべての核計画の完全かつ正確な申告の実施、を約束した。しかしながら、寧辺の 3 つの核施設の無能力化は作業が進められているものの、核計画の申告を含め、北朝鮮はこれらの措置を期限内に完了しなかった。

（３）北朝鮮は核、ミサイル等の安全保障上の問題の解決に向けた具体的な行動をとっておらず、今後とも粘り強く取り組む必要がある。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

北朝鮮の核問題及びミサイル問題は、我が国の平和と安全に対する直接の脅威であるのみならず、国際的な不拡散体制に対する深刻な挑戦であり、一刻も早い解決が必要である。北朝鮮の核問題及びミサイル問題の平和的解決を図る上で、六者会合は、現時点において最も現実的かつ有効な枠組みである。今後とも、まずは「第二段階の措置」の早期実施、更には、六者会合共同声明の完全な実施に向けて、関係国との連携・協力を強化し、これまで以上の外交努力を傾注する必要がある。

事務事業名 拉致問題を含む日朝間の懸案解決や日朝関係の改善に向けた取組

事務事業の概要

（１）北朝鮮による拉致問題は、我が国の主権にかかわる重大な問題であるとともに、国民の生命と安全に関わる重大な人道上の問題である。引き続き「日朝国交正常化のための作業部会」等を通じ、北朝鮮側に対し、拉致問題の「進展」、更には「解決」に向けた具体的な行動を求めていく。同時に、国際連合、六者会合、G 8 首脳会合等、あらゆる外交上の機会をとらえ、拉致問題解決に向けた国際的な連携の強化のために努力する。

（２）拉致問題を含む諸懸案を包括的に解決した上で日朝国交正常化を実現する。

有効性（具体的成果）

（１）第２回「日朝国交正常化のための作業部会」

六者会合の枠組みの下に、平成19年3月の第1回「日朝国交正常化のための作業部会」に引き続き、9月に第2回「日朝国交正常化のための作業部会」が開催された。日朝双方は、今後、日朝平壤宣言にのっとり、日朝間の不幸な過去を清算し、懸案事項を解決して国交正常化を早期に実現するため、双方が誠実に努力すること、また、今後、このための具体的な行動につき協議し、実施していくことで一致した。

（イ）同作業部会において、拉致問題については、日本側より、すべての拉致被害者の安全確保と即時帰国、真相究明、拉致被疑者の引渡し等を改めて要求したところ、北朝鮮側からは、これまで誠意を持ってできるだけだけの努力をしてきた等の発言があった。

（ロ）また、不幸な過去の清算を含む国交正常化問題については、日本側から、日朝平壤宣言で確認された、いわゆる「一括解決、経済協力方式」が唯一の現実的な解決策である旨を改めて説明するとともに、「一括解決、経済協力方式」の意味するところを丁寧に説明し、北朝鮮側からは、「補償」や在日朝鮮人の地位の問題、文化財の問題等に関する立場が表明された。

（２）拉致問題解決に向けた国際的な連携を強化できたことは一定の成果であった。我が国の積極的な外交努力により、平成19年12月の国連総会では、拉致問題を国際的懸念事項とする北朝鮮人権状況決議が採択され、また、平成19年6月のG8首脳会合では、北朝鮮に対し「拉致問題の早急な解決」を求める議長総括が発出されたことは評価できる。また、米国・中国等との首脳・外相会談等を通じ、拉致問題解決に向けた支持・協力を再確認したことも成果として挙げられる。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

拉致問題は、我が国の主権にかかわる重大な問題であるとともに、国民の生命と安全に関わる重大な人道上の問題であり、一刻も早い解決が必要である。また、福田政権の最重要課題の一つであり、対応を強化する必要がある。これまでのところ、北朝鮮側から具体的な対応が示されていないため、具体的進展は得られていないが、国際社会は、これまで以上に明確に北朝鮮に拉致問題の早期解決に向けた具体的な行動を求めており、我が国としても、北朝鮮に対する働きかけを強化すると同時に、関係国との連携を一層強化する必要がある。

評価をするにあたり使用した資料

平成20年版外交青書

HP掲載の下記資料

http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/n_korea/data.html（基礎データ）

http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/n_korea/abd/index.html（日朝関係）

http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/n_korea/6kaigo/index.html（六者会合）

http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/n_korea/6kaigo/6kaigo6_2kjs.html（共同声明の実施のための第二段階の措置（仮訳））

http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/n_korea/6kaigo/6kaigo5_3ks.html（共同声明の実施のための初め段階の措置（仮訳））

http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/n_korea/seijyoka2.html（第2回「日朝国交正常化のための作業部会」(概要)(平成19年9月)）

http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/n_korea/kakumondai0609.html (北朝鮮の核問題)

http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/n_korea/abd/missile.html (北朝鮮によるミサイル発射)

http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/n_korea/abd/rachi.html (北朝鮮による日本人拉致問題)

http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/s_koi/n_korea_02/sengen.html (日朝平壤宣言)

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域 当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

- 1 - 3 未来志向の日韓関係の推進

事務事業名 日韓間の過去に起因する諸問題への取組

事務事業の概要

過去に起因する諸懸案について、人道的観点から真摯に対応する。具体的には、朝鮮半島出身者の遺骨調査・返還に向けた作業の推進、在韓被爆者への対応、在韓ハンセン病療養所入所者への対応、在サハリン「韓国人」に対する支援など、多岐にわたる分野で真摯に取り組む。日韓歴史共同研究を推進し、正確な歴史事実と歴史認識に関する相互理解促進に努める。

有効性（具体的成果）

- (1) 朝鮮半島出身者の遺骨調査・返還については、平成18年8月を皮切りに平成20年3月までに旧民間徴用者等の遺骨の現地調査を計31回実施し、また、旧軍人・軍属の遺骨についても、平成20年1月、東京都目黒区祐天寺に保管されてきた旧軍人・軍属の遺骨101体を遺族に返還するなど着実な進展があった。また、厚生労働省が保管していた朝鮮半島出身旧軍人・軍属の供託書正本の写し約11万人分を韓国政府に引き渡したほか、韓国人遺族による海外追悼巡礼を実施(平成19年8月マニラ、11月沖縄)した。
- (2) 在サハリン「韓国人」支援については、永住帰国・一時帰国支援等を着実に実施した。
- (3) 在韓被爆者問題については、在外公館での健康管理手当支給申請の受付を平成17年11月30日より開始した。これを受け、平成20年4月30日現在、各在外公館で受け付けた支給申請は458件に上り、このうち260件が在韓被爆者である。
- (4) また、第二期日韓歴史共同研究については、平成18年度中に日韓間で協議を重ね、平成19年には本格的に始動し、同年中に2回の共同研究委員会全体会合(6月及び11月)が開催された。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

未来志向の日韓関係を更に発展させていく上で、韓国国民の過去をめぐり的心情を重く受け止めつつ、日韓の過去に起因する諸問題に人道的観点から真摯に対応していくことは不可欠である。今後も、諸問題の解決へ向けた進展を得られるよう、地道な外交努力の継続が必要である。

事務事業名 政治分野の対話の促進

事務事業の概要

首脳・外相レベルの会談を始めとした政府間の対話を緊密に実施し、日韓間の諸問題に対応するとともに、北朝鮮をめぐり問題等日韓共通の課題に対する協力・連携の強化等を図る。

有効性（具体的成果）

福田総理は、平成20年2月25日の大統領就任式に出席後、李明博新大統領との間で首脳会談を行い、両首脳は、日韓間の協力を一層緊密なものとする「日韓新時代」を拓いていくことの重要性で一致するとともに、両首脳が形式張らずに頻りに往来する「シャトル首脳外交」を実施していくことで合意した。また、平成19年度には、11月の首脳会談のほかにも、2回の電話首脳会談(9月及び10月)、5回の外相会談(5月(於:エジプト)、6月(於:韓国)、9月(於:オーストラリア)、9月(於:米国)及び11月(於:

シンガポール))、3回の日韓外相電話会談(6月及び8月に2回)、2回の日韓安保対話(5月及び10月)を実施するなど、日韓両国の政府間対話の頻度が高まった。特に、北朝鮮問題という共通の課題に対し、日韓間の連携・協力を推し進め、10月には六者会合成果文書である「共同声明の実施のための第二段階の措置」の採択等、六者会合における具体的な成果に結びつけることができた。この中で、北朝鮮が平成19年末までに、寧辺(ヨンピョン)の3つの核施設の無能力化の完了、すべての核計画の完全かつ正確な申告の実施、を約束したことは一定の成果であった。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

日韓関係を未来志向に発展させていくためには、政治分野での緊密な対話は不可欠である。多くの二国間の諸懸案を適切に解決し、日韓関係全体を大局的に進展させていくとの観点から、また、北朝鮮問題等、日韓共通の課題に連携・協力していくために、今後も、より一層緊密な対話及び連携・協力の強化を進めていく必要がある。

事務事業名 人的交流の拡大

事務事業の概要

「21世紀東アジア青少年交流」の下での青少年交流事業や「日韓交流おまつり2007 in Seoul」を始めとする各種文化交流事業、知的交流も積極的に実施する。

有効性(具体的成果)

- (1) 人的交流を拡大するための環境整備として、平成17年度に金浦 - 羽田直行便の倍増、韓国人に対する無期限査証免除を実施したことを受け、平成19年の訪日韓国人は約260万人、訪韓日本人は約224万人に上り、日韓間の往来者数が年間約484万人に達した。
- (2) また、平成17年の「日韓友情年2005」事業の一つとして成功を収めた「日韓交流おまつり」はその後も継続して開催され、3回目となった平成19年は、ソウル市の協力も得て開催場所をソウル市庁舎前広場に移し、「日韓交流おまつり2007 in Seoul」が10月に開催された。日韓双方の民俗芸能団等が約60団体参加し、朝鮮通信使400周年を記念した再現行列のパレードも行い、約7万5千人の観客を集めた。
- (3) 平成19年1月に開催された第2回東アジア首脳会議(EAS)で安倍総理(当時)が発表した「21世紀東アジア青少年大交流計画」の下、今後5年間、韓国から毎年1000人程度の青少年を日本に招くこととなり、平成19年度は、約1500人の中高生、大学生、教員等が訪日した。
- (4) さらに、平成20年2月の日韓首脳会談において、福田総理と李明博(イ・ミョンバク)大統領は、若者交流を含む人的交流を一層拡充することが重要であるとの認識で一致した。また、大学生交流や知的交流を協力して進めていくことが重要であるとの点で一致し、そのような交流の具体的なプログラムを協力して作っていくこととなった。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

人的交流の拡大は、日韓の相互理解を促進し、信頼関係を構築して行く上で、不可欠である。「日韓交流おまつり」等の文化交流事業が円滑に実施されるよう支援するとともに、「21世紀東アジア青少年大交

流計画」に基づく青少年交流事業を着実にかつ効果的に実施し、2月の首脳会談で合意された大学生交流や知的交流を協力して進めていく等、引き続き両国の交流拡大とそのための環境整備に努めていく。

事務事業名 日韓間の懸案への対応

事務事業の概要

竹島問題や海洋の問題等の日韓間の懸案を平和的に解決するため、粘り強く外交努力に努める。この際、我が国として主張すべきは主張しつつも、こうした日韓間の一部の問題をめぐる立場の相違が日韓の友好協力関係全般を後退させることのないよう、大局的な見地からの解決を図る。

有効性（具体的成果）

平成18年に再開されたEEZ境界画定交渉は、平成19年3月に続き、6月にも行われ、現在も交渉が継続中である。また、EEZ境界画定の交渉には一定の時間がかかることから、喫緊の課題として、海洋の科学的調査に係る暫定的な協力の枠組み交渉も併せて行っている。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

これら諸懸案は、我が国の国益上重要な問題であると同時に、その帰趨如何によっては、日韓双方の国民感情にも影響を及ぼす。我が国としては、主張すべきは主張しつつ、これらの問題の解決のため粘り強く努力すると同時に、日韓両国の未来志向的な関係の発展のために大局的な判断に立って対応する必要もあり、更なる外交努力を傾けていくことが必要である。

事務事業名 経済緊密化のための各種協議の推進

事務事業の概要

日韓EPA交渉の早期再開・妥結を通じ、東アジアの先進資本主義国たる日韓両国の経済関係を更に深め、両国のみならず地域の経済発展に寄与することを目指す。

有効性（具体的成果）

年々益々深化・拡大する日韓経済関係を背景に、平成19年7月に第6回日韓ハイレベル経済協議が開催され、グローバルな経済問題、両国のマクロ経済の現状と政策及び両国の通商政策、両国の経済通商分野での協力等について意見交換が行われた。日韓ハイレベル経済協議を始めとする対話の積み重ねにより、平成20年2月25日の日韓首脳会談においては、平成16年11月以降中断している日韓EPA交渉の再開を検討していくこととなった（その後、4月21日の日韓首脳会談での合意に基づき、6月25日に実務協議が開催された。両国の立場を3年半ぶりに整理し、双方の理解を深めることができ有意義であった。）

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

日韓両国の経済関係の強化、就中日韓EPAは、「日韓新時代」を象徴するものであり、両国のみならず地域の経済発展や安定にとっても重要である。日韓EPA交渉の早期再開・妥結に向け、更なる外交努力を傾けていくことが必要である。

評価をするにあたり使用した資料

平成 20 年版外交青書

外務省 HP 掲載の下記資料

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/korea/data.html> (基礎データ)

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/korea/pdfs/josei.pdf> (最近の韓国情勢)

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/korea/pdfs/kankei.pdf> (最近の日韓関係)

http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/korea/pdfs/kankei_h.pdf (最近の日韓関係年表)

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/korea/pdfs/keizai.pdf> (韓国経済の現状と日韓経済関係)

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/korea/visit/index.html> (要人往来)

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/korea/cv/index.html> (要人略歴)

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/korea/kaidan/index.html> (首脳・外相会談等)

http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/s_fukuda/korea_08/gaiyo.html (福田内閣総理大臣の韓国訪問
(概要)(平成 20 年 2 月))

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/korea/koryu/index.html> (日本と韓国間の交流)

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/korea/rekishi/index.html> (日韓歴史共同研究)

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_korea/index.html (日韓 EPA)

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/takeshima/index.html> (竹島問題)

http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/nihonkai_k/index.html (日本海呼称問題)

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域 当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

- 1 - 4 未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル関係の強化

事務事業名 様々なレベルにおける率直な間断なき対話の実施

事務事業の概要

- (1) 政府ハイレベルを含む様々なレベルでの胸襟を開いた対話の実施。
- (2) 「戦略的互惠関係」の構築に向け、幅広い分野について、様々なレベルで対話を強化。

有効性(具体的成果)

平成19年度においては、平成19年4月の温家宝中国国務院総理の日本訪問(「日中共同プレス発表」を発売)や、平成19年12月の福田総理の中国訪問の他、第三国における国際会議の機会を利用して、日中首脳会談や日中外相会談を実施した。この他、高村外務大臣の他6閣僚が参加した日中ハイレベル経済対話、日中戦略対話(次官級)、4回の東シナ海等に関する日中協議(局長級)など、様々な分野・レベルで意見交換を行い、「戦略的互惠関係」の構築に向けた具体的協力が話し合われた。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

温家宝中国国務院総理の訪日、福田総理の訪中等のハイレベル往来等を通じ、アジア及び世界の平和、安定及び発展に共に貢献していく「戦略的互惠関係」の具体化を進展させた。頻繁な首脳間の対話以外にも、経済閣僚間の定期的な対話、その他閣僚間の対話、政治、安全保障、経済、社会、文化等各分野の関係当局の協議を推進した。今後もアジア及び世界に貢献しながら日中両国が共通利益を拡大していく「戦略的互惠関係」の構築及び懸案の適切な処理に向けて、様々な分野においてより一層対話を強化していく必要がある。

事務事業名 新日中友好21世紀委員会の実施等、民間有識者を含む重層的な交流の推進

事務事業の概要

日中両国の有識者による新日中友好21世紀委員会の開催をはじめとする日中間の民間有識者を含む重層的な交流を促進し、相互理解・信頼醸成に努める。

有効性(具体的成果)

平成19年度は、新日中友好21世紀委員会第6回会合を秋田県で開催し、第7回会合を北京で開催した。日中関係改善の現状を評価し、「戦略的互惠関係」の構築を如何に進めていくかにつき率直な意見交換が行われた。

また、歴史に対する客観的な認識を深めることによって相互理解の増進を図るべく、日中歴史共同研究の会合が催された。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

新日中友好21世紀委員会は、平成20年末に日本で最終会合を実施し、最終報告書を作成する予定である。日中歴史共同研究は、平成20年6月または7月に両首脳に成果を報告する予定である。これらはいずれも

日中首脳間の合意に基づき、日中双方の委員が忌憚のない議論を重ねる場であり、かかる交流・対話の場は、相互理解と信頼に基づく未来志向の日中関係の発展にとって極めて有意義である。日中平和友好条約締結30周年に当たる平成20年は「日中青少年友好交流年」でもあり、幅広い交流を実施するとともに、様々な形で民間有識者の交流も促進していく。

事務事業名 日中ハイレベル経済対話をはじめとする各種経済協議

事務事業の概要

日中経済の現状と今後のあり方につき、マクロ経済や貿易・投資等にかかる問題解決や協力促進につき総合的な見地から議論を行い両国経済の相互補完関係を一層強化するとともに、両国経済関係の進展をはかる。

有効性（具体的成果）

平成19年度には、高村外務大臣をはじめとする日本側6閣僚が参加して、第1回日中ハイレベル経済対話（12月）が実施された。知的財産権保護やビジネス環境改善等の貿易・投資、両国のマクロ経済政策、環境・気候変動、地域・国際経済上の課題等について議論を行い、合意事項を文書にまとめた。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

貿易総額や投資量の総計を見ても、我が国にとっての日中経済関係の重要性はますます増大し、また、国際社会における日中経済関係の重要性も増大している。日中経済関係が健全に発展し、世界経済の持続的発展に貢献していくために、日中間の対話を深め、紛争の原因となる事象の早期発見、紛争の未然防止に努めることが必要である。閣僚レベルの第1回「日中ハイレベル経済対話」は成功裡に開催されたところ、同対話を継続実施するとともに、その他の事務レベルの経済協議を充実発展させていく必要がある。

事務事業名 各種招聘事業の重層的実施による対日理解強化

事務事業の概要

各種招聘事業・知的交流事業の実施

（1）政府関係者、研究者等以外に日中両国の国民レベル、特に若い世代の間の相互理解の促進のため、青少年交流を中心に積極的に実施。また、日中関係をめぐる諸課題等に関する両国有識者による意見交換を支援し、両国国民に専門的な見地から分析された情報を発信することにより、両国国民間の相互理解を促進する。

（2）日中双方の国民レベルでの相互理解の不足が指摘されている中、「日中文化・スポーツ交流年」等を通じ、両国の国民間の幅広い交流を促進し、両国国民の相互理解を促進する。

有効性（具体的成果）

平成19年度においては、

（1）政府関係者、研究者、メディア関係者など80名規模の招聘事業を実施し、日中双方の国民が直接交流することを通じ、両国間の人的チャネルの構築、特に中国の知日派の育成に寄与した。

（2）「日中研究交流支援事業」により合計4件の学術交流に対し助成を実施した。両国の有識者による

共同研究事業を促進し、その結果を両国国民に情報として発信し、両国国民の日中関係に対する理解を促進した。

(3) 日中の高校生を中心とした若者が相手国で生活し、交流を通じて相互理解を深める「日中21世紀交流事業」を実施した。短期では1900名、中長期では37名の中国の高校生等が我が国を訪問し、我が国からも200名の高校生等青少年が中国を訪問し、相互理解を促進した。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

日中両国の国民間での相互理解の必要性が一層増している中、各招聘や日中知的交流事業の実施を通じて国民レベルの直接の交流を一層拡大していくことは極めて重要。平成19年は、2007「日中文化・スポーツ交流年」でもあったが、両国民、特に青少年の交流を飛躍的に展開し、両国民の間の友好的な感情を増進することができた。累次の機会に青少年交流等の重要性が確認されており、平成20年は「日中青少年友好交流年」として様々な活動を行っていく予定である。

事務事業名 日本・モンゴルパートナーシップ推進事業による閣僚レベル招聘を通じた対日理解促進

事務事業の概要

外務大臣を除くモンゴル国閣僚の中から時宜に応じて毎年数組を招聘し、我が国の官民関係者との意見交換及び各種視察を通じた対日理解の促進を図る。

有効性(具体的成果)

平成19年度は建設・都市計画大臣を招聘し、当省国際協力局、国土交通省及びJICA関係者等との意見交換を行うとともに、都内の再開発地区や多摩ニュータウン等の具体的な現地視察を実施し、焦眉の課題であるウランバートルの都市再開発に向けた知見を得る一助とすることができた。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

開始してから十数年の実績を有する本件事業はモンゴルの民主化・市場経済化支援に資するものとしてモンゴル政府より高く評価されている。閣僚からのトップダウンを原則とするモンゴルの組織文化、政治過程を考えると、平成20年6月の総選挙を受けて発足する新政府の閣僚を招聘し、引き続き対日理解の促進を図っていくことが重要である。

評価をするにあたり使用した資料

- ASEAN関連首脳会議における日中外相会談(概要)(平成19年1月)
- 李肇星外交部長の来日(概要)(平成19年2月)
- SAARC首脳会議における日中首脳会談(概要)(平成19年4月)
- 温家宝国务院総理の来日(概要)(平成19年4月)
- ASEM外相会合における日中外相会談(概要)(平成19年5月)

日中外相会談（概要）（平成19年6月）
G8サミットにおける日中首脳会談（概要）（平成19年6月）
ASEAN関連外相会議における日中外相会談（平成19年8月）
APEC閣僚会議における日中外相会談（概要）（平成19年9月）
安倍総理と胡錦濤国家主席とのAPEC首脳夕食会におけるやりとり（平成19年9月）
賈慶林中国人民政治協商会議全国委員会主席の来日（概要）（平成19年9月）
日中電話首脳会談（概要）（平成19年9月）
国連総会における日中外相会談（概要）（平成19年9月）
ASEAN関連首脳会議における日中首脳会談・昼食会（概要）（平成19年11月）
高村外務大臣の中国訪問（平成19年12月）
福田総理の中国訪問（平成19年12月）
唐家璇中国国務院国務委員による福田総理表敬（概要）（平成20年2月）
高村外務大臣と唐家璇中国国務委員の会談（概要）（平成20年2月）
エンフバヤル大統領の来日（平成19年2月）
オヨーン外務大臣の来日（平成20年3月）
日中歴史共同研究（概要）（平成20年1月）
日中歴史共同研究第3回会合（概要）（平成20年1月）

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域 当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

- 1 - 5 タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの 友好関係の強化

事務事業名 要人往来をはじめとする対話・交流の継続・促進

事務事業の概要

(1) タイ

(イ)平成19年4月、スラユット首相が訪日し、安倍総理(当時)との首脳会談を実施し、日タイ経済連携協定(JTEPA)に署名を行った。

(ロ)平成19年5月、サワニット外務副大臣が訪日し、浅野外務副大臣(当時)とともに、日タイ修好120周年記念事業の一環として東京で行われたタイ・フェスティバルに出席した。

(ハ)平成19年9月26日の日タイ修好120周年の調印記念日に、タイ側は東京にてタイ式東屋の寄贈式を、日本側はバンコクにて記念コンサートをそれぞれ実施した。タイからはサワニット外務副大臣が訪日し、木村副大臣と意見交換を行った。

(ニ)平成19年10月、チュラポン王女殿下が名古屋大学での御研究のため来日されるとともに、天皇皇后両陛下とご親交を深められた。

(ホ)平成19年11月、ニット外務大臣が来日し、高村外務大臣との外相会談を実施した。また、11月1日の日タイ経済連携協定の発効にあわせて、両大臣に加えてチャロンポップ財務大臣、関係省庁副大臣、政務官も交えて日タイ経済連携協定にかかる合同委員会が開催された。

(ヘ)平成19年12月、日タイ修好120周年の締めくくりとなる日タイ・フェスティバル2007に出席するため宇野大臣政務官がタイを訪問した。

(ト)平成20年1月、ニット外務大臣が日メコン外相会議に出席するため来日し、高村外務大臣との外相会談を実施した。

(2) ベトナム

(イ)平成19年は、前年のズン首相訪日時に発出された「共同声明」において提唱された「戦略的パートナーシップ」の具体化に向けて、様々な分野において要人往来は一層活発化した。

(ロ)平成19年5月、キエム副首相兼外務大臣が訪日し、麻生外務大臣(当時)と同副首相の共同議長で「第1回日ベトナム協力委員会」が開催された。

(ハ)平成19年6月、チョン副首相が我が国司法制度の研究のために訪日し、ベトナムにおける司法改革に関する二国間協力につき、安倍総理(当時)をはじめとする我が国政府関係者等との意見交換を行った。

(ニ)平成19年10月、ヴィエット政治局員が訪日し、越日友好議員連盟会長として、我が国政府・国会・各政党の指導者との意見交換を行った。

(ホ)平成19年10月及び同12月、木村外務副大臣はベトナムを訪れ、我が国円借款で建設中のカントー橋崩落事故に関して、我が国を代表して遺憾の意を表するとともに、今後の対応につき、ズン首相をはじめ政府要人との意見交換を行った。

(ヘ)平成19年10月、杉良太郎日ベトナム親善大使はベトナムを訪問し、「ベトナムにおける学生による映画選手権」第1回全国大会に出席するとともに、ベトナム要人との意見交換を行った。

(ト)平成19年11月、チエット国家主席が、ベトナムから初の国家主席かつ初の国賓として訪日し、宮中行事、衆参両議院議長訪問、首脳会談、経済セミナー、地方視察等を行い、福田総理との間で新たな共

同声明を發出し、二国間関係を更に深化、強化することで合意した。

(チ)平成20年1月、キエム副首相兼外務大臣は、日メコン外相会議出席のために訪日した際、福田総理大臣表敬、高村外務大臣との二国間外相会談を実施した。

(リ)平成20年3月、チョン国会議長が河野衆議院議長の招待により訪日し、天皇皇后両陛下謁見、衆参両議院議長との会談、地方視察等を行った。

(ヌ)平成20年3月、ニャン副首相兼教育訓練大臣が外務省賓客として訪日し、町村官房長官、高村外務大臣をはじめとする我が国政府要人との会談、ベトナム博士育成計画などに関する覚書署名式への出席、大学及び教育関連機関訪問等を行った。

(3) カンボジア

(イ)平成19年6月、フン・セン首相が公賓として訪日、天皇陛下に謁見し、安倍総理(当時)と会談すると共に、同総理との間で日カンボジア共同声明及び二国間投資協定に署名した。

(ロ)平成19年8月、キュー・カニヤリット情報大臣が宮沢元総理葬儀出席のため弔問特使として訪日した。

(ハ)平成20年1月、ハオ・ナムホン副首相兼外相が日メコン外相会議に出席するために訪日し、高村外務大臣との外相会談及び「ノンプロジェクト無償資金協力」他一件の経済協力案件に関する交換公文に署名した。

(ニ)平成20年3月、ティア・パニユ副首相兼国防大臣が外務省賓客として訪日し、高村外務大臣、石破防衛大臣他我が国要人と会談した。

(4) ラオス

(イ)平成19年5月、ブアソーン首相が実務訪問賓客として訪日し、安倍総理(当時)との会談を行い、共同プレス発表を發出したほか、天皇陛下御引見、衆・参両院議長への表敬、投資セミナーでの講演等を行った。

(ロ)平成19年8月、ポンサワット外務副大臣が故・宮沢元総理の自民党・内閣合同葬への弔問特使として訪日した。

(ハ)平成19年12月、ピエンチャンで日ラオス官民合同対話第1回会合が開催され、スリヴォン計画投資委員長(大臣)他ラオス政府関係者、宮下駐ラオス大使、JICA、JETRO等の関係機関、日系企業の代表者等が出席。ラオスの貿易・投資環境改善に向けて日本側より政策提言を行った。

(ニ)平成19年12月、ピエンチャン一号线開通・引渡式に出席するため宇野大臣政務官がラオスを訪問し、ブアソーン首相、トンルン副首相兼外務大臣等との会談を行った。

(ホ)平成20年1月、トンルン副首相兼外務大臣が日メコン外相会議に出席するため来日し、高村外務大臣との外相会談及び日・ラオス投資協定への署名を行った。

(5) ミャンマー

(イ)平成19年5月、麻生外務大臣(当時)は、ドイツのハンブルクにおけるアジア欧州会合(ASEM)外相会議の機会に、ニャン・ウイン外相との外相会談を実施し、アウン・サン・スー・チー女史の自宅軟禁延長への対応を申し入れ、民主化につき働きかけを行った。

(ロ)平成19年6月、浅野外務副大臣(当時)は、訪日したマウン・ミン外務副大臣と会談し、民主化についての働きかけを行った。

(ハ) 平成 19 年 9 月、高村外務大臣は、ニューヨークにおいてニャン・ウイン外相との外相会談を実施し、邦人死亡について遺憾の意を伝え強く抗議するとともに、対話を通じた事態収拾等を申し入れた。

(ニ) 平成 19 年 10 月、藪中外務審議官(当時)は、首都ネーピードーでマウン・ミン外務副大臣等と会談し、邦人死亡事件の真相究明及び死亡した邦人のすべての遺留品の返還を求めるとともに、デモにおける被拘束者の釈放、民主化及びスー・チャー女史の釈放を求めた。

(ホ) 平成 19 年 11 月、木村外務副大臣は、訪日中のマウン・ミン外務副大臣と会談した。

(ヘ) 平成 19 年 11 月、シンガポールにおけるアセアン関連会合の機会に、福田総理はテイン・セイン首相との首脳会談を実施し、高村外務大臣はニャン・ウイン外相との外相会談を実施した。それらの会談において、ミャンマー側に対し、邦人死亡について遺憾の意を伝え強く抗議するとともに、民主化について働きかけを行った。

(ト) 平成 20 年 1 月、高村外務大臣は、日メコン外相会議の際に訪日したニャン・ウイン外相との外相会談を実施し、民主化及び邦人死亡事件の真相究明等につき働きかけを行った。

有効性(具体的成果)

(1) タイ

(イ) 平成 19 年 4 月、スラユット首相が訪日した際、我が国は伝統的な両国の友好関係にも鑑み、首脳会談及び宮中行事を含む可能な限りの接遇をもって処する一方、タイが取り組むべき民主的な体制回復も改めて働きかけた。このことは、政変により、国際的に疎外感を感じているタイに対して、皇室と王室の関係を象徴とする日タイ両国の伝統的かつ緊密な友好関係を再認識させるとともに、窮地において信頼できる国としての我が国のイメージを確立する上で効果があったと考えられる。

(ロ) また、スラユット首相の訪日により、タイの国内政治の混乱により影響を受けていた日タイ経済連携協定の署名に運びつけることができた。同協定は、経済のみならず今後の日タイ関係を大きく進展させるものとして高い期待を集めている。その後、同協定は、両国における諸調整を経て、同年 11 月に高村外務大臣及びニット外務大臣の出席の下で発効を迎えたことで、将来に向けた日タイ両国関係の方向性を内外に大きくアピールすることとなった。

(ハ) 平成 19 年の一年を通して、日タイ修好 120 周年を記念する 300 を越える多数の記念事業が行われた。また、節目となる大きな行事には、日タイ両国要人の出席を確保したことで、日タイ修好 120 周年の認知を高めるとともに両国民の間で友好関係の機運を高めることに繋がった。

(ニ) 平成 19 年度、タイ外相は 4 回にわたって来日し、日タイ外相会談が 3 回行われたことで、日タイハイレベルでの頻繁かつ率直な意見交換の機会が設けられた。

参考 1 : 日本からタイへの渡航者数(出典; タイ政府観光庁)

平成 19 年 124 万人

平成 18 年 129 万人

平成 17 年 118 万人

参考 2 : タイから日本への渡航者数(出典; タイ政府観光庁)

平成 19 年 23 万 4 千人

平成 18 年 19 万 2 千人

平成 17 年 16 万 8 千人

(2) ベトナム

(イ)平成19年5月、キエム副首相兼外務大臣が訪日し、麻生外務大臣(当時)と同副首相を共同議長とする「第1回日ベトナム協力委員会」を開催した。同委員会は、平成18年10月のズン首相訪日時の首脳会談で開催合意されたものであり、第1回会合においては、両国外相間で同委員会の設立に関する覚書が署名された。本協力委員会は、今後、政治、経済、科学技術、文化を含む両国間の互恵的協力関係全体についての方向性を定期的に議論する場として日越関係において重大な意義を有するものである。

(ロ)平成19年10月及び12月、木村外務副大臣はベトナムを訪れ、カントー橋崩落事故(平成19年9月26日発生)に関し、事故現場を視察の上、ズン首相等ベトナム政府要人との会談を行い、我が国を代表して遺憾の意を表するとともに、今後の対応に関する意見交換を行った。その後、平成19年10月にベトナム政府が設置した国家事故調査委員会に、我が国政府は塩井幸武・八戸工業大学名誉教授を派遣し、事故原因の究明作業にあっている。平成19年11月13日、木村外務副大臣を議長とした「カントー橋崩落事故再発防止検討会議」が設置され、これまでに5回の会合が開催された。本会議では、ベトナム国家事故調査委員会による今後の原因究明を踏まえ、今後の円借款事業に係る案件監理の改善点や同種事故の再発防止策等を検討していく予定である。

(ハ)平成19年10月、杉良太郎日ベトナム親善大使はベトナムを訪問し、杉大使自らが発案・参画する「ベトナムにおける学生による映画選手権」第1回全国大会に出席し、両国の国民レベルの相互理解、友好親善に大きく貢献した。本事業は規模を年々拡大して開催される見込みであり、「日メコン交流年」にあたる平成21年には、対象となる学生をメコン5か国に広げる構想へとつながる大きな意義を有する事業である。

(ニ)平成19年11月、チエット国家主席が、ベトナムからの初の国家主席かつ初の国賓として訪日し、歓迎行事、宮中晩餐、衆参両議院議長訪問、首脳会談、総理主催夕食会、経済セミナー、京都・大阪視察等を行った。福田総理との間で、「深化する日越関係に関する共同声明」を公表し、44項目からなる「戦略的パートナーシップに向けたアジェンダ」に従い、二国間関係を一層拡大、強化していくことで一致した。約130名の企業関係者等が同行し、東京・大阪において経済セミナー及びビジネス交流会を実施し、両国企業間で25件総額約45億ドルの民間契約が調印される等、経済面でも具体的成果をもたらした。

(ホ)平成20年1月、キエム副首相兼外務大臣が日メコン外相会議出席のために訪日した際、福田総理表敬、高村外務大臣との二国間外相会談を行い、日越外交関係樹立35周年記念事業の開催、日越経済連携協定(EPA)の早期締結、3案件(南北高速鉄道、南北高速道路、ホアラック・ハイテクパーク)実施促進等につき意見交換を行い、「戦略的パートナーシップ」強化に向けた取組が確認された。

(ヘ)平成20年3月、チョン国会議長が河野衆議院議長の招待により訪日し、衆参両院議長との会談、天皇皇后両陛下御謁見、日越友好議員連盟昼食会、経済セミナー(東京及び大阪)、京都視察等を行った。ベトナム国会議長の訪日は平成14年のアン議長以来約6年振りであり、「戦略的パートナーシップ」に基づき議会間交流も活発化していることを示す重要な意義を有するものであった。

(ト)平成20年3月、ニャン副首相兼教育訓練大臣が、外務省賓客として訪日し、政府要人(高村外務大臣、町村官房長官、渡海文部科学大臣、木村外務副大臣)との会談、ベトナム博士育成計画などに関する覚書署名式への出席、大学(東京大学、慶応大学、早稲田大学、長岡技術科学大学、京都大学、立命館大学、大阪大学)や教育関連施設訪問、国会議員(日越友好議員連盟等)との意見交換等を行った。ニャン副首相が主導する「博士育成計画」等に対して、日本として産官学一体で協力姿勢を示すことで、「戦略的パートナー」に向けた教育分野における日ベトナム関係の具体的進展をもたらすことができた。

参考1：日本からベトナムへの渡航者数（ベトナム観光総局）

平成19年 41万人（+10.8%）

平成18年 38万人（+13.4%）

平成17年 34万人（+26.7%）

（3）カンボジア

（イ）平成19年6月、フン・セン首相が公賓として訪日、天皇陛下に謁見し、安倍総理（当時）と会談すると共に、同総理との間で日カンボジア共同声明及び二国間投資協定に署名した。安倍総理との会談においては、両国は協力の歴史が培った信頼の絆で深く結ばれていることを確認し、共同声明の発出及び二国間投資協定への署名で一致し、日本としてはカンボジアを含むメコン地域を経済協力の重点地域としてODAを拡充するとの方針を伝達し、安保理改革（日本の常任理事国入り支持）、拉致問題（次回の北朝鮮人権状況決議への支持）、気候変動（日本の新提案「美しい星50」への評価・支持）等、国際場裡の課題での協力促進を確認した。

（ロ）平成20年3月、ティア・パニユ副首相兼国防大臣が外務省賓客として訪日し、高村外務大臣、石破防衛大臣他我が国要人と会談した。二国間関係としては初めての防衛・国防大臣会議となった。今後両国間の防衛交流を活発化させるため、我が方ベトナム大使館の防衛駐在官がカンボジアを兼轄することで一致した。日本は、90年代のカンボジアPKOに初めて参加したが、和平と安定が達成されたカンボジアは自らの経験を活かすべく、スーダンにPKO（地雷除去）要員を派遣していることを踏まえ、今後PKO分野での取組を開始したカンボジアと連携していくことで一致した。

参考1：日本からカンボジアへの渡航者（カンボジア開発評議会）

平成19年 16.1万人

平成18年 15.8万人

平成17年 13.8万人

（4）ラオス

（イ）平成18年12月に東西回廊がほぼ開通したことにより、地域交通の要衝であるラオスへの日系企業の関心が高まっている中で、平成19年3月より日・ラオス投資協定の交渉を開始し、平成20年1月には署名を行うことができた。また、日系企業が投資を行う上で重要な投資環境改善のため、平成19年12月に日ラオス官民合同対話第1回会合を実施した。

（ロ）平成19年5月にプアソン首相が来日した際には、安倍総理（当時）との間で今後の両国間の友好・協力関係の基礎となる日ラオス共同プレス発表を発出した。また、参議院ODA特別委員会において演説を行い、日本からの援助への高い評価と深甚なる感謝を表明した。

（ハ）平成19年12月に宇野外務大臣政務官がラオスを訪問した際には、ラオス首脳部との間で、両国間の貿易・投資促進や国際場裡における連携の強化に向けた緊密な協力を確認することができた。

（ニ）平成20年1月にトンルン副首相兼外務大臣が来日した際には、高村外務大臣との間で外相会談及び日・ラオス投資協定への署名を行い、両国間の協力関係の強化を確認した。また、東京及び地方における経済界との交流の機会に、同副首相は日・ラオス投資協定を紹介するとともに、日本からの投資促進のために商用目的で入国する日本国民（一般旅券所持者）への15日間の査証免除を発表し、更なる投資を呼びかけた。

参考：ラオスにおける在留邦人数

平成19年 453名（企業関係者114名）

平成18年 442名（企業関係者117名）

平成17年 436名（企業関係者104名）

（５）ミャンマー

日本は、ミャンマーの民主化・人権状況を憂慮しており、ハイレベルの要人往来は限られているが、伝統的な二国間関係を基礎に、種々の機会を捉えてミャンマー政府に対し対話を通じた働きかけを実施している。平成19年9月のデモ発生及び邦人死亡事件発生の際にも、速やかにハイレベルでミャンマー政府に対する申し入れ等を行うことができた。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 **今のまま継続** 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

相互訪問や二国間会談の実施を通じた政府首脳レベルの相互信頼関係の醸成は、二国間関係の重要な基盤となりうるものであり、今後とも積極的に継続していくこととする。この関係で、平成20年1月には初の日メコン外相会議が実現し、今後メコン地域5か国という枠組みの下でハイレベルの対話を実施されることは非常に重要である。

また、この地域との文化交流を通じた相互理解の推進も二国間関係強化に資するものとして積極的に取り進めていくこととする。

事務事業名 経済協議の推進と貿易投資環境の整備

事務事業の概要

経済成長の達成には民間企業の積極的な活動が不可欠であり、我が国の企業は、80年代以降、先進ASEAN諸国に直接投資を行い、現地における雇用拡大、技術移転を行ってきており、投資先の国が経済発展を達成する上で揺るぎない実績を上げている。

メコン河流域5か国は天然資源や優秀な労働力に恵まれた高い開発ポテンシャルを有する地域であり、民間投資・貿易先として有望である。事実、近年メコン地域（特にタイ、ベトナム）は貿易投資活動を通じた我が国との経済関係も緊密化していることから、経済連携協定や投資協定を締結することで貿易投資の大きな法的枠組みを整備していく。同時に日越共同イニシアティブや日ラオス官民合同対話などを通じて貿易投資を行う際に発生する具体的問題（輸入手続、投資許可手続、税金、滞在資格取得手続等）の解決に取り組むことで、これら国々の貿易投資先としての潜在的な能力を更に引き出ししていくことが重要である。

有効性（具体的成果）

（１）タイ

平成15年2月の日タイ首脳会談で日タイ経済連携協定の交渉開始に合意し、累次の交渉の結果として、平成17年9月に大筋合意に達した。平成18年2月には協定条文を基本的に確定するに至り、平成18年春の署名に向けて鋭意作業を進めていたが、タイ側の国内事情（下院解散、総選挙、選挙結果の無効・取消し、クーデター等）により、署名が延期されていた。その後、タイにおける新政権の発足を待って、タイ

側において国内環境が整備されたとの申し出があったことを踏まえて、スラユット首相訪日の機会を捉えた平成19年4月3日、日タイ経済連携協定の署名が行われた。同年11月1日、同協定は我が国国会での批准及びタイ側での手続きを経て発効し、同日には東京にて日タイ合同委員会の第1回会合が開催された。平成20年3月には、バンコクにて原産地に関する小委員会が開催され、その他の小委員会についても開催が予定されている。

参考1：日本の対タイ輸出額（財務省貿易統計）

平成19年 3兆0093億円
平成18年 2兆6647億円
平成17年 2兆4777億円

参考2：日本の対タイ輸入額（財務省貿易総計）

平成19年 2兆1536億円
平成18年 1兆9639億円
平成17年 1兆7175億円

参考3：日本からタイへの直接投資額（タイ投資促進委員会）

平成19年 1491億バーツ
平成18年 1105億バーツ
平成17年 1753億バーツ

（2）ベトナム

日越両政府・政府関係機関、経団連及び在ベトナム日本商工会による協議を通じてベトナムの投資環境を改善する「日越共同イニシアティブ」は、行動計画に記載された事項の85%が実現され、平成17年11月に成功裏に終了した。同イニシアティブによって日越双方にとって具体的な成果があがったことを受けて、平成18年2月に同様の仕組みでフェーズ2を開始した。フェーズ2においては、平成18年7月の合同委員会において行動計画を採択したが、平成19年11月、行動計画に記載された事項の93%について進捗していることを確認する最終評価を行った。今後は、基本的にフェーズ2までの枠組みを維持した形でのフェーズ3の開始を予定している。近年の日本企業による対越投資の急増は、政府のこのような取組も踏まえて、日本企業がベトナムを安定した投資先と評価していることの証拠であると考えられる。

またベトナムとの間の貿易投資促進のための大きな法的枠組みの整備を目指して、ズン首相が訪日した平成18年10月に日越両首脳が、日ベトナム経済連携協定の交渉を立ち上げた。これを受けて、日本及びベトナムにおいて6回にわたる交渉会合を開催し、平成20年4月には東京で第7回交渉会合を開催した。早期の交渉妥結を目指して、今後も鋭意交渉を進めていくこととする。

参考1：日本のベトナム輸出額（財務省貿易統計）

平成19年 6659億円
平成18年 4815億円
平成17年 3964億円

参考 2 : 日本の対ベトナム輸入額 (財務省貿易統計)

平成19年 7198億円
平成18年 6156億円
平成17年 5016億円

参考 3 : 日本からベトナムへの投資額 (ベトナム計画投資省)

平成 19 年 統計情報なし
平成 18 年 14.9 億ドル
平成 17 年 9.4 億ドル

(3) カンボジア

平成 18 年 9 月にプノンペンにおいて日カンボジア両政府及びカンボジア及び周辺国の日系企業の参加を得て官民合同の貿易投資促進ワークショップを開催し、カンボジアの投資環境改善のために如何なる取組が可能かの対話を行った。同ワークショップでの議論を受けて、平成 18 年 12 月にカンボジアを訪問した浅野外務副大臣(当時)とフン・セン首相との間で日カンボジア投資協定の交渉を開始することを決定した。平成 19 年 1 月及び 3 月にプノンペンにおいて交渉会合を開催し、平成 19 年 6 月、東京において本協定の署名が行われた。今後は、早期の発効に向けて双方で努力を行っていく考えである。

参考 1 : 日本の対カンボジア輸出額 (財務省貿易統計)

平成19年 130億円
平成18年 95億円
平成17年 86億円

参考 2 : 日本の対カンボジア輸入額 (財務省貿易統計)

平成19年 163億円
平成18年 140億円
平成17年 116億円

(4) ラオス

平成 18 年 9 月にビエンチャンにおいて日ラオス両政府ならびにラオスや周辺国に投資している日系企業の参加を得て官民合同の貿易促進ワークショップを開催し、ラオスの投資環境改善の取組についての対話を行った。同ワークショップでの議論を受けて、平成 18 年 12 月に訪日中のトンルン副首相兼外相と麻生外務大臣(当時)との間で日ラオス投資協定の交渉の開始及び投資環境整備のための官民合同対話の立ち上げを決定した。平成 19 年 3 月以降の 3 度にわたる交渉会合を経て、平成 20 年 1 月、日ラオス投資協定の署名が行われた。今後は早期の発効に向けての取組を継続していくこととする。

参考 1 : 日本の対ラオス輸出 (財務省貿易統計)

平成19年 44億円
平成18年 24億円
平成17年 22億円

参考2：日本の対ラオス輸入（財務省貿易統計）

平成19年 14億円

平成18年 14億円

平成17年 9億円

（5）ミャンマー

平成19年7月24日に日本・ミャンマー貿易・投資ワークショップをネーピードーにて開催し、日ミャンマー両国の官民代表が貿易・投資の促進に向けて議論を行う初めての場となった。

参考1：日本の対ミャンマー輸出（財務省貿易統計）

平成19年 206億円

平成18年 120億円

平成17年 101億円

参考2：日本の対ミャンマー輸入（財務省貿易統計）

平成19年 346億円

平成18年 286億円

平成17年 224億円

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

両国間の物品、人、サービス、資本の自由な移動を促進することは、双方の経済関係の強化に大きな効果がある。潜在的に有望な貿易投資先であるメコン地域各国の投資・ビジネス環境の整備は、日本の経済的利益の確保にとって重要であり、政府として我が国民間企業の活動を支援することにつながることから、今後とも本事業を拡充強化していく。

具体的には、日タイ経済連携協定発効後の着実な運用を行うとともに、日越経済連携協定の早期締結のための協議を継続する。二国間経済連携協定交渉の対象となっていないカンボジア、ラオス、ミャンマーに対する経済連携のための施策として、平成19年6月に日カンボジア投資協定、平成20年1月に日ラオス投資協定の署名が行われたことは成果であり、今後は協定の早期発効及び官民合同対話の立ち上げに向けての取組を継続していく。

事務事業名 メコン地域開発支援

事務事業の概要

メコン地域は第二次世界大戦から90年代初頭に至るまで戦争、貧困、難民の源であり、アジア地域の一大不安定要因であった。この時代の経験に鑑みれば、本地域を含むASEANの安定と均衡のとれた発展は、我が国を含むアジア全体の安定と繁栄にとって必要不可欠であり、メコン地域開発によるASEAN新規加盟国に対する支援を通じて、ASEAN域内格差を是正し、ASEANの統合を促進してきた。また、我が国は、メコン河流域の5か国（カンボジア、ラオス、ベトナム、ミャンマー、タイ）が自由・民主主義といった普遍

的価値を基礎とした豊かで安定した地域として経済的な統合と連携を深め、地域が一体として発展することができるよう、インフラ整備、制度整備、人材育成等を通じた包括的な支援を行っていき、メコン地域開発の重要性は増している。

有効性（具体的成果）

平成19年1月にフィリピン・セブで開催された日ASEAN首脳会議等の場で、我が国としての今後3年間の新たなメコン地域開発の指針となる「日本・メコン地域パートナーシップ・プログラム」を発表した。

「日本・メコン地域パートナーシップ・プログラム」は、我が国とメコン地域のパートナーシップの更なる強化、メコン地域の持続的な経済成長の実現、メコン地域の人々の生存・生活・尊厳の確保とその豊かな可能性の実現という3つの目標を掲げた上で、地域経済の統合と連携の促進、日本とメコン地域との貿易・投資の拡大、価値観の共有と地域共通の課題への取組を3つの柱と位置づけている。

本プログラムの下での3つの新たな取組としては、メコン地域に対するODAの拡充、カンボジア、ラオスとの投資協定、日本メコン地域閣僚会合がある。

メコン地域に対するODAの拡充としては、CLV（カンボジア、ラオス、ベトナム）の国境地帯である「開発の三角地帯」について、日本として平成19年度は25件25億円以上の協力案件を実施した（平成19年11月にシンガポールで開催された日CLV首脳会談の際、福田総理より言及あり）。また、平成20年1月に開催された日メコン外相会議（詳細後述）において、高村外務大臣より、ODAと貿易投資促進を有機的に結びつけ協力を推進し、「日メコン地域パートナーシップ・プログラム」に基づくODA拡充、「開発の三角地帯」支援案件候補リスト（約2000万ドル）決定、及び東西回廊等の物流円滑化支援（約2000万ドル）が表明され、各国外相から高い評価が示された。

カンボジア及びラオスとの投資協定については、平成19年6月のフン・セン・カンボジア首相訪日の際、安倍総理（当時）との間で「投資の自由化、保護及び促進に関する日本国とカンボジア王国との間の協定（日・カンボジア投資協定）」に署名がなされ、また平成20年1月、日メコン外相会議出席のため訪日したトンルン・シースリット・ラオス副首相兼外務大臣と高村外務大臣との間で、「投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とラオス人民民主主義共和国との間の協定（日・ラオス投資協定）」に署名がなされた。今後、両投資協定は国会の承認を経て正式に発効する予定である。

日本メコン地域閣僚会合については、「希望と発展の流域」であるメコン地域に対する日本のコミットメントを再確認し、日本の対アジア外交の足下を再度固めることを目的として、平成20年1月、初めての日メコン外相会議が東京で開催された。会議では、「信頼」「発展」「安定」の3つをキーワードとする日メコン協力、及び国際場裡における協力をテーマに議論が行われ、議長声明が発出された。また、会議に先立ち、日ラオス投資協定、対カンボジア無償援助E/N、及び「開発の三角地帯」関係文書の署名式を実施した。更に、外相会議の後、日メコン友好議連朝食会を開催して我が国とメコン地域の友好促進のための議論を行い、また我が国のビジネス関係者を中心に約430名を集めてメコン地域投資促進セミナーが開催され、各国外相がパネリストとしてそれぞれの魅力を直接アピールした。更に、またその後のレセプションは各国外相と日本のビジネス関係者が直接交流する機会となった。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

平成19年1月に表明した「日本・メコン地域パートナーシップ・プログラム」、及び平成19年11月の日CLV首脳会談でコミットしたCLV各国及びメコン地域全体に対する3年間に亘るODA拡充を着実に実施して

いく。また、アジア開発銀行（ADB）やタイがイニシアティブをとり進めているエーヤワディ - チャオプラヤ - メコン経済協力戦略（ACMECS）との連携も強化していく。

評価をするにあたり使用した資料

日タイ友好120周年

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/thailand/jpth120/index.html>

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域 当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

- 1 - 6 インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの友好関係の強化

事務事業名 要人往来をはじめとする様々なレベルでの対話・交流の継続・促進

事務事業の概要

- (1) 東南アジア島嶼部各国（インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシア）は、我が国と自由や民主主義といった普遍的価値を共有し、経済面でも密接な繋がりを有する我が国にとり外交上の重要地域である。
- (2) 首脳レベル、外相レベルをはじめとする要人往来や周年事業、招へい事業等を通じ、様々なレベルでの対話・交流を行い、東南アジア島嶼部各国との友好関係の強化を行う。

有効性（具体的成果）

1. 主な要人往来等

(1) インドネシアとの要人往来及び日本・インドネシア友好年 2008 の開始

平成 19 年

5 月 ユスフ・カッタ副大統領訪日（国際交流会議「アジアの未来」出席のため）

8 月 安倍総理大臣（当時）インドネシア公式訪問

日・インドネシア首脳会談を実施、「日本国及びインドネシア共和国による気候変動、環境及びエネルギー問題についての協力の強化に関する共同声明」を発出。また、日・インドネシア EPA の署名に際しても首脳間の共同声明を発出。

8 月 ハッタ・ラジャサ国家官房長官訪日

10 月 ギナンジャール地方代表議会議長訪日

10 月 鴨下環境大臣インドネシア訪問

12 月 鴨下環境大臣インドネシア訪問

平成 20 年

1 月～ 日本・インドネシア友好年オープニング

1 月 秋篠宮同妃両殿下のインドネシア訪問

3 月 小野寺外務副大臣インドネシア訪問

(2) シンガポール

平成 19 年

5 月 リー・クワンユー内閣顧問訪日（国際交流会議「アジアの未来」出席のため）

6 月 久間防衛大臣（当時）シンガポール訪問

6 月 若林環境大臣（当時）シンガポール訪問

6 月 浜田外務大臣政務官（当時）シンガポール訪問

8 月 ザイヌル外務担当大臣

9 月 日・シンガポール外相会談（APEC 出席時）

9 月 日・シンガポール外相会談（国連総会出席時）

10 月 ヨー外相訪日（日・シンガポール外相会談を実施）

11 月 日・シンガポール電話首脳会談を実施

11 月 福田総理大臣シンガポール訪問（ASEAN 関連首脳会議等出席。日・シンガポール首脳会談を実

施)

11月 高村外務大臣シンガポール訪問 (ASEAN 関連首脳会議関連行事出席)

11月 テオ・チーヒン国防大臣

12月 甘利経済産業大臣シンガポール訪問

12月 ヨー外相訪日 (日・シンガポール外相会談を実施。シンガポール側はインド洋における給油活動再開を強力に支持する旨のプレス・ステートメントを発出した。)

(3) 東ティモール

平成 19 年

4月 日・東ティモール電話外相会談を実施

4月 大統領選挙のため、選挙監視団 (14名)を派遣。

5月 大統領選挙決選投票のため、選挙監視団 (8名)を派遣。

6月 国民議会選挙のため、選挙監視団 (14名)を派遣。

また、我が国は、平成 19 年 2 月から平成 20 年 2 月まで UNMIT (国連東ティモール統合ミッション) に対し文民警察官延べ 4 名を派遣し、東ティモール警察のキャパシティビルディングに貢献した。

(4) フィリピン

平成 19 年

5月 アロヨ大統領 (国際交流会議「アジアの未来」出席のため。日・フィリピン首脳会談を実施)

5月 ロムロ外務長官 (国際交流会議「アジアの未来」出席のため。日・フィリピン外相会談を実施)

7月 麻生外務大臣 (当時) (ASEAN 関連外相会合等出席のため。日・フィリピン外相会談を実施)

この他、平成 19 年中は、平成 18 年 8 月より継続してミンダナオ和平国際監視団 (IMT) に対し、社会経済開発部門の長として、永石復興・開発アドバイザーを派遣し、目に見える人的貢献を行った。

(5) ブルネイ

平成 19 年

5月 甘利経済産業大臣ブルネイ訪問

5月 ヤヒヤ・エネルギー大臣訪日 (麻生外務大臣表敬を実施)

6月 ボルキア国王訪日

日・ブルネイ首脳会談を実施。日・ブルネイ EPAに署名。また、首脳間の共同声明を发出。

(6) マレーシアとの要人往来及び日本・マレーシア友好年 2007 の実施

平成 19 年 5 月アブドゥラ首相訪日 (国際交流会議「アジアの未来」出席のため。日・マレーシア首脳会談を実施。)

6月 若林環境大臣 (当時) マレーシア訪問

8月 安倍総理大臣 (当時) のマレーシア公式訪問

日・マレーシア首脳会談を実施。日本マレーシア外交関係 50 周年に際しての共同声明「変わらぬ友情と広範なパートナーシップ～共通の未来に向けて」を发出。

8月 中山太郎衆議院議員 (政府特派大使)

2. 事務レベルでの主な協議

- 8月 日比海洋協議準備会合
- 10月 日・シンガポール次官級政務協議
- 12月 日フィリピン外務・防衛協議

この他、平成19年度中はASEANの人材養成拠点としてのマレーシア日本国際工科大学（MJUT）設立に向け、マレーシア日本国際工科大学準備センター（MJUC）に3名の専門家を引き続き派遣。平成19年11月には第2回日マレーシア合同コンソーシアム及び「先進技術に関するマレーシア・日本国際シンポジウム」を開催した。

3. 招へい事業

(1) 政府関係者等

平成19年

- 5月 アファブレ・フィリピン政府ミンダナオ和平交渉団
- 6月 マレーシア・ペナン州首席大臣政務秘書官
- 10月 バユ・インドネシア鳥インフルエンザ国会対策委員長訪日
- 12月 テオ・サンブアガ・インドネシア国会第一委員会委員長
- 12月 ミンダナオ和平に関する若手リーダー招へい

平成20年

- 1月 リム・ジョク・ホイ・ブルネイ外務貿易省次官
- 1月 マレーシア若手官僚一行
- 2月 ノラニ・マレーシア首相府経済企画院局長
- 3月 チュア・シュウサン・シンガポール外務省副次官
- 3月 インドネシア若手政治家グループ
- 3月 イムロン・コタン・インドネシア外務次官
- 3月 トルケル・東ティモール大統領府国際関係アドバイザー
- 3月 アルファレス・フィリピン外務省北東アジア課長

(2) 高校生（21世紀東アジア大交流計画）

平成19年

- 11月 マレーシア高校生訪日代表団（100名）
- 11月 シンガポール高校生訪日代表団（100名）
- 12月 ブルネイ高校生訪日代表団（30名）

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

総理のインドネシア及びマレーシア公式訪問が行われ、フィリピン、マレーシア及びブルネイの首脳が訪問し、首脳会談を行った。合計で2本のEPAが署名され4本の首脳レベルの声明が発出された。

シンガポールとの間では3回、フィリピンとの間では1回の外相会談が行われた。

また、マレーシア及びインドネシアとの関係においては、周年事業が実施された。日本・インドネシア交流年開始に際しては秋篠宮同妃殿下のインドネシア御訪問が実現した。

このように、平成19年度においては、首脳、外相をはじめとする要人往来、その他の周年事業、招へい

事業等、様々なレベルでの対話・交流が極めて活発に行われ、質・量ともに優れた具体的成果を得ることができた。

平成20年度についても、引き続きハイレベルの要人往来、周年事業、招へい事業等を積極的に実施し、東南アジア島嶼部各国との関係緊密化に努める。

事務事業名 各国とのEPA協議・実施等二国間経済協議等の推進

事務事業の概要

- (1) 東南アジア島嶼部各国(インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシア)は、経済面で成長著しく、東アジア地域統合プロセスの中心である。地理的な近接性、優れた生産性等を背景に、我が国は東南アジア島嶼部各国を貿易と投資面において密接な関係を有しており、最重要な生産拠点の一つとなっている。かかる地域におけるビジネス環境整備は我が国企業の競争力強化の観点から死活的な重要性を有する。また、インドネシアやブルネイは我が国にとって主要なエネルギー資源供給国であり、我が国のエネルギー安全保障上、重要である。
- (2) 我が国は、東ティモールを除くシンガポール、マレーシア、フィリピン、ブルネイ及びインドネシアとEPAを締結済又は交渉中である。交渉中のEPAの早期発効に努めるとともに、EPAにはその運用メカニズムとして合同委員会及び分野別の小委員会が設置されていることから、こうした協議メカニズムを通じ、更なる経済関係の緊密化、ビジネス環境の整備を行う。

有効性(具体的成果)

- (1) 日・シンガポールEPA(平成14(2002)年11月発効)
平成19年9月 日・シンガポール改正議定書の発効
平成18年4月から行われた改正交渉が結実し、両国間の経済関係が更に緊密なものとなった。
10月 日・シンガポールEPA・相互承認分野の合同委員会に向けた協議(シンガポール)
- (2) 日・マレーシアEPA(平成18(2006)年7月発効)
平成18年7月 日・マレーシアEPA 合同委員会(東京)
平成19年3月 日・マレーシアビジネス環境の整備に関する小委員会(クアラルンプール)
5月 原産地規則に関する小委員会(クアラルンプール)
8月 持続可能な森林経営に関する専門家会合(クアラルンプール)
10月 日・マレーシアEPA ビジネス環境の整備に関する小委員会(クアラルンプール)
平成20年1月 日・マレーシアEPA知的財産に関する小委員会(クアラルンプール)
- (3) 日・フィリピンEPA
日・フィリピンEPAについては平成18年12月に我が国国会の承認を得、現在発効に向け、フィリピン上院の承認待ちとなっている。
- (4) 日・ブルネイEPA
平成19年6月 ボルキア国王訪日時に日・ブルネイEPAに署名
署名に際しては首脳間の共同声明を発出、両国間の経済関係の更なる緊密化が確認された。

11月 日・ブルネイEPA協力分野に関する協議（東京）

平成20年2月 日ブルネイEPA関係者招へい

協力分野については協定の発効を待つことなく、「アーリー・ハーベスト」の観点から具体的案件が実施された。

（5）日・インドネシアEPA

平成19年6月 最終会合（東京）

8月 安倍総理（当時）のインドネシア訪問時に日・インドネシアEPAに署名

署名に際しては首脳間の共同声明を发出、両国間の経済関係の更なる緊密化が確認された。

（6）日・ブルネイ租税条約交渉の開始

平成19年11月 東京にて日・ブルネイ租税条約交渉の第1回会合が開催された。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

（1）平成19年度には、日・シンガポール改正議定書発効、日・ブルネイEPA署名及び日・インドネシアEPA署名という大きな具体的成果を得ることができた。また、EPA実施のための分野別の小委員会等も多数開催された。新規の租税条約交渉開始も開始された。

（2）平成20年度においては、日・ブルネイEPA及び日・インドネシアEPAの発効が予定されている。また、フィリピン上院の承認を得られれば日・フィリピンEPAも発効が見込まれる。既に発効済みのシンガポール及びマレーシアとのEPAと合わせれば、5本のEPAで規定されている合同委員会、小委員会等の数は合計で90に上り、業務の量もさることながら、EPAは多数の国会承認条約を一本に纏めたがごとき大条約であり、かかる合同委員会、小委員会等実施に際しては高度な専門的知見を必要とされる。また、インドネシア及びフィリピンとのEPAにおいては看護師・介護福祉士候補者への日本語研修を行うことが予定されており、適正な予算措置及び人的体制の拡充を行うことが喫緊の課題である。

事務事業名 頻発する自然災害の被災国に対する支援

事務事業の概要

東南アジア島嶼部においてはその地理的特性により自然災害が発生してきており、特に平成16年12月スマトラ沖地震以降はインドネシア周辺海域を中心に大規模な地震が頻発してきている。こうした自然災害の被災国に対して支援を行う。

有効性（具体的成果）

（1）平成19年度においてもインドネシア周辺海域では大規模な地震が頻発した。

平成19年7月26日 北マルク州テルナテ沖地震 マグニチュード6.6（インドネシア気象地理庁）

8月9日 ジャワ島北西部沖 マグニチュード7.5（米国地質研究所）

9月12日 ベンクル州沖地震 マグニチュード8.2（米国地質研究所）

【14日の国連人道問題調整事務所発表】

（1）死者13名

(2) 家屋被害：全壊123戸、半壊1,273戸、一部損壊2,400戸

- 10月25日 ベンクル州沖西地震 マグニチュード7.1 (米国地質研究所)
平成20年 1月23日 ニアス島沖 マグニチュード6.2 (報道ベース)
2月20日 シムルー島沖西地震 マグニチュード7.1 (米国地質研究所)
2月25日 パダン沖地震 マグニチュード7.3 (米国地質研究所)

(2) 平成19年度中こうした地震災害に対し、我が国は技術協力案件として8月に「自然災害管理計画調査C/P研修」追加採択を追加採択したほか、NGOと連携しつつ下記の支援を迅速に行った (NGO連携無償)。

- 9月 スマトラ島南西部沖地震被災者支援初動調査 (ジャパン・プラットフォーム、2,152,500円)
9月 スマトラ島南西部沖地震被災者支援初動調査 (国境なき子供たち、1,034,075円)
9月 スマトラ島南西部沖地震被災者支援初動調査 (セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン、1,414,825円)
9月 スマトラ島における医療支援事業 (日本国際民間協力会、9,305,447円)
11月 北ベンクル県2県における仮設住宅・水インフラ整備支援事業 (アジア協会アジア友の会、20,423,620円)
10月 北ブンクル県における青少年の保護および心理面でのケアと教育支援事業 (国境なき子供たち、9,547,780円)
11月 ベンクル県ムコムコ県における学校テント及び教室備品供与事業 (セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン、47,866,530円)

(3) こうした我が国の自然災害被災国への支援は高く評価されており、関係国からの謝意が表明されてきている。例えば、安倍総理 (当時) のインドネシア訪問時、ユドヨノ大統領は、「日本からのアチェ支援及びスマトラ沖大地震・津波の際の援助に対し、感謝する。日本がアチェのために多くの活動を行ってくれていることは、大変役に立っている」旨述べている。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

平成19年度においてもインドネシア周辺海域においてはマグニチュード6を超える大規模な地震が頻発した。これに対し、我が国はNGO連携無償を中心とした支援を行ったが、緊急援助隊の派遣や緊急無償の供与には至らなかった。

大規模な地震が頻発したにもかかわらず、壊滅的な被害が生じなかったのは不幸中の幸いともいえるべき事態であるが、引き続き注視が必要である。インドネシアをはじめとする東南アジア島嶼部各国はこうした自然災害に対して脆弱であり、また、貧困層が大きな被害を受け衛生状態の悪化等の二次災害を生じる懸念も大きいことから、我が国の緊急支援の必要性は依然として高い。平成20年度についても、引き続き東南アジア島嶼国の自然災害に対し、被災国の要請に応じて適切な緊急支援を行っていく。

評価をするにあたり使用した資料

・外務省ホームページ

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域 当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

- 1 - 7 南西アジア諸国との友好関係の強化

事務事業名 要人往来をはじめとする様々なレベルでの対話の継続・促進

事務事業の概要

政府要人の往来は、二国間関係や協力の実績を総括するとともに、新たな協力を進める機会を提供するものであり、南西アジア諸国との二国間関係の強化、特にインドとの戦略的グローバル・パートナーシップの強化にとり必要不可欠である。

有効性（具体的成果）

（１）インドを中心に、主な要人の往来は以下のとおり。

【インド】

平成 19 年 4 月 麻生外務大臣（当時）訪印（第 14 回 SAARC 首脳会議出席）

4 月 ワゲラ繊維相訪日

4 月 甘利経産相訪印

4 月 松岡農水相（当時）訪印

4 月 冬柴国交相訪印

5 月 ナート商工相訪日

7 月 甘利経産相訪印

7 月 クマール工業担当国務相訪日

8 月 ナラヤナン国家安全保障顧問訪日

8 月 安倍総理（当時）訪印

8 月 小池防衛相（当時）訪印

9 月 ソニ観光文化相訪日

10 月 レディ都市開発観光相訪日

平成20年 1 月 額賀財務相訪印

2 月 クマール工業担当国務相訪日

【その他の南西アジア諸国】

平成19年 2 月 ロクバンダーラ国会議長訪日（スリランカ）

4 月 ンゲドゥップ農業相訪日（ブータン）

4 月 シャウギー観光・民間航空相訪日（モルディブ）

5 月 バンダラナイケ国家遺産相訪日（スリランカ）

7 月 ドルジSAARC事務局長

6 月 ポーゴラガマ外相訪日（スリランカ）

8 月 シャヒド外相訪日（モルディブ）

8 月 小池防衛相（パキスタン訪問）

9 月 シャウギー観光・民間航空相訪日（モルディブ）

10 月 プラダン外相訪日（ネパール）

12 月 ラージャパクサ大統領訪日（スリランカ）

12 月 ドルジ首相訪日（ブータン）

平成20年 2 月 チョードリー外務担当顧問訪日（バングラデシュ）

（２）以下のように、様々な分野における政治レベルの合意が形成され、南西アジア諸国、とりわけインドとの関係強化が実現した。

（イ）平成19年 8 月の安倍総理訪印の際に、首脳会談が行われ、会談後に、安全保障協力の方向性の検

討、2010年までに貿易額200億ドルの期待値の表明、新規のインド工科大学（IIT）設立に向けた協力の検討等を内容とする「新次元における日印戦略的グローバル・パートナーシップのロードマップに関する共同声明」及び「環境保護及びエネルギー安全保障における協力の強化に関する共同声明」が発出された。（口）平成19年4月の第14回南アジア地域協力連合（SAARC）首脳会議に我が国はオブザーバーとして初参加し、麻生外務大臣（当時）より、民主化・平和構築支援、域内連携促進、人的交流促進への協力方針を表明した。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 **今のまま継続** 縮小 中止・廃止
（理由と今後の方針）

インドを含む南西アジア諸国との関係は、民間部門の活動により自然に強化される状態にはなく、程度の差こそあれ政府が主導的な役割を果たし、関係強化に対する政治的コミットメントを示すことが必要である。特に、日印戦略的グローバル・パートナーシップを一層強化し、協力分野の拡大、頻度の強化を図っていくためにも、最も目に見える手段としての要人往来を引き続き実施していく。

事務事業名 日印外相間戦略対話等各種協議の実施

事務事業の概要

要人往来と同様、各種協議についても所掌分野における協力を総括し、新たな協力を進める機会を提供するものであり、政府間の幅広い分野での協力を推進し進展状況をフォローアップするという意味で、南西アジアとの二国間関係、特にインドとの戦略的グローバル・パートナーシップを強化する手段として必要不可欠である。

有効性（具体的成果）

首脳レベル、外相レベルでの国際会議開催の機会を活用した協議の他、事務レベルでの定期的な協議を実施することが、関係強化に向けたモメンタムを維持する上で効果があった。

主要な協議は以下のとおり。

【政治レベル】

平成19年6月 日スリランカ外相会談（ポーゴラガマ外相訪日時に実施）。二国間関係、国連改革等の国際的課題について協議。

8月 日印外相会談 安倍総理の訪印準備、国連改革等について意見交換を行った。

8月 日印首脳会談（安倍総理訪印時に実施）。安保・防衛、経済連携、経済協力、地域的国際的課題について幅広く協議し、協力を確認。

10月 日ネパール外相会談（プラダン外相訪日時に実施）。

11月 日印首脳会談 日印協力の更なる強化について合意。

12月 日スリランカ首脳会談（ラージャパクサ大統領訪日時に実施）。スリランカ民族問題、人権問題、経済協力、二国間関係、地域・国際的課題について率直な意見交換を行った。

平成20年2月 日バングラデシュ外相会談（チョードリー外務担当顧問訪日時に実施）。経済協力を含む二国間関係の強化、国際場裡における協力強化、また地球環境・国連改革・地域情勢等の国際的課題について協議。

2月 日印首脳電話会談 日印EPA、気候変動等について電話会談を行った。

【事務レベル】

平成19年5月 日印外務次官対話

7月 日印経済戦略会議（次官級）

7月 日・パキスタン・ハイレベル経済協議（次官級）

11月 日印外務次官級政務協議

11月 日印外務次官対話

平成20年1月 日印EPA交渉第5回会合（局長級）

2月 日印安全保障対話（局長級）

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止
(理由と今後の方針)

インドを含む南西アジア諸国との関係は、民間部門の活動により自然に強化される段階にはなく、ある程度政府が主導し、関係強化に対する政治的コミットメントを示すことが必要である。その最も目に見える手段としての政治レベルでの協議、また、政治レベルでの合意形成あるいはフォローのための事務レベルでの協議については、引き続き積極的に実施していく。

事務事業名 日印経済関係強化

事務事業の概要

平成18年12月のシン首相訪日に際し、日印両首脳は、二国間のEPAの締結に向けた交渉を速やかに開始することを決定し、およそ2年のうちの可能な限り早期に交渉を実質的に終了させることを目指すことで合意した。この合意に基づき、平成19年1月以降、日印EPA交渉がニューデリーと東京にて交互に開催され、至近では、第5回会合が平成20年1月、ニューデリーにて開催された。

また、安倍総理のインド訪問にあわせて御手洗経団連会長を団長とする200名近くの経済ミッションが訪印し、両国の経済界代表者によるビジネス・リーダーズ・フォーラムが開催され、質の高いEPAの締結等、潜在力の大きい日印経済関係強化の方策につき議論が行われた。

有効性（具体的成果）

両国政府間の合意を受けて、日印EPA交渉会合がニューデリーと東京にて交互に開催されてきており、至近では、第5回会合が平成20年1月にニューデリーにおいて開催され、全体会で交渉全般につき議論が行われたほか、物品貿易（市場アクセス、原産地規則、税関手続）、サービス貿易、投資、知的財産、その他の分野（競争、非関税措置）、総則・最終規定について実務レベル（共同議長級）乃至専門家レベルで意見交換が行われ、それぞれ進みがみられた。物品貿易の市場アクセス交渉では、交渉の方式（モダリティ）に合意し、今後オファー交換を行ってより具体的な交渉を開始することで一致した。EPAが締結されれば、両国間で貿易・投資の自由化・円滑化が促進されるのみならず、知的財産、競争政策、ビジネス環境整備、更には二国間協力を含む包括的な経済連携が強化されることになる。大きな潜在性を指摘されつつも顕在化していない日印経済関係を拡大するために不可欠である。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止
(理由と今後の方針)

日印間でEPAを締結することは、物品、サービス、資本の自由な移動を促進し、双方の経済関係の強化に大きな効果がある。急速な勢いで市場が拡大するインドにおける投資・ビジネス環境の整備は、我が国の経済利益の確保にとって極めて重要なものであり、政府として我が国民間企業の活動を支援していくことは重要である。今後は、可能な限り早期に協定を完成させるべく協議を実施するとともに、協定締結後はその着実かつ有効な協力の実施及び運用を確保する。

事務事業名 南西アジアの安定と繁栄に向けた各種支援・協力の推進**事務事業の概要**

平成19年度も南西アジア諸国に対し、円借款新規案件としてインフラ整備を中心とした各種プロジェクトが実施された。またインドについては同年度の円借款として、約2,250億円を供与した（インドは円借款の最大の受取国）。

有効性（具体的成果）

経済協力は南西アジアに対する外交政策の重要なツールであり、積極的な経済協力の実施は、我が国の南アジア諸国との友好協力促進に少なからずの肯定的影響を与えた。特に、インフラ整備を通じた経済成長促進を重点目標の一つに位置付けるインドに対する経済協力については、貿易・投資関係を促進する上で重要な役割を果たしていると言える。平成19年6月には、日印ハイレベル経済協力政策協議（局長級）がニューデリーにおいて実施された。また、経済協力を通じた人材育成・人的交流強化は、二国間関係構築の礎である。また、選挙支援等を通じてパキスタン、ネパール、ブータン、バングラデシュ等の民主化を支援することは、南アジア地域全体の安定と繁栄に寄与するものである。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

依然として世界最大の貧困人口を抱える南西アジア（インドは国民の約3割が貧困層に属する）に対する積極的な経済協力はミレニアム開発目標（MDGs）達成及び持続的成長の条件である環境保全の観点からも重要であるのみならず、二国間関係の強化や地域の安定的発展という我が国の南アジアに対する外交政策目標の実現の観点からも必要であり、拡充する必要がある。特に、インフラ整備を含む投資環境整備支援は、インドの持続的成長及び成長を通じた貧困削減に資する。

評価をするにあたり使用した資料

安倍総理のインド等訪問

麻生外務大臣の南アジア地域協力連合（SAARC）首脳会議出席のためのインド訪問

バンダラナイケ・スリランカ国家遺産大臣の来日について

ナラヤナン・インド国家安全保障顧問の来日

ポーゴラガマ・スリランカ外相の来日

チョードリー・バングラデシュ外務担当顧問の来日

ラージャパクサ・スリランカ大統領の訪日

日本・インド経済連携協定

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域 当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

- 1 - 8 大洋州地域諸国との友好関係の強化

事務事業名 様々なレベルでの日豪及び日ニュージーランドの対話の実施

事務事業の概要

- (1)我が国と豪州は、米国の同盟国であるとともに、共通の価値観及び戦略的関心を共有することから、これまで政治・経済等幅広い分野において包括的な戦略的関係を構築してきたが、アジア太平洋地域の平和と安定に資するよう日豪関係を更に発展させるためには、引き続き様々なレベルでの対話の実施が不可欠である。
- (2)また、ニュージーランドについても、アジア太平洋地域の平和と繁栄のため、同地域において民主主義等共通の価値観を共有する国として、様々なレベルでの対話を実施し、日・ニュージーランド関係の強化を図る必要がある。

有効性（具体的成果）

- (1)日豪間の対話
安全保障の分野では平成19年3月の日豪首脳会談で署名された「安全保障協力に関する日豪共同宣言」に基づき、同年6月、初の日豪外務・防衛閣僚会議（「2+2」）が開催され、共同発表を発出し、同年9月には、上述の共同宣言に基づく行動計画が合意された。経済分野では、平成18年12月の日豪首脳間の合意を受け、平成19年4月より日豪EPA交渉が開始され、平成19年度中に4回の交渉が行われたほか、平成19年7月に日豪租税条約の改正に合意し、翌20年1月に署名がなされた。また、日米豪の協力については、同年9月に初の日米豪首脳による朝食会が開催されたほか、事務レベルで様々な意見交換が進められた。このように、日豪間では幅広い対話が行われ、緊密な協力関係を実現した。
- (2)日ニュージーランド間の対話
平成19年2月に開始された、日NZ両国経済関係を更に強化するための作業部会及び日NZ高級事務レベル経済協議を引き続き開催し、両国の経済分野での協力の方途を探った。また、APEC等の国際会議の場を利用し、二国間の外相会談を実施するなど、幅広い対話を実施し、緊密な協力関係を実現した。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

豪州及びニュージーランドとのこれまでの対話の結果を着実に実施し、アジア太平洋地域及び国際社会の平和と持続可能な発展のため、首脳・閣僚級協議を含む二国間のハイレベル・実務レベルの対話、及び日米豪戦略対話を含む多国間の対話の促進等、今後更に両国との対話を拡充強化していく必要がある。

事務事業名 第4回日・PIF（太平洋諸島フォーラム）首脳会議のフォローアップ**事務事業の概要**

太平洋島嶼国は、伝統的に親日的な国々であり、国連改革をはじめとする国際場裡において我が国の立場を積極的に支持している。これらの太平洋島嶼国との外交関係を強化し、幅広い分野での友好・協力関係を推進し、絆を深めることは我が国にとって非常に重要であり、様々な対話や支援を継続していく必要がある。

有効性（具体的成果）

平成18年5月に開催した第4回日・PIF首脳会議で採択された「より強く繁栄した太平洋地域のためのパートナーシップ」で表明された、向こう3年間で総額450億円規模の支援を目指すとの支援策に基づき、着実に支援を実施した。また、平成19年10月にはPIF域外国対話に参加し、ハイレベルでの意見交換を実施するとともに、平成20年3月、日・PIF合同委員会を開催し、上記「沖縄パートナーシップ」のフォローアップを行った。このほか、平成19年12月のツバル首相の訪日、平成20年3月のトンガ（PIF議長）首相の訪日等の個別の二国間の会談、平成20年3月に開催された沖縄ハワイ協力事業、太平洋島嶼国に関する防災ワークショップといった国際会議を利用した会談など、様々な機会を通じて、島嶼国との間で幅広い対話を実施し、緊密な協力関係を実現した。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

「沖縄パートナーシップ」に基づく支援を着実に実施していくとともに、島嶼国地域への我が国の協力の効果的実施のため、PIF域外国対話への参加や日・PIF合同委員会の開催など、様々なレベルでの意見交換を継続する必要がある。

また、3年毎に我が国が主催している日・PIF首脳会議（太平洋・島サミット）を開催し、太平洋島嶼国首脳と我が国総理が一堂に会し、直接対話をする機会を設け、日・島嶼国の関係強化を図るとともに、本首脳会議のホスト国として、より充実したプログラム、内容を盛り込み、今まで以上に成果を得られる会合となるよう、アレンジを行う。

事務事業名 人的交流の拡大（日・PIF未来創造高校生交流等）

事務事業の概要

日本・PIF未来創造高校生交流事業は、平成7年より12年間実施された「日本・太平洋島嶼国若人交流事業」を発展的に継承する事業として実施されている。過去12年の間、両事業で訪日した各国高校生（含、引率者）は95人、日本より各国を訪問した日本人高校生（含、引率者）は81人であり、過去11年間の交流実績は180人にのぼる。

有効性（具体的成果）

平成19年度における本事業では、パプアニューギニアから高校生10名を招聘した。外務省での大臣政務官表敬や都内視察の他、栃木県那須塩原市を訪問し、市長表敬や、市内工場、牧場、医療施設等の見学を行い、我が国への理解を深めた。また、農業教育に力を入れている同市那須拓陽高校を訪問し、高校生との交流及び同高校生徒宅でのホームステイを行い日本での生活を実際に体験したことで、人と人とのふれあいを通して、我が国への親近感を更に深めることができた。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

（理由）

太平洋島嶼国の青年層における対日理解者を増やしていくことは、我が国の対島嶼国外交を強化する上で非常に意義がある。毎年合計10名程度の高校生を派遣・招聘してきており、今後も同数程度の規模で着実に実施していく。

（今後の方針）

第4回太平洋・島サミットで我が国が示した「人と人との交流：3年間で1000人以上の青少年交流」実現の一環として、本高校生交流事業を今後も継続していく。

評価をするにあたり使用した資料

外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)

トップページ > 各国・地域情勢 > 大洋州 > 各国情勢またはトピック

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域 当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

（了）

施策 2 対北米外交

具体的施策

-2-1	北米諸国との政治分野での協力推進・・・・・・・・・・	47
-2-2	北米諸国との経済分野での協力推進・・・・・・・・・・	51
-2-3	米国との安全保障分野での協力推進・・・・・・・・・・	55

- 2 - 1 北米諸国との政治分野での協力推進

事務事業名	政府間（首脳・外相レベルを含む）での、共通の諸課題に関する協議・政策調整の実施
事務事業の概要	共通の諸課題に関する、首脳・外相レベルを含む政府間の協議の実施。
有効性（具体的成果）	<p>1．米国について</p> <p>首脳・外相レベルでは、種々の国際会議等の機会を捉えて日米首脳会談（4回）、外相会談（6回）を実施したほか、電話会談を実施し、北朝鮮、イラク、中東和平をはじめとする日米間に共通する諸課題について緊密な協議を行い、日米両国に共通する政策課題について調整を行った。</p> <p>また、日米両国が直面する政治面での共通の諸課題についての両国政府間の緊密な連携が、以下のとおり一層強化された。</p> <p>（1）日米戦略対話</p> <p>日米両国は、地域・国際社会の諸課題についての中長期的観点からの情勢認識や共通の戦略の摺り合わせの場として、日米戦略対話を活用している。日米両国は平成19年7月及び12月に日米戦略対話高級事務レベル協議を行い、北朝鮮を含むアジア情勢、イラン、「テロとの闘い」、パキスタン、国連安保理改革等について議論を行った。</p> <p>（2）対北朝鮮政策</p> <p>平成19年4月に安倍総理（当時）とブッシュ大統領の間で行われた日米首脳会談において、両首脳は、六者会合を通じて北朝鮮の核兵器・核計画の完全な放棄を実現することを確認し、また、6月のG8ハイリゲンダム・サミットの際の日米首脳会談では、北朝鮮に対する強いメッセージを出す必要があることで一致し、同サミットの議長総括にも反映された。さらに、11月に福田総理とブッシュ大統領の間で行われた日米首脳会談では、六者会合共同声明を全体としてバランスよく実施することが重要であるとの点で一致し、引き続き日米で緊密に連携していくことを確認した。</p> <p>（3）イラク</p> <p>中東地域のみならず、国際社会全体の平和と安全にかかわる問題であるとともに、エネルギー供給の確保及び「テロとの闘い」の観点からも国際社会にとって重要な課題であるといえるイラクの復興において、日米両国は主導的な役割を果たしている。日本は、約50億米ドルのODA支援の着実な実施、約60億米ドルの債務救済、航空自衛隊による輸送支援の継続、国民融和の促進の取組等を行ってきている。米国も、平成19年1月には対イラク政策の見直しを発表し、治安回復支援のため約2万人の追加派兵を実施した。この結果、一部地域に治安の改善が見られるようになった。4月の日米首脳会談では、日本はイラク復興支援に向けた米国の努力を理解・支持する旨表明し、米国は日本の貢献を高く評価する旨述べた。</p> <p>（4）テロとの闘い</p> <p>日米両国は、出入国管理・交通保安体制の強化、国際的法的枠組みの強化、テロ資金対策等のテロ対策に関する協力を継続している。また、我が国は、テロ対策特別措置法（平成19年11月に失効）及び補給支援特措法（平成20年1月21日に成立）に基づいて、インド洋上での多国籍軍に対する補給活動の支援等の形でテロとの闘いに米国と共に従事しており、そうした活動は、米国を含む各国から高く評価されている。平成20年2月にライス国務長官が来日した際には、同長官より、日本が補給活動支援を再開したことを歓迎し、日本の活動はインド洋で各国が行う海上阻止行動に不可欠である旨発言があった。</p>

2. カナダについて

日加両国が直面する共通の諸課題についての両国政府間の緊密な連携が一層強化された。

平成19年度を通じて、APECやG 8 サミット等国際会議等の様々な機会を捉えて日加に共通の諸課題に関する首脳間及び外相間をはじめとする協議・政策調整を行った。(具体的には、平成19年11月の日加首脳電話会談、平成19年3月、5月、8月、9月外相会談(電話会談及び立ち話を含む。)が実現した。)また、様々なレベルにおいて、共通の諸課題に関する協議・政策調整を行った。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

政治分野での日米・日加両国間の協力を日本政府として推進し、日米・日加両国が直面する諸課題への取組における日米・日加両国間の連携を強化する上で、両国政府間のハイレベルでの対話を現状の頻度で継続することは不可欠である。

事務事業名 民間有識者を含む重層的な日米対話・交流の実施

事務事業の概要

研修計画、招聘プログラム等を通じた、民間有識者を含む重層的な交流の実施。

有効性(具体的成果)

- (1)平成19年11月に福田総理が訪米した際に、日米首脳会談において福田総理より、将来の日米関係を強化すべく、知的交流、草の根交流及び日本語教育の3本柱からなる日米交流強化のためのイニシアティブを説明し、ブッシュ大統領から支持の表明があった。また、福田総理訪米の機会をとらえ、日米首脳会談において福田総理から日米交流の強化の必要性に言及したことを踏まえ、日米関係の基盤を確かなものにするために、関係強化に向けた真剣な取組を行っていくとの問題意識から、在米国日本大使公邸において日米交流懇談会を開催した。同懇談会には、全米各地から日米知的交流(シンクタンク、大学、議会関係者等)、草の根交流(日米協会、文化芸術団体等)、日本語教育の各分野の有識者26名が出席し、福田総理との間で、日米交流の現状をどう見るか、今後の日米交流拡充のためにはどのような方途が必要か、といった観点から活発な意見交換が行われた。
- (2)平成18年度から継続して、米国行政官が日本の官公庁・民間で1年間勤務するマンスフィールド研修計画(平成19年度は第12期生5名が訪日)を実施した。同計画の参加者の多くが米国政府内の意志決定過程で重要なポストに就くようになってきており、米国政府の実務レベルにおける知日派・親日派の育成に効果を上げている。
- (3)在米日系人との交流については、平成19年度も、在米日系人リーダー13名の招聘及び在米日系人リーダーと在米公館長との会合を実施し、在米日系人とのネットワークの拡充や若い世代のリーダー発掘に寄与した。また、本件招聘プログラムの広報を強化した結果、国内のマスメディアでも多数取り上げられ、我が国の国民による日系人及び米国の多様性についての理解の増進に寄与した。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

日米関係は政府間のみならず、民間の各種チャンネルでの幅広くかつ深みのある相互交流の積み重ねにより醸成された相互理解によって支えられている。日本外交の要である日米関係を取り進めるに当たり、行政官交流や日系人の招聘等を含む様々な交流事業や周年事業を実施することで、日米間の重層的な交流に努力することは、日米間の相互理解を促進する上で不可欠である。

事務事業名 米国の諸政策への決定に直接参画または影響力を有する各界の人物の招聘**事務事業の概要**

米国議会関係者及び有識者等の招聘の実施。

有効性（具体的成果）

米国連邦議会との関係強化事業として、議会関係者6名（民主・共和党の有力議員直属スタッフほか）を招聘した（平成20年2月）。

有識者を招聘した際には、関係各省、国会議員及び我が国企業等との意見交換の場を設け、被招聘者の多面的な対日理解促進に努めた。また、日本国際問題研究所において少人数会合を開催し、日米関係全般について我が国有識者等との直接対話を行った。被招聘者よりは、招聘を通じて日本に対する関心を高めるとともに、拉致問題等に対する理解を深め、右問題の正確な事実関係を伝えるべく行動することを独自に検討するなど、招聘を通じて得た経験を日米二国間関係の発展に積極的に活用しようとする姿勢が見られるなど、招聘を通じて一定の成果が得られた。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

議会スタッフ招聘参加者の対日理解が進み、我が国政府関係者とのチャンネルも多様化し（東アジア関係者のみならず、国連、欧州等の分野にも拡大）頻度も増大している。日系人招聘者については、対日理解の増進に加え、米国における日系人ネットワーク形成にも貢献してきており、伝統的に日系人コミュニティが活発なハワイ、カリフォルニア、ワシントン、オレゴン州等の西海岸に加え、中西部、東海岸の日系人の組織化・活性化につながり、全米規模に拡大しつつある。

また、親日派の育成、日米関係の文脈で将来有望視される人物の発掘及び我が国との人的つながりの構築・強化のためには、民間有識者その他の米国各界の人物を対象とする対話や招聘事業により、よりよく我が国を理解し、あるいは直接に我が国の日常を体験してもらうことが不可欠であると考えられる。

事務事業名 平和と安全保障に関する協議等民間有識者を含む重層的な対話の実施及びカナダの諸政策への決定に影響力を有する各界の人物の招聘**事務事業の概要**

「平和と安全保障に関する日加協力シンポジウム」等民間有識者を含む重層的な対話及びカナダの諸政策への決定に影響力を有する各界の人物の招聘の実施。

有効性（具体的成果）

- (1) 平成19年6月、第6回「平和と安全保障に関する日加協力シンポジウム」を東京で開催し、日加両国政府関係者及び有識者等45名の参加を得て、東アジア、国連、中東・アフガニスタン、軍備管理・軍縮・不拡散等様々な分野に関する議論を行った。平成17年1月の「平和及び安全保障に関する協力のための日加計画」において、日加首脳は、日加安保シンポジウムの毎年開催に合意しており、毎年開催により、両首脳が合意した平和及び安全保障分野で更なる協力を推進した。
- (2) 平成19年8月、日加友好議員連盟がカナダを訪問し、日本・カナダ議員連盟のメンバーと15回目となる年次総会を行い、様々な分野における意見交換を行うと共に交流を深めた。
- (3) 平成20年1月、ブライオン・ウィルファート下院議員の招聘（オピニオンリーダー招聘）が行われ、当省関係者のみならず、防衛省関係者や経済界関係者と意見交換を行うなど、我が国への理解の促進が図られた。
- (4) さらに、観光等幅広い分野に亘る政府間協議（平成19年は日加観光交流年との位置づけ）、JETプログラム、ワーキング・ホリディ制度等を通じた草の根レベルの交流まで幅広い交流が行われている。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 **今のまま継続** 縮小 中止・廃止
(理由と今後の方針)

加世論形成に大きな影響力を有する有識者等を我が国に招聘し、我が国政府関係者・有識者との懇談や各地の視察を通じて我が国について正しい理解を深めてもらうと共に、帰国後我が国に関する情報の発信者となってもらうことは有意義であると考えます。

評価をするにあたり使用した資料

外務省HPに掲載されている日米首脳会談、日米・日加外相会談などの概要等。

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域 当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

- 2 - 2 北米諸国との経済分野での協力推進

事務事業名 「成長のための日米経済パートナーシップ」の運営

事務事業の概要

- (1) 平成13年6月の日米首脳会談の際に両首脳間で合意された日米間の経済対話の枠組みである「成長のための日米経済パートナーシップ」の下には次官級経済対話、官民会議、規制改革及び競争政策イニシアティブ、投資イニシアティブ、財務金融対話、貿易フォーラムの6つの枠組みがある。平成19年度は、次官級経済対話、規制改革及び競争政策イニシアティブ等を開催した。
- (2) 日米両国は世界の二大経済大国であり、両国間の経済に関する事項は多岐にわたっているため、日米間で密接かつ双方向の対話を行うには、種々の対話の枠組みが必要である。このような枠組みを利用して対話を行うことは、日米両国の持続可能な経済成長のために各種の政策分野での協調の推進に資すると考えられる。

有効性(具体的成果)

- (1) 事務事業を実施した結果、平成19年度において、日米両国の経済分野での協調は深化しており、深化の度合いは二国間の貿易や投資額、人的交流等に現れている。具体的には以下のようなデータが得られた。
- (イ) 米国に在留する日本人の数は、国別在留邦人総数で第1位であり、平成18年10月1日の時点では37万386人、平成17年10月1日の時点では35万1668人と近年増加が続いている。
- (ロ) 日米間の貿易総額は、平成19年は2082億ドル(米商務省統計)であり、日中の貿易総額に香港を含めない場合、米国は日本の最大の貿易相手国である。また、平成18年は1840億ドル、平成17年では2077億ドルであり、近年増加が続いている。
- (2) 日米次官級経済対話の下で行われている緊密な対話を踏まえ、平成19年4月の安倍総理(当時)訪米時の日米首脳会談に際し、「グローバル貿易、エネルギー及び環境に関する課題に対処するための日米協力」(平成19年4月27日)を公表した。世界をリードする先進的技術を有する両国が、新興経済諸国の台頭がめざましい国際経済環境の中で、法の支配の強化とビジネス環境の改善という共通の課題に取り組む姿勢を明らかにし、その中で、テロ対策と円滑な貿易の両立、エネルギー安全保障、知的財産権の保護、開発等における協力や、第三国とのFTAに関する情報交換を進めることで一致した。右を踏まえ平成19年12月の日米次官級経済対話において、こうした協力を含む幅広い問題につき議論し、協力・協調を深めることを確認することができた。
- (3) 最近では、日米間でいわゆる「貿易摩擦」は表面化していないが、両国の経済規模の大きさと両国間の貿易・投資規模の大きさから考えても、今後摩擦につながり得る問題は常に存在する。「成長のための日米経済パートナーシップ」の下の建設的な対話の推進は、「摩擦」の芽を摘み取り、日米間の協調を推進するという意味において大きな成果を上げているといえる。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 **今のまま継続** 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

「成長のための日米経済パートナーシップ」は上述のように既に一定の成果をあげている。こうした協力関係に基づいて、平成21年1月に発足する米新政権との間でも、良好な日米経済関係を維持・発展させることが不可欠。新政権下での強固な経済的協力関係推進のための新たな枠組みを構築するためにも、現下の「パートナーシップ」の下で培った協力関係を強化していく方針である。

事務事業名 日米経済関係強化に向けた取組

事務事業の概要

「成長のための日米経済パートナーシップ」の運営や、個別問題への対処に当たり、日米双方が提起する諸課題について関連企業と随時率直な意見交換を行う。

有効性(具体的成果)

規制改革及び競争政策イニシアティブ等の対話における議論を、民間部門の問題意識を十分踏まえたものとする事は、在米企業の経済活動のための環境を整備し、日米間の経済分野での協調を推進する上で極めて重要である。この観点から、平成19年度においては、具体的に以下の事業を実施した。

- (1) 規制改革及び競争政策イニシアティブにおいて米国に対する要望を行うに当たり、全在米公館を通じて在米日本企業の問題意識等を聴取し、貿易救済制度、税関・流通手続、査証等の領事事項、政府調達制度、特許制度、金融、電気通信等、幅広い分野において米国規制の改善要望を行った。米国においては、査証手続の厳格化により査証申請受付を停止していた在福岡総領事館の査証発給手続を平成19年5月に再開し、また、外国弁護士制度受入れ州の拡大、先願主義への移行を含む特許法改正法案の審議の進展、保険の州別規制の問題点を解決する連邦規制の導入を目標として盛り込んだ米財務省のブループリント策定等、上記各分野において、制度の改善や制度の改善に向けた取組がみられ、建設的な対話の成果があがっている。
- (2) 民間企業のニーズを踏まえ交渉を開始した日米相互承認協定が、平成20年1月1日に発効した。本協定は通信端末機器等に関し、自国の適合性評価機関が実施した相手国向けの検査等の結果を相手国政府が受け入れることを定めるもので、検査等に必要となる費用及び期間が節減されることにより、海外でも使用可能な通信端末機器等の製造・開発が促進され、経済活動の活性化が期待される。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 **今のまま継続** 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

今後も、民間部門の問題意識を聴取する場を設け、政策に反映させていくことは極めて重要であり、このような方針は在米日本企業などの民間部門からも高く評価されている。引き続き、民間部門との緊密な連携を図っていく方針である。

事務事業名 個別通商問題への対処

事務事業の概要

協動的・建設的な日米経済関係を維持していく上で、米国産牛肉問題や米国向けコンテナ貨物100%検査要求問題等の個別案件についても、関係省庁と連携しながら二国間での協議によって問題解決を図っている。

有効性（具体的成果）

- (1) 米国産牛肉貿易問題については、平成18年7月、輸入手続が再開された。その後、平成19年5月、国際獣疫事務局（OIE総会）において、米国のBSEステータスが「管理されたりスク国」と認定されたことを受け、米国から牛肉の対日輸出条件の緩和を要求されており、関係省庁と連携しつつ、問題の解決に向けて対話を継続した。
- (2) 平成19年8月に米国で成立した「9・11委員会勧告実施法」により、平成24年7月から、全ての米国向けコンテナ貨物に対し外国港にて積荷前に検査（画像検査及び放射線検査）を実施するよう要求されている。我が国には、現時点で当該法が要請する検査を行う設備はなく、当該条項は国際物流を大きく阻害しかねないとして米国に懸念を表明し、日米規制改革イニシアティブ対話やその他会合で、問題解決に向けて、本件について情報収集を行うなど、対話を継続した。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

個別問題は、米国産牛肉問題等に留まらず、今後とも多岐に亘る分野で生じる可能性がある。問題解決のためには、日米関係の維持・強化の観点から、引き続き緊密かつ地道な協議の継続が求められる。今後とも、現在の日米間に存在する懸案事項の解決を図るべく二国間の協議を継続する。

事務事業名 日加経済枠組みに基づく日加経済関係の強化

事務事業の概要

平成17年11月に日加首脳により署名された「日加経済枠組み」文書に基づき、個別分野での協力を促進するとともに、貿易・投資の潜在力を最大限に引き出すことを検討する共同研究を実施し、日加両国間の経済関係を更に深化させるための具体的な諸施策を進める。

有効性（具体的成果）

日加経済枠組みは、日加経済関係の深化・活性化することを目的に、既存の日加次官級経済協議の強化、その下での個別の協力優先分野をフォローする「協力作業部会」及び貿易と投資の潜在力を最大限に引き出すことを検討する「共同研究作業部会」の設置が規定された。その後、これら作業部会が我が国及びカナダにて開催され、民間部門からの意見聴取も行い、さまざまなレベルにおいて日加経済関係の強化に向けた議論が行われた。平成19年10月に日加共同研究報告書が作成され、両国首脳に報告された。また、協力優先分野の一つである日加社会保障協定が平成20年3月1日に発効した。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

日加両国の経済関係の潜在力が最大限に引き出されるように、日加共同研究報告書を踏まえ、右報告書の内容が提示する貿易投資対話、投資促進等の諸施策について、カナダ側と具体的に協力を進めていく必要がある。

評価をするにあたり使用した資料

- 「成長のための日米経済パートナーシップ」(平成13年6月30日)
- 「新世紀の日米同盟」(平成18年6月29日)
- 「グローバル貿易、エネルギー及び環境に関する課題に対処するための日米協力」(平成19年4月27日)
- 「日米規制改革・競争政策イニシアティブ」6年目の対話に関する要望書(平成18年12月5日)
- 「日米規制改革・競争政策イニシアティブ」6年目の対話に関する両国首脳への報告書(平成19年6月6日)

日)

平成17年1月19日の日加共同声明

平成17年11月19日の日加経済枠組み文書

平成19年10月の日加共同研究報告書

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域 当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

- 2 - 3 米国との安全保障分野での協力推進

事務事業名 安全保障分野での協力に関する日米間の緊密な協議の継続

事務事業の概要

依然として不安定・不確実なアジア太平洋地域において、我が国及びアジア太平洋地域における平和・安定及び繁栄を確保するため、安全保障分野での協力に関し日米間の緊密な協議を継続していく。

有効性（具体的成果）

（１）平成19年５月、日米安全保障協議委員会（「２＋２」会合）を開催し、前年５月に発表した兵力態勢再編の具体的施策を実施するための計画（「再編実施のための日米のロードマップ」）について、作業の進捗及び今後の着実な実施の重要性を確認した（「同盟の変革：日米の安全保障及び防衛協力の進展」）。これは、新たな段階に入った同盟関係の能力の向上を確認するとともに、その更なる進展を図るものである。

（２）情報協力及び情報共有を拡大し、深化するため、日米間で相互に提供される防衛関連秘密情報の取扱手続等を定めた日米軍事情報包括保護協定（GSOMIA）を締結した。

（３）弾道ミサイル防衛（BMD）分野では、米側の協力の下、イージス艦「こんごう」が日本初となるミサイル迎撃実験に成功し、日米安保体制の抑止力及び信頼性を一層向上させた。

（４）平成20年１月には、日米安保体制の円滑かつ効果的な運用の確保のため、在日米軍駐留経費負担（HNS）に係る新たな特別協定を締結した。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

我が国が安全保障の分野での協力に関する日米間の緊密な協議を継続することは、我が国及び国際社会全体の平和・安定及び繁栄を実現するために極めて重要である。

事務事業名 在日米軍再編等の着実な実施の推進**事務事業の概要**

日米安保体制の円滑かつ効果的な運用のためには、在日米軍の活動が施設・区域周辺の住民に与える負担を軽減し、米軍の駐留に関する住民の理解と支持を得ることが重要である。

政府として、在日米軍の抑止力を維持しつつ、沖縄をはじめとする地元の負担を軽減するため、今後も引き続き沖縄に関する特別行動委員会（SACO）最終報告の実施を含む米軍再編の着実な実施に取り組んでいく。

有効性（具体的成果）

- （１）駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（米軍再編特措法）が成立した（平成 19 年 5 月）。
- （２）横田ラブコン（レーダー進入管制業務）へ自衛隊管制官が併置された（平成 19 年 5 月）。
- （３）米軍機の訓練移転を実施した（年合計 6 回）。
- （４）普天間飛行場代替施設の建設に向けた環境影響評価手続を開始した（平成 19 年 8 月）。 等

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

日米安保体制の円滑かつ効果的な運用のためには、「再編実施のためのロードマップ」に基づき、引き続きSACO最終報告の実施を含む米軍再編の着実な実施に取り組み、沖縄をはじめとする地元の負担軽減に努めていくことが重要である。

事務事業名 日米地位協定の運用改善への取組**事務事業の概要**

施設・区域周辺の住民の負担を軽減すべく、政府として、日米地位協定の運用の改善に関し国民の目に見える形で一つ一つ成果を上げていくことが重要であるとの考えに立ち、具体的な取組を引き続き進めていく。

有効性（具体的成果）

在日米軍施設・区域を使用することが必要な災害時において、都道府県又は他の地方の当局の人員等が、救助、医療サービス、緊急輸送等の活動を在日米軍施設・区域で実施できるよう、又は災害に備えた防災訓練等を実施できるよう、在日米軍施設・区域へ立入るための手続を定めるべく日米で交渉を行い、平成 19 年 4 月に日米合同委員会において合意した。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

日米地位協定の運用改善に引き続き取り組むことは、日米安保体制の円滑かつ効果的な運用に資する。

評価をするにあたり使用した資料

平成 20 年版 外交青書

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域 当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

施策 3 対中南米外交

具体的施策

- 3-1 中南米地域の多国間フォーラム及びメキシコ、中米諸国、ドミニカ共和国、キューバとの協力・交流の強化・・・・・・・・・・ 59
- 3-2 南米・カリブ共同体諸国との協力・交流の強化・・・・・・・・・・ 64

- 3 - 1 中南米地域の多国間フォーラム及びメキシコ、中米諸国、ドミニカ共和国、キューバとの協力・交流の強化

事務事業名	メキシコ、中米諸国、ドミニカ共和国、キューバとの経済関係の維持・発展のための取組								
事務事業の概要	日メキシコEPAを通じ、両国間の貿易・投資が拡大すると共に、協定に規定された合同委員会、ビジネス環境整備委員会の開催により、経済関係の更なる発展に向け、両国が連携して取り組む意思を確認した。また、協定の付属書が更に拡充された。パナマ運河拡張計画については、政府として日本企業の工事参入への関心を申し入れ、予備審査において日本企業による応札が実現した。								
有効性（具体的成果）	1．メキシコとは、EPAの発効後、平成18(2006)年度の貿易総額は1兆4666億円となり、発効前の貿易額と比較して70%以上増加した。また我が国からの直接投資についても、発効前の2.6倍という高い伸び率を示している。第3回合同委員会は、麻生外務大臣（当時）ソホ経済大臣の共同議長の下で我が国において開催され、協定により両国の経済関係が飛躍的に前進し、両国に機会と恩恵がもたらされる“WIN-WIN関係”が構築されていることが確認された。メキシコで開催された第3回ビジネス環境整備委員会では、治安、知的財産権、税務・通関手続き、観光等に関する我が国民間企業の改善要望をメキシコ政府に申し入れ、両国政府で改善に取り組むことに合意した。 2．パナマ運河拡張工事計画については、平成19年8月に開催された日・パナマ外相会談等において、日本政府が本件計画に参入することに関心を有していること、価格のみならず、納期などを含めた日本企業の高い技術力が評価されること等を申し入れ、12月に行われた第3回開門本体の設計建設の予備審査では、日本企業を含む4共同企業体が通過した。								
事業の総合的評価	<table border="1"><tr><td>拡充強化</td><td>内容の見直し・改善</td><td>今のまま継続</td><td>縮小</td><td>中止・廃止</td></tr></table> <p>（理由と今後の方針）</p> <p>パナマを除く中米諸国、キューバ、ドミニカ共和国については、経済関係強化に結びつく具体的成果を達成する。パナマ運河拡張計画については、平成20（2008）年の入札に向けて政府としても日本企業支援の取組を強化する。</p>				拡充強化	内容の見直し・改善	今のまま継続	縮小	中止・廃止
拡充強化	内容の見直し・改善	今のまま継続	縮小	中止・廃止					

事務事業名 **メキシコ、中米諸国、ドミニカ共和国、キューバとの国際場裡における協力の強化****事務事業の概要**

メキシコより「クールアース50」に対する支持を得ると共に、気候変動問題に関する二国間協議が開始された。メキシコ及び中米諸国等からは、安保理常任理事国入り及び平成20（2008）年安保理非常任理事国選挙に関し、我が国に対する広範な支持を得た。キューバとは北朝鮮問題について意見交換を行った。

有効性（具体的成果）

- 1．メキシコとの関係においては、麻生外務大臣（当時）によるメキシコ訪問時のカルデロン大統領表敬とエスピノサ外務大臣との会談、シドニーAPECの際に行われた首脳会談、エスピノサ外相訪日時の外相会談等ハイレベルの意見交換により、我が国イニシアティブである「クールアース50」に対するメキシコの確たる支持を獲得すると共に、気候変動問題に関する二国間協議を開始することで一致した。また、平成20（2008）年の安保理非常任理事国選挙については、麻生外務大臣のメキシコ訪問時のカルデロン大統領表敬、エスピノサ外務大臣との会談において、両国で相互支持を行うことで合意した。
- 2．中米諸国等との関係においては、平成20（2008）年安保理非常任理事国選挙について、ハイレベルの働きかけ等の実施により、中米の大多数の国から書面による支持を獲得した。パナマとの関係においても、麻生外務大臣のブラジル訪問時に開催された日パナマ外相会談において、我が国の安保理常任理事国入りへの支持に関して肯定的な応答があった。
- 3．キューバとの関係では、麻生外務大臣のブラジル訪問時に開催された日キューバ外相会談において、北朝鮮の核問題について議論し、ペレス外相より、6か国協議を通じて全ての関係国が受け入れ可能な解決が図られること、現核保有国も含め、全ての核兵器を廃絶していくべきとの立場が表明された。
- 4．また、東アジア・ラテンアメリカ協力フォーラム（FEALAC）の枠組みで各加盟国より気候変動、クリーン開発メカニズム（CDM）担当の若手指導者を1名ずつ招聘した際には、民間企業を含め国内の様々な関連機関担当者との意見交換及び招聘参加者間の意見交換を行う機会を設け、多くの招聘者より、右分野でイニシアティブをとる我が国の取組を直接知ることができ、また全てのFEALACメンバー国の気候変動、CDM担当者と議論する機会を得られ、非常に有意義であったとの高い評価を受けた。また、エルサルバドルのエスカランテ環境次官の招聘時には、政府・政府関係者による我が国の気候変動政策等に関する説明、工場見学等を実施し、招聘者より我が国イニシアティブへの支持を得た。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止
(理由と今後の方針)

中米、ドミニカ共和国、キューバとも気候変動分野における我が国イニシアティブへの支持取り付けや協力関係強化を実現する。安保理非常任理事国選挙以外の国際選挙でも広範な支持が得られるよう、働きかけを強化する。

事務事業名 **メキシコ、中米諸国、ドミニカ共和国、キューバとの人物・文化交流事業を通じた相互理解促進**

事務事業の概要

メキシコとは日メキシコ首脳会談、我が国外相とメキシコ外相の相互訪問が成立し、気候変動問題等について協力が前進した。また、交流協力戦略協議が立ち上げられる等、日メキシコ間交流にも前進が見られた。麻生外務大臣（当時）のブラジル訪問時には、パナマ及びキューバとの外相会談を実施した。グアテマラのコロン大統領の就任式には、山口泰明衆議院議員を特派大使として派遣した。この他松島外務大臣政務官（当時）がメキシコとキューバ、横路衆議院副議長がキューバ、コスタリカ、エルサルバドル及びグアテマラを訪問した。

有効性（具体的成果）

1. メキシコとの関係においては、平成19（2007）年8月、麻生外務大臣（当時）がメキシコを訪問し、カルデロン大統領への表敬、エスピノサ外相との会談を実現、戦略的パートナーシップの更なる発展、交流協力戦略協議の開始、日メキシコ交流400周年等記念事業における協力、気候変動問題における協力について合意した。9月には日メキシコ首脳会談が開催され、気候変動問題に関し、カルデロン大統領より「クールアース50」に対する賞賛の意が示された。また、11月にはエスピノサ外相も日本を訪問した。日メキシコ交流協力戦略協議については、全体会合及び2回の分科会を開催し、文化交流、科学技術交流等について意見交換を行った。この他、5月には松島外務大臣政務官（当時）がメキシコを訪問（1月に続き2度目の訪問）し、日メキシコ経済連携協定のビジネス環境整備委員会に出席すると共に、エスピノサ外相、連邦上院議会競争力委員会・アジア太平洋外交委員会委員、経済次官と会談した。
2. 中米諸国との関係では、麻生外務大臣のブラジル訪問時（8月）にパナマのルイス・ナバロ第一副大統領兼外務大臣と二国間会談を開催、パナマ運河拡張計画や国際場裡における協力について意見交換を行った。また、平成20（2008）年1月のグアテマラのコロン新政権の発足時には、大統領就任式に山口泰明衆議院議員を特派大使として派遣、新政権との関係構築に努めた。この他、平成19（2007）年8月には横路衆議院副議長がキューバ、コスタリカ、エルサルバドル及びグアテマラを訪問した。さらに、グアテマラからは現与党外交顧問、エルサルバドルからは環境次官を招聘、気候変動問題や我が国ODA政策等に関し、我が国の政策担当者との直接の意見交換の場を設けることにより、我が国政策への理解と支持を得るとともに、帰国後、本国で我が国の施策の長所を紹介する等の成果があった。
3. キューバとの関係では、5月に松島外務大臣政務官がキューバを訪問、ペレス外相、カブリサス国際経済担当国務相、ロドリゲス外務次官と会談した。また麻生外務大臣は、ブラジル訪問時（8月）にキューバのペレス外相と二国間会談を実施、両国関係全般、北朝鮮問題、債務問題等につき意見交換を行った。また11月にはキューバにおいて、第9回日キューバ政策対話を実施した。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

平成19年度には、メキシコ、中米諸国との間で活発な要人往来が実現し、交流戦略協議等具体的な交流強化の枠組みも始動、交流強化に向けた着実な前進が見られたことから、今後も要人往来やハイレベルの会談の実施を継続すると共に、特にメキシコとの関係では交流戦略協議や周年事業を通じた交流強化を目指す。

事務事業名 FEALAC (東アジア・ラテンアメリカ協力フォーラム) やECLAC (国連ラテンアメリカカリブ経済委員会) 等の多国間フォーラム・機関を通じた中南米地域との総合的な関係強化

事務事業の概要

FEALAC第3回外相会合に麻生外務大臣(当時)が出席、東アジア側調整国に就任し、次期外相会合開催を表明した。ECLACに対し、正式加盟国としての貢献に努めた。グアテマラとコロンビアに対し、米州機構(OAS)を通じた選挙支援を実施した。我が国の対中南米外交の方針を国内外にアピールするため、麻生外務大臣による政策スピーチを実施し、中南米に関する国内広報用パンフレットを作成した。

有効性(具体的成果)

1. FEALACに関しては、8月にブラジルで開催された第3回外相会合に麻生外務大臣が出席した。本会合で我が国は東アジア側調整国に就任し、次期外相会合を我が国で開催することを表明、東アジア地域のリーダーとして、東アジアと中南米の協力関係緊密化に積極的に取り組んでいることを広く印象づけた。また、平成20(2008)年2月にはFEALAC加盟国より、気候変動問題もしくはクリーン開発メカニズム(CDM)を担当する若手指導者を我が国に1名ずつ招聘し、我が国の進んだ省エネ技術や気候変動問題における我が国の方針を紹介した。

2. ECLACに関しては、9月、チリにおいて「国際化と輸出多様化：日本の経験」と題するセミナーをECLACと共同で開催、我が国の経済発展の経験を中南米諸国に紹介した。また、ECLACに対し、中南米諸国とアジア諸国の貿易・投資関係強化に関する調査研究を委託し、FEALACが今後如何に中南米とアジア諸国間の貿易・投資増大に貢献できるかに関する有益な提言を得た。

3. グアテマラの大統領選挙及びコロンビアの地方選挙に際し、米州機構(OAS)を通じた選挙支援を実施し、中南米地域における民主化定着・強化に貢献する姿勢を効果的にアピールした。

4. 平成20(2008)年4月に中米統合機構(SICA)の議長国であるエルサルバドルにて日・中米フォーラムを開催、我が国の環境イニシアティブであるクールアース50等について説明し、加盟8か国から支持を得て共同文書に明記した。

5. 7月、麻生外務大臣は、経団連会館において、我が国の対中南米外交に関する政策スピーチを実施し、スピーチ原稿をホームページに掲載する等して対外広報に努め、中南米諸国との経済関係の強化、安定的発展への貢献、国際場裡での協力を進める姿勢を国内外にアピールした。また、「日本と中南米」と題するパンフレットを活用し、国内の幅広い層に対する中南米情勢と対中南米外交についての広報に努めた。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

FEALACに関しては、平成19(2007)年8月の第3回外相会合において、東アジア側議長国に就任し、次期外相会合を我が国において開催することから、中南米と東アジアの関係強化により一層のイニシアティブを発揮する。また、日・中米フォーラムの実施等、中米諸国との多国間の関係強化に努める。

評価をするにあたり使用した資料

「経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定に基づき設置された合同委員会第3回会合の開催(共同プレス発表)(平成19年4月)」

「日本・メキシコ経済連携協定に基づき設置されたビジネス環境整備委員会第3回会合にて発出された「勧告」(平成19年5月)」

「日本・メキシコ経済連携協定付属書三の修正に関する外交上の公文の交換について(平成20年1月)」

- 「麻生大臣の中南米諸国等訪問（平成19年8月）」
- 「カルデロン大統領表敬とエスピノサ外相との会談」
- 「日メキシコ首脳会談（平成19年9月）」
- 「エスピノサ・メキシコ外務大臣の来日（平成19年11月）」
- 「日・キューバ外相会談（概要）（平成19年8月22日）」
- 「日・パナマ外相会談（概要）（平成19年8月22日）」
- 「グアテマラ共和国大統領就任式典への特派大使の派遣について（平成20年1月8日）」
- 「松島みどり外務大臣政務官のジャマイカ、キューバ、メキシコ訪問（概要）（平成19年5月15日）」
- 「麻生外務大臣演説：日本にとって中南米の意味を問うー新時代のパートナーシップを育てるとき（平成19年7月）」

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域 当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

- 3 - 2 南米・カリブ共同体諸国との協力・交流の強化

事務事業名 南米諸国との経済関係再活性化のための取組

事務事業の概要

要人往来の機会を捉えての対話、経済協議、経済連携協定の発効、新たな経済分野における協力の推進等を通じ、経済関係の再活性化に努めた。詳細は下記各論参照。

有効性（具体的成果）

- (1) 国家元首、政府高官、議員、州知事等を含む活発な要人往来、各種経済ミッションの往来、経済委員会（コロンビア、チリ、ペルー）、在ブラジル官民合同会議、日伯戦略的経済パートナーシップ賢人会議等様々なレベルの対話やセミナー・シンポジウムが行われ経済関係の再活性化の具体的方策について議論された。
- (2) 平成19年9月に、チリ大統領訪日に合わせ、日チリEPAが発効した。平成19年3月の署名後、我が国において審議が開始され、6月まで両院批准に係わる作業を行った。チリ国会における批准作業終了後、閣議請議を行い、8月に、両国で国内手続の完了に関する外交公文の交換を行った。同時に、発効までに、委員会の規則及び手続、仲裁裁判手続規則、（物品及び原産地規則に係る）運用上の手続規則を作成し、チリ側と交渉、合意の上、発効日に開催された第1回委員会において採択された。発効後は、WTOへの通報や第1回魚及び魚製品に関する作業部会を開催するとともに、平成20年4月の第1回ビジネス環境整備小委員会等各種小委員会の開催に向け準備作業を行った。
- (3) 平成20年3月に日ペルー投資協定交渉の開始が発表された。また、大統領訪日中、9年ぶりに日・ペルー経済協議会総会が開催された。
- (4) 地上デジタル・テレビ方式選定については、チリ、ペルー、アルゼンチン、コロンビア、ベネズエラ、エクアドル、パラグアイ及びボリビアにおいて、各種比較試験、試験放送、セミナーが行われているところ、日本方式の採用に向け、総務省及び社団法人電波産業界（ARIB）が中心となり、当課及び在外公館と協力して、重層的な働き掛けを実施した。特に、方式選定の最終段階にあるチリとペルーに対しては首脳レベルでも働き掛けを行った。また、既に日本方式を採用しているブラジルでは、平成19年12月にデジタル・テレビ放送開始式が行われ、実用化されるに至った。また、同年4月には日伯共同作業部会第2回会合が、12月には第3回会合が開催され、5つのサブグループ会合を通じ、議論・情報交換が進展した。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

【総論】

- (1) 資源エネルギーの国際価格の高騰、南米地域における資源エネルギーに対する国家管理強化、中国の台頭等の動きが継続する見込みのところ、今後も政府として積極的な取組が必要。
- (2) 平成20年もハイレベルの要人往来、各種経済ミッションの往来、各国との経済協議、有識者会合等を実施するとともに、民間のイニシアチブによる経済合同委員会の開催を側面支援し、経済関係を更に活発化させる方針。

【具体例】

- (1) ブラジルにおける官民合同会議は、外務省からの出張者及び現地官民関係者で実施されているが、今後、関係省庁・機関を交えた日本政府代表と現地進出企業代表との政策対話に拡大していくことにより、会議の効果的フォローアップや相乗効果を向上させることが期待される。
- (2) 地上デジタル・テレビ放送日本方式については、今後とも、ブラジルと協調しつつ、他の南米諸国への日本方式の拡大に向けて努力するほか、今後日本企業がテレビ受像器の製造で優位に立ち、送信機、携帯端末等の周辺機器や、ソフトウェア等の販路拡大できるよう側面支援する必要がある。
- (3) 日チリEPAの円滑な運用、更なる経済関係の強化に向け、ビジネス環境整備委員会を始めとした各種小委員会・作業部会を開催し、そのフォローアップに努める。

事務事業名

南米諸国との国際場裡における協力の強化のための取組

事務事業の概要

ハイレベルの要人往来や政策対話を通じ、環境・気候変動問題、国連安保理改革等の国際社会が直面する課題について、共通の価値基盤を有する南米諸国が、我が国とより緊密に協調して行動するよう努める。

有効性（具体的成果）

政策対話、要人往来、招聘等の機会を活用し、相手国政府の様々なレベルとの対話と関与を継続。

- (1) 松岡農水大臣（当時）のブラジル、アルゼンチン訪問（平成19年5月）(WTO関係)
- (2) ブラジルのイイホシ下院議員の訪日（5月）
- (3) 菅総務大臣（当時）のブラジル、チリ、アルゼンチン訪問（8月）(デジタルテレビ方式普及)
- (4) 麻生外務大臣（当時）のブラジル訪問（8月、日ブラジル外相会談、日アルゼンチン外相会談）
- (5) チリのバチェレ大統領訪日（9月、日チリ首脳会談。「環境・気候変動分野における一層の協力の強化に関する共同声明」署名）
- (6) ブラジルのスプリシ観光大臣の訪日（9月）
- (7) アルゼンチンのキラディア外務副大臣の訪日（11月）
- (8) ブラジルのフォンタナ下院副政府リーダーの訪日（11月）
- (9) ブラジルのジャグリーア外務副次官の訪日（11月、日ブラジル・ハイレベル政策対話）
- (10) 尾身前財務大臣のアルゼンチン訪問（12月、大統領就任式特派大使）
- (11) チリのフレイ上院議長一行の訪日（平成20年1月、参議院招待）
- (12) ブラジルのキナリア下院議長一行の訪日（1月、衆議院招待）
- (13) 木村外務副大臣のブラジル訪問（1月、日ブラジル交流年開会式）
- (14) 第2回日ブラジル環境対話（2月、於：東京）
- (15) ペルーのガルシア大統領訪日（3月、日ペルー首脳会談。「環境・気候変動分野における一層の協力の強化に関する共同声明」署名）
- (16) ペルーのガルシア・ベラウンデ外務大臣の訪日（3月、日ペルー外相会談）

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

国際場裡において益々発言力を増すブラジル等の南米諸国と、ハイレベルの要人往来や各国との政策対話を通じ、引き続き、国連、環境・気候変動、軍縮・不拡散、WTO等の分野において協力関係を強化する

ことは重要。平成20年度には、日伯交流年、日・コロンビア外交関係樹立100周年、ペルーAPECの関連等で、引き続き南米諸国との間でハイレベルの要人往来が見込まれる。

事務事業名 周年事業の活用を通じた相互理解の促進

事務事業の概要

外交関係樹立や日本人の移住に関わる周年事業を活用しつつ、人物交流及び文化交流を促進することにより、様々なレベルにおいて南米における対日理解、及び我が国における対南米理解の増進を図った。

有効性（具体的成果）

平成19年には、日チリ修好110周年、日ガイアナ修好40周年、日バルバドス修好40周年を迎え、様々な文化行事が開催された。平成20年には、日本ブラジル交流年（日本人ブラジル移住100周年）、日コロンビア外交関係樹立100周年を迎えるところ、各種要人往来、二国間協議等を通じて準備作業を推進した。特に、日本ブラジル交流年については、外務省を事務局としつつ、皇太子殿下を名誉総裁、麻生前外務大臣（日伯国会議員連盟会長）を名誉会長とする日本ブラジル交流年実行委員会を立ち上げ、ブラジル側実行委員会、日系団体記念協会等と調整しつつ、実施に向けた各種準備を開始した。平成20年1月には、日本及びブラジルにおいて開会式が開催された。平成20年4月、日本において予定される日本ブラジル交流年記念式典の準備作業も鋭意行った。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

地理的に遠距離にある中南米との関係強化においては、各種周年行事の機会を有効活用し、人物・文化交流事業を積極的かつ集中的に実施することによる相互理解の促進が効果的・効率的である。平成20年には、日本ブラジル交流年（日本人ブラジル移住100周年）、日コロンビア外交関係樹立100周年等を始めた周年事業の成功裡の実施が特に重要である。

事務事業名 南米諸国出身の在日外国人をめぐる諸問題への取組

事務事業の概要

南米諸国出身の在日外国人は、90年代より増加を続け、現在、約36万人の南米出身者が我が国に滞在しており、新たな交流の一翼を担い始めている。しかし、中には、文化、習慣、言語の相違により、地域社会との摩擦、我が国での就労・教育をめぐる問題、逃亡犯罪人問題等の課題が顕在化している例がある。これに対処するため、南米諸国出身者の本国政府、国内関係官庁、地方自治体、国会議員等との連携・協議等が必要となっている。

有効性（具体的成果）

（1）平成19年8月の麻生外務大臣（当時）のブラジル訪問の機会に、ルーラ大統領及びアモリン外相と会談し、在日ブラジル人問題について、司法協力及び社会保障に関する作業部会を開催することで合意した。

（2）平成19年10月、司法分野に関する第1回日ブラジル作業部会が開催され、逃亡犯罪人の国外犯処罰、犯罪人引き渡し、刑事・民事司法共助、受刑者移送について協議が行われた。

(3)平成19年10月、第2回日ブラジル社会保障作業部会が開催され、両国の社会保障制度についての情報・意見交換が行われた。

(4)平成19年10月、第3回日ブラジル教育協議が開催され、在日ブラジル人子弟の教育の充実化、日本の公立学校やブラジル人学校に係わる課題、日本語教育に係わる取組等について協議が行われた。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

在日ブラジル人の逃亡犯罪人問題を含む、南米諸国出身の在日外国人をめぐる諸問題に対する国民の関心は引き続き高い。今後も関係機関や先方政府と緊密に連携しつつ、問題解決に向けて取組を強化していく必要がある。

事務事業名 カリコム諸国との対話の促進と国際場裡における協力強化

事務事業の概要

カリコム諸国14か国は基本的価値を共有するパートナーであり、緊密な二国間関係を維持している。要人往来や国際会議等の機会を活用して、これら諸国との対話を促進するとともに、国際場裡における我が国の立場に対するカリコム諸国の理解・支持の確保に努めた。

有効性(具体的成果)

平成19年4月のドミニカ国首相の訪日、同年6月のガイアナ大統領の訪日、同年8月の菅総務大臣(当時)の戦略的外遊によるハイチ訪問、同年4月の松島外務大臣政務官(当時)のジャマイカ訪問等の要人往来が活発に行われ、これらの機会に二国間及び国際場裡における関係強化のための対話や働きかけを行った。特に、ガイアナ大統領訪日の際には、我が国が「美しい星50」を発表した後初めてとなる「環境・気候変動分野における一層の協力の強化に関する共同声明」を署名し、その後、同国は我が国のパートナーとして本分野における協力関係を強化している。同年11月、日・東カリブ漁業担当大臣会合(東カリブ諸国機構加盟6か国参加)が開催され、海洋生物資源の持続的利用等について意見交換を行った。これらの対話及び働きかけの積み重ねにより、我が国は、カリコム諸国とは緊密な関係を築いており、同諸国は、海洋生物資源の持続的利用、国連安保理改革等において多くの国が我が国の立場を支持している。平成20年2月には、マクニッシュ・ジャマイカ外務省多国間問題担当次官補を招聘し、二国間強化の方策について協議した。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

我が国と基本的価値を共有するカリコム諸国とは、国際場裡における協力を中心に友好協力関係を構築しており、引き続き、重要なパートナーとして関係を維持していくことが重要である。そのため、引き続き、要人往来や日カリコム事務レベル協議等の機会を活用し、対日理解及び対日関心の増進や親日感の醸成を図っていく。

事務事業名 **メルコスール、カリコム等の地域国際機関との協力の促進****事務事業の概要**

南米・カリブ地域においては、メルコスール（南米南部共同市場）カリコム（カリブ共同体）等の地域国際機関による地域協力統合の動きが進んでおり、地域ブロック単位でも発言力を増しているところ、これらの地域国際機関との対話及び連携の強化に努めた。

有効性（具体的成果）

- （１）第６回日メルコスール高級事務レベル協議において合意されたビジネス環境改善のための日本・メルコスール作業部会の立ち上げに向けて準備が行われたほか、技術協力プロジェクト「メルコスール観光振興プロジェクト」の第２フェーズが採択される等、協力関係が強化された。
- （２）カリコムとは、平成１９年８月に第１２回日カリコム事務レベル協議、同年１２月に第１回日カリコム経済協力政策協議が開催され、災害対策、観光・水産、貿易・投資の促進等の分野での日カリコム間の協力や、国連等国際場裡における協力、経済技術協力等について活発な議論が行われ、前者においては、共同声明を採択した。また、海洋生物資源の持続的利用については、我が国の立場に対し IWC 関係加盟国から引き続き支持を得た。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

地域ブロックは国際社会において益々重要な地位を占めつつあり、我が国としても、国連安保理改革、海洋生物資源の持続的利用、環境・気候変動問題、北朝鮮問題等の国際場裡の諸課題への取組において、協力関係を維持・強化することが重要である。

評価をするにあたり使用した資料

- 「日本ブラジル交流年」(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/brazil/jb2008/index.html>)
- 「日本ブラジル交流念実行委員会HP」
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_chile/index.html)
- 「日本・チリ首脳会談」(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/chile/visit/0708.html>)
- 「日本・チリ経済連携協定」(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_chile/index.html)
- 「日本・ドミニカ国首脳会談」
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/s_abe/e_dominica_07/gaiyo.html)
- 「ジャグデオ・ガイアナ大統領の訪日」
(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/guyana/visit/0706.html>)
- 「日本・ペルー首脳会談」(http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/peru/visit/0803_sk.html)
- 「南米南部共同体（メルコスール）」
(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/latinamerica/keizai/mercosur/index.html>)
- 「カリブ共同体（カリコム）」
(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/latinamerica/kan/caricom/index.html>)

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域 当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

施策 4 対欧州外交

具体的施策

-4-1	欧州地域との総合的な関係強化・・・・・・・・・・・・・・・・	73
-4-2	西欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進・・・・	77
-4-3	中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進・・	80
-4-4	ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露 関係の進展・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	84
-4-5	中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化・・・・・・・・	90

- 4 - 1 欧州地域との総合的な関係強化

事務事業名 欧州地域との政治面での対話・協力の継続・推進

事務事業の概要

欧州連合(EU)は、外交・安全保障等の分野でも統合を進め、国際社会における発言力と存在感を強めている。平成21年1月に発効が見込まれるリスボン条約によって、今後、EUの外交実施体制が強化され、国際場裏におけるEUの存在感が一層増大することが見込まれる。北大西洋条約機構(NATO)は、基本的価値観とグローバルな課題の解決に向けた責任感を我が国と共有しており、安全保障面での国際的な活動を活発化させている。欧州安全保障協力機構(OSCE)、欧州評議会(CE)は選挙支援活動、セミナー等を通じ民主化支援を積極的に実施している。このような状況下で、我が国と欧州地域が協力を深めていく重要性が高まっており、今後とも民主主義等の基本的価値を共有するEU、NATO、OSCE、CEとの認識の共有、協力関係深化に向け、政治面での対話・具体的協力を継続・促進する。

有効性(具体的成果)

(1) EUについては、平成19年6月にベルリンで第16回日・EU定期首脳協議を行い、共に国際社会の安定と発展に主導的役割を果たす日本とEUの戦略的パートナーシップを一層強化していくことで一致した。また、気候変動分野において、2013年以降の枠組み造りに向けて日・EUが指導力を発揮し、世界全体の温室効果ガス排出量を2050年までに半減もしくはそれ以上削減するとの長期的目標で一致したことも、大きな成果と言える。その他、日・EU間であらゆるレベルで対話を行い、我が国がEUと協力して取り組むことが、我が国が外交政策を進めていく上で有益である課題(イラン、北朝鮮問題等)につき、相互理解を深め、認識の共有を図ることができた。平成19年度は、日・EU定期首脳協議を1回(上記)、日・EUトロイカ外相協議を1回(平成19年5月、ベルリン)、日・EUトロイカ政務局長協議を2回(平成19年4月、東京；平成19年10月、ポルトガル)、日・EU行動計画運営グループ会合を2回(平成19年11月、東京；平成20年1月、リュブリャナ)、日・EUトロイカ政策担当者協議を8分野計11回それぞれ実施した。

(2) NATOについては、平成19年1月に安倍総理大臣(当時)が日本の総理大臣として初めてNATOで演説を実施した。12月にはデ・ホープ・スケッフェルNATO事務総長が訪日して、福田総理、高村外務大臣、石破防衛大臣とそれぞれ会談し、日・NATO間の協力関係強化につき協議した。具体的協力としては、アフガニスタン復興支援に関し、平成19年3月の日・NATO高級事務レベル協議で、NATO・PRT(地方復興チーム)と連携しつつ、初等教育、職業訓練、医療・衛生の分野での活動を実施するNGO、地方行政機関に対し、日本政府が草の根・人間の安全保障無償資金協力を行う枠組みを構築した。12月にはこの支援を加速化させるため我が国よりNATO文民代表部(カプール)に対する連絡調整員を指名した。この枠組みのもとで、平成20年3月までに7つのPRTと連携した19の案件が開始されている。また、弾薬管理能力強化に向けたアフガニスタン国軍の能力強化を支援するため、NATO・PfP信託基金を通じた協力を行った。

(3) OSCEについては、平成19年11月、外相理事会に小野寺外務副大臣が出席し、ステートメントを行い、日・OSCE間協力をさらに進めること及び東アジアの安全保障環境への欧州の理解を訴えた。また、OSCEとの協力に関しては、平成19年にキルギス、カザフスタン、ウクライナ及びアルメニア、平成20年にはグルジアへのOSCE選挙監視団へ我が国より要員を派遣し、これらの国への選挙支援を実施した。

(4) CEについては、中・東欧、西バルカン諸国、NIS諸国等のCE加盟国においてCEが実施する民主化支援事業を支援した(若手指導者養成を目的とする「政治研究スクール」事業(ボスニア・ヘルツェゴビナ、セルビア・モンテネグロ、ウクライナ)や、地方自治体のキャパシティー・ビルディングを目的とする事業(ルーマニア、ブルガリア、マケドニア、モルドバ)等)。さらに、我が国の支援事業を実施する際、日本人専門家を派遣する等により、我が国の支援を事業参加者の目に見える形でアピールし、欧州諸国に

我が国の民主化支援への貢献を認識させる機会として効果的な活用を行った。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

(1) 日・EU間の政治対話は、平成13年からの「日欧協力の10年」における首脳間の合意文書である「日・EU行動計画」に基づき実施しており、今後とも日・EU定期首脳協議、日・EUトロイカ外相協議、日・EUトロイカ政務局長協議、日・EU行動計画運営グループ会合、日・EU政策担当者協議等を着実に実施していく必要がある。また、平成21年には、EUの新条約となるリスボン条約が発効する見込みである。同条約が発効すると、新たに常任の欧州理事会議長やより強い権限を持つ外務・安全保障政策上級代表が任命され、EUの外務省に当たる「対外活動庁」が新設されるなど、EUの外交実施体制が強化され、国際場裏におけるEUの存在感が益々増大していくものと予想される。これにあわせ、日・EU間の政治対話も更に強化していく必要がある。

(2) NATO が冷戦終了後の役割変化に伴い域外国との関係を再整理している中、基本的価値を共有する我が国との関係強化に対する NATO の期待は高い。このような中、NATO 加盟国との広い意味での安全保障分野における認識の共有を促進するとともに、我が国の取組に対する NATO 加盟国の理解と協力を得ることは極めて有効である。具体的には、NATO との対話のスキームである日・NATO 高級事務レベル協議、日・NATO ハイレベルセミナー等を通じて緊密な意見交換を継続するのみならず、加盟国との対話を拡充強化し、我が国が進めるグローバルな平和構築への取組に関する具体的な協力の可能性等につき協議を行う。また、アフガニスタンにおける PRT と連携した経済協力等の具体的協力を更に推進していく。

(3) OSCEについては、我が国は「協力のためのパートナー国」として、OSCE活動への積極的な協力が期待されている。OSCEがコーカサスや中央アジアをも含むフォーラムであることを踏まえ、我が国が全欧州的な安全保障に関する議論の動向を把握し、アジアと欧州の安全保障環境について相互理解を深めるためにもOSCEとの関係強化は極めて重要である。今後もOSCE各種会合への出席、要人往来の機会を利用した意見交換、種々のOSCE主催セミナーへの参加を通じ、我が国の取組に対するOSCE加盟国の理解を得るとともに、OSCE選挙監視団への要員派遣等OSCEとの協力を推進し、我が国の実施する西バルカン支援、対中央アジア・コーカサス政策の遂行にOSCEの活動を活用していく。

(4) CEについては、我が国はオブザーバー・ステータスを認められたアジアで唯一の国であり、欧州諸国よりCEの活動への積極的な協力が期待されている。CEのオブザーバー・ステータスは、欧州と民主主義・人権分野での価値観と基準を同じくする国にのみ認められるものであり、我が国が欧州にとり信頼できるパートナーであることを象徴的に示すものである。このことを踏まえ、引き続きCEの場を活用し、欧州47か国に向け、我が国の意見をアピールしていくことが有益である。具体的には、CEの各種会合への出席により、欧州諸国のスタンダード・セッティングや各種施策策定にあたり、我が国の意見を反映していく。また、ウクライナその他、ロシア、バルカン諸国等15か所で実施される「政治研究スクール」事業等の優良事業に協力することにより、CEとの協力を推進し、我が国の民主化・人権の保護・促進への貢献と日欧協力を欧州の有力者・市民に対して効果的にアピールしていく。

事務事業名 欧州地域との法的枠組みに関する協議の実施

事務事業の概要

我が国にとって欧州地域は、累積ベースで米国に次ぐ直接投資先となっており、こうした緊密な経済関係を更に促進する上で、特に我が国経済界からも強い要望のある租税条約及び社会保障協定の締結・改訂作業を継続していく必要がある。

有効性（具体的成果）

（１）租税条約については、フランスとの間で、平成19年12月に改正議定書が発効した。
（２）社会保障協定については、平成19年４月にオランダとの間で締結交渉を行い、平成20年２月に署名を行った。また、平成19年６月にチェコとの間で締結交渉を行い、平成20年２月に署名を行った。さらに、平成20年１月にはスペインとの間で締結交渉を開始し、イタリアとも平成20年５月に締結交渉を開始する予定である。この他、アイルランド、ハンガリー、スウェーデン、スイス等との間で、将来的な協定締結交渉を視野に入れた意見交換等を行った。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

国際社会における欧州地域の重要性及び影響力にかんがみ、我が国にとって、欧州各国との法的枠組みを整備することは、国際的な問題での望ましい解決を生み出す観点から重要であり、本件事業は引き続き継続的に実施していく必要がある。特に租税条約及び社会保障協定についての締結・改正交渉の要望は多く寄せられていることから、我が国との経済関係の深度等の様々な要素を勘案の上、できる限り多くの国との間で順次交渉を行う方針である。

事務事業名 欧州地域との知的交流の推進

事務事業の概要

知的交流事業は、様々な分野における我が国と欧州の有識者間の人脈を構築、発展させ、欧州有識者の日本への理解を促進し、日欧の共通の認識を醸成するため、重要である。

有効性（具体的成果）

（１）平成20年１月にリュブリャナで気候変動をテーマとする日・EU共同シンポジウムを開催し、日欧の有識者間の知的交流・人的交流を促進。
（２）知的交流事業として、欧州各国の軍民協力活動の取組をテーマに、中満泉・一橋大学客員教授、神保謙・慶應義塾大学専任講師等の安全保障分野の専門家を、スイス、イギリス、ポーランド、ハンガリー等に派遣し、意見交換を行い研究者間のネットワークの基礎を構築した。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

知的交流事業は、欧州各国に対し、我が国を取り巻く様々な問題への理解を深めさせるとともに、我が国の外交政策への欧州知識人の賛同を取り付ける基盤を形成するものである。従って、本件事業は継続的に実施しつつ、内容の見直し・改善を行っていく。

具体的には、安全保障分野を始めとする多くの我が国専門家を欧州各国に派遣し、各国の専門家と意見交換を実施し、各分野における人脈を構築し、我が国と欧州の認識を共有させるための基盤を形成していく。また、EUとの間で日・EU共同シンポジウムを引き続き開催していく。

事務事業名 欧州地域と草の根交流の促進

事務事業の概要

欧州地域からの青少年を招聘するとともに、高校生交流事業を実施する。

有効性（具体的成果）

平成19年10月及び11月には、EU及びEU加盟国から30名ずつ計60名の青年を招聘し、将来の日欧関係の基盤となる若い世代に対し、我が国の政治、経済、文化を多面的に理解させることができた。また、高校生

については、EUをはじめとする欧州34か国を対象として、短期30名、長期30名の計60名を招聘。日本人家庭でホームステイをしつつ高校への体験留学を行い、日欧高校生間の交流を深めることができた。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止
(理由と今後の方針)

日欧協力の10年のための具体的措置として採択された日・EU行動計画では、人と人との交流を日・EU関係の基盤とし、人物交流の促進を重視するとしている。目標達成のためには、平成17年に実施された市民交流年により活性化した日欧市民の交流を引き続き促進することが効果的である。具体的には、欧州青年招聘、高校生交流を引き続き実施するとともに、より効果を上げるために必要な見直し・改善を行っていく。

評価をするにあたり使用した資料

- ・ 日・EU協力のための行動計画
(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/eu/keikaku.html>)
- ・ 対話の枠組み
(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/eu/taiwa.html>)

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域 当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

- 4 - 2 西欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進

事務事業名 西欧諸国との対話の継続・促進

事務事業の概要

要人往来や国際会議出席等の機会を捉えて様々な二国間対話の機会を設定し、協議、交渉の実質的進展を図る。詳細は下記各論参照。

有効性（具体的成果）

（総論）様々な二国間対話の実現により、協議、交渉の実質的進展が見られた。

（各論）我が国と西欧諸国間との間の、主な要人往来及び事務レベルの協議を通じ、西欧諸国との対話の継続・促進を図った（平成19年4月から平成20年3月まで）。

< 我が方要人の外国訪問 >

平成19年5月 天皇皇后両陛下の英国、スウェーデン、エストニア、ラトビア、リトアニア御訪問
5月 麻生外務大臣（当時）のスペイン訪問
7月 松島外務大臣政務官（当時）のモナコ訪問
11月 小野寺外務副大臣のフランス、スペイン訪問

< 外国要人の日本訪問 >

平成19年4月 ブローディ・イタリア首相（当時）訪日（公式実務訪問賓客）
4月 アルベール2世モナコ公殿下訪日
5月 ベケット英国外務・英連邦相（当時）訪日
5月 ヨーク英国公殿下訪日
6月 パブリクス・ラトビア外相（当時）訪日
8月 カネルヴァ・フィンランド外相（当時）訪日
10月 カール16世グスタフ・スウェーデン国王陛下訪日（世界ボーイスカウト財団理事会出席）
10月 ストーレ・ノルウェー外相訪日（外務省賓客）
11月 アハーン・アイルランド外相（当時）訪日（外務省賓客）
12月 アレキサンダー・オランダ皇太子殿下訪日（第1回アジア・太平洋水サミット出席）
平成20年2月 ユンカー・ルクセンブルク首相訪日
2月 パエト・エストニア外相訪日

< 国際会議等の際の会談、電話会談 >

【英国】平成19年7月 麻生大臣（当時）とミリバンド外務・英連邦相との電話外相会談
8月 町村大臣（当時）とミリバンド外務・英連邦相との電話外相会談
10月 高村大臣とミリバンド外務・英連邦相との電話外相会談
10月 福田総理とブラウン首相との電話首脳会談
12月 高村大臣とミリバンド外務・英連邦相との電話外相会談
平成20年2月 福田総理とブラウン首相との電話首脳会談

【仏】平成19年5月 安倍総理（当時）とサルコジ次期大統領（当時）との電話首脳会談
6月 安倍総理（当時）とサルコジ大統領との首脳会談（ハイリゲンドム・サミット）
8月 町村大臣（当時）とクシュネール外務・欧州問題相との電話外相会談
9月 町村大臣（当時）とクシュネール外務・欧州問題相との外相会談（国連総会）

【伊】 平成19年 8月 町村大臣（当時）とダレーマ副首相兼外相（当時）との電話外相会談
10月 高村大臣（当時）とダレーマ副首相兼外相（当時）との電話外相会談
10月 福田総理とプロディ・イタリア首相（当時）との電話首脳会談

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

- （１）西欧諸国との対話は、英国、フランス、イタリアの場合、同じG8の一員として常に国際問題に対する政策に関する意見交換を行う必要があるのみならず、国際社会にとっても大きな影響力を有するこれらの国々との間では、今後とも一層緊密な関係を構築していく必要がある。
- （２）北欧諸国その他多くの先進西欧諸国との間では、先進国として先進的な取組を行っている分野が多くあることから、相互の知見を共有し、協力関係を更に強化していく必要がある。
- （３）民主化と市場経済化を実現するために、バルト三国との間で、様々な分野での交流を一層活発化させていく必要がある。

事務事業名 共通の諸課題に関する協議・政策調整

事務事業の概要

気候変動や世界経済など国際社会の喫緊の課題や、洞爺湖サミットや安保理改革を含む様々な国際場裡での我が国の立場への支持を得るなど、様々な場面での協力関係を構築した。詳細は下記各論参照。

有効性（具体的成果）

- （１）国連改革等の国際的課題に関する共通認識の形成
 - （イ）安保理改革に関する我が国の立場について、多くの国から継続して支持を得られた。
 - （ロ）安保理非常任理事国選挙や人権理事会選挙など、我が国の立候補に関して多くの国から支持が得られた。
- （２）国際情勢特に安全保障環境に関する共通認識の形成
 - （イ）北朝鮮を巡る諸問題について、我が国の立場に対し多くの国から支持を得た。
 - （ロ）EU の対中武器禁輸措置解除については、立場の違いはあるものの、多くの国と二国間協議の場で率直に意見交換を重ね、共通理解の確立に努めた結果、現時点で発動されていない。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

- （１）国連改革等の国際的課題に関する共通認識の形成に関し、国連改革や様々なフォーラムにおける議論は、我が国の国益であるのみならず国際社会の共通の課題であり、我が国としては国際社会の共通関心事項に今後とも関わっていく必要がある。
- （２）国際情勢、特に安全保障環境に関する共通認識の形成については、西欧諸国と我が国は共通の価値観を有しているが、相互の冷戦後の安全保障環境には相違がある。様々な機会に相互の安全保障環境について十分に意見交換を行い、共通の認識を醸成することは、二国間のみならず国際社会の共通の関心事項として今後とも関わっていく必要がある。

事務事業名 人的、知的交流、民間交流の維持・促進**事務事業の概要**

各種招聘事業、日本・スペイン・シンポジウム、日英21世紀委員会等、多種多様な事業を行った。詳細は下記各論参照。

有効性（具体的成果）

（１）様々な招へいの枠組みにより各国において影響力ある人物、将来影響力ある地位につくことを目指す青年を招待し、様々な交流を通じ我が国に対する知識を深め、将来の親日派を育成する基礎となった。21世紀パートナーシップとしてはバーナード・アレン下院議員（アイルランド）、プラス・シエラ・バジャドリード東洋美術館長（スペイン）、オピニオン・リーダーとして、マーク・シモンズ下院議員（英国）、セブリアン「プリサグループ」CEO（スペイン）などを招待し、日本側関係者との意見交換や文化体験プログラム等の日程をこなした。

（２）知的交流としては、平成19年10月に長崎で開催された第10回日本・スペイン・シンポジウム、平成20年3月に英国で開催された日英21世紀委員会では、それぞれ両国の各界識者からの参加を得て、様々な課題について意見交換を行い、提言をまとめる等して関係強化、相互理解の向上につなげた。

（３）対英国と対オランダの関係では、平和交流事業を実施し、第二次世界大戦中の捕虜及びその関係者を招へいし、視察や市民との交流を行い、我が国に対する理解を深め、二国間関係の強化を図った。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

（１）招聘事業は親日派を形成し国際社会の諸側面における国益の確保に有益であり、今後とも招聘事業を通じた交流の拡大深化が必要である。

（２）特に、英国やフランス、スペインなど国際社会で重要な役割を果たしている国との有識者による賢人会議は、相互理解を深め二国間関係をより実質的なものにするため不可欠である。

評価をするにあたり使用した資料

平成20年版外交青書

各国概況（外務省ホームページ）

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域 当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

- 4 - 3 中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進

事務事業名 中・東欧諸国との対話の継続・促進

事務事業の概要

要人往来や国際会議出席等の機会を捉えて中・東欧諸国との対話を継続・促進する。

有効性（具体的成果）

（総論）我が方要人の訪欧や外国要人の訪日、国際会議等の際の会談等により、ドイツをはじめ多くの中・東欧諸国との対話の継続・促進を行った。また、日本外交の地平を拡大する観点から、「GUAM+日本」会合の実施など新たな対話の枠組みを設立し、また、継続的な対話を確保するため、第2回V4+1外相会合において、隔年毎に国際会議等の際に外相会合を行う意思を表明するなどV4+1協力の枠組みを定めた。

（各論）例えば以下の往来・会談を通じ、中・東欧諸国関係者との対話の継続・促進を行った。（平成19年4月から平成20年3月まで。年月順）

（我が方要人の外国訪問）

- ・関口外務大臣政務官（当時）のオーストリア訪問（平成19年4月）（2010年核兵器不拡散条約運用検討会議第1回準備委員会出席）
- ・麻生外務大臣（当時）のドイツ（G8外相会合、アジア欧州会合外相会合、日EUトロイカ外相協議、第2回V4+1外相会合出席）・ポーランド訪問（同年5月）
- ・安倍総理（当時）のドイツ訪問（同年6月）（G8ハイリゲンダム・サミット、日EU定期首脳協議出席）
- ・松島外務大臣政務官（当時）のドイツ訪問（同年6月）（日・EUビジネスダイアログラウンドテーブル出席）
- ・浅野外務副大臣（当時）のスロバキア訪問（同年6月）
- ・藪中外務審議官（当時）の第1回「GUAM+日本」会合出席（同年6月、バクー）
- ・松島外務大臣政務官（当時）のスロベニア・クロアチア訪問（同年7月）
- ・河野衆議院議長のドイツ訪問（同年9月）（G8下院議長会合出席）
- ・木村外務副大臣（当時）のオーストリア訪問（同年9月）（第5回包括的核実験禁止条約発効促進会議出席）
- ・小野寺外務副大臣のドイツ訪問（同年12月）（「エネルギー供給の安定と気候保全を推進する外交政策」会合出席）
- ・高村外務大臣のドイツ訪問（平成20年2月）（ミュンヘン安全保障会議出席）他

（先方要人の訪日）

- ・クシュパン・スイス副大統領兼内相（平成19年7月）（注：平成20年3月現在大統領）
- ・メルケル・ドイツ首相訪日（同年8月）
- ・クビシュ・スロバキア外相訪日（同年10月）
- ・カルフィン・ブルガリア副首相兼外相訪日（同年11月）
- ・第2回「GUAM+日本」会合の開催（同年12月）（GUAM各国外務次官級訪日）
- ・ストラタン・モルドバ副首相兼外務欧州統合相訪日（平成20年1月）
- ・ベリシャ・アルバニア首相訪日（同年2月）
- ・メシッチ・クロアチア大統領訪日（同年3月）
- ・ゲンツ・ハンガリー外相訪日（同年3月）
- ・オグリスコ・ウクライナ外相訪日（同年3月）他

(国際会議等の際の会談、電話会談)

- ・高村外務大臣とシュタインマイヤー・ドイツ外相との会談(平成19年9月)(国連総会出席)
- ・麻生外務大臣(当時)とルーペン・スロベニア外相との立ち話(平成19年5月)(G8外相会合等出席)
- ・小野寺副大臣とキーバー・ベック・リヒテンシュタイン外相との会談(平成19年11月)(OSCE外相会合出席)
- ・福田総理とクシュパン・スイス大統領との会談(平成20年1月)(世界経済フォーラム(ダボス会議)出席)
- ・高村外務大臣とシュタインマイヤー・独外相との会談(平成20年2月)(ミュンヘン安全保障会議出席)
- ・高村外務大臣とシコルスキ・ポーランド外相との立ち話(平成20年2月)(ミュンヘン安全保障会議出席)
- ・高村外務大臣とルーペル・スロベニア外相との立ち話(平成20年2月)(ミュンヘン安全保障会議出席)

(局長級の政策対話等)

日スロベニア政務協議(平成19年4月、東京。平成20年1月、リュブリャナ)、日スイス政務協議(平成19年4月、ベルン)、日スロバキア政務協議(平成19年4月、ブラチスラバ)、V4+1政策対話(平成19年4月、ブラチスラバ)、日ギリシャ政務協議(平成19年4月、ギリシャ)、日オーストリア局長会談(平成19年11月、東京)、日マケドニア政務協議(平成19年10月、東京)、日ベラルーシ外務省間協議(平成19年10月、ミンスク)、日・EUトロイカ政策担当者協議(西バルカンWG)(平成19年11月、ブラッセル)、日チェコ政務協議(平成19年12月、プラハ)、日セルビア政務協議(平成19年12月、東京)、日キプロス政務協議(平成20年1月、ニコシア)、日ルーマニア政務協議(平成20年2月、東京)、日ハンガリー政務協議(平成20年2月、ブダペスト)他

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

平成19年度中は、中・東欧地域の大部分の諸国と対話を行った。友好関係の維持促進及び共通の課題に関する協力関係の継続・促進のためには、要人往来をはじめとする対話を引き続き継続・促進する必要があるため、今後とも機会を捉えて中・東欧諸国との対話を継続・促進する。

事務事業名 共通の諸課題に関する協議・政策調整

事務事業の概要

共通の諸課題に関する協議・政策調整を通じ、二国間関係の強化や国際社会の共通課題の解決(国際公益の実現)に向けた協力関係を構築しつつ、こうした国際公益の実現に向けた我が国の立場への理解と支持を得るよう努力する。

有効性(具体的成果)

共通の諸課題に関する協議・政策調整については、例えば以下のとおりの具体的成果があった。

(1) 我が国は、例えばハンガリーとの間では運転免許の切替えに際して実技試験等を相互に免除する交換公文に署名し、在留邦人の便益増進・経済活動の円滑化を図るなど(平成20年3月ハンガリー外相訪日)、各国と二国間関係の更なる強化に努力することで一致した。

(2) 我が国は、複数の中・東欧諸国と「自由と繁栄の弧」(普遍的価値を基礎に政治的安定と経済的繁

栄を持続的に達成する地域)を形成するために協力することで一致した(平成19年5月のV4+1外相会合、同年5月の麻生外務大臣(当時)のポーランド訪問等)。

(3)複数の中・東欧諸国より、「日本の安保理常任理事国入りは十分に根拠のある願望として支持を表明する」など、我が国の国連安保理常任理事国入り及び安保理改革への取組を支持するとの立場を確認した(平成19年5月のV4+1外相会合、平成19年10月のスロバキア外相訪日、平成19年11月のブルガリア副首相兼外相訪日、平成20年1月のモルドバ副首相兼外務欧州統合相、平成20年3月のハンガリー外相訪日、平成20年3月のウクライナ外相訪日等)。

(4)例えばV4の外相は拉致問題の解決に向けた継続的な支援を繰り返し述べるなど、複数の中・東欧諸国より、複数の国際的な諸課題に対し我が国と共に取り組んでいくとの立場を確認した(平成19年5月のV4+1外相会合、平成19年10月のスロバキア外相訪日、平成19年11月のブルガリア副首相兼外相訪日、平成20年2月のアルバニア首相訪日、平成20年3月のクロアチア大統領訪日等)。

(5)特にドイツとは、平成20年北海道洞爺湖サミットの重要なテーマとなる気候変動・エネルギー、アフリカ開発をはじめ主要国際問題について緊密に意見交換を行った(平成19年6月及び8月の日独首脳会談、平成19年9月及び平成20年2月の外相会談等)。

(6)旧ソ連欧州地域や西バルカン地域の安定・民主化及び市場経済化のため、「南東欧観光振興ワークショップ」(平成20年2月、東京。ウクライナ、クロアチア、セルビア、ブルガリア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア、モルドバ、モンテネグロ、ルーマニアより観光行政の専門家が参加)や「中小企業振興ワークショップ」(平成20年2月、東京。ウクライナ、ベラルーシ、モルドバより実務者が参加)を開催し、ボスニア和平履行評議会運営委員会に参加した。さらに、中・東欧地域環境センター(REC)を通じ、これらの地域・諸国による環境対策、特に気候変動対策の推進を後押しした。また、V4諸国の一層の援助国化と近隣地域への支援の積極化を後押しするため、「V4+1援助協力ワークショップ」(平成20年2月、東京。V4諸国(チェコ、ハンガリー、ポーランド及びスロバキア)の政府開発援助担当当局責任者(局長級)が参加)を開催し、さらに、GUAM+日本協力の一環として「GUAM実務者招聘計画～我が国の省エネ技術と同分野における我が国の支援～」(平成19年9月、東京。GUAM各国より省エネ環境分野の政府関係者・有識者が参加)を開催し、関係者より高く評価された。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

二国間関係の強化をはじめ複数の共通の諸課題について複数の中・東欧諸国より国際公益の実現に向けた我が国の立場への理解と支持を得ることができた。こうした努力は継続的に行う必要があるところ、今後とも中・東欧諸国と共通の諸課題に関する協議・政策調整を継続する。

事務事業名 人的、知的交流、民間交流の維持・促進

事務事業の概要

各種招聘枠組みや賢人会議等を活用した人的、知的交流を維持・促進し、民間交流の維持・促進を側面から支援する。

有効性(具体的成果)

(1)人的、知的交流、民間交流の例として、我が国より中・東欧諸国に邦人観光客をはじめ複数の議員・政府・地方自治体関係者・有識者等が訪問したほか、例えば以下のとおりの有識者等が訪日した。その中には、例えば、母国の情報通信に関するシンポジウムで日本の近未来の姿をユートピア的に紹介するなど、

訪日の経験がその後の親日的な言動につながっている者もいる。

また、日独フォーラム（平成19年10月第16回会合開催、東京）、日墺21世紀委員会（平成19年11月第11回会合開催、東京）や日・ハンガリー協力フォーラム（平成19年11月最終回会合開催、ブダペスト）、ベルリン日独センターも活用し、知的交流を行った。

（年月順）

フォン＝クレーデン・ドイツ連邦議会議員（平成19年4月）、ユルチッチ・クロアチア議会議員（平成19年8月）、ジャック・ポーランド科学アカデミー教授（平成19年8月）、プーヨピッチ・モンテネグロNGO代表（平成19年9月）、デジューフィー・ハンガリーDEMOS所長（平成19年10月）、リュトガース・独ノルトラインヴェストファーレン州首相（平成19年10月）、中・東欧地域の青年計14名（平成19年12月）、ダヴィチコ・ベラルーシ下院議員（平成20年1月）、ヨッフエ・ドイツ「Die Zeit」紙共同発行人（平成20年2月）、ドイツの若手研究者計6名（平成20年3月）、ハーゲベリング・ドイツ・ニーダーザクセン州首相府長官（平成20年3月）等。

（2）また、民間交流の維持・促進への側面支援については、例えばハンガリーとの間では運転免許の切替えに際して実技試験等を相互に免除する交換公文に署名し、在留邦人の便益増進・経済活動の円滑化を図り（平成20年3月ハンガリー外相訪日）、また、我が国大使館等より日本企業関係者等に対し政治・経済情勢等に関する情報を随時提供するなどの努力を行った。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

人的、知的交流、民間交流は、良好な二国間関係及び共通の諸課題に関する協力関係を構築するにあたり重要な基礎となるので、引き続きこれら交流の維持・促進に努める必要がある。

評価をするにあたり使用した資料

各国概況（外務省HP）

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域 当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

- 4 - 4 ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展

事務事業名 平和条約交渉の推進、領土問題解決に向けた環境整備

事務事業の概要

- (1) 平和条約交渉の推進
日露両国のあらゆるレベルにおける可能な限り頻繁な平和条約締結交渉の実施。
- (2) 領土問題解決に向けた環境整備
日露両国民の相互理解の促進、ロシア人の我が国に対する信頼感の向上、平和条約締結に前向きなロシア国内世論の形成のため、以下の施策を実施。
 - (イ) 四島交流、自由訪問及び北方墓参
内閣府等との協力の下、年間計画に沿って実施。
 - (ロ) 世論啓発事業
インターネット等を通じた我が国政府の立場の啓発事業の実施。
 - (ハ) 四島住民支援
四島住民の患者受入れ及び健康診断並びに北方四島への人道支援物資供与。

有効性(具体的成果)

- (1) 平和条約締結交渉
首脳レベル(計2回)、外相レベル(計2回)、事務レベル(次官級、局長級協議等)等で精力的に交渉が行われた。その結果、平成19年9月に行われたシドニーでのAPEC首脳会議の際の日露首脳会談において、両首脳は「日露行動計画」の重要な柱の一つである平和条約交渉につき、具体的な進展が得られるよう、両首脳が指示を出し、今後、進展を図るべく日露双方が一層努力していくことで一致した。
- (2) 領土問題解決に向けた環境整備
四島交流では、17回の我が国訪問団による四島訪問事業(542名参加)及び9回の四島居住ロシア人受入事業(284名参加)を通じ、計826名が参加した。自由訪問では、台風のため1回目の訪問が中止となったものの、続く3回の訪問で計145名が北方四島を訪問した。北方墓参では、4回の訪問で計149名の元島民及び関係者が墓参を行った。これらの訪問が円滑に行われたことは、訪問事業の継続的な実施により培われた日露間の信頼と実績によるところが大きい。
各種世論啓発事業では、平成19年度も(社)北方領土復帰期成同盟を通じて北方領土相互理解促進対話交流使節団をロシアに派遣し、モスクワ及びユジノサハリンスク訪問を実施したほか、インターネット啓発事業を行った。また、北方領土問題に関し英語及びロシア語で歴史的経緯や我が国政府の考え方等をわかりやすく記した資料を広く配布し、啓発に努めた。このように積極的に世論啓発に努めていることで、ロシア(特にサハリン、極東)では、日露間の閣僚・首脳レベルの会談前後だけでなく、日露関係、平和条約問題に関し日本側の動きをフォローした細かな報道がなされている。
平成18年7月及び11月の日露首脳会談において、平和条約締結交渉のための環境整備にも資するものとして、北方四島を含む日露の隣接地域において防災分野での協力を実施していくことについて一致したことを受け、平成19年2月のフラトコフ首相訪日の際、協力の具体的方向性を示した「日本国及びロシア連邦の隣接地域における地震、火山噴火及び津波の予測、警戒及び対処の分野に関する日本国政府とロシア連邦政府との間の協力プログラム」が作成された。同プログラムに基づき、北海道大学等の地震・火山学専門家による協力が進められている。
また、平成19年5月の日露外相会談において、北太平洋地域における重要な協力として、北方四島を含む日露の隣接地域における生態系の保全及び持続可能な利用に関する協力を行うことについて検討するため、両国の専門家間で議論させることで一致した。日露間では、平成20年7月の北海道サミットまでに専門家会合を行い、具体的な協力の方向性を記した「協力プログラム」を作成することで一致している。
四島住民支援では、平成19年度は、国後島、択捉島、色丹島在住の患者延べ14名を市立根室病院、6名

を町立中標津病院、1名を北海道大学病院、1名を札幌医科大学付属病院にて受け入れた。また、現地のニーズに応じ、国後島、択捉島及び色丹島に対し医療消耗品や医療器具など人道支援物資を供与した。患者の受入れ、健康診断及び人道支援物資の供与については、四島側から謝意が表明される等、高い評価が得られている。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

日露間では、北方領土問題が最大の懸案として残っている。北方四島の帰属の問題を解決して平和条約を締結するという一貫した方針の下、引き続き精力的に交渉を継続するとともに、領土問題解決に向け一層の環境整備に努めることが不可欠である。そのため、平成20年度では、北方四島を含む日露の隣接地域における生態系の保全及び持続可能な利用に関する協力等の新しい取組を進めるとともに、元島民から切実な要望がある自由訪問の同行者の対象の拡大に向けロシア側との交渉を精力的に行う等、既存の事業の改善を図っていく。

事務事業名 政治対話の積極的な実施

事務事業の概要

- (1) あらゆる機会を捉えた、首脳・閣僚レベルを始めとするあらゆるレベルにおける会談の実施。
- (2) 日露両国の国会議員による相互訪問。

有効性(具体的成果)

(1) 平成19年度においては、首脳会談を計2回、首脳電話会談を2回、外相会談を計2回、外相電話会談を計2回それぞれ行った他、平成19年7月、11月の2度にわたりナルイシュキン副首相が訪日し、平成20年2月には高村外務大臣とイワノフ第一副首相との間で会談を行った。

また、既存の外交当局間の協議に加え、外務省事務方トップによる戦略対話を平成19年6月及び12月に行った。

(2) ロシアからは、ポドレソフ連邦院議員、ゴルチャコフ沿海地方議会議員、オノブリエンコ・ハバロフスク地方議会議員が訪日し、我が国からは、中川昭一衆議院議員、森喜朗衆議院議員他が訪露する等、1年間で日露双方で延べ17名の議員が相互に訪問した。これらの機会を通じ、相互の信頼と理解が深められた。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

首脳及び閣僚レベルをはじめとする重層的な政治対話は、平和条約締結問題の解決及び幅広い分野における協力推進のための重要な機会である。今後とも、政治対話を積極的に実施していくことが重要である。

事務事業名 貿易経済分野における協力の推進

事務事業の概要

- (1) 貿易経済日露政府間委員会
日露間の経済問題に関する意見交換の実施。
- (2) エネルギー協力
サハリン・プロジェクト、太平洋パイプライン・プロジェクト等。
- (3) 運輸、情報通信、農業・水産業等の分野での協力
各分野での両国政府当局及び企業間の交流の促進。
- (4) 貿易投資の促進のための諸措置

日露貿易投資促進機構を通じた、我が国企業の対露貿易投資の促進及びトラブルへの対処。

(5) 漁業分野の協力

漁業交渉、ロシア船舶による水産物の密漁・密輸出対策における協力。

(6) 対露技術支援

日本センター等を通じたロシアにおける改革促進のための技術支援。

有効性（具体的成果）

(1) 貿易経済日露政府間委員会

平成19年2月に行われた日露政府間委員会共同議長間会合を受け、特に日露の地方レベルにおける幅広い経済協力の発展を促進することを目的として同委員会の下に設置された地域間交流分科会の第1回会合が、同年10月にウラジオストク市において開催された。極東・東シベリアにおける日露協力の進展に向けた課題や展望に関する意見交換を行うとともに、今後の地域間交流分科会の運営の在り方につき協議を行った。

(2) エネルギー協力

我が国企業が参画しているサハリン・プロジェクトについては、サハリンにおいて平成17年10月より石油・天然ガスの生産が開始され、平成18年10月から原油の輸出が開始されている。平成19年度は、サハリンについても平成20年末には工事が完了し、その後LNG化してアジア太平洋地域を中心に輸出される目途がついた点につき進展があった。今後とも引き続きプロジェクトの円滑な実施を確保し、我が国の利益が損なわれないよう、政府としてもロシア側に働きかけを行う必要がある。

太平洋パイプライン・プロジェクトについては、日露の具体的な協力の在り方につき両政府間で協議を行っている。

また、原子力分野における協力については、平成19年2月に第1回日露原子力協力協定交渉が始まり、以降同年末までに3回の交渉が行われるなど、日露間の互恵的な協力のため、具体的な進展がみられた。

(3) 運輸、情報通信、農業・水産業等の分野での協力

鉄道分野の協力に関する官民会議を2度開催し、鉄道その他の諸問題を検討するための日露運輸協力に関する政府間作業グループの第1回会合を開催し、今後同作業グループにおける協議を継続していくことで一致した。

(4) 貿易投資の促進のための諸措置

平成17年4月に正式に立ち上げられた日露貿易投資促進機構の活動を通じて、日露両国の企業に対し、他方の国の企業や制度に関する情報提供、コンサルティング（企業紹介、初期的な進出支援）等の支援を行った。こうした支援が、日露企業間の信頼感を高め、日露間の貿易投資の一層の活性化に寄与している。

また、我が国企業が対露貿易投資上直面するトラブル（通関制度、税制、債務未払い等）につき、公平、公正かつ透明なかたちで解決されるよう、累次にわたり露側政府関係者に働きかけを行った。

(5) 漁業分野の協力

平成19年10月、モスクワにおいて北方四島周辺操業枠組協定に基づく政府間協議を実施し、協定の効力の1年間延長及び協定に基づく互恵的な協力の維持・発展を確認した。また、同時に開催された民間交渉において、平成20年の操業条件につき協議した。

平成19年12月、モスクワにおいて日ソ地先沖合漁業協定に基づく日露漁業委員会第24回会議を実施し、ロシア200海里水域における我が国漁船の平成20年の操業条件につき妥結した。

平成20年3月～4月、モスクワにおいて日ソ漁業協力協定に基づく日露漁業合同委員会第24回会議を開催し、我が国200海里水域におけるロシア系サケ・マスの同年の操業及び漁業関連の協力につき妥結した。

(6) 対露技術支援

ロシアにおける改革促進のための技術支援を行う日本センター事業は、「日露行動計画」において、「ロシア連邦の市場経済への移行を促進した」との意義が明記されており、ロシア各地でも高い評価を得ている。平成19年度においては、ロシア側においてニーズの高い各種事業（経営関連講座、訪日研修、日本語講座等）を実施し、日露間の貿易経済関係の発展に資する人材の発掘及び育成を促進できた。平成19年12

月、ロシア副首相より、日本センターを通じた企業経営者養成協力を謝意が表明されるなど、ロシア側の高い評価を得ている。平成6年に日本センターが設立されてから平成19年度までの間に、約4万1000名が日本センターの各種講座を受講し、約3300名が訪日研修に参加した。

また、我が国のロシアに対する改革促進支援の一環として、公務員養成講座の訪日研修を平成3年より実施してきており、平成9年に打ち出されたロシア側の「公務員養成計画」に対する協力とも位置づけられている。「日露行動計画」においても、「公務員養成計画」の実施のための協力強化が明記されており、ロシア側より高い評価を得ている。平成19年度までに計608名に参加し、ロシアの法律や社会制度の改革に貢献している（平成19年度は3回の訪日研修を実施し、計29名が研修に参加した）。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

今後とも「日露行動計画」の着実な実施を通じて、貿易経済分野での日露協力を進展させ、日露関係を全体として発展させていくことは、我が国の経済的利益の増進のみならず、両国間の信頼感を深め平和条約交渉の進展に資する観点からも重要である。

貿易投資促進機構の活動に対する我が国企業からのニーズは高まっている。特に、ロシア国内で日本側機構の支部として活動する日本センターは、企業関係者からも高い評価を得ているが、現在7つの日本センターのうち5センターにしか機構関連の活動の予算がついていない。本邦企業のニーズに合致させるための予算の拡充及び残り2センターへの予算措置も視野に入れ、検討することが必要。

事務事業名 国際舞台における協力の推進

事務事業の概要

- （1）グローバルな問題の解決のための協力分野
環境分野における協力、国連安保理改革に関する意見交換。
- （2）地域情勢に関する対話
北朝鮮、イラン、中央アジア等に関する意見交換の実施。

有効性（具体的成果）

- （1）グローバルな問題の解決のための協力分野
地球温暖化対策等の観点から、「極東・シベリア森林保全作業部会」の第1回会議、気候変動に関する日露協議が開催される等、環境分野における日露間の協力が進められた。
また、安保理改革を含む国連改革に関しては、累次の会談において意見交換が行われ、加盟国の広範囲な合意を得つつ行っていくことで意見の一致をみた。
- （2）地域情勢に関する対話
イランの核問題、北朝鮮の核実験・ミサイル発射問題をはじめとする緊急かつ重要な問題に関し、首脳レベル、外相レベルで、電話会談も含め種々の機会に精力的に協議が行われたほか、事務レベルにおいても中央アジア情勢に関する協議、軍縮・不拡散協議、ラテンアメリカ協議、NATO協議等数多くの協議が行われ、我が国の対外政策を策定していく上で非常に有益であった。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

「行動計画」の重要な柱の一つである「国際舞台における協力」は、国際的な平和と安定の維持及び強化に資するのみでなく、幅広い分野での日露関係全体の進展に資するものであり、引き続き推進していくことが重要である。

事務事業名 人的交流・文化交流の推進**事務事業の概要**

(1) 日露青年交流事業

日露青年交流委員会による日露間の若い世代の交流事業。双方の国をよく知り、将来の日露関係発展の基盤となる人材を育成することを目的とする。

(イ) 短期招聘・派遣事業

(ロ) 日露学生フォーラム

(ハ) 日本語教師派遣事業

(2) 日露草の根交流事業

(イ) 対日友好団体等の協力を得て草の根レベルで実施する文化交流事業の実施。

(ロ) 文化人派遣事業

(ハ) 文化人招聘事業

(3) 日露スポーツ交流事業

言語の壁のないスポーツを通じた両国国民間の相互理解の促進。

有効性(具体的成果)

人的・文化的交流は双方の国を知る人材を育てるための糧となる。特に、ハイリゲンダム・サミット及びシドニーでの APEC 会議の際に行われた日露首脳会談において、青年の交流は将来の日露関係発展の基礎として重要であるとの意見の一致をみて、平成 20 年より抜本的に規模を拡大することとした。

(1) 日露青年交流事業

平成 19 年度には、北海道大学において、日露の重要なテーマについて議論を行う「日露学生フォーラム」が行われた他、日本語教師 14 名のロシアの高等教育機関への派遣、ロシア記者グループ、日本語履修学生グループ等の招聘が実施され、人的交流の促進、相互理解の深化に大きく貢献した。交流に参加した者の数は 95 名。

(2) 草の根交流事業

平成 19 年度は、在ロシア 5 公館において、日本料理講習会、和菓子レクチャー、生け花等幅広い分野での交流事業を実施し、大きな広報効果を得ることができた。また、山下泰裕東海大学教授、和菓子の講師等を派遣し、ロシアにおける草の根レベルでの対日理解の醸成をはかった。

(3) 日露スポーツ交流事業

平成 19 年度は、サンクトペテルブルク柔道ジュニアチーム(9名)を招聘した他、学校占拠事件の被害にあった北オセチア共和国のベスランからのジュニア柔道チーム(9名)の訪日を支援し、言語の壁を越えた相互理解を促進することができた。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

現在、「日露行動計画」が着実に実施され、日露間の文化交流及び人的交流が拡大傾向にある。上記の施策は、日露関係の更なる発展及び強化に資するものであり、今後とも両国間の相互理解の増進に努めることは重要である。

評価をするにあたり使用した資料

平成20年版外交青書(第2章第5節 ロシア、中央アジアとコーカサス)

最近の日露関係(外務省ホームページ 各国・地域情勢 欧州 ロシア)

北方領土問題について(同上)

北方領土問題の経緯(同上)

日本の対ロシア支援事業(同上)

日露青年交流事業(同上及び日露青年交流センターホームページ)

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域 当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

- 4 - 5 中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化

事務事業名	「中央アジア + 日本」対話「行動計画」の着実な実施、同対話の枠組みにおける種々のレベルでの対話等の実施
事務事業の概要	「中央アジア + 日本」対話の「行動計画」(特に地域内協力プロジェクト)の実施、同対話の枠組みにおける高級実務者会合等の実施
有効性(具体的成果)	平成18年6月の「中央アジア + 日本」対話第2回外相会合において署名された「行動計画」を着実に実施しつつある。平成19年12月には、「中央アジア + 日本」第三回高級実務者会合が実施され、「行動計画」に謳われた政治対話、地域内協力(テロ・麻薬対策、貧困削減、保健医療、環境保護、防災等)、ビジネス振興、知的対話、文化交流・人的交流についての実施状況を確認すると共に、更なる協力のあり方につき意見交換を行い、我が国と中央アジア諸国との協力関係を深めることができた。
事業の総合的評価	拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止 (理由と今後の方針) 「中央アジア + 日本」対話の枠組みで様々な事業を実施することは、我が国と中央アジア各国との二国間関係の強化のみならず、一か国では解決が困難な地域共通の課題の解決に取り組むことにより、我が国と中央アジア全体との関係を強化・増進する上で大変有効な手段となっている。このため、今後、さらに「中央アジア + 日本」対話の枠組みでの協議、「行動計画」の着実な実施を強化する必要がある。

事務事業名	各国との対話等の継続・促進
事務事業の概要	中央アジア・コーカサス諸国との間で首脳レベルを含めた様々な政治対話、政務協議、二国間経済関係の増進
有効性(具体的成果)	(1) 平成19年11月バキーエフ・キルギス大統領、同年12月ラフモン・タジキスタン大統領が訪日。また、平成19年7月、関口外務政務官(当時)のグルジア訪問、同年8月、松島外務政務官(当時)のアゼルバイジャン・ウズベキスタン訪問が行われる等政治対話が活発に行われ、二国間の友好の絆と相互の信頼関係を再確認し、良好な二国間関係を更に発展させる契機となった。 (2) 平成19年度中には、アゼルバイジャン、ウズベキスタン、カザフスタン及びアルメニア各国の外務省次官級との政務協議を実施し、二国間関係、国際情勢、国際場裡における協力等につき有意義な意見・情報交換を行うことができた。 (3) 二国間経済関係増進のための法的基盤の整備を目的として、平成19年11月、日・ウズベキスタン

投資協定交渉の取り進め方について得られた合意を基に、平成20年2月には、第1回交渉を行った。また、平成19年12月には、日・カザフスタン租税条約の第1回交渉を行った。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

首脳レベルを含めた様々なレベルでの各国との交流は、相互理解を深め、友好関係をさらに強固なものとするために引き続き重要である。また、各国との政務協議は、二国間の協力関係を深めるためのみならず、国際問題について我が国の政策に対する理解と支持を得るためにも重要な機会となっている。加えて、投資協定等の二国間の経済関係協定の締結は、我が国と中央アジア諸国との二国間の安定的な経済関係発展の基盤として重要である。このため、こうした交流、協議等を引き続き継続する必要があり、また、経済関係協定の速やかな締結に向け精力的に交渉を進める必要がある。

事務事業名 様々なスキームの活用等による人的交流の推進

事務事業の概要

様々なスキームを活用して、政府の実務者、将来、活躍が期待される青年等を訪日招聘して、政府関係及びその他関係者との意見交換を行うとともに、各種施設訪問、地方視察などを通じ、我が国の実状を紹介する。

有効性(具体的成果)

- (1) 21世紀パートナーシップ招聘の枠組を利用して、平成19年7月にエルメクバエフ・カザフスタン外務次官、同年10月にバイブルチャン・アルメニア外務次官をそれぞれ訪日招聘し、当省関係者との意見・情報交換を行うとともに、我が国の実情を理解するための視察をアレンジした。
- (2) 同様に21世紀パートナーシップ招聘の枠組を利用して、平成20年2月には、中央アジア・コーカサス諸国から観光行政・業務に携わっている7名の青年グループの招聘を行い、我が国の実状はもとより、観光政策等につき知見を広める機会を提供するとともに、我が国と右諸国との観光交流促進のためのセミナー等を実施した。
- (3) また、平成20年1月には、NIS諸国より11名の中堅外交官を訪日招聘し、我が国の多面的な外交政策についての各種ブリーフを行い、また、当省関係者との意見交換を行うとともに、我が国の実情について理解を深めるための機会を提供した。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

地政学的にも、資源エネルギー外交の観点からも我が国にとって重要な中央アジア・コーカサス諸国との関係を強化するためには、各国において影響力を有する、あるいは将来有する可能性の高い人物を訪日招聘し、政府を含め様々な関係者との意見交換、各種施設訪問、地方視察などを通じ、我が国の実状を紹介して、これら諸国における親日・知日派を増やすことが重要である。今後とも、各種スキームを活用し

て訪日招聘することで、幅広い親日・知日派人脈を築くことが二国間関係の強化につながるものと期待される。

評価をするにあたり使用した資料

「中央アジア+日本」対話「行動計画」(外務省 HP)
各国概況(外務省 HP)

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域 当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

施策 5 対中東外交

具体的施策

-5-1	中東和平実現に向けた働きかけ	95
-5-2	イラクの平和と安定のための支援	99
-5-3	アフガニスタンの平和と安定の実現のための支援	102
-5-4	中東・イスラム諸国における双方向的コミュニケーションの拡大	104
-5-5	中東地域産油国（特に GCC（湾岸協力理事会））諸国との 経済関係強化	108

I - 5 - 1 中東和平実現に向けた働きかけ

事務事業名	イスラエル・パレスチナ間の対話の交渉の促進のための両者及び関係諸国への政治的働きかけ
事務事業の概要	<p>中東和平の実現に当たっては、紛争当事者及び関係諸国に対する政治的働きかけが最も効果的である。我が国は、首脳レベル、外相レベル、事務ハイレベル等の要人往来の機会を活用して、イスラエル、パレスチナ双方の政府首脳及び主要閣僚との直接かつ忌憚のない意見交換を通じた双方間の対話の促進を図ると共に、和平の実現に不可欠な周辺アラブ諸国との対話を通じ、和平プロセスの前進に向けた貢献を行っている。特に、有馬政府代表（中東和平担当特使）は、累次に亘ってイスラエル、パレスチナをはじめとする中東地域や関係諸国を訪問するなど、累次の要人往来の機会を捉え、和平に向けての積極的な働きかけを行っている。</p>
有効性（具体的成果）	<p>イスラエル・パレスチナ両当事者のみならず、米国やアラブ諸国の政府ハイレベルからも、我が国のこれまでの取組を高く評価するとともに、今後我が国による一層の積極的関与への期待が繰り返し表明されている。</p> <p>首脳レベルでは、平成20（2008）年2月に来日したオルメルト・イスラエル首相に対して、福田総理より、2008年中の和平合意に向けて努力するよう働きかけた。また、福田総理より、東エルサレムを含む西岸での住宅建設への懸念を表明するとともに、ガザ地区の人道状況の悪化の回避のための努力を要請した。</p> <p>外相レベルでは、平成19（2007）年8月に麻生外務大臣（当時）が、ヨルダン、イスラエル、パレスチナ自治区を訪問し、和平の進展に向け、オルメルト首相、リヴニ・イスラエル外相、アッパース・パレスチナ自治政府（PA）大統領、ファイヤードPA首相など、当事者に直接働きかけを行うとともに、西岸のジェリコにおいて、「平和と繁栄の回廊」構想4者協議第2回閣僚級会合を開催し、リヴニ外相、エラカートPLO交渉局長、ハティーブ・ヨルダン外相が出席した。イスラエルの外相が西岸を訪れるのは、7年振りであった。</p> <p>さらに、有馬政府代表（中東和平担当特使）は、平成19（2007）年度に、中東地域を訪問するとともに、我が国を代表して、パレスチナ支援調整委員会（AHLC）閣僚級会合、7年振りにイスラエル・パレスチナの和平交渉再開が合意されたアナポリス中東和平国際会議、アラブ連盟首脳会議に出席し、我が国の中東和平への取組を表明した。また、有馬政府代表（中東和平担当特使）は、アッパース大統領、ファイヤード首相を含む首脳との会談回数延べ2回、リヴニ外相、マーリキPA外務庁長官、アブルゲイト外相を含む外相との会談回数延べ6回、シャラ・シリア副大統領を含むその他の閣僚級との会談回数延べ4回、その他政府要人等との会談回数延べ14回を行い、和平の進展に向け、直接当事者に働きかけを行うとともに、我が国の取組について説明し、各国首脳より、我が国の取組に対する高い評価を得た。</p>
事業の総合的評価	
拡充強化	内容の見直し・改善
	今のまま継続
	縮小
	中止・廃止
（理由と今後の方針）	
平成19（2007）年8月に麻生外務大臣（当時）が中東を訪問した際、イスラエル・パレスチナより、中東和平に関し、日本がイスラエル・パレスチナ間のトラックで積極的に支援して頂いていることに感謝し	

たい（リヴニ外相）日本のこれまでの支援に感謝する（アッパース大統領）との発言にあるとおり、我が国の中東和平への関与は歓迎されており、引き続き今後の状況を注視しつつ、要人の招聘や有馬政府代表（中東和平担当特使）を関係諸国に派遣するなど要人往来を積極的に行う。

事務事業名 対パレスチナ支援

事務事業の概要

パレスチナ独立国家の樹立を通じたパレスチナ問題の解決のためには、パレスチナ人による国造りの努力に対する我が国を含む国際社会からの対パレスチナ支援が不可欠である。我が国は、人道、パレスチナ自治政府改革、信頼醸成の3分野に重点を置いた支援を実施している。この3分野に加え、パレスチナ自立化のための中長期的な支援も行っている。

有効性（具体的成果）

我が国による対パレスチナ支援は、パレスチナ側のみならず、イスラエル、米、アラブ諸国等関係諸国からも高く評価されている。特に、平成18（2006）年7月に小泉総理（当時）がイスラエル及びパレスチナを訪問した際に提唱した「平和と繁栄の回廊」については、平成19（2007）年3月には、信頼醸成会議の機会に開催した4者協議の閣僚級会合に続いて、同8月には、麻生外務大臣（当時）がパレスチナ自治区を訪問し、第2回「平和と繁栄の回廊」構想4者協議閣僚級会合をジェリコで開催した。同会合では、農産業団地をジェリコ南部に建設することで合意した。また、「平和と繁栄の回廊」構想を積極的に推進するため、事務レベル協議を3回現地で実施するとともに、F/S調査団を派遣した。

また、我が国は、対パレスチナ支援の一環として、国連開発計画の下に日・パレスチナ開発基金を設置し、この基金を通じてパレスチナの行政能力向上や経済開発等、将来の国造りに資する支援並びに双方間の信頼醸成のためのプロジェクトについて支援を実施している。平成19（2007）年度は、麻生外務大臣（当時）の中東訪問にあわせて、「平和と繁栄の回廊」構想の推進に資するプロジェクトとして、西岸地区における道路修復の支援を表明した。

さらに、平成19（2007）年12月のパレスチナ支援プレッジング会合には、我が国から宇野外務大臣政務官が出席し、対パレスチナ支援として、当面1億5000万ドルの支援を実施していくこと、及びこの一環として、国連開発計画（UNDP）を通じ、公立の医療機関等に対する総額約1000万ドルの緊急支援の実施を決定したことを表明した。さらに、平成20（2008）年3月に、北レバノンのナフル・エル・バーリド・パレスチナ難民キャンプにおいて、国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）を通じ、人道支援を行うことを決定した。

このような我が国の取組については、平成19（2007）年8月に麻生外務大臣（当時）がイスラエル及びパレスチナを訪問した際、アッパース・パレスチナ自治政府大統領より、「日本のパレスチナに対する態度・姿勢を高く評価している旨お伝えしたい。さらに、日本がこれまでパレスチナに対する政治的・経済的支援、特に、94年以降約10億ドルの支援をしていただいたことに感謝したい」との謝意表明があった。さらに、「平和と繁栄の回廊」構想については、各当事者及びアラブ諸国を含む関係諸国より、累次の高い評価が表明されている。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

対パレスチナ支援は、平成5(1993)年のオスロ合意以降、これまで約9.3億ドルに上り、米、EUに次ぐ規模となっている。同支援の大きさは、中東和平問題において我が国の発言力を確保する源泉のひとつであり、直接の受益者たるパレスチナ側のみならず、パレスチナ国家樹立を通じ二国家の平和共存を実現することにより本紛争を解決したいとの立場のイスラエル側にも高く評価されている。

イスラエルとの和平努力を続けるアッバース大統領を目に見える形で支援し、ファイヤード首相の改革努力を支え、パレスチナの人道状況の悪化を防ぎ、和平を志向する民意を強化するため、国際機関等を通じた人道支援やパレスチナ的能力開発支援を継続する。

「平和と繁栄の回廊」構想については、二国家解決を見据え、パレスチナ経済の自立化と各当事者の信頼関係の醸成のために極めて重要であり、かつ、各当事者より高い評価を得ており、引き続き積極的に実施していく。

事務事業名 信頼醸成措置

事務事業の概要

我が国はイスラエル、パレスチナ側いずれに対しても中立的な立場にあり、こうした立場を活かし、イスラエル、パレスチナ双方間の信頼醸成に資する事業を実施する。

有効性(具体的成果)

我が国による信頼醸成措置は、イスラエル、パレスチナ双方の関係者より高く評価されている。信頼醸成措置の積み上げを通じ、イスラエル、パレスチナ双方の民衆が互いに理解し合い、将来、イスラエル、パレスチナ二国家の基盤が形成されることが期待される。

イスラエル・パレスチナ和平信頼醸成会議は、二国家平和共存に向けたイスラエル・パレスチナ間の対話促進の場を提供し、両者間の相互信頼醸成に寄与する目的で、これまで3回開催されており、第4回会合を平成20(2008)年3月に開催する方向で調整していたが、2月末よりガザ情勢の緊迫化により、パレスチナ側参加者が会議を延期したいとの申し入れがあり、現在日程を調整中である。イスラエル、パレスチナ両参加予定者からは、これまでの本件会合に対する高い評価と、第4回会合の早期開催への高い期待が表明されている。

イスラエル・パレスチナ合同青年招聘は、イスラエル、パレスチナ自治区に在住する、将来それぞれの社会において指導的立場につくことが期待される青年を同一日程で招聘することを通じ、普段接触の機会が少ない両者間の相互理解の進展を図り、双方の中長期的な信頼醸成の促進を目指すものであり、平成9(1997)年度から毎年継続している。平成19(2007)年9月にも、双方よりそれぞれ5名ずつ招待した。各参加者からは、帰国後、イスラエル・パレスチナ間の信頼醸成の必要性に関する意識を高めるとともに、実際に各参加者間で連絡を取り合うなど交流が続いている。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 **今のまま継続** 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

アナポリス会議以降、7年振りに和平交渉が行われており、当事者の直接の対話と交渉を促進するために、紛争当事者間の信頼醸成を促進することは有意義である。これまで実施してきた信頼醸成会議やイスラエル・パレスチナ合同青年招聘を着実に継続していくことにより、両者間の信頼醸成の促進に貢献する。特に、延期となった第4回信頼醸成会議の開催を図る。

評価をするにあたり使用した資料

平成20年版外交青書

外務省ホームページ（トップページ＞各国・地域情勢＞中東）

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域 当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

- 5 - 2 イラクの平和と安定のための支援

事務事業名 人道・復興支援の実施（国民の生活水準の向上、復興の進展）

事務事業の概要

イラクが平和的な民主的国家として再建されることは、中東地域の安定に不可欠であり、石油の約9割を中東地域から輸入する日本にとっては、国益に直結する問題として極めて重要である。またイラクが不安定化すればテロの温床となりかねず、イラクの再建は、国際社会共通の課題である。日本も国際社会の一員としてふさわしい支援を行うため、自衛隊、ODA、国民融和に向けた働きかけ等、幅広い取組を行ってきた。

（1）イラク特措法に基づく自衛隊による支援については、陸上自衛隊が平成18年7月に任務完了にともなってサマーワから撤収したが、航空自衛隊が引き続き、活動を継続している。航空自衛隊輸送機は、概ね週4回から5回程度バグダッドへ運航（平成18年7月31日開始）しており、概ね週1回程度、バグダッド経由でエルビルへ運航（平成18年9月6日開始）し、空輸を実施している。

（2）ODAによる支援では、平成15（2003）年のマドリッド会合で表明した最大50億ドルの支援を着実に実施してきている。これまでに16.7億ドルの無償資金協力を実施したほか、平成19年度末までに10件（約21億ドル）の交換公文（E/N）に署名した。

平成19年度中には、平成19年11月にイラクの難民・国内避難民に対し約518万ドルの支援の実施を決定したほか、平成20年2月にはファルージャ母子病院の改修のための18億9700万円の支援を決定した。

（3）さらに、イラク復興支援のための国際的な協調枠組みである「イラク・コンパクト」に積極的に参加するなど、国際的に効率な援助の実現に向けた取組も行っている。

有効性（具体的成果）

これまでに、航空自衛隊による輸送支援により、平成20年5月21日までに、713回、597.1トンの物資の輸送を行った。

また、我が国のODAによる支援の結果として、主に生活基盤の改善に直結する分野においてこれまでに以下のような成果が想定されている。

（イ）電力：サマーワ大型発電所の建設、発電所の復旧、変電整備などの供与の結果、約520MW（イラクの供給電力量の約10%に相当）が復旧する。

（ロ）医療・保健：全国11病院の整備を支援することによって年間延べ400万人程度の利用体制が整備される。平成19年度に実施した「ファルージャ母子病院設置計画」によって周辺住民約50万人の母子保健サービスが向上する。

（ハ）水・衛生：バグダッドの浄水設備及びムサンナー県の給水能力向上を支援することによって、延べ約600万人程度の人々が裨益する。

（ニ）教育・文化：校舎の再建・学用品の供与等の支援を行った結果、延べ約610万人程度の生徒・学生が裨益する。

（ホ）シリア及びヨルダンにおけるイラク人難民の保護活動を通じ、難民の医療、保健状況等が改善された。

（ヘ）また、平成19年度末までに2421名を超えるイラク人に対してJICAによる研修を実施した。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

現状においては、イラクの復興は道半ばであり、イラク政府は強く支援の継続を求めるとともに、国際社会においても更なる支援の呼びかけがなされている。今後、我が国としても、支援を強化していく必要がある。

事務事業名

政治プロセス及び治安分野での協力(イラクにおける挙国一致の維持・拡大、治安の改善)

事務事業の概要

安保理決議1546に基づいた一連の政治プロセスは、平成18年5月のマリーキー政権の発足に伴って完了したものの、2006年2月にサーマッラーで発生したシーア派の聖廟爆破事件以降、宗派間対立が激化し、急速に治安が悪化した。その後、イラク政府、各国の努力の成果もあり治安情勢は一定の改善が見られる。我が国としても、国民融和と治安の改善は、イラクの国家再建に不可欠であるとの認識に基づき、イラクの国民融和の推進や国際社会の十分な関与の確保に向けて働きかけを行っている。

具体的には、以下のとおり。

(1) イラク情勢打開のためには、治安対策のみならず、イラク政府による自発的な国民融和促進のための政治的努力も重要との観点から、平成19年3月に来日したハーシミー副大統領(スンニー派)及び4月に来日したマリーキー首相(シーア派)に対し、国民融和に向けた働きかけを実施した。また、平成18年度の「第1回国民融和セミナー」開催に引き続き、平成19年度も平成20年3月20日から28日まで、イラク各派から国会議員等有力者を招聘して「第2回国民融和セミナー」を開催した。

(2) 治安分野においては、我が国に相応しい方法による支援として、ODAを通じて、警察車両の供与を実施するなど、治安分野においてこれまでに約7,700万ドルの支援を実施してきている。

(3) さらに、イラクの安定化には、国際社会、特に周辺国の建設的な関与が不可欠であるとの下、「イラク周辺国拡大会合」に積極的に参加するなど、国際的な取組を強化するための取組を実施している。

有効性(具体的成果)

(1) 平成20年1月12日、旧バアス党員の復職に関する「責任と公正」法案が国民議会で採択された。我が国はこれを、国民和解進展に向けた重要な一歩として評価する談話を出した。また平成20年2月13日、重要法案である一般恩赦法案、地方自治法案が国民議会で採択されるなど、国民融和に進展が見られる。

(2) イラク政府の治安部隊は、平成17(2005)年1月には約13万人であったのが平成20(2007)年3月末には約47万人まで増加した。また、イラク18県の半分にあたる9県で、治安権限が多国籍軍からイラク側に委譲されている。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

石油・ガス法(炭化水素法)等、重要法案がいまだ成立していないものの課題は依然多い。また、治安情勢は改善の傾向が見られるも、引き続き予断を許さない状況が続いており、今後も継続的に協力を行う必要がある。

事務事業名 二国間関係の強化（二国間の相互理解の増進）**事務事業の概要**

中東地域全体、ひいては国際社会の安定に今後とも大きな影響を与えるイラクとの二国間関係の強化は、エネルギー安全保障の観点も含め、国際社会のみならず、我が国自身の安定と繁栄に関わる重要な施策である。我が国が行っている支援が十分にその効果を発するためには、イラク・政府、国民に我が国の人道復興支援の内容や目的を理解してもらい、協力を得ることが必要である。平成19年度においては二国間関係強化のために、頻繁に要人が往来するなど、積極的に取り組んできた。

有効性（具体的成果）

平成19年3月のハーシミー副大統領来日、同4月のマーリキー首相来日の際には、安倍内閣総理大臣（当時）、麻生外務大臣（当時）とそれぞれ会談を行い、我が方から国民融和促進を働きかけると共に、「長期的・戦略的パートナーシップ」の構築に向けた意見交換を行った。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

今後とも要人間の関係を緊密に保っていく必要がある。また、今後イラクの国家再建が進むとともに、国民レベルの長期的な相互理解増進が一層重要になり、継続的な取組が必要である。

評価をするにあたり使用した資料

- 外務省ホームページ
- 平成20年版外交青書

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域 当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

- 5 - 3 アフガニスタンの平和と安定の実現のための支援

事務事業名 アフガニスタンの安定への我が国の貢献

事務事業の概要

(内容と必要性)

アフガニスタンは、我が国をはじめとする国際社会の協力・支援を受け、着実に国家再建プロセスを進めているが、中央政府の統治が行き届いていない地域を中心に、未だ治安情勢は不安定であり、復興は道半ばである。

今後、新政権の下で国家統一が促進され、アフガニスタンに真の平和が定着し、再びテロの温床となることがないように、我が国として引き続き和平プロセス、治安、人道・復興分野を中心に支援を実施していくことが必要である。支援の決定・実施に当たっては、アフガニスタンという紛争後の国家を効果的に支援するため、従来型の復旧・復興支援だけでなく、その前提となる治安や和平プロセスに対する支援も念頭に置いている。

(平成19年度の実績)

平成19年度においては、具体的には以下のような事業を実施した。

- アフガニスタンの安定に向けたDIAG会議（警察改革との連携）の開催
- JCMB（共同調整モニタリングボード）政務局長レベル会合の開催など

有効性（具体的成果）

平成13年12月のボン合意に基づき開始された政治プロセス（統治機構整備のプロセスのこと。「ボン・プロセス」ともいう。）は、移行政権発足、新憲法採択・発布、大統領選挙、国会下院・県議会選挙と着実に進展し、2005年12月19日の国会開会をもって終了した。また、2006年5月2日、新憲法に従って国会の信任を得た新政府が発足した。

経済成長率は堅調に推移（2005年14%、2006年5.3%）している。これまでに避難民の帰還（500万人）、教育（初等教育就学率が19.2%（2000年）から86.5%（2005年）に）や医療（はしかの予防接種率が35%（2000年）から64%（2005年）に）の分野で改善がみられ、平成19年度においてもこの傾向は継続した。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

国際社会の一員として、アフガニスタンをテロと麻薬の温床としないため、和平・復興のこれまでの成果を確実なものとしつつ、我が国は引き続き積極的に国際社会と協力し道半ばである同国の復興を支援していく必要がある。

事務事業名 二国間関係の強化**事務事業の概要**

アフガニスタンとの二国間関係の強化、相互理解増進の観点から、人物交流（要人間の会談等を含む）等を行っている。

アフガニスタンの平和と安定の実現は、中東や中央アジア地域だけでなく、世界全体の平和と安定、さらにはテロの根絶・防止にもつながり得る重要な課題である。我が国の支援が最大限の効果を発揮するような環境を整備するという観点から、アフガニスタンとの対話を密にし、二国間関係を強化し、交流を深めることは、我が国と中東・中央アジア・イスラム地域との相互理解の促進に資するものであり、将来的に良好な対日感情を醸成する上でも有効である。

有効性（具体的成果）

平成19年度においては、以下のような取組を通じ、二国間関係がより強化された。

ハリリ副大統領が来日（アフガニスタンの安定に向けたDIAG会議（警察改革との連携）出席）。安倍総理（当時）麻生外務大臣（当時）等と会談。

アハディ財務大臣が来日（高村外務大臣、町村官房長官等と会談）

スパンタ外相他閣僚計13名が来日（JCMB（共同調整モニタリングボード）会合に出席。福田総理表敬、高村外務大臣と会談）

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

二国間関係の強化・相互理解の増進のためには、中・長期的に取組を実施していく必要があり、特に、両国のハイレベル同士の緊密な意見交換が重要である。中東・中央アジア・イスラム地域に属するアフガニスタンをテロと麻薬の温床としないためにも、相互理解を深めつつ同国の復興を促進することに資する日本としての努力が必要である。アフガニスタンとの対話を密にし、二国間関係を強化するため、特に首脳・閣僚レベルの往来・意見交換を活発化させていく。

評価をするにあたり使用した資料

- 外務省ホームページ
- 平成20年版外交青書

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域 当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

I - 5 - 4 中東・イスラム諸国における双方向的コミュニケーションの拡大

事務事業名 中東諸国との交流・対話の深化・拡大

事務事業の概要

我が国が中東の諸問題に積極的に関与していく上で、中東諸国からの理解と支持を得ることが重要であり、そのため、中東諸国と、幅広い分野（政治、経済、文化）において政策対話を行うことが必要。また、より重層的なコミュニケーションをとる観点から、有識者同士の非公式かつ率直な意見交換の場を設けることも重要。

（１）要人往来

首脳レベル、大臣レベル、事務ハイレベル等における中東諸国との活発な要人往来。

（２）人物交流

各種招聘プログラムを活用した、様々な分野及び様々な国々からの関係者の招聘。

（３）対話事業

「日・アラブ対話フォーラム」の実施。エジプト及びサウジアラビアの指導者に近い立場の有力者との間で政治、経済、文化の幅広い分野について自由な意見交換を行う非公式の場の活用（いわゆるトラック２）。

有効性（具体的成果）

（総論）

各種要人往来、人物交流、対話事業を開催し、中東諸国との間の双方向的コミュニケーションの拡大について実質的進展が見られた。

（各論）

（１）要人往来

安倍総理（当時）のサウジアラビア、アラブ首長国連邦、クウェート、カタール、エジプト訪問（平成19年4 - 5月）、麻生外務大臣（当時）のエジプト訪問（平成19年5月）、イスラエル、パレスチナ自治区、ヨルダン訪問（8月）、ムハンマド・アラブ首長国連邦皇太子の訪日（12月）、オルメルト・イスラエル首相の訪日（平成20年2月）など中東諸国との活発な要人往来が行われた。

（２）人物交流

我が国は、平成8年より「日本・ヨルダン・エジプト・パレスチナ女性交流」（平成19年度より「日本・アラブ女性交流」と名称を変更）プログラムを毎年行っており、平成19年度も、ヨルダン、エジプト、パレスチナ自治区から各1名、計3名の指導的立場にある女性を我が国に招聘し、また他方で、我が国の指導的立場にある女性3名をヨルダン、エジプト、パレスチナ自治区に派遣した。

また、中東若手外交官招聘、イスラエル・パレスチナ青年招聘等を実施し、各種人物交流が活発化した。

（３）日・アラブ対話フォーラム等

「日本・アラブ対話フォーラム」が平成15年から4回開催されているが、平成19年11月には、エジプトで第5回会合が開催された。第5回会合では、イラク情勢や中東和平情勢について自由な意見交換が行われた他、経済、文化分野でも幅広い議論が行われた。また同時に、参加国、参加者を拡大して「日本・アラブ会議」が開催され、我が国とアラブ諸国との間の対話事業、双方向的コミュニケーションが着実に深まっている。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

政治家、財界人、知識人同士の繋がりや成果を蓄積し広く共有化させる作業を通じて、中東の人々との間で相互理解の拡大・深化を図り、それを真に人々の間に根付かせていくことが今後も必要となってくる。「日本・アラブ対話フォーラム」は、「日本・アラブ会議」の開催にまで発展し、今後もますます取組を強化していくことが求められる。

事務事業名 イスラム世界との交流・対話の深化・拡大

事務事業の概要

平成13年1月に河野外務大臣(当時)が湾岸アラブ諸国を訪問した際に提案し賛意を得た河野イニシアティブの三本柱のひとつである「イスラム世界との文明間対話」を実現するもの。グローバル化の潮流の中、お互いの文明を一層深く知り、他者に対する理解と寛容を養っていくことが重要であるとの認識に基づくもので、セミナー参加者は自由な個人の立場から意見交換する。

有効性(具体的成果)

(総論)

イスラム世界との間の双方向的コミュニケーションの拡大について実質的進展が見られた。

(各論)

(1)「イスラム世界との文明間対話」第6回セミナーが平成20年3月にサウジアラビアで開催された。世界人口の約5分の1を占め、国際社会の多くの局面で強い影響力を発揮しているイスラム世界との我が国有識者との対話の場として、過去最多の30か国約100名の有識者が集い、保守的と見られるサウジアラビアにおいて男女有識者が同じ会場で議論を交わし、相互理解が増進した。

(2)今回のセミナーでは、初の試みとして「青年交流」と「組織化」ワークショップがセミナーの一環として実施され、世代間の交流、対話の成果の発信強化という観点から新たな展望を開いた。

(3)我が国は、これまで「イスラム世界との文明間対話」促進の核となる「知識人ネットワーク」を構築している。同ネットワークを構築する我が国とイスラム諸国双方の知識人が知的交流を行う場を設けるとともに、「イスラム世界との文明間対話」の成果を対外的に発信するために、同ネットワーク・ホームページの運営・管理を行って、有効に活用されている。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 **今のまま継続** 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

平成13(2001)年の米国同時多発テロ、平成15(2003)年のイラク戦争以降、国際社会において「文明間対話」やイスラムへの理解の必要性が叫ばれる中、極めて時宜に適ったものとして、多数の関係者より評価され、対話を一層深めるためにセミナー継続の必要性が指摘されている。今回のホスト国サウジアラビアのアブドゥラー国王は、セミナー参加者全員を国王私邸に招き、その席で、三大宗教間の対話開始及び文明間の対話促進のイニシアティブを打ち上げたため、中東有力紙は一面トップで国王発言と右に関連

してセミナーの実態を報じた。国王の関心に今回の対話セミナーがうまく重なったといえ、本件対話継続の重要性がグローバルレベルで確認されたといえる。

事務事業名 我が国の立場と支援姿勢の積極的広報

事務事業の概要

我が国の対中東政策を国内外に積極的に広報し、また中東地域の開発、改革に対する支援を広報することで、我が国国民、諸外国、特に中東の人々の理解を深めることで、実質的な進展がみられた。詳細は下記各論参照。

有効性（具体的成果）

（総論）各種対話事業や我が国の取組を広報し、国内外の理解を深めることについて実質的進展が見られた。

（各論）

（１）中東情勢に関する大臣談話、外務報道官談話等を数多く発出し、右内容をホームページ、国内では邦人記者あるいは在京大使館、海外では我が国の大使館を通じた積極的広報を行い、我が国のメッセージを内外に対して積極的に伝えた。また、中東アフリカ局長による定例記者懇、在京大使ブリーフ等で、我が国の中東政策に対して説明を行った。これらの広報活動によって、国内外における我が国の中東政策の理解が深まった。

（２）「拡大中東・北アフリカ（BMENA）」構想として毎年開催されている「未来のためのフォーラム」関連会合（準閣僚級会合、高級実務者会合、職業訓練ワークショップ）等の場で、我が国の中東地域におけるこれまでの改革支援を説明し、出席国から高い評価を得た。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

広報のない政策はその効果を大きく減ずるため、迅速に明確なメッセージを発出することが、我が国の中東政策の対外PRを行う上で効果的である。従って、今後も、機会を捉えた談話発出、プレスとの交流、ホームページの活用、在京アラブ外交団との活発な交流等を引き続き着実に実施していく。

評価をするにあたり使用した資料

「平成19年度中東若手外交官等招聘」（平成20年2月）

「第21回日本・アラブ女性交流」（平成20年2月）

「アナポリス中東和平国際会議について（外務大臣談話）」（平成19年11月）

「日本・アラブ会議」（平成19年11月）

「日本・アラブ対話フォーラム」（平成19年11月）

「イラク周辺国拡大外相会合」（平成19年11月）

「麻生外務大臣の中東諸国及び中南米諸国訪問」(平成19年8月)

「安倍総理の米国、サウジアラビア、アラブ首長国連邦、クウェート、カタール、エジプト訪問」(平成19年5月)

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域 当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

I - 5 - 5 中東地域産油国（特に GCC（湾岸協力理事会））諸国との 経済関係強化

事務事業名 自由貿易協定、投資協定等を通じた物品・サービス貿易・投資の促進

事務事業の概要

GCCとの自由貿易協定（FTA） 各国との投資協定、租税条約交渉を進め、我が国と各国との関係を促進する。

有効性（具体的成果）

GCCとのFTAについては、平成19年1月に第2回会合、同年12月に第2回中間会合を開催した。
投資協定については、平成18年10年に開始したサウジアラビアとの交渉の第6回会合を平成20年3月に開催した。
租税条約については、平成18年11月に開始したUAEとの交渉の第3回会合を平成19年10月に、同じく平成19年11月に開始したクウェートとの交渉の第3回会合を平成19年12月に開催した。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 **今のまま継続** **縮小** **中止・廃止**

（理由と今後の方針）

交渉中の案件を鋭意進める。また、11月にカタールとの合同経済委員会において投資協定の交渉を開始することで一致しており、早期開始に努める。

事務事業名 閣僚級の合同経済委員会等を通じた投資・エネルギー分野における協力強化

事務事業の概要

GCC各国において上層部の意思決定が重要であることを踏まえ、要人往来、閣僚級の合同経済委員会等の場を活用して具体的協力案件を進める。

有効性（具体的成果）

サウジアラビアとの合同委員会（5月、第9回会合）、UAEとの合同経済委員会（12月、第1回会合）、カタールとの合同経済委員会（11月、第2回会合）をそれぞれ開催し、作業部会等の下部組織を通じた協力推進の枠組みを構築した。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 **今のまま継続** **縮小** **中止・廃止**

（理由と今後の方針）

本事業は対話の土台として継続することが中長期的な成果につながるため、今後とも着実に事業を継続していく。

事務事業名 GCC 諸国側の要望に応える形での人づくり協力**事務事業の概要**

GCC諸国は日本からの教育・人材育成支援に対して高い期待を有しているところ、日本のノウハウや経験を伝える形で人づくり協力を進め、GCC諸国の国づくりの基礎に貢献する。

有効性（具体的成果）

初等教育分野での協力（UAEでの日本人学校への現地子弟受け入れ、カタルへの日本学校設置に向けた調整）、留学生受け入れ（サウジアラビア）、青年交流（サウジアラビア）等を実施した。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

人づくり協力については各国とも首脳を含む高いレベルで日本への期待と要請が表明しており、またODA対象から外れた（る）国に対しても、別の方法で協力が可能な分野であるため、これまで具体的成果の上がない国を含め、拡充強化していくことが必要である。

評価をするにあたり使用した資料

- ・外務省ホームページ
- ・平成20年版外交青書

資料を御覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域 当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

施策 6 対アフリカ外交

具体的施策

- 6-1 アフリカ開発会議(TICAD)プロセスを通じたアフリカ開発の
推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 113
- 6-2 多国間枠組みにおける対アフリカ協力の
推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 116
- 6-3 日・アフリカ間の相互交流及び我が国の対アフリカ政策
に関する広報の推進・・・・・・・・・・・・・・・・ 118

I - 6 - 1 アフリカ開発会議(TICAD)プロセスを通じた アフリカ開発の推進

事務事業名	TICADプロセスの着実な推進と制度化
事務事業の概要	平成19年10、11月にそれぞれザンビア、チュニジアで行われた第四回アフリカ開発会議(TICAD)地域準備会合及び平成20年3月にガボンで行われたTICAD 閣僚級準備会議の開催により、TICADプロセスを着実に推進させた。
有効性(具体的成果)	<p>(1) TICAD 地域準備会合(東南部アフリカ)の開催(平成19年10月)</p> <p>平成19(2007)年10月にザンビアのルサカにて開催した本準備会合には、22の東南部アフリカ諸国、その他15か国、9の地域機関及び準地域機関、20の国際機関並びに19のNGOからの参加者を含む計約200人が参加した。開会式では、バンデ外務大臣がスピーチを行い、閉会式では、カボマ・ザンビア外務次官がファシオン・フィリ・ザンビア共和国外務副大臣のメッセージを代読し、TICAD の準備過程における本会合の意義を強調した。</p> <p>(2) TICAD 地域準備会合(北西中部アフリカ)の開催(平成19年11月)</p> <p>平成19(2007)年11月にチュニジアのチュニスにて開催した本準備会合には、27の北西中部アフリカ諸国、その他14か国、6の地域機関及び準地域機関、17の国際機関並びに7のNGOからの参加者を含む計約200人が参加した。開会式では、サイダ・シトウイ・チュニジア国務長官がスピーチを行い、閉会式では、シェライファ・チュニジア外務省総局長がTICAD の準備過程における本会合の意義を強調した。</p> <p>(3) TICAD 閣僚級準備会議の開催(平成20年3月)</p> <p>平成20(2008)年3月にガボンのリーブルビルで開催した本準備会議には、約30か国の閣僚を含む51のアフリカ諸国、ドナー諸国9か国、アジア諸国6か国、その他計約40の国際機関を含む約400名が参加した。会議では、TICAD の成果文書の一つである横浜宣言について閣僚レベルで実質的な合意を得ることができた。</p>
事業の総合的評価	<p>拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止</p> <p>(理由と今後の方針)</p> <p>TICAD と北海道洞爺湖サミットが我が国で開催される平成20年は、TICAD を成功させ、その成果を北海道洞爺湖サミットの議論に反映させていくことが重要であり、TICAD を成功させた後も、TICAD の場で我が国がコミットした内容について、フォローアップを着実に行うことが重要である。</p>

事務事業名	我が国の対アフリカ協力の基本方針(平和の定着、経済成長を通じた貧困削減、人間中心の開発)に基づく包括的かつ積極的な支援の推進
事務事業の概要	<p>我が国は、TICADプロセスで議論された成果を、我が国の対アフリカ開発政策の基本理念と位置づけ、アフリカ向けODA事業や各種施策の計画、実施に反映させており、TICAD 以降、以下の3分野を中心とした取組を行っている。</p> <p>(1) 平和の定着～開発の基盤造りのため、紛争地域の和平推進、切れ目のない復興支援のための包括的</p>

な取組

(2) 経済成長を通じた貧困削減

アジアの開発経験を踏まえた対アフリカ貿易・投資の促進及び農業・農村開発支援

(3) 人間中心の開発～アフリカの持続的発展のための人的基盤造り

有効性(具体的成果)

我が国は平成17(2005)年4月のアジア・アフリカ会議において、2005年以降3年間でのアフリカ向けODAの倍増を表明したが、平成19年度も右に基づき着実にアフリカ支援を実施し、アフリカODA倍増の公約を達成した。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

TICADプロセスを通じたアフリカ支援は、我が国の対アフリカ外交の基軸であるが、アフリカ諸国の自助努力に基づきつつ、TICADで打ち出されるアフリカ政策の方向性・方針に沿って我が国自身が具体的アフリカ支援の成果を挙げてこそ、他の開発パートナーも巻き込んでアフリカ開発を推進していくことが可能となる。

TICAD に向けた準備プロセスにおいて、アフリカ諸国から示された我が国への期待に応え、また、平成27(2015)年に向けたミレニアム開発目標も視野に入れて、未来志向的に取組を進めるためにも具体的アフリカ支援施策を強化していく。

事務事業名 パートナーシップの拡大(南南協力、特にアジア・アフリカ協力の推進)

事務事業の概要

アフリカの開発においては、かつて貧困状態から経済発展を遂げた東アジア諸国の経験を活用することが有効である。このような観点から、我が国の発展経験及びアジアにおける開発支援の経験に根ざした独自の視点に立った南南協力、特にアジア・アフリカ協力を推進する。

また、アフリカ開発において官民連携を進め、市民社会の意見に耳を傾け、アフリカ外交の裾野を広げるため民間企業やNGOとの対話の場を設ける。

有効性(具体的成果)

(1) TICAD・日本アフリカ交流年協力推進協議会(平成19年12月及び平成20年2月)

民間企業とアフリカの現状認識を共有し、アフリカとの貿易・投資における官民連携のあり方について議論し、民間企業のアフリカに対する関心を喚起した。高村外務大臣も出席した第1回協議会には10社を超える民間企業から会長あるいは社長が出席し、活発な議論が行われた。第2回協議会も小野寺外務副大臣の出席を得ながら第1回同様、対アフリカ貿易投資促進のための手段について積極的な議論が行われた。

(2) 外務省NGO定期協議会(平成19年及び20年に計6回)

TICAD に向けて、取り上げるべきテーマ、会議の進め方等、広範囲にわたりNGOから意見を聴取し、議論を深めた。

(3) 在京アフリカ外交団との意見交換会(平成19年9月及び平成20年2月)

35ある在京アフリカ大使館のほぼ全ての公館から大使が出席した本意見交換会では、TICAD の準備状況について情報共有を行うとともに、活発な意見交換を行った。出席した各国大使からは、TICAD の準

備プロセスに在京アフリカ外交団を積極的に関与させ、アフリカ側からのオーナーシップを更に引き出す観点で有効な手段であるとの高い評価を得た。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止
(理由と今後の方針)

TICADプロセスを通じたアフリカ支援は、我が国の対アフリカ外交の基軸であり、とりわけアジア・アフリカ協力を中心とした南南協力の推進は、TICADが創出してきた付加価値の大きな要素である。「アジアの経験をアフリカに」との考え方が、日本のみならずアフリカ諸国自身の口から積極的に聞かれている中で、新興ドナー諸国も建設的に巻き込みながら引き続き南南協力を推進していく。

また、民間企業、NGO、在京アフリカ外交団との協議も高い評価を得ており、TICAD の成功とその後のフォローアップのため、これら関係者との連携を継続していくことは非常に重要である。

評価をするにあたり使用した資料

- ・ 平成20年版外交青書
- ・ TICAD 地域準備会合、TICAD 閣僚級準備会議概要
- ・ TICAD・日本アフリカ交流年協力推進協議会概要
- ・ 外務省NGO定期協議会概要

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域 当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

I - 6 - 2 多国間枠組みにおける対アフリカ協力の推進

事務事業名	G 8 グレンイーグルズ・サミット文書「アフリカ」、「G 8 アフリカ行動計画」の着実な実施
事務事業の概要	<p>平和・安全保障、ガバナンス、貿易・投資等極めて幅広い分野での取り決めに内容とした G 8 によるアフリカ開発への取組の基本に位置付けられる以下 2 つの文書の着実な実施。</p> <ul style="list-style-type: none">・「G 8 アフリカ行動計画」: 「アフリカ開発のための新パートナーシップ (NEPAD)」に対する G 8 の支援枠組みとして、平成14年の G 8 カナナスキス・サミットで採択された。・「アフリカ」: アフリカ開発に関するアフリカ自身の第一義的責任を明確に示しつつ、開発資金の増額を含む G 8 の一層の取組強化を謳った、平成17年のグレンイーグルズ・サミットの成果文書。
有効性 (具体的成果)	<p>平成19年のハイリゲンドム・サミットでもアフリカは重要な議題の一つとして扱われたところ、安倍総理 (当時) からアフリカ諸国のオーナーシップ (自助努力) の重要性や、アジアでの発展の経験をアフリカと共有することの有用性等につき発言し、我が国の見解を積極的に提示した。また、同サミットの成果文書「アフリカにおける成長と責任」には TICAD への言及が確保される等、目に見える成果を収めた。</p> <p>その後も、アルジェリアで行われた第 9 回アフリカ・パートナーシップ・フォーラム (APF) に小野寺副大臣が出席した他、平成20年 2 月のアフリカ問題首脳代表 (APR) 会合では G 8 議長国として議論のとりまとめに当たるなど、G 8 の枠組みでの取組に積極的な貢献を続けている。</p>
事業の総合的評価	<p>拡充強化 <input checked="" type="checkbox"/> 内容の見直し・改善 <input checked="" type="checkbox"/> 今のまま継続 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 中止・廃止 <input type="checkbox"/></p> <p>(理由と今後の方針)</p> <p>アフリカ開発に対する国際社会の取組に及ぼす影響力に鑑みれば、G 8 プロセスにおける議論と取組への積極的参画は引き続き重要である。さらに、昨今の新興援助国の存在感の増大も考慮すれば、より広範な国際社会との連携推進もまた不可欠である。</p>
事務事業名	その他国際場裡におけるアフリカ問題解決のための努力への参画 (MDGs への貢献等)
事務事業の概要	<p>平和の定着、貧困の撲滅、感染症対策、環境・気候変動問題等、アフリカの抱える種々の問題の解決に向け、国際社会との協力の下、アジアでの経験・知見を活かす形で積極的に取り組む。</p>
有効性 (具体的成果)	<p>平成19年度、我が国は、「平和協力国家」への志向、個別疾病対策と保健システム強化のバランスを重視した国際保健協力、環境・気候変動問題の解決に向けた「クールアース・パートナーシップ」等を発表し、アフリカに深刻な影響を与えている地球規模課題の解決に向け主導的に取り組む姿勢を明確にした。我が国のこうした姿勢に対し、アフリカ諸国のみならず他の援助国からも、地球規模課題の集中するアフ</p>

リカに大きく裨益する取組であるとの認識が示されている。

また、主要援助国との協調という観点では、仏、EUとの共催でそれぞれアフリカ開発に関するシンポジウムを開催する等、同分野での連携強化に向けた一定の進展が見られた。さらに、平成19年9月には日中アフリカ局長級協議第一回会合を開催する等、新興援助国との対話への取組も開始した。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

平成20年度に我が国がTICAD とG8北海道洞爺湖サミットを開催し、後者においてもアフリカ開発が重要な議題の一つとなる以上、アフリカ問題解決に向けた現下の積極的取組を続けることは当然だが、こうした外交イベントの終了後のフォローアップがむしろ重要であり、我が国が打ち出した方向性が定着していくよう、引き続き国際社会に働きかけていく必要がある。こうした観点から、新興援助国を含む他の援助国・主体との一層の協調についても鋭意取り組んでいく。

評価をするにあたり使用した資料

- ・ 平成20年版外交青書
- ・ G8 (アフリカ行動計画 (G8カナナスキス/ウィスラー会議))
- ・ アフリカ (G8グレンイーグルズ会議)
- ・ アフリカにおける成長と責任 (G8ハイリゲンダム会議)
- ・ 第9回アフリカ・パートナーシップ・フォーラム (概要と評価)
- ・ 国際保健協力と日本外交 - 沖縄から洞爺湖へ -
- ・ ダボス会議における福田総理特別講演 (クールアース推進構想)
- ・ 日中アフリカ局長級協議の開催について (プレスリリース)

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域 当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

I - 6 - 3 日・アフリカ間の相互交流及び我が国の 対アフリカ政策に関する広報の推進

事務事業名	各種招聘、交流事業等を通じた人物交流の促進
事務事業の概要	<p>各種招聘スキームや交流事業の機会を活用して、日・アフリカ間の様々なレベル・分野における交流を促進することで、相互理解・相互信頼を増進し、友好関係を深める。</p> <p>特に、民間・草の根レベルでの日・アフリカ間の交流が十分とは言えない現段階では、政府がイニシアティブをとって日・アフリカ間の交流の促進を図ることが重要である。</p>
有効性（具体的成果）	<p>平成19年度においては、賓客招聘で来日した首脳級1か国、外相級3か国を含む多数のアフリカ諸国から閣僚級以上の訪日を実現し、首脳会談、外相会談を通じて各二国間関係が強化された。</p> <p>また、先方政府要人を対象とする賓客招聘のみならず、その他招聘スキームを利用してメディア関係者や有識者等の訪日を勧奨し、我が方の民間企業・市民社会関係者等との意見交換の機会を積極的に設定したため、重層的な日・アフリカ関係の構築が進んだ。</p>
事業の総合的評価	<p>拡充強化 <input type="checkbox"/> 内容の見直し・改善 <input checked="" type="checkbox"/> 今のまま継続 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 中止・廃止 <input type="checkbox"/></p> <p>（理由と今後の方針）</p> <p>上述の通り、アフリカ諸国から閣僚級以上の要人が多数来日したが、賓客としての招聘案件では、日程調整が難航し平成19年度内の実現を断念したケースもあり、改善の余地がある。</p> <p>政府関係者以外の招聘や交流事業についても、TICAD を契機とする国民各層のアフリカへの関心の高まりを捉え、在外公館と協力しつつ積極的に案件を発掘し、より広範かつ重層的な関係構築を進める。</p>

事務事業名	我が国要人の機動的・戦略的なアフリカ訪問の促進
事務事業の概要	<p>政府関係者等の我が国要人をアフリカ諸国に派遣することで、我が国の友好的姿勢やアフリカへの高い関心を示すと共に、我が国の立場や政策に関する先方の理解を促進する。</p>
有効性（具体的成果）	<p>平成20年1月に高村外務大臣がタンザニアを、森元総理がAU総会に出席するためにエチオピアを訪れ、3月には再び高村外務大臣がガボンを訪問する等、我が国の対アフリカ外交重視を示す要人往訪が実現し、アフリカ諸国からも高い評価を得た。加えて、TICAD への各国首脳の出席招請のために外務副大臣、外務大臣政務官及び国会議員が多数アフリカを往訪し、先方政府首脳級と直接会談して働きかけを行った。こうした取組は、TICAD への40か国を超える国からの首脳級の出席表明に結実していることはもちろん、国際場裡での我が国との協調関係の維持・強化や各種選挙におけるアフリカ各国からの支持を得る面でも大きな効果をもたらした。</p>
事業の総合的評価	<p>拡充強化 <input type="checkbox"/> 内容の見直し・改善 <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> 今のまま継続 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 中止・廃止 <input type="checkbox"/></p> <p>（理由と今後の方針）</p> <p>上述の通り、平成19年度においては、翌年度のTICAD 開催を念頭に非常に多くの我が国要人がアフリ</p>

力を往訪した。平成20年度前半には、TICAD 及びG 8北海道洞爺湖サミットのアフリカ・アウトリーチにより極めて多数のアフリカ各国首脳の訪日が見込まれるところ、これに应运え引き続き積極的・戦略的な我が国要人のアフリカ訪問を推進し、日・アフリカ関係の強化を図ることが肝要である。外交行事終了後に目に見えて要人往訪数が落ち込むような事態は回避すべきであり、現状の施策の継続が必要である。

事務事業名 アフリカ関係広報活動の積極的な推進

事務事業の概要

アフリカの紹介や我が国の対アフリカ政策に関する政策広報を積極的に行うことで、アフリカに対する空間的、歴史的な距離感を縮め、国民各層の関心・理解を促す。

有効性（具体的成果）

平成19年度においては、従来から行っている取組に加え、翌年に控えたTICAD に向け、国民各層のアフリカ及び我が国の対アフリカ政策に対する理解と関心の増進を図るべく、TICAD 直前の集中的広報活動の準備を進めると共に、以下に代表される取組を行った。

- ・ 鶴田真由TICAD 親善大使の任命
- ・ 各種イベントの開催（横浜国際フェスタ2007、NGOや研究機関等と協力したシンポジウム、講演等）
- ・ テレビ、ラジオ、雑誌等のメディアを通じた政策広報
- ・ TICAD 紹介パンフレットの作成、配布

鶴田TICAD 親善大使への委嘱式がテレビ放映され、横浜国際フェスタ2007には73,000人もの来場者があった他、同親善大使のアフリカ訪問の民放による特別番組化が決定している等、メディアによるカバレッジを拡大し国民の関心を高めていく上で確かな進捗が見られた。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

平成20年5月末にはTICAD が開催されるが、平成19年度に積み重ねてきた準備の成果を最大限に活用し、他省庁、民間セクター、市民社会、メディア等との協力のもと、集中的な広報活動を行い、国民各層の関心と気運を盛り上げていく。

TICAD 後についても、アフリカへの関心の盛り上がりを一過性のものに終わらせないため、引き続き積極的な広報活動を行う。特に、TICAD 及びG 8サミットで打ち出した我が国の取組のフォローアップ状況につき適時周知していくことで、国民的理解に裏打ちされた対アフリカ外交の実現を図る。

評価をするにあたり使用した資料

- ・ ヒフィケブニェ・ポハンバ・ナミビア共和国大統領の来日
- ・ メンベ・タンザニア連合共和国外務国際協力大臣の来日
- ・ バカヨコ・コートジボワール外務大臣の来日
- ・ ナーフィア・スーダン大統領補佐官の来日（プレスリリース）
- ・ 高村外務大臣のタンザニア訪問
- ・ 森喜朗政府代表のエチオピア訪問
- ・ 中山外務大臣政務官のエチオピア、モロッコ、ニジェール訪問

- ・ アフリカの発展に関する日本・アフリカ・ジャーナリスト会議
- ・ 鶴田真由氏へのTICAD IV親善大使委嘱状交付式について（プレスリリース）
- ・ パンフレット「元気なアフリカを目指して“希望と機会の大陸”～TICAD IV」

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域 当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

基本目標 分野別外交

施策 1 国際の平和と安定に対する取組

具体的施策

-1-1	中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信	123
-1-2	日本の安全保障政策に係る基本的な外交政策	125
-1-3	国際平和協力の拡充、体制の整備	129
-1-4	国際テロ対策協力	131
-1-5	国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上、望ましい国連の実現	135
-1-6	国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進	139
-1-7	国際組織犯罪への取組	143

- 1 - 1 中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信

事務事業名 委託調査、会合の実施を通じた外部有識者（国問研、IISS等）との連携強化

事務事業の概要

中長期的かつ総合的な外交政策の政策構想力強化のため、知見の蓄積を目的として、委託調査や会合を実施することにより、外部有識者との連携を強化する。

有効性（具体的成果）

（１）委託調査の実施

「日本外交における理念」に関する外部有識者からの政策提言を得ることを目的として、(財)世界平和研究所に対し、研究調査委嘱を実施した。

（２）会合の実施

平成11（1999）年に開始された日米中三か国の民間有識者による対話の枠組みである「日米中会議」の会合開催を日本側事務局である(財)日本国際問題研究所に委託して実施しており、平成19年度には、東京において第11回会合が開催された。

故福田元総理の提唱により、各国の元首経験者が地球規模の問題につき議論し政策提言することを目的とするインターアクション・カウンシル（IAC、通称：OBサミット）の会合が昭和58（1983）年以来開催されており、平成19年度は「宗教と政治」をテーマに5月にオーストリアにて総会が開催された。

英国に所在する民間シンクタンクである国際戦略問題研究所（IISS）に対し、平成19年度に、「中央アジアの戦略環境」及び「日・NATO協力の将来」に係る調査研究嘱託を行うなど、IISSとの連携を強化した。

他にも、省内において、外部有識者も交えて、総合外交政策上の地域政策（朝鮮半島、東アジア、中東、及び黒海協力）について研究会を開催し意見交換を行うなど、外部有識者との積極的な連携強化を図った。

（３）その他

国際問題を中長期的視野に立って研究する総合的な研究機関として昭和34（1959）年に設立され、外交政策シンクタンクとしての機能・役割強化を図っている(財)日本国際問題研究所に対し、研究事業を委託した。同研究所は、「米国の外交・安全保障」などのテーマでの研究を実施しており報告書を提出する予定となっている。また、同研究所で定期的に行われる外交懇談会に外務省より参加し有識者との意見交換を行うなど、連携を強化した。

平成8（1996）年に発足したアジア太平洋地域のシンクタンク・研究機関の国際コンソーシアムであるAPAP（アジア太平洋知的交流促進計画）を支援した。

外交政策調査員を採用し、政策構想力の強化を図った。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

平成19年度には、従来から開催してきている会合の実施のみならず、時宜を得た課題に関する委託調査やシンポジウム・研究会の実施など、国内外の外部有識者とのより積極的な意見交換が図られた。今後も、中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案の強化のためには、一層の連携強化を継続し、外部有識者からの政策提言等を総合的な観点から分析・評価した上で政策構想につなげていくことが必要である。

事務事業名 中長期的・戦略的外交政策の対外発信**事務事業の概要**

政策スピーチや外交青書の作成など中長期的・戦略的外交政策の対外発信事業の実施。

有効性（具体的成果）

- (1) 平成19年度は、外務大臣の政策スピーチや寄稿等を通じて中長期的外交政策の戦略的発信に努めた結果、合計8回の政策スピーチが実施された。
- (2) 平成19年度初めにおいては、平成18年の国際情勢と日本外交に関する平成19年版外交青書の製本版について、和文及び英文それぞれ約4000部を国内、国外関係方面に配布した。また、同年度末にかけて作成した平成19年の国際情勢と日本外交に関する平成20年版外交青書においては、和文4000部、英文5000部、計9000部を国内、国外関係各方面に製本次第配布予定である（平成20年度初）。外交青書の関連では、依頼のあった大学に職員を派遣し、外交青書についての講義も実施した。
- (3) 平成20年度の我が国の重点外交政策を策定し、平成19年8月に外務省HP上で発表した。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

平成19年度においては、従来以上に外務大臣の政策スピーチ等を積極的に活用した外交政策の戦略的発信を実施することができた。今後とも、大臣の政策スピーチ等の機会を活用し、一層積極的な中長期的観点から戦略的な外交政策の対外発信を実施していく必要がある。特に、各々の政策スピーチ等における発信内容の企画・検討に加え、政策スピーチ等の発信事業の一連のプロセスをより円滑に実施していく必要がある。

評価をするにあたり使用した資料

外交青書（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/index.html>）

平成20年度 我が国の重点外交政策（http://www.mofa.go.jp/mofaj/jg_seisaku/j_gaiko_20.html）

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域 当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

- 1 - 2 日本の安全保障政策に係る基本的な外交政策

事務事業名 ASEAN地域フォーラム（ARF）及び各国との安保対話の実施を通じた地域安全保障の促進に関する事業

事務事業の概要

（１）ARF

地域の安全保障の促進のため、安全保障問題について議論するアジア太平洋地域の唯一の政府間対話の場であり、アジア太平洋地域の主要国が参加する全地域的な政治・安全保障の枠組みであるARFを活用する。ARFは、信頼醸成の促進、予防外交の進展、紛争へのアプローチの充実という三段階のアプローチを設定し、漸進的な進展を目指している。

（２）各国との安全保障対話

各国の安全保障担当部局との間で安全保障に関する対話を行い、相互の信頼関係を高め、安全保障分野における協力関係を進展させるよう努める。

有効性（具体的成果）

（１）ARF

次のように閣僚会合を始めとするすべてのARFセミナー及びワークショップに参加し、地域安全保障の促進に努めている。

- 平成 19 年 4 月 UNPKO に関するセミナー（インド）
- 平成 19 年 5 月 第 5 回テロ・国境を越える犯罪に関する ISM（シンガポール）
- 平成 19 年 5 月 第 4 回安全保障政策会議（フィリピン）
- 平成 19 年 5 月 高級事務レベル会合（フィリピン）
- 平成 19 年 8 月 第 14 回閣僚会合（フィリピン）
- 平成 19 年 8 月 海上安全保障問題の評価に関する会合（インドネシア）
- 平成 19 年 9 月 災害救援机上訓練計画会合（豪州）
- 平成 19 年 9 月 不法薬物に関するセミナー（中国）
- 平成 19 年 10 月 国防大学等学長会議（豪州）
- 平成 19 年 10 月 災害救援に関する ISM 会合（フィンランド）
- 平成 19 年 10 月 第 4 回サイバーテロに関するセミナー（韓国）
- 平成 19 年 11 月 信頼醸成・予防外交に関する ISG（ブルネイ）
- 平成 19 年 11 月 小型武器等の管理に関するワークショップ（カンボジア）
- 平成 20 年 2 月 第 6 回テロ・国境を越える犯罪に関する ISM（インドネシア）
- 平成 20 年 3 月 第 2 回 PKO 専門家会合（シンガポール）
- 平成 20 年 3 月 信頼醸成及び予防外交に関するワークショップ（EU・ドイツ）
- 平成 20 年 3 月 海上安全保障訓練プログラム（インド）

（２）各国との安全保障対話

各国との間で次のような安全保障対話及び防衛交流を行い、相互の信頼関係を高め、安全保障分野における協力関係の進展に貢献している。

- 平成19年 6月18日 日英外務・防衛当局者会合
- 平成19年 10月9日 日加非公式安保対話

平成20年 1月30日 日ニュージーランド非公式安保対話

平成20年 2月1日 日豪外務・防衛当局者会合

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

(1) ARF

アジア太平洋地域唯一の政府間の安全保障面での対話と協力の場であるARFは「信頼醸成」の段階から「予防外交」の段階に前進しており、予防外交に本格的に取り組む(具体的な行動の促進)ための体制強化が求められている。我が国としてもこれに積極的に関与する必要がある。特に、ARF開始当初の平成8(1996)年には年間5回開催されていた会合が、平成19年には17回開催されるなど、年間に開催される会合数は増加傾向にある。また、活動内容も会合中心から、平成20年5月には災害救援の机上訓練が開催される予定のみならず、平成21年には災害救援の実働訓練も予定されるなど、具体的協力が進んでおり、こうした変化に対応するための態勢の強化が必要となっている。

(2) 各国との安全保障対話

各国の安全保障政策を正確に理解しつつ将来の動向を見据えて我が国の対応を検討し、またアジア太平洋地域の安全保障に関する我が国の立場について各国の理解を深めることとする。これは、アジア太平洋地域の平和と安定を確保する上で重要かつ必要である。特に、中国、インドの台頭に象徴されるようにアジアが大きく変貌している中で、地域の安全保障環境も変化しており、各国との安全保障対話はその対象国の範囲及び開催回数を拡大及び増加させることが急務となっている。

事務事業名 国際平和協力活動(イラク・アフガニスタンでの復興・テロ対策)への自衛隊派遣に関する事業

事務事業の概要

中東地域の平和と安定は、我が国を含む国際社会全体の平和と繁栄に直結する問題であり、イラクやアフガニスタンの復興が失敗しこれらの国がテロの温床となれば、中東地域のみならず我が国自身の安全も脅かされることとなる。こうしたことを踏まえ、イラクでは約25か国、アフガニスタン及びその周辺では約40か国強が部隊を派遣し治安の確保、人道復興支援等を実施している中で、我が国としては、我が国自身の安全を確保するためにも、自らにふさわしい活動を実施する。具体的には、イラクにおいては、依然として治安情勢が予断を許さない状況が続き民間部門の活動はできないことなどを踏まえ、イラク人道復興支援特措法に基づき自衛隊が人道復興支援活動等を行う。また、インド洋でテロリスト及び武器・麻薬等のテロ関連物資の海上移動を阻止・抑止するための作戦を継続しているコアリション各国への支援を行うため、テロ対策特措法(注)に基づき自衛隊艦船がインド洋で各国艦船への給油等を行う。

(注)テロ対策特措法は、平成19年11月1日に期限を迎え失効したところ、その後は、平成20年1月16日に成立した補給支援特措法に基づき実施。

有効性(具体的成果)

(1) イラク人道復興支援特措法に基づき航空自衛隊は、多国籍軍及び国連への支援を行っており、クウェートのアリ・アルサレム飛行場を拠点に、おおむね週4~5回程度の運行頻度でイラク国内のアリ(タリル)飛行場、バグダッド飛行場及びエルビル飛行場の間でC-130機による物資・人員の輸送を実施している。

こうした自衛隊の活動について、国連の潘基文事務総長・カジ事務総長特別代表、イラクのマーリキー首相・ハーシミー副大統領、米国のチェイニー副大統領・ネグロポンテ国務省副長官等の要人から謝意が表明されている。

(2) 海上自衛隊は、インド洋において海上阻止活動を実施している各国艦船への給油支援活動として、インド洋に海上自衛隊の補給艦1隻及び護衛艦1隻を派遣し、平成13年12月から平成19年10月までに、旧テロ対策特措法に基づき米国、英国、フランス、ニュージーランド、イタリア、オランダ、ギリシャ、カナダ、スペイン、ドイツ及びパキスタンの合計11か国に対し、これまで合計約48.7万キロリットルの給油を実施し、さらに、平成20年2月から同年3月までに、同年1月に成立した補給支援特措法に基づき、計4か国に対して合計約1940キロリットルの給油を実施してきている。

こうした日本自衛隊の活動について、アフガニスタンのカルザイ大統領、アハディ財務大臣、パキスタンのニザール・メモン情報・放送担当連邦大臣、ドイツのメルケル首相、インドのシン首相、シンガポールのジョージ・ヨー外相、アラブ首長国連邦のムハンマド・アブダビ皇太子、米国のブッシュ大統領、ドイツ国防長官、国連の潘基文事務総長、NATOのデ・ホープ・スケッフェル事務総長等の要人から謝意が表明されている。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

イラク及びアフガニスタンがテロの温床となれば、我が国を含む国際社会が深刻なテロの脅威にさらされることとなる。そのような事態を避けるため、国際社会と協力しつつイラク人道復興支援特措法及び補給支援特措法に基づく自衛隊による人的貢献を通じこれらの国の安定と復興を支援し、テロとの闘いを継続する必要がある。なお、自衛隊の具体的な活動としては、イラクにおける空自部隊による空輸活動、インド洋におけるテロリスト等に対する海上阻止活動を行う各国艦船への給油活動等を継続する。

評価をするにあたり使用した資料

【外務省ホームページ】

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/asean/arf/index.html> (ARF 関係)

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/iraq/josei.html> (イラク人道復興支援特措法関係)

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/terro/katsudou05.html> (補給支援特措法関係)

【官邸ホームページ】

<http://www.kantei.go.jp/jp/fukkosien/iraq/index.html> (イラク人道復興支援特措法関係)

【政府公報オンライン】

<http://www.gov-online.go.jp/topics/iraq.html> (イラク人道復興支援特措法関係)

【防衛省ホームページ】

<http://www.mod.go.jp/j/iraq/index.html> (イラク人道復興支援特措法関係)

<http://www.mod.go.jp/j/news/hokyushien/index.html> (補給支援特措法)

【関係国等ホームページ】

<http://www.uniraq.org> (国連イラク支援ミッション)

<http://www.aseanregionalforum.org/> (ARF)

<http://www.nato.int/isaf/media/video/2008/index.html> (NATO/ISAF)

<http://www.cusnc.navy.mil/> (米中央軍第5艦隊)

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域 当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

- 1 - 3 国際平和協力の拡充、体制の整備

事務事業名	国際平和協力法に基づく要員派遣・物資協力の推進、他の支援との連携の強化			
事務事業の概要	宗教や民族間の対立など、紛争の原因・影響は各地域で異なることから、各地域の抱える状況に応じ、官民、人的・経済的支援等の我が国の有するリソースのバランスも考慮しつつ、国際社会の平和と安定に向けての我が国の国際平和協力を推進・拡大する。			
有効性（具体的成果）	平成19年度には、下記（１）の従来からのゴラン高原における取組に加え、下記（２）以下のとおり、近年にないほど、数多くの紛争案件に対し多様な支援を実施することができた。 （１）ゴラン高原において停戦監視業務を行うPKO（UNDOF）に対し平成8（1996）年以来継続的に要員45名を派遣し輸送業務等を実施している。平成19（2007）年7月及び平成20（2008）年1月には派遣期間を各6か月間延長した。これは我が国の中東和平への貢献の一環であり、この地域の和平プロセスの促進に資するものであって、施策の目標の具体例そのものである。 （２）スーダン（ダルフル）における UNHCR に対する物資協力（平成19年11月） （３）イラクにおける UNHCR に対する物資協力（同年12月） （４）国連東ティモール統合ミッション（UNMIT）に対する文民警察要員の派遣（同年1月～平成20年2月） （５）国連ネパール政治ミッション（UNMIN）に対する軍事監視要員の派遣（部隊等の派遣を伴わない自衛官の個人派遣は今回が初めて）（平成19年3月～継続中） （６）東ティモールの大統領選挙及び国民議会選挙への選挙監視要員の派遣（同年4月～7月）			
事業の総合的評価	拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止 （理由と今後の方針） 冷戦終結後、国内紛争の増加等により、紛争終結から復興までを切れ目なく包括的に取り組む平和構築の必要性が増大しており、また、紛争の原因・影響は各地域で異なることから、平成19年度に引き続き、対象国・地域において変化する現地情勢や各国・機関等の動向を睨みつつ、我が国が有する様々なリソースを適切に投入していく必要がある。			

事務事業名	国際平和協力の推進・拡大のための国内体制の強化、国際平和協力の裾野を広げるための人材育成の促進、啓発活動と関係者間の連携の推進			
事務事業の概要	我が国の国際平和協力の裾野を広げるための人材育成の促進、啓発活動と関係者間の連携の推進（含む平和構築分野の人材育成）を含め、国際平和協力の推進・拡大を実現するための国内基盤を整備・強化する。			
有効性（具体的成果）	国際平和協力の推進・拡大のための国内体制の強化、国際平和協力の裾野を広げるための人材育成の促進、啓発活動と関係者間の連携の推進に係る取組に関し、国際平和協力懇談会の報告書（平成14年）や人材育成検討会（平成16年）、国際平和協力調査員制度の導入（平成17年度）に続き、平成19年度には、以下のように各種事案を具体的な形で進めることができた。			

(1)平成19年8月に国連大学との共催で実施した平和構築関連のセミナーにおける大臣の政策スピーチ(「平和構築者の寺子屋を作ります」)において、外務省のイニシアティブの下、日本とアジアの文民を対象として、平和構築分野において世界の第一線で活躍する内外の講師陣における国内研修及び海外実務研修等を中心とする事業(「平和構築分野の人材育成のためのパイロット事業」)を実施するべく表明した。これに基づき、「平和構築分野の人材育成のためのパイロット事業」を、平成19年度から立ち上げた(予算:約1億8千万円)。

(2)平成20年3月、国連大学との共催で、平和構築関連のシンポジウム「東京平和構築シンポジウム2008」を実施し、スリンASEAN事務総長をはじめとする国内外の有識者を招聘し、平和構築を巡る国際社会の最先端の議論を行うとともに、当該分野における国内外の有識者、実務家、政府関係者等の交流を図った。

(3)平和構築分野の人材育成に関する、政府一体としての取組の推進を働きかけ、内閣官房を中心として平成18年12月に立ち上げた関係省庁連絡会議において、引き続き検討を進めた。

(4)加えて、平成17年度から開始した国際平和協力調査員制度を活用しつつ、各種セミナー開催等を契機として有識者やNGO関係者とのネットワークの整備・拡充、平和活動の現場における課題の最新状況について認識を共有し、政策的議論への反映に取り組んだ。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

冷戦終結後、国内紛争の増加等により、紛争終結から復興までを切れ目なく包括的に取り組む平和構築の必要性が増大しており、また、紛争の原因・影響は各地域で異なることから、当該分野の人材育成に関し、平成19年度から開始した外務省のパイロット事業及び平成18年度に立ち上げられた関係省庁連絡会議における取組を着実に進展させていく必要がある。

評価をするにあたり使用した資料

官邸HP

「国際平和協力懇談会報告書」(平成14年12月18日)

「国際平和協力分野における人材育成検討会の『行動計画』及びアドバイザー・グループからの『提言』」

「東京平和構築シンポジウム2008」結果及び参加者アンケート結果

外務省各種プレスリリース

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域 当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

1 4 国際テロ対策協力

事務事業名 途上国のテロ対処能力向上支援

事務事業の概要

出入国管理、航空保安、港湾・海上保安、税関協力、輸出管理、法執行協力、テロ資金対策、CBRN（化学、生物、放射性物質、核）テロ対策、テロ防止関連諸条約等の分野において、設備・機材の整備、各種テロ対策関連セミナー開催、研修員の受入、専門家の派遣等を実施した。

有効性（具体的成果）

継続的に我が国の有する知見、技術、資金をテロ対処能力が不十分な国に投入することは、テロの防止及び根絶のために必要不可欠なものである。このような我が国のテロ対処能力向上支援は、各国のテロ対処能力の向上に相応の成果を挙げており、また各国よりも高い評価を受けている。実施した事業のうち主要なものは以下のとおり。

（１）「日 ASEAN テロ対策対話」の開催

平成 19（2007）年 8 月、東京において事務レベル中間会合、9 月にマレーシアにて第 2 回会合を開催した。同対話においては、交通保安、国境管理 / 出入国管理、法執行、テロに対処する上での国民の参加、法的分野におけるキャパシティー・ビルディング等の優先協力分野とそれぞれのリード国を特定し、本件対話を毎年開催し、同対話の枠組みにおいて日 ASEAN 間でのテロ対策協力の強化について対話を継続していくこと等が合意されており、第 2 回会合においては、各分野における具体的な協力につき、協議が行われた。

（２）「化学・生物テロの事前対処及び危機管理セミナー」の開催

平成 19（2007）年 7 月、クアラルンプールにおいて、ASEAN 及び中国、韓国等参加各国の化学・生物テロ対策における対処能力向上を目的としたセミナーを開催し、国際テロ対策に貢献した。

我が国、米、豪、及び WHO 等の各専門家による化学・生物テロの脅威、化学・生物テロに対するそれぞれの取組や化学・生物テロ発生時の対応における関係機関の体制整備等につきプレゼンテーションを行い、知見の共有及び国際的協力を促進する情報交換の機会を提供した。また、事態対処の机上演習を実施し、テロ発生時の対応における課題を把握・分析し、対策及び必要な国際的メカニズムにつき議論を行うことで参加者の化学・生物テロ対策に対するより深い理解の増進を図った。最終的に、化学・生物テロ対策における分野横断的なアプローチの重要性、情報共有や広報・意識の向上の必要性等の提言を、セミナーの成果として、「討議と提言のサマリー」という形でまとめた。

（３）途上国等のテロ防止関連諸条約の批准促進

平成 20（2008）年 1 月、東京において、今年で 5 回目となるテロ防止関連条約締結促進セミナーを開催した。テロ防止関連諸条約の締結促進のため、条約の締結及び関係国内法規を通じた履行の重要性を報告するとともに、我が国のほか、豪及び米より、テロ防止関連諸条約の国内的履行について、自国の法整備の経験を紹介し、参加各国とこれら経験を共有した。

他の地域に比べ、アジア・太平洋諸国においてはテロ防止関連諸条約の締結・履行が未だ遅れている状況であるものの、平成 15（2003）年には本セミナー参加国による条約の締結数が 75 だったものが今次セミナーまでに 102 に増加しており、テロ防止関連条約の締結が着実に進展していることが確認された。また、参加者による積極的な議論を通じ、各国のテロ対策への真剣な取組が強化されていることが確認された。さらに、条約の締結のために各国が克服すべき課題についても議論が行われ、必要な技術支援に関する情報について共有することができた。セミナーの終わりに、議論において挙げられた提案等を含む成果文書（サマリー）を採択した。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

国際テロ対策が強化され、一定の効を奏しつつあることに対応し、テロの主体、手口等は多様化する傾向にある。また、いわゆる「ホーム・グロウン・テロリスト」の脅威も生じ、「テロとの闘い」は複雑で、引き続き息の長い取組が求められる課題となっている。

テロの脅威は依然として高く、特に、我が国の権益が集中する東南アジア地域においては、テロ対処能力が依然として脆弱な面があり、当該地域を拠点としたテロリストが国際的なテロ活動を展開している場合も見られる。また、途上国は、テロ対策に必要な知識・資源が不足していることから、多国間及び二国間の枠組み等を活用しつつ、当該地域のテロ対処能力を向上することは依然として重要である。このため、平成20年度も引き続き、当該地域を中心として、テロ対策の抜け穴となる国・地域がなくなるよう、支援を拡充強化していくことが必要である。

事務事業名 多国間、二国間協議等を通じたテロ対策協力の強化

事務事業の概要

国連のテロ対策関連委員会や G 8 の専門家会合、ASEM、APEC、ARF 等の多国間枠組みに積極的に参画するとともに、日ASEAN、日米豪、日インド、日パキスタン等の二国間・地域レベルでの協議を実施し、国際的なテロ対策協力の強化をはかった。本施策は、国際社会がより実効的なテロ対策を実施し、テロに対する脆弱性を克服するために、出入国管理、交通保安、法執行の分野で隙のない協力体制を構築・強化するとの観点から極めて重要である。具体的には、主要なものとして以下の事業を行った。

有効性（具体的成果）

テロリストは、高度に発達した情報通信技術や国際交通網等の現代社会の特性を最大限利用し、国境を越えネットワークを張り巡らせて、資金や武器等の調達を行うとともに、影響力の拡大を図っていることから、国連、G 8 等の枠組みへの参画並びにより多くの国との二国間及び地域レベルでの協議の実施によって、様々な枠組みにおける幅広く実効的なテロ対策協力体制を構築し、推進強化することは有効であった。実施した事業のうち主要なものは次のとおり。

（1）国連におけるテロ対策

国連テロ対策委員会事務局（CTC/CTED）国連薬物犯罪オフィス（UNODC）によるテロ対処能力向上

支援を効率的に促進すべく、積極的にこれら機関との連携強化を図り、情報共有を行うとともに、平成17(2005)年に採択された、国連グローバルテロ対策戦略の実施に係る各種会議にも継続して参加した。

(2) G8におけるテロ対策

G8におけるテロ対策においては我が国は平成20年において、議長国としてG8のテロ専門家による国際的なテロ対策強化についての議論を取りまとめている。我が国は、特にテロ対処能力向上支援について、関連する国連機関(CTC/CTED/UNODC)との連携を重点事項の一つとして、積極的にその強化に取り組んでいる。より強化していくこととなった。

(3) 第5回ASEMテロ対策会議

平成19(2007)年5月、東京で第5回ASEMテロ対策会議を主催し、過激化への対処、テロ対処能力の向上や国連等との連携といった課題についての意見支援を行った。

(4) 第3回日米豪テロ協議

平成19(2007)年6月、シドニーにおいて、第3回日米豪テロ協議が開催され、国際的なテロ情勢に関する意見交換、及びテロ対処能力向上支援を中心としたテロ対策に関する政策協調に関する議論を行った。

(5) 日インド・テロ協議

平成19(2007)年12月、ニューデリーで第二回日インド・テロ協議を実施した。パキスタン、 Bangladesh、ネパール等同国を取り巻くテロ情勢、インドと我が国のテロ対策協力につき、集中的な議論を行った。

(6) 日パキスタン・テロ協議

平成19(2007)年4月、イスラマバードにおいて日パキスタン・テロ協議を実施した。主にパキスタン、アフガニスタン、中央アジア等同国を取り巻くテロ情勢、同国と我が国のテロ対策協力につき、集中的な議論を行った。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

国際テロの脅威は依然として高く、また、多様化・複雑化する傾向にあることから、その脅威を防止するためには、幅広い分野において国際社会が一致団結し、息の長い取組を継続することが重要である。引き続き、国連、G8等によるテロ対策に積極的な貢献を行い、多国間及び二国間協議を通じた実効的で隙のない協力体制を構築、強化することが必要である。

今後も、(1)国連グローバル・テロ対策戦略の実施や包括テロ防止条約交渉への積極的参加等、国連におけるテロ対策への協力を行っていくとともに、(2)G8において、平成20年における議長国として、国際的なテロ対策の強化及びテロ対策協力の強化をはかり、更に(3)その他の多国間枠組みへの参画、二国間・地域レベルでの協議の実施を通じ、テロ対策協力の強化のための情報共有、意見交換、政策協調

を拡充強化していく。

評価をするにあたり使用した資料

外務省ホームページ

首相官邸ホームページ：安倍総理施政方針演説

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域 当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

- 1 - 5 国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上、望ましい国連の実現

事務事業名

安保理改革及びその他の国連改革の議論の推進、我が国の立場・考え方に対する理解の促進・支持の拡大を図ること

事務事業の概要

国連は、設立後 60 年を経ており、その組織は現在の世界情勢にそぐわない面も出てきている。国連を通じて世界の平和と繁栄という国際社会共通の利益を手当てし、その中で我が国の国益を確保していくためには、環境・気候変動、テロや紛争、継続する貧困や感染症など現在の課題に効果的に対処できるよう国連改革を進めることが必要不可欠となっている。

我が国は、第 2 位の国連財政負担国の地位を保持し、改革に向けて十分にその意図を反映すべき立場にあるところ、安保理を始めとする国連の諸機関の改革推進に率先して貢献する。

有効性（具体的成果）

高村外務大臣は、就任直後の平成 19 年 9 月に行われた第 62 回国連総会一般討論において演説し、国際社会の諸課題に国連が効果的に対処するためには、安保理改革をはじめとする国連改革が必要であることを訴えた。

安保理改革については、第 62 回国連総会の際に、高村外務大臣に加え、森喜朗総理特使、町村外務大臣（当時）もニューヨークを訪問し、それぞれ潘基文国連事務総長と会談の上、安保理改革に向けた協力を要請した他、平成 19 年 8 月には、招聘により訪日中のスルジャン・ケリム第 62 回国連総会議長に対しても協力を要請した。また、G 4（我が国、ドイツ、インド及びブラジル）各国と引き続き協力していくとともに、米国や中国、そして安保理改革に大きな声を持つアフリカ諸国などと検討を進め、国連での議論にも積極的に参加した。さらに、我が国は安保理改革の進捗状況を踏まえつつ出来る限り頻繁に安保理理事国として国連での活動に取り組むため、平成 20 年に実施される安保理非常任理事国選挙に立候補している。

マネジメント・事務局改革については、人事制度の見直し、国連の監査機関の役割の見直し等に関する審議に貢献し、制度改善に貢献した。また、我が国有識者に委嘱し、国連のマネジメント向上に資する評価活動を行った。2008 年 - 2009 年通常予算交渉において、予算削減に繋がる提案を加盟国中最も多数提出するとともに、常駐代表会合を審議の要所要所に主催し、審議の取り纏めに積極的に貢献した結果、財政規律重視の我が国の主張が反映され、拡大傾向の予算を前年度並みに抑えることに成功した。

安保理改革の一環として設立された人権理事会及び平和構築委員会は、ともに平成 18 年に活動を開始したが、我が国は創設メンバーとして活動内容について建設的に議論に参加し、平和構築委員会では議長を務める等積極的に関与してきている。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

国連の改革の必要性は引き続き存在しており、事業として継続することが適当。

事務事業名**安保理改革を含む国連改革推進のための国内体制の強化、広報を通じた国内的理解の促進、人材の育成****事務事業の概要**

我が国の外交政策の重要課題の一つである、安保理改革の早期実現の必要性に関し、日本国内、更には諸外国における理解を高めるべく、必要な事業を行う。

有効性（具体的成果）

国連広報局の一部である東京国連広報センター（UNIC）への支援を行い、国民にとって有益な国連文書の日本語訳がUNICのホームページに掲載される等、国連に関する広報活動の幅が広がった。

市民社会との意見交換の促進のためには、平成19年8月と平成20年3月にNGOとの共催で「国連に関するパブリック・フォーラム」を実施し、気候変動やアフリカといった国連や我が国の外交政策にとって優先度の高いテーマにつき議論を行い、NGO関係者、有識者、学生、国際機関関係者を含めた市民社会の声を施策に反映させる機会とするとともに、外務省HPに右フォーラムの結果を掲載し、国連改革に関する諸問題や日本政府の取組を広報した。

主として経済界が中心となり、国連の定める10原則を推進する取組である「グローバル・コンパクト・ジャパン・ネットワーク」の活動に関しては、外務省はオブサーバーとして各種会合に参加するとともに、必要に応じて助言を与えるなどして支援を行った。

国連の草の根活動への支援に向け、（財）日本国連協会が実施する国連をテーマにした中学生の作文コンテストや高校生のスピーチコンクール等各種の国連関係行事を支援した。また、「奥・井ノ上記念日本青少年国連訪問団派遣事業」として、上記コンテスト及びコンクールの優秀者を国連本部に派遣し、国連施設の視察や現地高校生との交流を行った。このような事業は、青少年の国連に関する見聞を広めると共に、将来国際機関で活躍する人材を育成するという意味でも有益であった。

平成19年度は、安保理改革の早期実現の必要性について国内の理解促進のために、安保理改革の早期実現の必要性と我が国の常任理事国入りに向けた取組の現状について紹介するパンフレットを5000部作成した。

また、国連改革の一環として安保理の下部機関として組織された平和構築委員会において我が国は平成19年6月より議長国を務めていること、及び、平成20（2008）年は5月に第4回アフリカ開発会議（TICAD IV）開催、7月にG8北海道洞爺湖サミット主催と、平和構築に関連する外交上の大きな行事が催されることを踏まえ、そのような年の幕開けに、平和構築における日本の取組を紹介・議論することを目的としたシンポジウム（「平和を築（つく）る-日本と国連」）を開催し、高村外務大臣が政策スピーチを行った。これにより、我が国における国連に対する関心は高まり、その一環で国連における我が国の活動、主張についてもある程度理解が深まったものと考えられる。

さらに、国連改革の中核をなす安保理改革については、各種スピーチや演説等でその必要性について訴えたことにより、日本国内及び諸外国における理解がある程度促進されたと考えられる。

以上の事業を実施した結果、平成19年10月に実施した外交に関する世論調査では、我が国の国連安保理常任理事国入りについて、「賛成」とする者の割合が同調査において過去最高の80.2%となった。

加えて、国連政策研究会、安保理学界ネットワークといった有識者との意見交換の場を通じて、我が国の国連政策に関する研究者との連携もより一層深めることができた。

事業の総合的評価

拡充強化

内容の見直し・改善

 今のまま継続

縮小

中止・廃止

(理由と今後の方針)

我が国は国連を重視し、国連を通じて我が国の国益、国際社会共通の利益を確保していくとの方針を継続していることから、国連改革推進等の我が国の国連政策に対する理解を深めることは引き続き肝要であり、今後とも十分な啓発・広報活動を行っていくことが必要。

成果重視事業

事務事業名 国際機関における邦人の参画の促進及び邦人職員の増強

事務事業の概要

【成果重視事業の目標】

国連等国際機関において、より多くの邦人職員が、管理監督を行いあるいは専門的事項を処理する地位を占めるようになること(平成16年～平成21年1月までの5年間で、国連等国際機関における専門職以上の邦人職員数を10%増加し671名とする)。

【目標設定の考え方】

国連等国際機関における邦人職員数の増加は、これら機関における人的な国際貢献の大きさを表すものであり、さらにこれら機関における意思決定に影響を及ぼす幹部職員レベルの邦人職員数の増加は、国際貢献における我が国のプレゼンスの大きさを示すものである。なお、国連等国際機関における専門職以上の邦人職員数は、平成18年1月の段階で671名となり、当初の成果重視事業目標を達成したところ、今後は、平成18年1月現在671名をベースに、更なる増加を目指す。

【事業計画期間及び平成19年度予算額】

(期間)平成16年度～平成20年度

(予算額)平成19年度予算額：1,136,137千円

【手段と目標の因果関係】

国連等国際機関への就職に向けての広報及び情報提供により、国際機関勤務を希望する人材の裾野が拡大し、また、国際機関勤務希望者への必要な機会・経験の付与及びその採用に向けての国際機関への働きかけは国際機関勤務邦人職員数の増加に繋がるものである。

【目標の達成度合いの判定方法・基準】

A

(判定方法)

成果重視事業としての目標は、平成17年度中に既に達成している。外務省において毎年1月現在で調査している国連等国際機関における邦人職員の在職状況は次のとおり。

年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
計	521	557	610	642	671	676	698
うち幹部職員	59	51	59	60	58	61	58

(基準)

ランク	達成度合	評価
A	100%	達成
B	75%以上 100%未満	概ね達成

C	50%以上 75%未満	達成はしていないが進展あり
D	25%以上 50%未満	一定の進展は見られるが不十分
E	25%未満	進展していない

有効性（具体的成果）

成果重視事業としての目標は既に達成しているが、今後とも国連等国際機関への就職に向けての広報及び情報提供、また、国際機関勤務希望者への必要な機会・経験の付与及びその採用に向けての国際機関への働きかけを継続する。近年国際機関勤務の邦人職員数が増加傾向にあり（平成 14 年：521 人 平成 20 年：698 人）、今後も着実にこれらの施策を実施することで、さらに中長期的に成果が現れる可能性が高い。

【予算執行の効率化・弾力化措置及び当該措置によって得られた効果】

国庫債務負担行為 繰越明許費 目の大括り化 目間流用の弾力化
（上記措置による効果）
特になし。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

【目標達成状況が芳しくない場合の原因分析及び今後の方策】（理由と今後の方針）

成果重視事業としての目標は達成しているが、今後とも、更なる邦人職員数の増強に向けた取組を継続していく。

評価をするにあたり使用した資料

内閣府実施、外交に関する世論調査

外務省国際機関人事センターホームページ（<http://www.mofa-irc.go.jp>）

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>）のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域 当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

- 1 - 6 国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための 国際協力の推進

事務事業名 国連の各種人権フォーラムにおける議論への積極的参画や関係機関の支援、人権対話等を通じた人権・民主主義の保護、促進に向けた取組

事務事業の概要

我が国は、国際的な人権規範の発展・促進、各国の人権状況の改善に向けた取組を進展させるために、人権に関する議論を行う国連総会第三委員会や人権理事会（注：平成17（2005）年9月の国連首脳会合成果文書において、開発や安全保障と並び、人権が国連の主要な柱として再確認されたのを受けて（「人権の主流化」）、平成18（2006）年3月にそれまでの人権委員会に代わり、創設。）をはじめとする国連フォーラムに積極的に参加している。このような多国間の枠組みにおける人権分野の議論に我が国が積極的に参画することは、国際社会において人権の保護・促進の推進に寄与するものであり、人権分野での国際的なルールづくりの促進にも寄与するものである。

国連には、上記人権に関するフォーラムのほか、国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）のような国連事務局の人権担当部門が存在する。我が国としては、こうした国連事務局の人権担当部門が活動を行う際に不可欠な拠出を行い、人権の保護・促進のための支援を行っている。

さらに、人権の保護・促進は、国際社会の正当な関心事項であることを踏まえ、我が国は人権状況に深刻な問題がある国については、国連フォーラム等において国際社会と協調しつつ批判すべき点は批判し、改善を求めるとの立場をとるとともに、二国間の友好関係を基礎に具体的な人権状況の改善を促すことが適切な国については、人権対話を実施するとともに、二国間のハイレベルの会談において申し入れを行っている。

民主主義についても、民主主義に関する国際フォーラムに積極的に参加するほか、国連民主主義基金（UNDEF）をはじめとする国際機関や国内外のNGOと連携しつつ、各国における民主主義基盤の強化に努めている。

有効性（具体的成果）

我が国は人権理事会初代理事国として、既存の手續やメカニズムの見直しを含む同理事会の制度構築につき、人権理事会における議論や会期間における他の理事国や関係国との意見交換を積極的に行い、人権理事会が国際社会における人権の保護・促進に向けて、期待された役割を果たせるよう、その組織作りにも貢献している。

国連事務局の人権担当部門である国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）に対して、支援を行った。

さらに、平成19（2007）年12月の国連総会において、我が国とEUが共同で提出した、拉致問題への言及を含む「北朝鮮の人権状況」決議が3年連続で採択されたほか、人権対話（イラン）、日・ウズベキスタン外務省間実務者協議（ウズベキスタン）のほか、ハイレベルの二国間会談等を通じて、各国の人権の保護・促進に向けた働きかけを行った。

民主主義についても、第4回民主主義共同体閣僚級会合（平成19（2007）年11月、於：マリ）に我が国より有馬龍夫政府代表が参加したほか、国連民主主義基金（UNDEF）より、ローランド・リッチ国連民主主義基金事務局長を迎え、本邦において「日本の人権・民主主義外交の課題と展望」シンポジウム及び「NGOによる民主化支援セミナー」（いずれも平成20（2008）年2月、於：東京）を開催した。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

我が国の人権・民主主義外交の更なる強化に向けた取組を推進するため、人権理事会理事国選挙において再選をめざす(平成 20(2008)年 5 月改選予定)ほか、同理事会において初めて導入される普遍的・定期的レビュー(UPR)を成功させるよう、尽力する。

また、引き続き国連事務局の人権担当部門である国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)の活動を支援するとともに連携を強化していく。

さらに、我が国は人権状況に深刻な問題がある国については、国連フォーラム等において国際社会と協調しつつ批判すべき点は批判し、改善を求めるとともに、二国間外交においても、積極的に、各国の人権の保護・促進に向けた働きかけを行う。民主主義についても、引き続き民主主義に関する国際フォーラムに積極的に参加するほか、国連民主主義基金(UNDEF)をはじめとする国際機関や国内外の NGO と連携しつつ、各国における民主主義基盤の強化に努めていく。

事務事業名 社会的弱者の権利の保護、促進を目的とした国際協力への積極的参加

事務事業の概要

我が国は、国際社会における人権の保護・促進を図るにあたり、社会的弱者(児童、女性及び障害者等)保護を重視し、国際的なルール作りに積極的に参加するほか、「紛争下の児童」安保理公開討論や国連子ども特別総会フォローアップ会合において、児童の権利の保護・促進につき積極的に発言を行った。また、さらに、特にハンセン病差別問題について、我が国の経験を踏まえ、人権啓発活動に力を入れている。

有効性(具体的成果)

平成 19(2007)年 9 月の国連総会において、我が国が、その作成交渉において、NGO と緊密に協力しつつ、議論を積極的にリードした障害者権利条約(仮称)に、高村外務大臣が署名した。また、社会的弱者の権利の保護・促進を目的とした、国連婦人開発基金(UNIFEM)及び国際人道法の履行の確保・促進に貢献し、もって武力紛争による犠牲者の軽減に寄与する観点から、国際事実調査委員会(IHFFC)に対し、応分の貢献を行った。

また、平成 19(2007)年 9 月、ハンセン病差別問題に関する人権啓発活動のため、笹川陽平日本財団会長に「ハンセン病人権啓発大使」を委嘱した。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

障害者権利条約(仮称)の早期締結に向けて検討を行うほか、引き続き社会的弱者の権利の保護・促進を目的とした各種基金の活動を支援していく。

また、今後、国連の人権フォーラム等において、ハンセン病差別問題に関する人権啓発活動を積極的に推進していく。

事務事業名 主要人権条約の履行**事務事業の概要**

政府報告審査を含む主要人権条約の履行に努めるとともに、障害者権利条約（仮称）等の新しい人権条約の早期締結を目指して検討を行う。

有効性（具体的成果）

主要人権条約の履行については、平成19(2007)年5月、拷問等禁止条約の政府報告審査を初めて受け、また、平成19(2007)年9月の国連総会において、高村外務大臣が、障害者権利条約（仮称）の署名を行った。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 **今のまま継続** 縮小 中止・廃止
(理由と今後の方針)

人権の保護・促進のため、今後とも、政府報告審査を含む我が国が締結している主要人権条約の履行に努めるとともに、障害者権利条約（仮称）等の新しい人権条約の早期締結を目指して検討を行う。

事務事業名 難民の本邦定住促進等のための事業の実施及び関係省庁、UNHCR、NGO等との連携**事務事業の概要**

(1) 我が国は昭和54(1979)年以降インドシナ3国(ベトナム、ラオス、カンボジア)からのインドシナ難民及び同難民の呼び寄せ家族を政策的に受け入れており、これに合わせてこれらの者の我が国定住のための各種支援事業(日本語教育、生活環境適応訓練、就職・職業訓練斡旋)を、難民事業本部の下に庇護施設として国際救援センターを開設し、実施してきた。平成15(2003)年からは、法務大臣に難民として認定された者(条約難民)等も右事業の支援対象に加えた。しかし、国際救援センターにおけるインドシナ難民及び同難民の呼び寄せ家族に対する支援事業は、平成6(1994)年のインドシナ難民国際会議での合意を受けて、我が国も同年3月、ポートピープルへの特別措置を廃止したことから、平成17(2005)年度をもってその任務を果たし、業務を終了した。平成18(2006)年度からは、条約難民等のみを支援対象とし、従来の国際救援センターに代わる新たな事業実施施設において我が国定住支援事業を開始している。

(2) 昭和58(1983)年から難民認定申請者のうち生活に困窮する者に対する生活支援(生活費・住居費・医療費等の支援、緊急宿泊施設の提供(平成15(2003)年以降)等)を実施している。

(3) これらの事業は、我が国における難民や難民認定申請者等に対する人道支援という目的の達成上重要なものである。(財)アジア福祉教育財団難民事業本部に業務を委託の上、関係省庁、NGOとの連携により適切な運営を図っている。

有効性（具体的成果）

(1) 条約難民等のみを対象とした定住支援事業から2年目を迎える平成19(2007)年度は、25名の対象者に対する定住促進支援を、難民事業本部が運営する事業実施施設であるRHQ支援センターにおいて実施した。

(2) これまで国際救援センターでの定住支援事業は合宿方式で運営していたが、新たに条約難民等向け事業実施施設として開設したRHQ支援センターでは、条約難民等のニーズに合致した支援が容易となるよう原則として通所型施設として運営している(但し、希望者に対しては無償の宿舎を斡旋)。

(3) 難民認定申請者に対しては、生活困窮者向け保護措置(生活費、住居費、医療費等の支給)のほか、来日後間もない等の理由で住居を探すことが困難な者に対する緊急宿泊施設の提供を平成15年度より実施している。平成19(2007)年度は28名が同施設を利用した。

(4) 難民・難民認定申請者に対する各種支援の実施においては、経常的な関係省庁との協力、緊急宿泊施設の連絡人業務の実施、海外における難民発生・受入状況に関する実態調査及び難民に対する各種セミナーや講演会の開催等においてはNGO等と緊密な連携を図っている。

(5) 国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)は、我が国を含めた世界の諸国により難民の第三国定住の受入れが進むことに関心を有しており、UNHCRのかかる関心や国際的な動向を踏まえて、平成19(2007)年9月に、難民施策に関係を有する関係省庁の担当者レベルの勉強会を立ち上げ、第三国定住プログラム実施の可能性等を検討するための勉強会をこれまで4回開催した。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

(1) 条約難民等に対する適切な支援の実施は、難民条約に加入している我が国としての当然の責務であり、今後ともその目的のより良い達成に向け事業を継続していく必要がある。また、我が国において難民認定を申請している者に対しても、当該者が生活に困窮している場合には、人道的な配慮から出来る限りの支援を行っていく必要がある。これらの事業の継続及び一層の推進に当たっては、難民支援事業の運営に関係を有する各省庁や当該分野に知見と経験を有するNGO等との連携を引き続き適切に図っていくことが必要。

(2) 他方インドシナ難民及び同呼び寄せ家族向け支援においては、我が国受け入れ事業は平成17(2005)年度限りで終了したが、既に我が国に定住している1万1千人余の者に対するアフターケアについては、現行の難民相談事業を主軸として、前掲の条約難民等向け我が国定住支援事業や難民認定申請者向け生活支援事業と同様に、今後もその施策を充実させつつ継続していくことが必要。

(3) 第三国定住プログラム実施の可能性等を検討するための勉強会を継続し、実施の準備を進めていくことが必要。

評価をするにあたり使用した資料

平成20年版「外交青書」

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域 当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

- 1 - 7 国際組織犯罪への取組

事務事業名 人身取引対策等、国際組織犯罪対策としての国際協力の取組

事務事業の概要

人身取引撲滅のための国際協力の推進をはじめとし、国際組織犯罪を防止するための国際的な法的枠組み強化への貢献を行い、国連、G 8、FATF等における国際的な取組への参加・貢献を行うもの。

国際組織犯罪は、社会の繁栄と安寧の基盤である市民社会の安全、法の支配、市場経済を破壊するものであり、我が国の経済、社会、市民生活に直接に影響を及ぼすものである。我が国は、国益を守る観点からも、国際社会と一致協力してこの問題に対処する必要がある。

有効性（具体的成果）

（１）国際的な法的枠組み強化への貢献

（イ）国際犯罪を防止するための国際的な法的枠組みとしては、国際組織犯罪防止条約、人身取引議定書、密入国議定書、銃器議定書、サイバー犯罪条約、国連腐敗防止条約があげられる。我が国は、国際組織犯罪防止条約については平成15年5月に、サイバー犯罪条約については平成16年4月に、人身取引議定書及び密入国議定書については平成17年6月に、そして国連腐敗防止条約については平成18年6月に締結につき国会の承認を得た。銃器議定書については、早期の締結を目指し、国内担保法の整備等につき関係省庁とともに検討を行っている。また、マネーロンダリング、証券関連犯罪の防止・対策に資する情報交換枠組みの設定にも参画するなど、国際的なルールづくりに貢献した。

（ロ）外務省から出向している国連薬物犯罪事務所（UNODC）の尾崎久仁子条約局長は平成18年2月就任以降、国際組織犯罪を防止するための国際的な法的枠組み強化を促進する役割の一翼を担っている。これに加え、平成19年度においては、国際腐敗防止条約の第2回締約国会議がバリで開催され、我が国も出席して腐敗を防止するための国際的な枠組み強化に貢献するなど、国際的な協力を積極的に参加した。

（２）国連、G 8、FATF等における国際的な取組への参加・貢献

国際組織犯罪を防止するための国際的な取組については、国連麻薬委員会、犯罪防止刑事司法委員会、国連薬物犯罪事務所主要拠出国会合、G 8司法・内務大臣会議、G 8リヨン・グループ全体会合（年3回）、FATF全体会合（年3回）、アジア太平洋マネーロンダリング対策グループ（APG）年次会合等があげられる。我が国はこれらの会合全てに参加し、他国の司法・法執行当局関係者とともに、国際組織犯罪防止対策として国際社会が一致して取るべき措置及び各国の実施体制・状況等につき協議・意見交換を行い、国際的な取組の促進及び体制の構築に貢献した。また、国連等を通じた途上国向け薬物対策プロジェクトを支援した。

（３）人身取引撲滅のための国際協力の推進

人身取引については、平成16年12月に策定された政府としての包括的な「人身取引対策行動計画」に基づき、人身取引の防止・撲滅及び被害者保護に向けた諸施策を関係省庁と協力して推進し、平成17年度に人身取引議定書の締結につき国会の承認を得た。また、平成16年度以降、フィリピン、タイ、インドネシア等我が国で保護される被害者が多い東南アジア諸国を中心に、これまで延べ13か国に政府協議調査団を派遣してきたが、平成19年度には国連主催の「人身取引対策に関するウィーン・フォーラム」への出席に併せて政府協議調査団を派遣し、米国、タイ、インドネシア、ルーマニアなどと二国間協議を実施した。「ウィーン・フォーラム」においては、我が国の人身取引対策に関する英文パンフレットを作成・配布す

るとともに、人身取引撲滅のための啓発活動や関係諸国、NGOなどとの連携・協力の重要性を訴えた。また、平成18年に設立された人身取引対策に関する日タイ共同タスクフォース第2回会合を実施したほか、UNODCを通じタイにおける人身取引被害者の芸術療法に関するプロジェクトを支援するなど人身取引の撲滅のための国際協力を推進した。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止
(理由と今後の方針)

国境を越える組織犯罪が一層複雑化・深刻化している今日、それぞれ異なる刑事・司法制度を有する世界各国が一丸となって犯罪の防止に取り組むためにも、国際的な法的枠組み強化を促進することが効果的な対策であり、引き続き関連条約締結及び国際的取組に貢献する。

また、国連、G8等の国際的な各種の会合は、各国の外交当局のみならず刑事・司法当局関係者も出席し、国際社会が一致して効果的な対策につき協議される場であることから、我が国としても引き続きこれらの取組・会合に参加することが有益である。

人身取引は我が国において現実に発生している重大な犯罪及び人権侵害であり、人身取引の防止・撲滅、被害者の保護に向けて関係省庁との緊密な連絡の下、また、関係国との緊密な連携の下、取組体制を確立し施策を実施していく必要がある。

評価をするにあたり使用した資料

外交青書

警察白書

World Drug Report, UNODC(http://www.unodc.org/unodc/world_drug_report.html)

日本の人身取引対策 人身取引のない世界へ向けて

外務省HP

- ・国際組織犯罪に対する国際社会と日本の取組

警察庁HP

- ・平成19年中における人身取引事犯について

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域 当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

施策 2 軍備管理・軍縮・不拡散への取組

具体的施策

- 2-1 大量破壊兵器及びその運搬手段の軍縮・不拡散・・・・・・・・・・ 147
- 2-2 地雷や小型武器などの通常兵器に関する取組の強化・・・・・・・・・・ 159

2 1 大量破壊兵器及びその運搬手段の軍縮・不拡散

事務事業名 G 8 先進国首脳会議及び関連会合への積極的参加

事務事業の概要

G 8 においては、平成13(2001)年9月11日の米国における同時多発テロ以降、大量破壊兵器の不拡散問題に大きな重要性が与えられている。これは、大量破壊兵器の拡散、中でもテロリストへの拡散が国際社会における最大の脅威であるとの認識を背景としている。こうした認識を反映して、平成14(2002)年のカナダ・サミット以来、不拡散に関する独立の首脳文書が採択されてきており、また、G 8 における不拡散関連事項をより集中的かつ効率的に協議するため各種関連会合が設立されている。国際的な軍縮・不拡散の取組に対しては、G 8 各国は核兵器国及び非核兵器国の主要国でもあってそれぞれに影響力を有しているため、国際的な軍縮・不拡散の促進には、G 8 先進国首脳会議やG 8 の枠組みにおける軍縮・不拡散関連会合等の場で、軍縮・不拡散に関する様々な新たな試みのための議論を行って政策協調を行うことが、国際社会における取組の弾みとして非常に重要である。そのため、我が国として、G 8 の場で積極的に議論に貢献することが必要である。

有効性(具体的成果)

(1)平成19年度は、独議長国下のG 8 不拡散関連会合に参加し、現下の国際社会の緊急の課題である大量破壊兵器及びその運搬手段の拡散を防ぐための方途をG 8 諸国と協議した。

(2)平成19年6月に開催されたハイリゲンダム・サミットでは不拡散に関する首脳声明を採択した。右声明では、NPT・BWC・CWC への加入呼びかけ、NPT へのコミットメントの再確認、核不拡散・核セキュリティ・原子力安全を確保した上での原子力の平和的利用の促進、NSG での濃縮・再処理の技術・移転の制限に関するガイドラインの改正のための協議、IAEA 追加議定書の普遍化のためのG 8 共同の各国への働きかけ等が謳われた。長期的に、これらの取組を促進することにより、軍縮・不拡散関係国際条約の普遍性を高め、核不拡散義務を遵守した上での原子力の平和的利用を促進し、濃縮・再処理に関連する技術の拡散を防ぎ、IAEA 追加議定書の締約国を増加させることにつながり、軍縮・不拡散の推進に貢献することが期待される。

(3)なお、平成20年1月より、我が国はG 8 議長国を務めており、G 8 不拡散会合を主催するとともに、G 8 における関連議論をリードしてきている。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

我が国のG 8 の不拡散関連会合への積極的な参加・対応は、G 8 各国及び国際社会の取組強化に一定の貢献をしていると考えられるが、目標の達成に向けては長期的な取組が必要であり、継続して事業に取り組んでいく必要がある。今後は、個別の拡散懸念国への対応、NPT 体制の維持強化、濃縮・再処理の技術・移転の問題、IAEA 追加議定書の一層の普遍化等に向けて、取組が一層強化される必要がある。我が国は、引き続き、G 8 での不拡散関連の取組に積極的に貢献する。

事務事業名 核兵器不拡散条約（NPT）運用検討プロセスへの積極的な参加

事務事業の概要

NPT運用検討会議は、5年に1度、NPTの運用状況を検討するために開催される国際的な軍縮・不拡散体制の維持・強化に重要な会議であることから、右会議の成功を確保することは、国際的な軍縮・不拡散の推進に極めて重要である。

有効性（具体的成果）

平成17（2005）年に行われたNPT運用検討会議の結果が芳しくなかったこと、また北朝鮮やイランの核問題にみられるようにNPT体制を巡って深刻な問題が存在することから、核軍縮・不拡散体制の礎たるNPT体制の維持・強化のための努力が一層必要である。

そのような努力の一環として、我が国は平成22（2010）年NPT運用検討プロセスの成功に資するため、平成19年4月末より開催された2010年NPT運用検討会議第一回準備委員会の議長に天野ウィーン代表部大使が就任し、議題案を採択するなど会議の成功に貢献した。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

NPTを巡る深刻な問題が存在する中、我が国は唯一の被爆国としてNPT体制を維持・強化する責務があり、今後もそのために努力する必要がある。

事務事業名 NPT、包括的核実験禁止条約（CTBT）の批准国増加のための働きかけや、核実験モラトリアム継続のための働きかけ

事務事業の概要

軍縮・不拡散政策の推進のためには軍縮・不拡散体制の礎であるNPTやCTBTへの批准国を増加させ普遍化させることが不可欠であり、NPTやCTBT批准国増加への働きかけは、軍縮・不拡散の実現のために重要かつ有効な手段である。我が国は、これまでもNPT及びCTBTの普遍化のための取組を積極的に行ってきた。

有効性（具体的成果）

CTBT署名国・批准国数は着実に増加しており、平成20年1月にはCTBTの発効要件国であるコロンビアがCTBTを批准し、発効要件国は残り9か国となった。なお、平成18年10月に北朝鮮が核実験を実施したものの、その他の国は核実験モラトリアムを維持している。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

CTBTの早期発効、核実験モラトリアムの継続は、我が国の軍縮・不拡散分野における政策の重要事項であり、CTBT未署名国・未批准国に対し早期署名・批准を働きかけ、核兵器を保有している国に核実験のモラトリアムを働きかけることが必要である。現在の取組は着実に成果を挙げつつあるが、米国等の発効要件国がCTBTを批准することによって実現されるCTBTの早期発効、インド、パキスタン、イスラエル等のNPT加入の実現のためには長期的な取組が必要であり、従来の方針を継続する。

事務事業名 軍縮・不拡散に関する調査、研究及び教育普及

事務事業の概要

現在の核軍縮の停滞を打開するためには、若い世代の教育から精力的に取り組む必要があるという問題提起のもと、国連の政府専門家グループにより軍縮・不拡散教育に関する報告書が提出されたところ、唯一の被爆国として我が国は本件事業を推進することにより、現在の停滞を打開するとともに、将来軍縮・不拡散を推進するような人材育成を期待できる。

有効性（具体的成果）

1．国連軍縮フェローシップ

昭和 58（1983）年以来毎年、各国の若手外交官約 30 名を本邦へ招聘している。平成 19 年には 25 回目を迎え延べ 650 名を超える各国外交官等が我が国を訪問した。例年と同じく広島・長崎を訪問することにより、各参加者からは被爆の実相に触れ非常に感銘を受けたとの感想があった。

2．軍縮・不拡散に関するフォーラム

平成 19（2007）年 8 月に開催された国連軍縮札幌会議の際に、地元大学生を招き、軍縮・不拡散問題に関するフォーラム（意見交換会）を開催した。初めての学生参加型の軍縮教育に関するイベントであったが、参加した学生により、多面的な視点から自由かつ活発な意見交換が行われ、学生たちの軍縮・不拡散問題への関心と理解を深めるのに役だった。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止
(理由と今後の方針)

国連軍縮フェローシップにより、唯一の被爆国として、国際社会に対し自身の被爆体験に基づいて核兵器の非人道性を訴えていくことができ有意義であり、今後も本件事業の継続が重要である。軍縮・不拡散教育に関するフォーラムの開催は、日本国民に対し軍縮・不拡散の重要性に関する啓蒙事業として有意義である。

事務事業名 生物兵器禁止条約（BWC）及び化学兵器禁止条約（CWC）の普遍化・国内実施強化のための支援

事務事業の概要

生物・化学兵器の軍縮・不拡散を推進するためには、これらの兵器の開発、生産、貯蔵等を禁止している BWC 及び CWC の締約国数を増加させることで普遍化を図ると同時に、締約国の中で特に途上国等に対し条約上の義務の国内実施を十分に履行させることが不可欠である。

有効性（具体的成果）

BWC については、これまで専門家会合及び締約国会合において積極的に我が国の知見を紹介。また第 6 回運用検討会議（平成 18 年）でも我が国からの積極的インプットもあり、国内実施強化の重要性について締約国の合意を得た。

CWC についても他の締約国や化学兵器禁止機関（OPCW）とともにイラク（未締結国）の締結支援を実施したり（平成 19 年 10 月）、フィリピン、カンボジア（締約国）の国内実施支援を実施した（平成 19 年 7 月及び平成 20 年 3 月）。こうした我が国の働きかけは普遍化・国内実施強化という OPCW 全体の雰囲気高めることに貢献し、平成 19 年度には 1 か国が新たに締結するとともに（これにより現在の締約国数は 183 か国にまで増加）、国内実施強化に取り組んだ国が増加した。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止
(理由と今後の方針)

普遍化及び国内実施の強化は両条約の最大の課題であり、我が国の平和と安全にとって最も影響を及ぼすアジア地域においても未締約国や国内実施が不十分な国もあるので、今後とも同事業を継続する必要がある。

事務事業名 ジュネーブ軍縮会議(CD)への積極的参加

事務事業の概要

国際社会において唯一の軍縮条約の交渉の場であるCDにおいて、新たな軍縮条約を策定するために、CD参加国に積極的に働きかける。CDは、国際的な軍縮の推進のための軍縮関連規範の策定に不可欠であり、我が国として、軍縮の推進を目指し、新たな軍縮条約策定のための議論をリードする必要がある。

有効性(具体的成果)

CDにおいて、我が国が大量破壊兵器関連規範の設定として重視する兵器用核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)の交渉開始については、平成17年度まで停滞していた観があった。しかし、我が国を含むFMCT早期交渉開始に積極的な国の働きかけの結果、FMCTの早期交渉開始の必要性に対する理解が浸透し、平成19年度は18年に引き続きFMCTに関する集中討議が行われるなど、FMCT交渉開始に向けた議論があったが、功を奏していない。しかし、重要な軍縮・不拡散措置であることから、交渉開始に向けた努力は継続されなければならない。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止
(理由と今後の方針)

FMCT早期交渉開始の必要性に対しかつてなく機運が高まっている現状を捉え、交渉開始実現を達成できるようCDの場において積極的に働きかけていく必要がある。

事務事業名 核軍縮決議案の国連総会への提出・採択

事務事業の概要

(1)平成6年以降、我が国は、現実的、漸進的に核軍縮・不拡散を進めるために、毎年、国連総会に核軍縮決議を提出して国際社会で核軍縮・不拡散に関するコンセンサスの形成に努めてきている。

(2)平成19年は、平成18年10月9日の北朝鮮による核実験実施発表を受けて採択された安保理決議1718を強調する内容を含む簡潔で力強い核軍縮決議案(「核兵器の全面的廃絶に向けた新たな決意」)を国連総会に提出した。

有効性(具体的成果)

(1)決議案「核兵器の全面的廃絶に向けた新たな決意」は、国連総会本会議において、賛成170、反対3、棄権9の平成6年の提出以来最多の支持を集め採択された。

(2)我が国の核兵器国を含む全ての国に対する核廃絶に向けた核軍縮・不拡散分野における外交努力が国際社会において一層強調されるとともに、平成17年5月のNPT運用検討会議及び同年9月の国連総会首脳会合において軍縮・不拡散分野で実質的な内容の合意ができなかったことから、我が国提出の核軍縮決

議が平成19年も核軍縮分野における、国際社会で最も幅広い支持を得られた政治的意思となるなど、国際的にも重要な役割を担った。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止
(理由と今後の方針)

我が国の核軍縮決議は国際世論の形成に大きな役割を果たしてきており、今後とも、唯一の被爆国として、核廃絶に向けた国際社会での積極的なイニシアティブをとるという意味で継続する必要があるので、今後も、核廃絶に向けた決議案を国連総会に提出し、核廃絶に向けての国際世論の形成に主導的な役割を果たすこととする。

事務事業名 旧ソ連諸国に対する非核化協力（ロシア退役原潜解体協力事業「希望の星」等）の実施

事務事業の概要

【対ロシア】

(1) 日露非核化協力委員会を通じ、極東ロシアにおける退役原潜の解体に協力する事業。
(2) 現在、極東ロシアには、約15隻の退役原潜が係留されており、艦体の腐食による放射能汚染や艦内に残された核燃料の盗難の危険性がある。退役原潜の解体は、第一義的にはロシアの責任で実施すべきであるが、核軍縮・不拡散及び日本海の環境保護の観点から、国際的な協力が必要である。

【対カザフスタン、ウクライナ、ベラルーシ】

これら3か国に対する非核化協力を進めるため、各非核化協力委員会を通じ、各国の国内計量管理システム・核物質防護システム・医療器材等の整備を行っている。

有効性（具体的成果）

【対ロシア】

(1) 平成17年11月に署名された5隻の原潜解体に関する実施取決めにに基づき、そのうちの1隻について解体作業が実施された。また残りの4隻について、このうち3隻については平成19年8月に、1隻については平成20年1月に解体に関する契約が署名され、解体作業が進められることになっている。
(2) 平成19年1月、極東ロシアに建設中の原子炉区画陸上保管施設に対する建設協力への決定に基づき、実施取決めの締結に向けた協議を進めている。

【対カザフスタン、ウクライナ、ベラルーシ】

医療機材供与案件（カザフスタン、ウクライナ）及び退役軍人職業訓練センター機材供与案件（ベラルーシ）のフォローアップについて先方と協議した。

事業の総合的評価

【対ロシア】

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止
(理由と今後の方針)

日本海の環境保全及び放射性核物質等の不拡散の観点から、本件事業を継続する必要がある、今後とも原潜解体及びその関連事業に協力していく。

【対カザフスタン、ウクライナ、ベラルーシ】

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止
(理由と今後の方針)

これら3か国の核不拡散、またIAEA追加議定書の批准及び実施を促進するとの観点から、本件事業を継続する必要があり、今後とも各国の国内計量管理システム及び核物質防護システムの整備の分野での協力を検討していく。

事務事業名 CTBT 国内運用体制整備・強化

事務事業の概要

我が国は、平成9年にCTBTを批准した。同条約の規定では、国内10か所の国際監視制度(IMS)施設を建設・運用することが責務とされ、またCTBT発効後に設立される執行理事会に選出される理事国として核実験の探知に係る独自の解析・評価能力を備えることが必要である。

有効性(具体的成果)

国内2か所の国内データセンターにおける解析・監視プログラムの整備が着実に進んだ。また、国内10か所のうち、沖縄放射性核種監視観測所及び東海実験施設が、CTBT準備委員会より新たに認証を受けた。未だ認証を受けていない5施設についても認証に向けた整備が発展した。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

国内データセンターにおけるデータ解析・監視プログラムを作成し、自動監視・識別解析システムを整備する必要がある。また、条約上未認証の5施設の整備が求められている。今後も未認証のIMS国内施設や国内データセンターの整備を目指す。

事務事業名 個別の国・地域における懸念動向への適切な対応

事務事業の概要

大量破壊兵器及びその運搬手段の拡散に対しては、関連する諸条約の普遍化や適切な検証の実施と輸出管理による移転防止が必要である一方、こうした取組から逸脱する案件については、単に当該事案を防止するのみならず、他の諸国に対しても国際社会の不拡散に対する強い姿勢を示すためにも、厳格な対応が必要である。近年では特に北朝鮮の核・ミサイル問題とイランの核問題の解決が大きな課題となっている。

有効性(具体的成果)

(1) 六者会合(非核化作業部会を含む)において、北朝鮮の核廃棄に向けた具体的作業について技術的な分析と検討に積極的に参加した。平成19年2月に採択された六者会合成果文書「共同声明実施のための初期段階の措置」を受け、7月、IAEAが寧辺の核施設の活動停止と封印の監視・検証を実施するに至った。また、平成19年10月に採択された六者会合成果文書「共同声明実施のための第二段階の措置」を受け、寧辺の核施設の無能力化作業が開始され、11月、我が国も参加して六者会合メンバー一行による活動視察が実施された。

(2) イランの核問題について、平成19年7月の日・イラン軍縮・不拡散協議等の機会を通じて、累次の安保理決議等の要求事項に従い交渉に戻るようイランに対して強く働きかけた。また、各種多国間会合及び二国間会合の機会を通じて、同問題の理解を深めるとともに、各国に対しても早期実施を働きかけた。また、IAEA理事国として、IAEAにおけるイランの核問題への対応につき各国と協調を図った。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

(1) 北朝鮮及びイランの不拡散上の諸問題は依然として解決にいたっておらず、引き続き平和的解決に向けた国際社会の努力が必要であり、国連安保理において拘束力ある決議が出されるなどしている中、同問題に対する国際社会の一層の理解を促し、関連する安保理決議の履行促進に向けた協力を実施するとともに、六者会合を通じて北朝鮮の核廃棄のための議論に積極的に貢献する。

(2) アジア諸国をはじめとする各国は、依然として国連安保理決議に基づく制裁措置の実施に政治的・技術的な困難を抱えていることが多く、各国不拡散政策担当者やその他の関係者との間で決議履行の重要性や履行の実例に関する情報交換を行うことは引き続き重要である。

事務事業名 アジアにおける不拡散体制の強化に向けた取組

事務事業の概要

大量破壊兵器・ミサイル及びそれらの関連物資・技術の拡散は、アジア地域及び国際社会の平和と安定にとって現実の脅威となっており、我が国の安全保障にも直結する問題である。また、北朝鮮及びイランの核問題等をめぐって国連安保理決議が発出されるなど、取組の重要性は増している。しかしながら、アジアにおける不拡散体制の強化は、未だに十分というレベルには達しておらず、これを強化することが喫緊の課題になっている。このような認識に基づき、我が国は、特に(1)大量破壊兵器関連条約の締結促進及び国内履行強化、(2)輸出管理体制の整備・強化及び(3)拡散に対する安全保障構想(PSI)を3つの大きな柱として、アジア諸国を対象とするアウトリーチ活動を積極的に展開している。二国間・多国間の協議やセミナー等を行うことにより、不拡散体制の強化のための各種取組について、アジア諸国の理解と認識が深まるとともに、これらの諸国が抱える問題点やニーズが明らかになり、今後の協力・連携のあるべき方向性を提供することが期待される。

有効性(具体的成果)

(1) 平成19年10月に、我が国が主催したPSI海上阻止訓練「Pacific Shield 07」では、アジア大洋州から11か国の参加が得られ、3日間の訓練及び関連事業が行われる中積極的に交流し、PSI及び不拡散一般に対する取組の重要性や各国の政策について理解を深めた。

(2) 平成19年11月にアジア諸国の輸出管理に対する共通理解を深めるための「第15回アジア輸出管理セミナー」を経済産業省との共同委託事業として(財)安全保障貿易情報センターの主催で開催した。

このセミナーでは、最近の大量破壊兵器の拡散と輸出管理を巡る動向、アジアにおける輸出管理制度の進展、輸出管理制度の強化にかかる課題、輸出管理における最近の重要課題、効果的な輸出管理制度、国際連携につき議論が行われた。なお、今回のセミナーでは、学会との交流セッションが設けられ、日本安全保障貿易学会と参加国・地域との間でアジアにおける輸出管理の課題及び解決方法について活発な意見交換が行われた。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

不拡散の取組強化に関するアジア諸国の理解や認識が高まっている一方で、その国内的履行に際しては各国がそれぞれ困難な問題に直面しており、これらは一律に解決できるものではない。したがって、今後とも引き続き不拡散体制の強化を粘り強く働きかけていく一方で、アジアの各国のニーズにきめ細かく対

応できるような協力のあり方について引き続き精査し、具体的な諸施策に反映させていくことが求められている。アジアにおける不拡散問題に関する更なる認識の強化と具体的な協力に向けたニーズの精緻化に取り組む。

事務事業名 国際原子力機関(IAEA)の保障措置の強化と適切な実施

事務事業の概要

国際社会の平和と安全に対する脅威である核兵器の拡散を防止するためには、原子力が平和目的から核兵器等の軍事目的に転用されないことを確保する必要がある。核物質等の軍事転用がないことを検証する措置として存在するのがIAEAの保障措置であり、核物質の計量管理報告の検認を中心とする包括的保障措置と、より広範な検証活動を可能にする追加議定書に基づく保障措置がある。IAEAの保障措置の強化に向けた手段のうち、外務省としては、特に追加議定書の普遍化を重視しており、そのための努力を継続することが重要である。追加議定書は、申告された核物質の検認のみならず、未申告の核物質及び原子力活動の探知をも可能とするものである。

追加議定書締結国においては、秘密裡に核開発を行うことが極めて困難となるため、追加議定書が国際社会において広く実施されることは、IAEAの保障措置体制、ひいては国際的な核不拡散体制を大幅に強化することになる。核不拡散体制の強化は、現下の国際社会が取り組むべき緊急かつ最も重要な課題の一つであるが、我が国は追加議定書の普遍化が最も現実的かつ効果的な方途であると確信しており、平成16年のシーアイランド・サミットにおいては、未締結国に対する追加議定書締結促進のためのG8による共同での働きかけの実施が決定され、以後、G8議長国の主導により継続的に共同働きかけが実施されるなど、G8諸国の共通認識ともなっている。我が国は、非核兵器国として、また、厳格な保障措置を適用している原子力先進国として、国際社会に範を示すと同時に、国際的な不拡散体制の強化に尽力する責務がある。

有効性(具体的成果)

(1)追加議定書の署名国及び締結国は、平成19年3月時点でそれぞれ112か国及び78か国であったが、平成20年3月時点ではそれぞれ116か国及び86か国になった。我が国単独及び他国と共同での働きかけの結果、多くの場合、追加議定書の締結に向け肯定的な回答を得た。

(2)最近の顕著な動きとしては、原子力発電所の新規導入を検討しているベトナムにおいて、平成19年8月、IAEAとの協力の下「ベトナム追加議定書セミナー」が開催された。同セミナーは平成19年8月ベトナムが追加議定書を署名した直後に開催され、追加議定書締結のための国内関連法整備に向け、日本の経験を共有できたという点で大変意義があった。また、IAEA主催の「アジア・太平洋地域における追加議定書に関する技術会合」が平成19年11月、シドニーで開催されたが、IAEA保障措置局スタッフ及びアジア・太平洋諸国の保障措置業務に従事する実務者とともに外務省の専門家も参加し、追加議定書締結の問題点、追加議定書締結後の経験等を率直に議論することにより、我が国が今後アジア・太平洋地域の追加議定書未締結国に対して締結促進のためのアプローチを行う上での有意義な情報が得られた。

(3)追加議定書等未締結国に対する他のG8諸国との共同での働きかけや二国間協議等の機会を捉えた追加議定書締結の働きかけを実施した。

(4)また、我が国自身も、包括的保障措置協定及び追加議定書に基づく保障措置を誠実に受け入れることで、自国の原子力活動の透明性を確保するとともに、他国に対して模範を示してきた。

事業の総合的評価

拡充強化

内容の見直し・改善

今のまま継続

縮小

中止・廃止

(理由と今後の方針)

北朝鮮、イランのように核問題を抱えながら、あるいはブラジル等、大規模な原子力活動を行いながら追加議定書を締結していない国が依然として存在する。なかでも、我が国の安全保障上重要なアジア地域には、追加議定書を未締結の国が依然として多い。追加議定書の締結には、国内法令の整備、専門家の育成など一朝一夕に対応できない手続等が存在するため、各国が締結に踏み切るには継続的な働きかけに加え、国内実施体制の整備に向けた具体的な支援を継続して実施する必要がある。我が国としては、今後も「追加議定書」締結国の更なる増加を目指していく。

事務事業名 原子力供給国グループ(NSG)、ザンガー委員会(ZC)、オーストラリア・グループ(AG)、ミサイル技術管理レジーム(MTCR)、ワッセナー・アレンジメント(WA)といった国際的輸出管理レジームの強化及び適切な輸出管理の実施

事務事業の概要

NSG(核兵器関連)、ザンガー委員会(核兵器関連)、AG(生物・化学兵器関連)、MTCR(ミサイル関連)、WA(通常兵器関連)のそれぞれの国際輸出管理レジームでは、それぞれが対象とする兵器の開発に資するような資機材・技術等について参加国が認識を共有しそれを詳細にリスト化し、そのリストを基に各国が自国国内法に従って厳格な輸出管理を行っている。

各国が大量破壊兵器やその関連物資等の開発に用いられ得る資機材や技術を、規制なしに輸出しているのは拡散を防止できず、輸出管理の国際的な取組によって初めて関連資機材等の拡散を効果的に防止することが可能になる。したがって、このような国際輸出管理レジームの強化に向けた取組は、大量破壊兵器等の不拡散、ひいては安全保障環境の改善のために必要な措置である。

有効性(具体的成果)

我が国は、それぞれの国際輸出管理レジームの総会や種々の会合に積極的に参加し、議論の進展に貢献する一方、それぞれのレジームの非参加国に対するレジームのガイドラインの遵守への働きかけを積極的に行ってきた。また、北朝鮮の核実験を受けて採択された国連安保理決議 1718 やイランの核問題をを受けて採択された国連安保理決議 1737、1747 及び 1803 のように、普遍的な規範にレジームのガイドラインが反映されたことは、輸出管理の世界規模における適切な実施を確保するとの観点から画期的な成果である。

(各レジームでの動き)

各レジームでは、国際情勢の変化や技術進歩にあわせ、輸出管理ガイドラインや規制リストの見直しが行われている。これは輸出管理体制の強化に資するものとして評価できる。近年の主な改訂は以下の通り。

(1) NSG では、総会において輸出管理強化のため内部手続きを改訂するとともに、輸出管理強化のための各種議論を継続した。また、アウトリーチの継続につき合意した。

(2) WA では、規制品目リストの見直し及び無形技術移転ベストプラクティス採択等に合意した。

(3) AG では、規制品目リストの見直し及びアウトリーチの強化等について合意した。

(4) MTCR では、技術進歩に合わせたリスト見直しを実施した。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

(1) 各国際輸出管理レジームにおいてはガイドラインの見直しが着実に行われているところである。しかし、我が国の安全保障に直結するアジア地域においては、こうした国際的な変化に対応した輸出管理体

制の強化は勿論、基本的な法規制も整備されていない国が多く存在することから、国際的な輸出管理体制の強化という本件事業の目標の実現のためには、アジアにおける輸出管理体制を強化し、レジーム非参加国であっても各レジームのガイドラインを自主的に遵守できるよう、今後とも引き続き働きかけを実施する必要がある。

(2) 大量破壊兵器等の開発に用いられうる資機材・技術は技術進歩により変わりうるものであり、輸出管理体制の強化のためには随時見直し作業を行い続ける必要がある。

(3) 各レジームのガイドラインを各国が確実に遵守するとともに、各レジームの活動が我が国の安全保障に資するものとなるよう、各種会合での協議に積極的に参加する必要がある。

事務事業名 原子力供給国グループ(NSG)への事務局機能の提供

事務事業の概要

我が国は、原子力関連の資機材・技術に関する国際的な輸出管理の枠組みであるNSGに対して事務局機能(我が国のウィーン代表部が行っている。)を提供し、その円滑な運営に貢献している。国際的な輸出管理レジームの強化は国際的な不拡散体制の強化のため不可欠であるため、事務局機能提供によるNSGの円滑な運営は本件施策の目標に照らして必要なものである。

有効性(具体的成果)

企業からの輸出申請に対する参加各国政府の拒否通報や補足情報の各国への配布、各国に対する文書の改訂等に関する連絡、とりまとめ等を実施した。また、年に2回、実質的な議論を行う場である協議グループ会合の開催場所を提供し、議長を補佐し、同会合を円滑に運営した。円滑な事務局運営の結果、各国による情報共有が滞りなく行われた。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

核不拡散に関わる輸出管理レジームにおける我が国の貢献として各国より広く認知され、評価を受けている。また、我が国が事務局機能の提供を停止すればNSGの運営上支障が生じ、本件施策の目標達成が困難となる。したがって、今後とも、引き続き事務局機能を提供しNSGの円滑な運営に貢献する。

事務事業名 弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範(HCOC)への参加国を増やすための努力

事務事業の概要

HCOCは、弾道ミサイル不拡散に関する初の国際的なルールであり、弾道ミサイルの拡散を防止・抑制する上で尊重されるべき原則とそのために必要な措置を示す政治的文書である。HCOC参加国はHCOCに従い、弾道ミサイル活動の最大限の自制や大量破壊兵器拡散懸念国の弾道ミサイル活動を支援しないなどの政治的意思を示すことになるため、HCOC参加国の増加は国際的な弾道ミサイルの不拡散への取組を強化し、我が国の安全保障環境を向上させることにつながる。

有効性(具体的成果)

(1) HCOC参加国は平成19年3月には126か国だったが、平成20年4月には、129か国に増えており、弾道ミサイルの不拡散に関する国際的な取組は一層強化された。

(2) 我が国は平成19年度には二国間での協議等で、HCOC非参加国に対して、弾道ミサイル不拡散の重

要性等を説明するとともに、HCOC への参加を働きかけており、我が国自身も、HCOC に明記された各種措置（HCOC 参加国に対する我が国の平和目的ロケットの事前発射通報、年次報告提出など）を誠実に実施している。さらに、平成 19 年から 20 年にかけて国連で開催されているミサイル政府専門家パネルにおいて HCOC の基本的な理念を報告書に反映させ、国際社会における重要性の認識を向上させるべく積極的に議論に参加している。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

HCOCは、平成14年11月に採択されてから、参加国が徐々に増加しており、引き続き積極的な働きかけを行い、HCOCの普遍化を目指す必要がある。我が国の安全保障上特に重要であるアジア地域においては、HCOC参加国は我が国を除けば未だ6か国であり、引き続きアジア地域を含め各国に対する参加働きかけを継続していく必要がある。

事務事業名 拡散に対する安全保障構想（PSI）への積極的参加

事務事業の概要

国際社会の平和と安定に対する脅威である大量破壊兵器・ミサイル及びそれらの関連物資の不拡散に関しては、NPT 等国际条約に基づく不拡散体制が構築されるとともに、種々の国際的な輸出管理協力の枠組みも重要な役割を演じている。こうした国際的取組の存在は極めて重要であるが、関連条約を遵守しない国の存在などもあり、大量破壊兵器等の拡散を完全には防止できていないことから、従来の不拡散体制の抜け穴を埋めるべく、国際法・各国国内法の範囲内で参加国が共同してとりうる措置を検討する取組として、平成 15 年に「拡散に対する安全保障構想（PSI）」が立ち上げられた。

我が国は、輸送段階、輸出入管理、国内管理等のすべての過程において不拡散のための取組を強化する必要があるという考えの下、これまで我が国が行ってきた大量破壊兵器等の不拡散に関する取組に沿ったものとして、PSI に積極的に参加してきている。また、PSI の発展のみならず、事務事業 の「アジアにおける不拡散体制の強化に向けた取組」の一環として、アジア諸国による PSI への理解と支持の拡大を目的とするアウトリーチ活動を重視している。

有効性（具体的成果）

- （1）各種会合及び訓練への積極的な参加を通じて、他国との協働の下、PSI の活動基盤を強固にした。
- （2）平成 19 年 10 月に我が国は、PSI 海上阻止訓練「Pacific Shield 07」を主催し、阻止活動に関する技量向上が達成されるとともに、参加各国間の相互の連携が強化された。
- （3）我が国は、自らPSIの諸活動に積極的に貢献する一方で、アジア諸国を中心とするPSI非参加国に対して、PSIへの支持と理解を促進するため、二国間の協議に加え、多国間の協議（我が国によるアジア不拡散協議の開催など）の機会を活用し、アウトリーチ活動を展開している。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

可能な限り多くのアジア諸国が大量破壊兵器等の拡散阻止活動に参加・協力することにより、我が国及びアジア地域全体の安全保障が向上するとの認識の下、アジア諸国による PSI への理解の促進と支持の拡大を目指す働きかけが引き続き必要である。PSI の活動をより効果的なものとするためにも、関係各国、関係国内機関の連携強化を一層強化していくことが有益である。引き続き各種会合及び訓練に積極的に参

加していくほか、アジアにおけるアウトリーチ活動を一層進めていく。また、我が国 PSI 関係機関による連携を一層強化するための体制を整備していく。

評価をするにあたり使用した資料

外務省 HP

NPT 日本セミナー（概要と評価）

ジュネーブ軍縮会議（CD）における兵器用核分裂性物質生産禁止条約に関する集中討議 = 概要と評価

外務省軍縮不拡散・科学部編集『日本の軍縮・不拡散外交』第三版、太陽美術、2006年3月。

外務省軍縮不拡散・科学部編集『日本の軍縮・不拡散外交』第四版、太陽美術、2008年4月

IAEA ホームページ

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域 当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

- 2 - 2 地雷や小型武器などの通常兵器に関する取組の強化

事務事業名	対人地雷禁止条約（オタワ条約）の普遍化への取組			
事務事業の概要	普遍化に向けた努力の強化は、平成16年12月に開催された第一回検討会議でもその後5年間の重要な課題として挙げられ、我が国として未締結国への働きかけやハイレベルでの発言を通じ、これに積極的に取り組む必要がある。			
有効性（具体的成果）	アジア・太平洋地域の未締結国を中心に17か国に対し、二国間協議や国際会議等の場において、我が国は、発言・ステートメント等を通じてオタワ条約普遍化促進の意義を強調し、加入を働きかけた結果、検討状況及び条約加入を困難にしている要因が明らかになった。さらに、働きかけを行った国のうち、平成19年11月にパラオが締結した。			
事業の総合的評価	拡充強化	<input checked="" type="checkbox"/> 内容の見直し・改善	<input type="checkbox"/> 今のまま継続	<input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 中止・廃止
(理由と今後の方針)				
(理由) 現在、36か国の未締結国が存在し、対人地雷の全面禁止を実現するためには、一国でも多くの国が条約に参加することが重要。				
(今後の方針) 長期的な取組として、多国間や二国間の協議の機会を捉えて、未締結国のオタワ条約早期加入を働きかけていく。				

事務事業名	小型武器等の非合法取引の防止に対する国連の取組への貢献			
事務事業の概要	小型武器の分野では、国際的枠組の整備が行われており、我が国として、国連小型武器行動計画を中心とする制度的枠組作り及び各国によるその着実な実施に積極的な提案・働きかけを行っていく。			
有効性（具体的成果）	(1) 我が国が例年に引き続き提出し、採択された小型武器決議により、平成20年7月の国連小型武器隔年会合の実施が決定されたほか、非合法小型武器ブローカリングに関する政府専門家報告書やトレーシング国際文書（小型武器に刻印し、その追跡につき国際協力を行うことを内容としている）の実施を各国に呼びかけ、国際社会が小型武器問題に取り組む上での指針を示した。			
(2) 平成20年7月に開催される国連小型武器隔年会合に、アジア地域ビューロー国としてその準備過程の議論に貢献している。				
事業の総合的評価	拡充強化	<input checked="" type="checkbox"/> 内容の見直し・改善	<input type="checkbox"/> 今のまま継続	<input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 中止・廃止
(理由と今後の方針)				
(理由) 武器自体の移転が容易であり、各国の安全保障上等の理由からも完全に規制することが難しい小型武器問題は、国際社会全体として一層の努力を払い取り組むべき課題。				
(今後の方針) 関連会合に出席し積極的に議論を牽引するとともに、小型武器決議案を含む関連決議案の国連総会への提出等を通じ、国連を中心とする国際社会での小型武器問題への取組に貢献していく。				

事務事業名 特定通常兵器使用禁止制限条約（CCW）への取組

事務事業の概要

国防上及び人道上の観点を考慮しつつ、ある種の通常兵器（ブービートラップ、焼夷兵器等）を規制するため、特定通常兵器使用禁止制限条約（CCW）における取組に貢献。

有効性（具体的成果）

クラスター弾の不発弾等による人道上の懸念については、特定通常兵器使用禁止制限条約（CCW）の枠組で議論が行われており、交渉の結果を平成20(2008)年の締約国会議に報告することが決定された。また平成19(2007)年2月のオスロ宣言に端を発するオスロ・プロセスの議論等、様々な場における国際的な議論に積極的に参加した。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

（理由）クラスター弾の不発弾に関わる問題は、人道上・安全保障上の観点から、引き続き国際社会全体として取り組むべき課題。

（今後の方針）今後ともCCWを始めとする関連会合へ積極的に出席し、国際社会の取組に貢献していく。

事務事業名 通常兵器一般に関わる取組（含む武器貿易条約（ATT）構想）

事務事業の概要

国際的かつ法的拘束力を有する武器輸出の共通基準が存在しないことから、通常兵器の国際的な移譲を規制するための諸原則を定める条約を作成しようという構想。

有効性（具体的成果）

我が国がATTに関わる総会決議の原提案国であったこともあり、ATTの実現可能性、対象範囲及び構成要素に関わる議論し報告書を取り纏める政府専門家会合のメンバー国(28か国)となり、2月会合に出席し、議論促進に貢献した。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

政府専門家会合は平成20(2008)年5月（第2回会合）、7～8月（第3回会合）にも行われ、最終的に報告書を取り纏めることとなっている。更に平成21(2009)年も同報告書を基礎として国連の枠組における議論が継続する。

事務事業名 対人地雷・小型武器等による被害者支援や武器の回収・除去等現場支援への取組

事務事業の概要

被害国の現場において対人地雷や余剰小型武器を回収・廃棄するとともに、住民への啓発活動や税関・警察などの治安関係者の能力構築支援、犠牲者支援等を行うことで、地域の治安回復と住民の社会復帰を目指す。

有効性（具体的成果）

対人地雷・小型武器等による実際の被害の削減に直接寄与するとともに、紛争解決後の開発を阻害しているこれら武器を除去することにより、被害国（地域）の円滑な開発を促進することが可能となる。

対人地雷の分野では、地雷問題に対処できる外務省内の資金スキームとして、国際機関を通じた資金協力、草の根・人間の安全保障無償などを有効活用しつつ、地雷除去や犠牲者支援のために、平成20年2

月現在 45 件のプロジェクトを支援（約 63 億円）している。具体的には、例えば地雷による犠牲者数が世界一であるコロンビアに対し、義肢・装具制作施設の整備を支援してきている。

小型武器の分野では、我が国がカンボジアで平成14年度より実施している「平和構築と包括的小型武器対策プログラム」（武器回収と組み合わせた開発、武器破壊、小型武器登録支援、啓蒙活動等を柱とするプロジェクト）において、平成19年9月までに2万8000以上の小型武器及び11万3000以上の弾薬・爆発物を回収した。平成18年より、シエラレオネ、リベリア、コンゴ（共）、中央アフリカの各国にて、国際機関を通じ小型武器回収プロジェクトを実施しているほか、平成20年には、西アフリカ諸国経済共同体（ECOWAS）の小型武器管理計画への支援を開始した。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

（理由）対人地雷や小型武器は、未だ多数埋設・蓄積されており、地域社会の治安を脅かすとともに復興・開発の取組を遅延させる要因となっているため、引き続き支援を行うことが必要である。

（今後の方針）被害国や関連国際機関・NGOと連携しつつ、必要な支援内容を検討し、効果的な支援の実施に貢献していく。

評価をするにあたり使用した資料

- ・ 国連軍縮部通常兵器課：<http://disarmament2.un.org/cab/>
- ・ 第62回国連総会決議 / 決定文書：<http://disarmament.un.org/vote.nsf>
- ジュネーブ人道的地雷除去国際センター：<http://www.gichd.ch>
- カンボジア日本小型武器対策支援チーム：<http://www.online.com.kh/~adm.jsac/>
- 外務省ホームページ
- ・ 通常兵器の軍縮及び過剰な蓄積禁止に関する我が国の取り組み
 - [対人地雷問題](#)
 - [小型武器](#)
 - [国連軍備登録制度](#)
 - [武器貿易条約（Arms Trade Treaty: ATT）](#)
 - [特的通常兵器使用禁止制限条約（CCW）](#)

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域 当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

施策 3 原子力の平和的利用及び科学技術分野での国際協力

具体的施策

- 3-1 原子力の平和的利用のための国際協力の推進・・・・・・・・・・ 165
- 3-2 科学技術に係る国際協力の推進・・・・・・・・・・ 170

- 3 - 1 原子力の平和的利用のための国際協力の推進

事務事業名 放射性核物質輸送の安全で円滑な実施のための外交的対応

事務事業の概要

- (1) 資源に乏しい我が国は、原子力発電にエネルギー供給の多くを依存しており、原子力発電所の使用済核燃料を再処理し、再度燃料として利用する「核燃料サイクル政策」を基本政策としている。我が国は、自国の過去の使用済燃料を英仏で再処理してきた経緯があり、再処理の結果回収されるプルトニウムはMOX燃料として、高レベル放射性廃棄物はガラス固化体として、それぞれ順次我が国に返還されることになっていることから、これらの海上輸送の円滑な実施が不可欠となっている。
- (2) 放射性物質の海上輸送の実施にあたり、国際法の原則として、すべての国の船舶は、領海においては無害通航権が、排他的経済水域及び公海においては航行の自由が認められている。しかしながら、万一の輸送中の事故の悪影響を懸念する沿岸国より、現行国際法の枠組みを超える情報提供や補償措置の一層の拡大についての要求や安全性についての放射性物質の海上輸送に対する懸念が表明されてきている。このため、これら沿岸国に対し、我が国にとっての放射性物質輸送の必要性及び安全性につき説明を行い、緊密な対話を通じて理解を増進する等、外交上の措置を継続する必要がある。
- (3) 沿岸国との協議については、平成19年9月に、IAEA総会とは別に、放射性物質輸送に係るコミュニケーションに関する非公式協議を実施し、我が国の立場及び輸送の安全性につき説明を行った。
- (4) 放射性物質輸送沿岸国の在京大使館関係者の我が国原子力関連施設への視察を実施。平成20年3月には大洋州諸国在京大使館関係者による視察を実施した。
- (5) 平成20年3月、これまで沿岸国の中でも国際会議等の場で放射物質輸送への強い懸念を示してきた国の一つであるバルバドスのパーネット外務次官補を招聘し、我が国原子力関連施設への視察を含め、我が国の放射性物質輸送の必要性及び安全性につき説明を行った。

有効性（具体的成果）

- (1) IAEA、国連等の場において、放射性物質輸送に対し沿岸国より懸念が表明されているが、輸送の必要性や安全性については一定程度の理解を得られてきている。
- (2) 我が国の原子力関連施設を視察した沿岸国の在京大使館関係者や招聘したバルバドス外務事務次官補からは、本視察が、安全確保に向けた我が国の原子力活動全般及び放射性物質輸送の安全性を理解する上で有意義であった旨、また、今後ともかかる視察を継続して欲しい等のコメントを得ている。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

放射性物質の海上輸送は、これまで安全かつ円滑に実施されてきているが、今後も継続的に円滑に実施していくためには、輸送沿岸国の懸念への対応に向けた長期的な取組などが必要であり、本事業を継続していく必要がある。

事務事業名

原子力の平和的利用に関する多数国間の法的・制度的な枠組策定に向けた取組及び協

力の推進**事務事業の概要**

- (1) 原子力の平和的利用に関する多数国間条約に係る関連業務(条約締結業務、条約締結に向けた国内官庁との調整作業等、条約の実施に関する業務)を行った。平成19年度に行った主な取組は以下のとおり。
- (イ) 「核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約」の締結。
- (ロ) 改正された核物質防護条約締結に向けた国内省庁との調整、及び諸外国の検討状況調査。
- (ハ) 原子力損害賠償関連条約の締結に係る検討。
- (ニ) 平成19年9月、第二回原子力の安全に関する条約組織会合への対応。
- (2) 原子力の平和利用における核不拡散、原子力安全及び核セキュリティ(3S)確保の重要性を国際的な共通認識とすべく、G8、IAEAの枠組等で働きかけを実施した。
- (3) 欧州復興開発銀行が実施・管理するチェルノブイリ・シェルター・プロジェクトに対する資金的な貢献を行った。
- (4) 平成19年7月に発生した新潟県中越沖地震の柏崎刈羽原発への影響について、在外公館を通じて正確な情報を世界各国に迅速に発出し、我が国の原子力発電の安全性及び原子力安全の重要性に対する国際社会の理解を増進した。
- (5) 国際的核セキュリティ対策強化に関し、IAEAが核セキュリティ基金を通じて実施している活動に対する資金的・技術的な貢献を行い、平成18年7月に米露両大統領により提唱された「核テロリズムに対抗するためのグローバル・イニシアティブ」の活動に参加した。カザフスタン等に対する核セキュリティ強化支援を推進した。

有効性(具体的成果)

- (1) 核セキュリティ分野の法的整備において主要な懸案となっていた「核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約」の締結について平成19年度に進展が見られた。
- (イ) 「核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約」については、平成10年に草案の交渉が行われて以来大きな進展がなかったが、我が国も交渉妥結に向けて他のG8諸国と協調し、平成17年4月13日には国連総会にて採択された。我が国は、平成17年9月、国連首脳会議の開催に併せて同条約が署名開放された際に、小泉総理大臣(当時)が署名した。平成19年6月に同条約の締結について国会の承認を得、同年8月に国連事務総長宛に受諾書を寄託し締約国となった。
- (ロ) 核物質防護条約強化のための改正については、我が国を含む共同提案国の改正案が、平成17年7月にウィーンで行われた「改正の検討のための外交会議」にて採択されたところ、IAEA総会決議及び第6回欧州会合議長声明において早期発効の重要性に関する記述を盛り込むとともに、関係省庁との調整、及び諸外国の検討状況調査を実施し、我が国の締結に向け、作業を進めた。
- (2) 原子力の平和利用には核不拡散、原子力安全及び核セキュリティ(3S)の確保が大前提であることを国際社会の共通認識とすべく、平成19年6月のG8サミット、同年9月のIAEA総会等の場において、我が国より、3Sの重要性を強く訴え関係国に働きかけた結果、G8サミット首脳文書、IAEA総会決議等に3S確保の重要性についての言及がなされた。また、原子力の平和利用の拡大と3Sの確保を両立させるため、平成18年2月に米国が提唱した国際原子力エネルギー・パートナーシップ(GNEP)については、関係国との意見調整を積極的に行い、平成19年9月の参加国拡大による国際的

な体制の確立に貢献した。

- (3) チェルノブイリ・シェルター・プロジェクトについては、新規のシェルター計画を進めるにあたり、資金不足が障害となっていたが、平成17年5月にロンドンで拠出国総会プレッジング会合が開催され、日本を含む各国による追加資金拠出誓約が行われた結果、同計画の実施が可能となった。平成19年9月には、同計画に基づき、新規のシェルター建設にかかる契約が署名された。
- (4) 平成19年7月に発生した新潟県中越沖地震の柏崎刈羽原発への影響について、関係省庁と連携しつつ、在外公館を通じて正確な情報を世界各国に迅速に発出することにより、地震による風評被害を払拭すると共に、我が国の原子力発電の安全性及び原子力安全の重要性に対する国際社会の理解を増進した。
- (5) IAEAによる核セキュリティ活動については、我が国の資金拠出を継続し、平成19年度には、原発の新規導入を検討している国が多いアジア地域で複数のプロジェクトを実施している。
- (6) 平成18年7月に米露首脳より発表された「核テロリズムに対抗するためのグローバル・イニシアティブ」の当初参加国として、第三回会合（平成19年6月）に参加し、議論に積極的に参加し、会合後に発出された共同声明においても我が国のキャパシティ・ビルディングに関する活動を評価する旨の言及がなされた。また、平成18年8月の小泉総理大臣（当時）がカザフスタン訪問した際に作成した「原子力の分野における協力の促進に関する覚書」のフォローアップとして、平成19年4月、カザフスタンの核セキュリティ強化のための具体的支援を行うことを決定した。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

原子力発電の新規導入及び拡大を企図する国が増加する中、我が国は原子力先進国として、原子力の平和利用には3Sの確保が不可欠であることを国際社会の共通認識とする必要があり、二国間の対話及びG8、IAEA、GNEP等の多国間協力の枠組みにおいて、引き続き積極的な働きかけを行っていく必要がある。

核セキュリティ対策の強化は喫緊の課題であり、我が国としても国際的取組（条約、イニシアティブ等）と連動し、適切な対応を実施することが求められている。このような状況下において、「核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約」の締約国を増加させるため、我が国の経験を紹介し早期締結を促進していく必要がある。また、核物質防護条約改正については、引き続き締結に向けた国内調整を行っていく必要がある。

「核テロリズムに対抗するためのグローバル・イニシアティブ」の具体的活動が2008-9年度に本格的に開始されることを受け、我が国としても国際的取組に連動した対応が一層求められる。右に加え、IAEA及びG8原子力安全セキュリティ関連会合等への対応、これまで我が国が累計で5500万ドルの拠出をコミットしたチェルノブイリ・シェルター・プロジェクトのフォロー及び追加拠出の必要性等を巡るG8間の調整作業、IAEA核セキュリティ活動（人的・財政的）に対する一層の貢献、今後原発の新規導入・拡大が予定されているアジア地域の核セキュリティ確保（カザフスタンの核セキュリティ支援の実施を含む。）さらに、原子力損害賠償関連条約締結を視野に入れた情報収集・対応等の作業がある。

事務事業名 二国間原子力協力協定締結に向けた取組、二国間原子力協定に基づく協力の推進及び二国間原子力協議の実施

事務事業の概要

(1) 日露原子力協定締結交渉を開始し、ロシア側と4回の交渉を行い、そのための国内調整を実施した。

(2) 日カザフスタン原子力協定締結交渉を開始し、カザフスタン側と2回の交渉を行い、そのための国内調整を実施した。

(3) 我が国への核物質等の移転に先立ち、二国間原子力協定等に基づく外交手続を行った。これは、我が国にとって重要なエネルギー供給源である原子力発電を実施するための核燃料の輸入等に不可欠なものである。

(4) 我が国から原子力関連品目及び技術の移転に先立ち、二国間原子力協定等に基づく外交手続を行った。これは、我が国由来の核物質、原子力関連資機材及び技術の平和的利用等を確保した形での移転を行う上で不可欠である。

有効性(具体的成果)

(1) 二国間原子力協定等に基づき我が国から原子力関連品目及び技術の移転に係る外交手続を実施することは、原子力の平和的利用を確保する上で有効。平成19年度も150件以上の原子力関連品目及び技術の輸出入の際に、二国間原子力協定に基づく外交手続を実施し、円滑な輸出入を確保した。

(2) ロシア及びカザフスタンとの間では、今後の二国間協力等についても協議し、原子力分野での協力についての互いの立場についての認識をより深めることができた。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

今後も引き続き、ロシア及びカザフスタンとの間で早期の二国間原子力協定の締結に向けた協定交渉を継続する。また、二国間原子力協定の運用等により、原子力発電所用の核物質等の輸入や原子力関連品目及び技術の輸出に当たって平和的利用を確保することは、我が国が原子力の平和的利用を継続的に推進していく上で必要である。その他の国々との間では原子力の平和的利用の確保、核不拡散、原子力安全、核セキュリティ体制の整備状況等を勘案しつつ、引き続き適切な形での協力を行う。

事務事業名 「原子力科学技術に関する研究、開発及び訓練のための地域協力協定」(RCA)

事務事業の概要

(1) 本協定は、IAEA活動の一環として、アジア・太平洋地域の開発途上国を対象とした原子力科学技術に関する共同の研究、開発及び訓練の計画を、締約国間の相互協力及びIAEAとの協力により、適当な締約国内の機関(我が国の場合は、群馬大学、放射線医学総合研究所、日本原子力研究開発機構等)を通じて、促進及び調整することを目的としている。我が国は本協定及びIAEA技術協力を通じ、原子力平和利用のための国際協力を推進している。

(2) 平成19年9月、ウィーンにおいて総会が開催され、我が国代表が出席し、2009-11年プログラムの優先順位付け等を行った。

有効性（具体的成果）

RCAは、医療・健康、農業、工業、環境、エネルギー、研究炉、放射線防護等の分野において、各種セミナー、トレーニング・コースの開催等を行っている。その中で、我が国は特に医療・健康分野の活動を重視しており、平成17年よりは同分野のリード・カンントリーとして、特に子宮頸ガンの放射線治療分野での事業の発掘・形成、評価、実施計画の策定を行ってきた。平成19年度中には、右分野において我が国が2件のトレーニング・コースを開催した。また、我が国がリード・カンントリーとしての役割を円滑に実施できるよう、国内におけるリード・カンントリー・コーディネーターの指名及び国内対応委員会を設立しており、平成19年度中には、4回の会合が開催され、医療・健康分野におけるRCAの活動に関する調整が行われた。こうした取組を通じ、我が国の貢献はRCA関係国に評価され、IAEAの場においても信頼を得ている。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

我が国は、引き続き医療・健康分野におけるリード・カンントリーを務めることが求められており、また、域内における放射線治療先進国として、協定加盟国の放射線治療技術の高度化に一層資するため、トレーニング・コース等の開催に引き続き貢献を行う必要がある。我が国は、国内のサポート体制と併せ、今後とも本件プログラムを着実に実施する必要がある。また、平成20年度にRCA議長国となることが予定されていることから、原子力先進国として、核不拡散、原子力安全及び核セキュリティに留意しつつ、原子力技術の移転を円滑に実施することを支援する必要がある。

評価をするにあたり使用した資料

IAEA ホームページ（www.iaea.org）、RCA ホームページ（www.rca.iaea.org）

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域 当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

- 3 - 2 科学技術に係る国際協力の推進

事務事業名 米、加、伊、蘭等との科学技術に関する二国間政府間対話の推進

事務事業の概要

我が国は、43か国との間で28の科学技術協力協定を締結しており、協定に基づく定期的な政府間会合等を通じて、科学技術政策に関する意見交換や、具体的な協力案件についての協議を行っている。外務省は個別の協力案件を実施する国内関係省庁をとりまとめて相手国との協議枠組みを調整・提供し、対話を主導している。科学技術協力協定を通じた協力は、二国間の科学技術協力に制度的枠組みを与えて実施していく重要な手段であり、協定に基づく実施取決めや二国間で合意する他の協力枠組み（例えば特定分野の協力のためのワークショップの開催等）を通じた協力活動の実施、対話を通じた情報交換・認識の共有・課題の確認など、我が国及び国際社会の科学技術発展という施策の目標の達成に欠かせない手段である。

有効性（具体的成果）

平成19年度には、オランダ、カナダ、イタリア等との間で協定に基づく科学技術関連の会合を行い、例えば、我が国及び相手国の科学技術政策の最新動向、安全安心科学技術協力、地球環境科学、ナノテクノロジー、研究者交流、産学連携、中小企業支援、相手国との今後の協力の方向性など、我が国と相手国が課題を共有する多彩な科学技術分野における協力について議論が行われた。これらは、将来の我が国の科学技術の発展に役立つことが期待される。

また、平成19年にはスイスとの間で科学技術協力協定を締結し、新たな二国間対話の基礎作りに成功した。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

二国間の合同委員会は各国毎に概ね2～3年間隔で開催されており、安定した実績を維持している。我が国としては、引き続き各国との合同委員会を開催して二国間協力を促進する。

また欧州共同体（EC）との科学技術協力協定を交渉中であるほか、その他の国との科学技術協力協定の締結の可能性も含め、一層の協力促進を探求している。

【事務事業名】 核融合分野における科学プロジェクト（イーター計画及び二極間プロジェクト）等のメガサイエンスプロジェクトの実施に向けた国際協力の推進

【事務事業の概要】

イーター事業は、燃料が豊富で地域的偏在のない、そして安全かつ環境への負荷が少ないエネルギー源として、核融合エネルギーの科学的、技術的可能性を実証することを目的とする国際協力プロジェクトである（平成20年3月現在、我が国、中国、欧州原子力共同体（ユーラトム）、インド、韓国、ロシア及び米国の7極が参加）。資源の少ない我が国は、人類の恒久的なエネルギー源として期待される核融合エネルギーの研究開発において主導的な役割を果たしてきており、イーター工学設計活動を実施するなど、イーター事業の立ち上げにも初期から一貫して積極的に関わってきた。

また、今後我が国は、ユーラトムと協力して、イーターを支援するとともに将来の核融合原型炉建設をも視野に入れてブローダー・アプローチ活動（「より広範な取組を通じた活動」）を我が国において実施することとなっている。ブローダー・アプローチ活動を通じ、我が国とユーラトムは、核融合エネルギーの実現に向けた研究開発分野における主導的役割を果たし続けることを目指している。

【有効性（具体的成果）】

外務省も積極的に交渉に参加したイーター国際核融合エネルギー機構設立協定（以下、イーター設立協定）等は平成19年10月24日に発効した。同年11月27日にイーター機構第1回理事会が開催され、我が国の池田要前駐クロアチア大使が初代機構長に任命され、同機構の活動が本格的に開始された。

ブローダー・アプローチ活動実施に係る法的枠組みに関しても、平成19年6月、日・欧州原子力共同体核融合エネルギー協力協定（いわゆるブローダー・アプローチ協定）が発効した。

【事業の総合的評価】

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止
（理由と今後の方針）

イーター機構設立協定及びブローダー・アプローチ協定発効後、実施体制の整備や各種内部文書の策定等、様々な課題に対処することとなるが、国際協力という側面と我が国の国益という側面のバランスを考えつつ、外務省としても積極的に取組に参加していく。

また新たなメガサイエンスプロジェクトとして、国際リニアコライダー（電子・陽電子衝突型加速器）プロジェクトが模索されており、他国の動向を踏まえつつ政府としての対応を進める上で、外務省としても右作業に参加することが求められる。

事務事業名 **バイ・マルチの宇宙に関する法的枠組み等を通じた科学技術協力及び国際宇宙基地（ISS）計画の推進**

事務事業の概要

現在、各国との宇宙に関する法的枠組調整では民間主体による宇宙活動の拡大、商業利用の一般化など、宇宙活動が多様化していく中、我が国は宇宙先進国として宇宙の秩序に係る法的側面からの議論に参加することが必要であり、国連及び各国間におけるルール作りに貢献することが求められる。

また国際宇宙基地協力協定の下、我が国、米、露、加、欧州15か国の共同プロジェクトとして国際宇宙基地計画が進められているが、同計画により微小重力環境を活用した科学研究が可能となるなど、我が国の総合的な科学技術力向上にとっても大きな成果が期待されることから、ISSの早期完成に向けた外交上の施策実施が引き続き不可欠である。

こうした外交上の施策の実施は、今後将来の国際協力の課題としての比重を増すと考えられる月・火星探査において我が国が適切な役割を果たす上でも重要である。

有効性（具体的成果）

宇宙に関する法的枠組みについては国連の中で、宇宙物体登録制度等の扱いについて議論されるとともに、スペースデブリ（注：いわゆる「宇宙ゴミ」）低減ガイドラインが、平成19年秋の国連総会において採択された決議において承認されたところであり、我が国の宇宙活動を制限する等、不利益が生じないように対応してきている。また、民間主体の参入・宇宙の商業利用等、近年の宇宙活動の多様化を踏まえ、平成19年度においては専門家等を招いて「宇宙法等検討会」を開催し、国際条約に合致した宇宙活動を行うための国内体制について検討を行った。

更に、ISS計画の見直しとその結果を受けて、我が国が不利益を被ることがないように、外交ルートを通じた働きかけを行うとともに、多数者間調整委員会や宇宙機関長会議での動向を現行の法的枠組みの観点から注視するよう努めた結果、法的枠組みに則った活動が行われている。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 **今のまま継続** 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

我が国は日本実験棟「きぼう」の着実な運用及び利用を通じて国際宇宙ステーション計画への貢献を果たすことにより国際パートナーの信頼を得ていくことが必要。このため「きぼう」の着実な運用及び利用が確保されるように引き続き国際パートナーとの調整を支援していく。

また宇宙に関するルール作りでは各国の利害が必ずしも一致しない中で、宇宙先進国としての指導的地位を維持しつつ、我が国が不利益を被ることのないように対応することが必要であり、我が国の利益が確保されるような法的整備に努める。

また宇宙分野において、より一層他国との協力関係を深めつつ、我が国の当該技術力をアピールしていくことで、本分野での指導的地位の維持に役立てる。

我が国も加盟している国際移動通信衛星機構(IMS0)と国際電気通信衛星機構(ITS0)においては、平成18年3月に条約改正が採択された。IMS0条約を適切に遵守するために、今後本改正による国内手続きを進めることが肝要であり、具体的には国会での批准作業に着手することが求められる。宇宙に関する国内法(議員立法)の動きもあり、国際法との整合性等を確認する作業も求められる。

また我が国が主導するアジア太平洋地域宇宙機関会議(APRSAF)の地域内での重要性を維持するとともに、同会議を通じ推進しているアジア防災危機管理システム「センチネル・アジア(アジアの監視員)」プロジェクトの有効性を高めるため、これら枠組みへ各国が引き続き積極的に参加することを確保すべく、外交努力を行う必要がある。

【事務事業名】 国際科学技術センター(ISTC)の活用を通じた科学技術協力の推進

【事務事業の概要】

国際社会において、懸念国・テロ組織への、大量破壊兵器・関連技術の拡散防止が喫緊の課題となっている。

ISTCでは、ロシア・NIS諸国の大量破壊兵器に関する技術及び専門知識の拡散を防止するため、関連研究者・技術者による、平和目的かつ将来の自立に繋がるプロジェクトの研究・技術開発を支援している。この施策はISTCを通じて関連研究者・技術者に支援を行うもので、科学技術協力の推進に対し直接的影響を与える。

我が国はISTCの原署名国であり、外務省より資金拠出も行っている。またISTC理事会等の意思決定機関に外務省代表が参加してISTCの運営に積極的に関与している。引き続きISTCを支援することで、国際社会の平和と安全の確保、我が国自身の安全確保に効果があり、国際社会への貢献の観点からも重要であると言える。

【有効性(具体的成果)】

平成19年度は、事務局経費の負担及び、プロジェクト経費に対する追加支援を行った。また、コラボレーター(政府資金プロジェクトに技術的協力等を行う民間人)、パートナープロジェクト(民間企業による直接の資金的貢献)を通じて、関連研究者・技術者の知識・技術、関連施設を活用することにより、我が国の科学技術の発展にも効果がある。支援極全体では、これまでに7億8千万ドル以上の支援が行われ、延べ約6万9千人の大量破壊兵器関連研究者・技術者が平和目的のプロジェクトに従事することができ、関連技術の不拡散・ロシア・NIS諸国の平和的発展に貢献した。

【事業の総合的評価】

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止
(理由と今後の方針)

ISTCは東西冷戦終結時の大量破壊兵器の拡散防止に大きく貢献したが、ロシア、NIS諸国の研究者・技術者の置かれた研究環境、経済状況が全般的に向上したとは未だ言えない状況にある。技術・知識の流出の危険性は依然として存在し、懸念国やテロ組織への拡散の可能性はこれまでの脅威を更に増大させている。従って、軍縮・核不拡散の取組の一つとして、ISTC支援を継続する。

しかしながら、設立から約14年が経過した現在、各国政府が資金拠出するレギュラープロジェクトに加え、今後は、民間企業等の資金を活用したパートナープロジェクトや商業化活動に力を入れ、研究者・技術者のISTCからの自立化を促すため、将来戦略計画を検討中である。

事務事業名 国際科学技術研究開発協力分野における調査

事務事業の概要

科学技術・研究開発の発展及び規模の拡大にともない、科学技術分野での外交の重要性が増している。この分野において主導的な立場を有する我が国は、各国との科学技術分野での交流を戦略的に推進し、日本が有する特性を活かして、日本の利益を確実に反映するのみならず各国へも裨益する形で我が国外交を強化することが望まれる。そのためには、外部の専門家の知見等を活用しつつ、各国における科学技術外交の動向を把握し、科学技術研究開発における諸問題やその成果の国際政治及び経済問題に対する影響を分析し、我が国外交に資することが望まれる。

有効性（具体的成果）

平成19年度においては、現在我が国が欧州共同体との科学技術協力協定を交渉中であること等も踏まえ、今後日欧間の研究交流を推進し、我が国科学技術外交の戦略的实施に寄与するとともに、日本の研究者の利益を促進するため、欧州側の研究開発助成制度の主要な特徴と外国主体がこれに参加する際の具体的方法の詳細やその利益・効果、制約、問題点等を詳細に把握しておくことを目的として本調査が実施された。本事業では「EUの『研究開発枠組み計画』への外国主体の参加方法・実績と我が国との関係に関する調査」を題材とする委託調査を行い、企画競争の応募業者から、研究者による調査結果を記した報告書の提出を受けた。調査の結果、『研究開発枠組み計画』への域外国の主体の参加方法等が一通り明らかにされた。欧州側の制度を利用した研究協力のインセンティブが日本側にも存在する一方で、域外国主体の参加にあたっては情報不足も含めた行政面での負担が大きいなどの問題も明らかになった。また我が方の問題意識に対応する情報の欧州側の把握状況も必ずしも一元化されていないなど、本件関心を追求していく上での今後の課題なども明らかになる効果があったと考えられる。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止
(理由と今後の方針)

平成20年度においても、科学技術外交の強化に資する調査を行うための予算を既に獲得しているが、有効な成果を得る上でも予算の増額が必要である。調査内容については、主要各国における科学技術外交の取組（外務省と科学技術関係省、学界・産業界等との間での科学技術政策に関する政策策定、政策調整、政策実施、政策評価システム等）等のテーマについて、専門家による調査を委託し、我が国の科学技術外交実施に参考とすることとしている。

評価をするにあたり使用した資料

二国間科学技術協力の枠組み

日米科学技術協力

日・オランダ科学技術協力

日・カナダ科学技術協力

日伊科学技術協力

日・スイス科学技術協力

イーター（ITER）計画

ブローダー・アプローチ（日・欧州原子力共同体核融合エネルギー協定）

国際科学技術センター（ISTC）

国際宇宙基地協力計画（ISS）

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域 当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

施策 4 国際経済に関する取組

具体的施策

-4-1	多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の推進	177
-4-2	グローバル化の進展に対応する国際的な取組	180
-4-3	重層的な経済関係の強化	183
-4-4	経済安全保障の強化	187
-4-5	海外の日本企業支援と対日投資の促進	193

- 4 - 1 多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の推進

事務事業名 ドーハ・ラウンドの妥結に向けた取組

事務事業の概要

日本の経済発展の拠って立つ柱である多角的貿易体制を維持・強化するため、WTOドーハ・ラウンド交渉の最終妥結に向けて取り組む。

有効性（具体的成果）

早期にドーハ・ラウンド交渉を妥結させるべく、我が国は主要国の一員として積極的に交渉に関与した。平成19年7月の農業・NAMA(非農産品市場アクセス)のモダリティに関する議長テキストの発出の際には、我が国は、この文書をたたき台としつつ、マルチの場での議論を積極的に行っていくことが肝要であること等を表明した。9月以降、ジュネーブでは、発出された議長テキストを基に農業・NAMAの交渉グループで実務レベルの交渉が活発に行われ、その後も平成20年2月にサービス議長報告書が発出される等、交渉は日々進展したが、我が国はこれに積極的に参加した。現在は、交渉の早期妥結に向け、包括的でバランスのとれた合意を目指して各国間及び多数国間での交渉に積極的に取り組んでいる。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

平成19年1月にドーハ・ラウンド交渉は本格的に再開した。同年7月には農業・NAMAの交渉議長テキストが、11月にはルール交渉議長テキストが発出され、ジュネーブでの交渉会合や主要国間の二国間協議が積極的に行われた。これらを受け、20年2月には農業・NAMA(非農産品市場アクセス)改訂交渉議長テキスト及びサービス議長報告書が発出されるなど、交渉は重要な局面を迎えている。農業、非農産品市場アクセス(NAMA)、サービス等の主要各分野における交渉力の強化及び各分野にまたがる総合的な交渉力強化を通じて我が国の利益を確保していく必要がある。また、ラウンド交渉が妥結した場合には、その成果を協定に盛り込む協定改正の作業が必要となるため、人的資源及び専門的知見の充実が不可欠である。

事務事業名 経済連携協定 / 自由貿易協定等を通じた二国間・地域間の経済連携の積極的な推進

事務事業の概要

現在交渉中の国々との間での経済連携協定交渉(EPA)締結に向けた交渉と今後のEPAを含む経済連携強化に向けた方途についての政策的検討の推進及び可能な作業への着手

有効性(具体的成果)

(総論)

チリ及びタイとのEPA発効、ブルネイ及びインドネシアとのEPA署名、ASEAN全体とのEPAについては、我が国が3月28日に署名したことに加え、ベトナム、インド、スイス、豪州とのEPA交渉の開始をはじめ大いに進展があった。また、投資の自由化及び円滑化促進の観点から、既に二国間投資協定(BIT)を締結しているベトナムを除き上記EPAすべてに投資章が含まれている、あるいは含まれるべく交渉を行っているところであり、結果アジア各国については、投資章を含むEPAもしくはBITを概ね締結済みあるいは交渉中となった。

(各論)

我が国と各国の経済連携強化に向けた取組の成果としては、以下のとおり。

(1)平成14年11月に発効した日・シンガポールEPAの原産地規則の品目別規則等の改正議定書が平成19年11月27日に、平成17年4月に発効した日・メキシコEPAの一部製品の関税割当の枠内税率等を定める議定書が平成19年4月1日に発効した。

(3)日・チリEPAが平成19年9月3日に発効し、往復貿易額の約92%の関税が10年以内に無税となる。

(4)日・タイEPAが平成19年11月1日に発効し、往復貿易額の約95%の関税が10年以内に無税となる。

(5)日・ブルネイEPAは平成19年6月18日に署名に至った。本協定が発効すると、往復貿易額の約99.9%の関税が10年以内に無税となる。同協定は、貿易と投資の自由化・円滑化、エネルギー分野での関係強化、人材養成をはじめとした協力、ビジネス環境の整備等につき定めるものである。同協定の発効により両国間の経済関係、ひいては両国関係全体が一層強化されることが期待できる。

(6)日・インドネシアEPAは平成19年8月20日に署名に至った。本協定が発効すると、往復貿易額の約92%の関税が10年以内に無税となる。同協定は、物品・サービスの貿易及び投資の自由化・円滑化、エネルギー・鉱物資源分野での関係強化、自然人の移動、人材養成等の協力、ビジネス環境整備等につき定めており、同協定発効により天然ガス、石油、石炭等のエネルギー・鉱物資源の安定供給確保や現地に進出している又は今後進出する日系企業の投資環境改善等が期待できる。

(7)ASEAN全体とのEPAについては、我が国は平成19年3月28日に署名した(4月14日までに日ASEAN全ての国が署名完了)。本協定は我が国初の複数国間のEPAであり、我が国と緊密な関係を有するASEANとの戦略的関係強化や原産地規則の累積(注)規定を日・ASEAN域内で適用することによる域内全体の生産ネットワークの強化も期待できる。

(8)平成19年1月に交渉開始したベトナム及びインドについては、ベトナムとはこれまでに6回、インドとはこれまでに5回の交渉会合を開催している。

(9)豪州については平成19年4月、スイスについては同年5月より交渉を開始した。豪州とはこれまでに4回の交渉会合を開催している。

(10)平成18年9月に自由貿易協定(FTA)交渉を開始したGCC諸国とは、これまでに2回の交渉会合を開催しており、可能な限り早期に交渉の主要点についての実質的な妥結を目指し交渉を進めている。

(11) 平成16年11月以降交渉が中断している韓国とのEPAについては、平成20年2月の日韓首脳会談において、交渉の再開につき検討していくこととなった。

(12) また、広域経済連携については、我が国が提案した東アジア包括的経済連携構想（ASEAN構成国及び日中韓印豪ニュージーランド）、東アジア自由貿易圏構想（ASEAN構成国及び日中韓）や、アジア太平洋の自由貿易圏構想（FTAAP）の検討が進められている。

(13) BITについては、今後これまで以上に戦略的に活用し推進していくため、BIT締結相手国・地域をより戦略的な優先順位をもって検討していく。

(注) 累積：ある産品が締約国Aで生産される場合、その生産に使用された締約国Bの原産材料を締約国Aの原産材料とみなすこと。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

平成19年度より新たにEPA交渉を開始した2か国（豪州、スイス）また現在交渉中のGCC諸国、ベトナム、インド、EPA交渉再開に向けて検討していくこととなった韓国につき、平成19年3月18日に行われた経済財政諮問会議において高村外務大臣より提出されたEPA工程表に基づき、EPAに引き続き積極的かつ戦略的に取り組んでいくことが確認された。今後これらの国・地域とのEPA交渉に注力していく必要があるとともに、検討が進められている様々な広域経済連携についても、我が国としてグローバル化が進展する国際社会の安定的な成長に寄与していくため、東アジア及びアジア太平洋地域における経済連携の枠組みの研究や検討において、WTO体制を含め世界経済・貿易に与える影響、関係各国の考え方等を踏まえ、これら各国と協議しつつ、積極的な参加及び貢献を行っていく。また、米国及びEUを含めた大市場国及び投資先国との取組については、諸外国の動向、これまでの我が国との経済関係及び各々の経済規模等を念頭におきつつ、将来の課題として検討を進めていく。また、日米、日EU経済関係の更なる発展を促すような基盤を整えていく方策は何かについて、民間で行われている議論も踏まえつつ、引き続き真剣に検討を進め、可能なものから、米国・EUとともに準備を進めていく。

評価をするにあたり使用した資料

外務省ホームページ

自由貿易協定（FTA）/ 経済連携協定（EPA）

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域 当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましても当該外交政策を選び、資料を探してください。

- 4 - 2 グローバル化の進展に対応するための国際的な取組

事務事業名 G 8 サミットにおける我が国の積極的貢献

事務事業の概要

G 8 サミットは、国際経済を含めた国際社会の直面する種々の重要な課題を G 8 首脳間で議論し、有効な政策協調を行っていくために重要な役割を果たしており、我が国としてもその議論に準備段階から積極的に参加し、貢献する。これにより、グローバルな国際経済の枠組みを強化し、対外経済活動を行う上で好ましい国際環境を作る。

有効性（具体的成果）

G 8 ハイリゲンダム・サミットにおいて我が国は積極的に貢献し、発出されたそれぞれの成果文書に以下のとおり我が国の考え方を反映させた。

- （イ）大きなテーマとなった気候変動問題においては、安倍総理大臣（当時）から、先に発表した日本提案「クールアース 50」を紹介し、世界全体の排出量を現状に比して 2050 年までに半減することを全世界の共通の目標とするとともに、次期枠組みを構築するに当たって、「主要排出国の参加」、「柔軟かつ多様な枠組み」、「環境保全と経済発展の両立」という「3原則」を提案した。その結果、こうした内容を軸に議論が行われ、2050 年までに世界全体の温室効果ガスの排出量を少なくとも半減することなどを真剣に検討することで G 8 首脳の合意が得られた。
- （ロ）北朝鮮問題については、安倍総理（当時）より、議論をリードする形で北朝鮮による核兵器開発は容認できず、引き続き国際社会として圧力をかける必要がある、拉致問題は国際的広がりのある人道問題であり、G 8 として連携して強い対応をとる必要がある、これらについて国際社会は北朝鮮に対して明確なメッセージを送るべき旨述べた。その結果、参加首脳の支持を得、議長総括で力強いメッセージを発出することができた。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

国際社会の直面する種々の重要な課題に対応するためには、G 8 諸国による協調的な対応が強い影響力を有しているため、その対応のあり方を決める G 8 サミットの準備プロセスへの積極的参加、及び各種作業グループへの積極的貢献が有効である。今後も我が国に相応しい国際環境を形成するため、引き続き、G 8 サミットのプロセスに積極的に取り組んでいく。

事務事業名

OECDにおける国際的なルールメイキングおよび政策協調への積極的参画（含むOECDによる一層積極的な非加盟国協力活動の支援・促進）

事務事業の概要

経済協力開発機構（OECD）は、加盟国の経済成長、途上国経済の発展、世界貿易の拡大に加え、新たな課題にも、意欲的に取り組んでおり、「先進国標準」が醸成されていくことや、政策提言を行う先導的役割を果たすことにその特色がある。それら活動は、国際的なルールメイキング政策協調に直結しており、我が国にとって有利な形に導くことが極めて重要である。

有効性（具体的成果）**（１）ルールメイキング及び政策協調への参画**

（イ）OECD 模倣品被害報告書案は、平成 18 年度において OECD 会合で事務局案が作成され、平成 19 年 7 月に、模倣品被害の経済的規模などを分析した第 1 フェーズの報告書が公表された。今後、第 2 フェーズを進め、保存媒体を介さない知的財産物件の模倣や放送など、これまでに分析されていない問題についての研究が進められる予定。

（ロ）OECD が作成した「外国公務員贈賄防止条約」の効果的な履行を確保するため、贈賄作業部会では締約国間の相互審査（ピア・レビュー）が進展。平成 18 年度に、フェーズ 2 審査（担保法の実効性審査）勧告に関するフォローアップ、並びに効果的な捜査・訴追の障害に関する自己評価（フェーズ 2 追加審査勧告に基づくもの）について、我が国として書面報告を行った。本作業部会は、我が国の取組を評価する一方、効果的な捜査・訴追に関する我が国の「積極的取組（pro-activeness）」について更にフォローアップ状況の報告を求めており、我が国は、平成 20 年 3 月以降、主要審査国（米・伊）との間で本件に関する非公式協議を継続している。

（２）非加盟国協力活動の支援・促進

（イ）MENA-OECD（中東・北アフリカの 18 か国を対象とし、投資プログラム及びガバナンスの 2 つのプログラムより構成）については、平成 20 年から更に 3 年間 MENA として延長されることとなった。NEPAD（我が国が平成 17 年 OECD 閣僚理において提案したもので、サブ・サハラ地域を対象とし、開発の促進・貧困削減等を目的としている。）に関しては、平成 18 年にコンゴ共和国で第 1 回ラウンド・テーブル会合が開催され、平成 19 年はザンビアで第 2 回ラウンド・テーブルが開催された。

（ロ）平成 18 年 9 月、我が国の提案により、ベトナム・ホイヤンにて OECD・APEC 合同セミナーを開催し、「投資政策枠組み（PFI）」をアジア太平洋地域の投資政策担当者や現地ビジネス界等に周知した。平成 19 年度はこれをさらに推し進め、同年 11 月及び平成 20 年 3 月に OECD のミッションをベトナムに派遣（我が国も参加）し、平成 20 年 3 月末にパリにおいて第 2 回国際投資フォーラムが開催された。また、新たに中国に対するイノベーション政策（平成 19 年 8 月公表）や規制改革の審査（平成 19 年 9 月開始）を実施した。

（ハ）平成 19 年 OECD 閣僚理事会で、今後 OECD への新規加盟を検討する候補国としてロシア等の 5 か国を選定し、今後具体的な加盟審査を進めることが決定された。また、ブラジル等 5 か国と東南アジア地域との間で今後戦略的関係を深めていくことも決定し、これら諸国・地域を OECD の活動に一層取り込んでいくこととなった。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 **今のまま継続** 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

(イ) ルールメイキング及び政策協調への参画

OECDにおけるルールメイキング及び政策協調への参画は、グローバル化の進む国際社会において、我が国にとって好ましい国際環境づくりを行うとの観点より有効である。また、我が国の各分野における政策立案を行う上で参考とするため、加盟国間で知見を共有し合うとの観点より、これに積極的に参加し貢献することが必要である。

(ロ) 非加盟国協力活動の支援・促進

OECD加盟国が一丸となり非加盟国に対して国際水準の規則・規範を理解せしめ、責任ある行動を求めることや、投資環境改善等の政策の実施を促すことは、地球規模の経済成長を促すとの観点より有効である。また世界標準の対等な競争環境を創造することを通して我が国企業の利益となる。

評価をするにあたり使用した資料

平成20年版外交青書

外務省ホームページ (G8) <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/summit/index.html>

外務省ホームページ (OECD) <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oecd/index.html>

OECD東京センターホームページ <http://www.oecd-tokyo.org>

OECDホームページ <http://www.oecd.org>

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域 当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

- 4 - 3 重層的な経済関係の強化

事務事業名	APEC（アジア太平洋経済協力）を通じた域内の貿易・投資の自由化・円滑化、貿易の安全確保等の分野における具体的な協力の促進			
事務事業の概要	APEC首脳会議、閣僚会議等で、貿易・投資の自由化・円滑化、貿易の安全確保等の分野における具体的な協力を推進する。			
有効性（具体的成果）	以下の取組を含む施策の展開により、APECを通じた貿易・投資の自由化・円滑化、貿易の安全確保等の分野における具体的な協力の促進に貢献した。 (1) WTO・DDA交渉の早期妥結に向け、APEC域内にも呼びかける力強いメッセージを発出すべきとの認識で一致し、平成19年9月の首脳会議において、WTO・DDAに関する独立声明が採択された。 (2) アジア太平洋地域の自由貿易圏構想（FTAAP）の選択肢及び展望の検討実施の他、幅広い分野にわたる具体的な行動について合意された地域経済統合を促進する方法についての報告書が承認された。 (3) 今後2010年までに貿易取引費用の更なる5%削減を目標とする貿易円滑化行動計画（TFAP2）が承認された。 (4) 電子商取引、原産地規則及び衛生・植物検疫措置（SPS）の3分野に関し、FTA交渉の参考となる具体的措置を列挙したモデル措置が承認された。 (5) 構造改革実施のための首脳の課題（LAISR）で示された5つの優先分野についての具体的な作業工程表が承認された。 (6) APECの取組の効率性・継続性を確保する観点から、豪州と共同提案したポリシー・サポート・ユニット（PSU）の設置、APEC事務局長専任化の準備等、事務局機能の強化を柱とするAPEC改革案が承認された。 (7) 気候変動がAPEC地域においても重要な課題であるとの観点から、気候変動、エネルギー安全保障及びクリーン開発に関するシドニーAPEC首脳宣言が採択された。 (8) 日本としては、平成19年5月に東京において「APEC投資自由化・円滑化シンポジウム」、6月に豪州において「構造改革における競争政策の役割に関するセミナー」、10月に福岡県等において「第2回APEC一村一品セミナー」等をそれぞれ開催した。			
事業の総合的評価				
拡充強化	内容の見直し・改善	今のまま継続	縮小	中止・廃止
（理由と今後の方針）				
先進エコノミーにとってはボゴール目標の達成期限であり、我が国がAPECの議長国となる2010年に向けて、貿易・投資の自由化・円滑化、貿易の安全確保等の分野における具体的な協力の促進を拡充強化する必要がある。				

事務事業名 ASEM各種会合、個別分野での活動等を通じた、アジア・欧州間の対話と協力の推進

事務事業の概要

- (1) ASEM首脳会合、外相会合等の各種会合において、アジア・欧州間の政治、経済、社会・文化その他の課題について欧州の対話と協力を促進する。
- (2) ASEMの将来についての検討等、ASEMの個別の活動へのイニシアティブを発揮する。

有効性（具体的成果）

以下の取組を含む施策の展開により、ASEMを通じた具体的な対話と協力の促進に貢献した。

- (1) 第8回外相会合：平成19年5月にハンブルグにおいて開催。日本は、同月に東京で開催したASEM第5回テロ対策会議について報告。テロ対策という国際社会の共通の課題に対するアジアと欧州の協力強化に貢献した。また、同外相会合においては、地域情勢、不拡散、国連、気候変動、テロ、WTO、地域協力等について議論が行われた。麻生外務大臣（当時）より、気候変動に関し、安倍総理（当時）の発表した「美しい星へのいざない」の内容を紹介した他、テロ対策、貧困、文明・宗教間対話の長期的取組の重要性を訴えた。
- (2) 鳥・インフルエンザ対策：50万人の抗ウィルス薬及び防疫用品のシンガポールへの備蓄及びキャパシティビルディング等の事業のため、36億9460万円（平成19年度補正予算）を、アジア欧州財団（ASEF）に拠出。アジアにおける鳥・インフルエンザ対策に貢献するとともに、アジア欧州財団の能力強化に貢献した。
- (3) 第7回ASEM関税局長・長官会合：平成19年11月に横浜において開催。安全かつ円滑な貿易、知的財産保護、環境問題、税関協力等について議論を行い、会合の成果を「横浜宣言」として発表した。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

- (1) 第7回首脳会合主催国である中国とも協調しながら各種会合への対策等を継続する必要がある。
- (2) 気候変動、感染症、テロ等のグローバルな課題への対応、文化面での対話等の課題へ対応するための具体的協力を引き続き推進する必要がある。

事務事業名 日・EU間及び二国間の各種経済協議、官民連携等を通じ貿易投資、ビジネス環境の整備を推進

事務事業の概要

日・EU定期首脳協議、日・EUハイレベル協議、日・EU規制改革対話、日・EU行動計画運営グループ会合、二国間経済協議等各種協議の場を通じてのEUや欧州各国との二国間経済関係の強化および協力案件の推進。日・EUビジネス・ダイアログ・ラウンドテーブル（BDRT）をはじめとするビジネス界との経済分野における（官民）連携の推進。

有効性（具体的成果）

- (1) 日・EU規制改革対話の枠組みの下で、日・EU双方要望事項について進展ないしは一定の前向きな反応が得られると共に、双方の制度理解が着実に進む等、着実な成果が得られた。
- (2) 日・EU間及び欧州各国との二国間の枠組みを通して、我が国企業が大きな影響を受けるEUの規制について必要な働きかけを行うこと等により、ビジネス環境の整備、貿易・投資関係の強化に貢献し

た。

(3) BDRTや在欧日経企業へのアンケート実施等を通じ、民間側の要望を十分に吸い上げ、対EU経済政策に反映させた。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

日・EU規制改革対話等の場を活用して、在欧日本企業にとってのビジネス環境向上のための改善を引き続き要望していく必要がある。また、我が国企業の意見や要望を反映した実効的な政策決定のため、引き続き、ビジネス界との連携を強化する必要がある。

事務事業名 日・EU間の共通の国際的関心事項への取組を強化

事務事業の概要

気候変動、エネルギー、WTO等、共通の国際的関心事項について協力して取り組む。

有効性(具体的成果)

以下を含む成果があげられた。

- (1) 第16回定期首脳協議において、気候変動につき、平成20年のG8日本サミットに向けて、実効的な国際的枠組みの構築に弾みとなるような意見の一致を目指すため、日・EU間の協力を強化していくことで合意。また、エネルギー効率の改善、エネルギー源多様化が重要であることで一致、WTOドーハラウンド交渉の年内妥結に向け日・EUの連携を強化していくことで合意。
- (2) 平成20年3月に東京で日・EU環境高級事務レベル会合を開催し、気候変動、エネルギーを含む環境問題に関する幅広い項目についてEU側との意見交換を実施。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

拡大・深化に伴い、国際社会において発言力・影響力を増大させているEUとの協力は、ますます重要になっているため。

評価をするにあたり使用した資料

【APEC】

APECシドニー閣僚会議(概要と評価)(外務省ホームページ)

APECシドニー首脳会議(概要と評価)(外務省ホームページ)

【ASEM】

アジア欧州会合第8回外相会合(概要)(外務省ホームページ)

アジア欧州会合第3回環境大臣会合(外務省ホームページ)

【EU】

第16回日・EU定期首脳協議(概要と評価)(外務省ホームページ)

EU事情と日・EU関係(外務省ホームページ)

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域 当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

- 4 - 4 経済安全保障の強化

事務事業名 国際的な枠組み等を通じたエネルギー消費国間の協力・協調の強化、資源生産国・消費国間の対話の強化及び生産国との良好な関係の維持・強化

事務事業の概要

急激な経済成長に伴い中国、インド等経済新興国のエネルギー需要が増大し、また、原油を始めエネルギー・資源価格がかつてないほど高騰し、一部の生産国で資源の国家管理の強化の動きが見られる現在の国際エネルギー・資源情勢において、我が国がエネルギー・資源の安定供給を確保し、日本のエネルギー安全保障を強化することは、外交政策上も重要な課題であり、そのために以下の取組を行った。

(1) エネルギーの安定供給の確保

二国間対話や国際エネルギー機関(IEA)や国際エネルギー・フォーラム(IEF)等の多国間の枠組みを通じて、消費国間の協力を図るとともに、生産国との関係強化及び対話を推進した。また、エネルギー輸送路の安全確保に関連し、シーレーン沿岸国との連携強化を図った。

関係省庁と協力して、重要な資源獲得案件を政府全体で支援するための指針として、「資源確保指針」を策定した(平成20年3月閣議了解)。

(2) エネルギー効率向上の世界への伝播

我が国は、世界で有数のエネルギー効率の高い国として、エネルギー需要が増大するアジア地域を中心に世界的なエネルギー効率改善を推進する。

(3) 多国間協力とルールの強化

G8の枠組みやIEA、エネルギー憲章条約等における取組を通じ、多国間協力や政治的意図表明を含むルールの強化を推進する。

(4) 鉱物資源の安定供給の確保

銅をはじめとする非鉄金属や鉄鉱石等の鉱物資源についても、中国、インド等の経済成長に伴う需要の拡大を主な要因として、価格が高騰するとともに世界的な供給の逼迫が懸念される事態となっており、関連する国際機関等を通じて、生産・消費・輸出入動向の把握に努めた。

有効性(具体的成果)

(1) エネルギーの安定供給の確保

(イ)平成19年4～5月、安倍総理(当時)がサウジアラビア、アラブ首長国連邦、クウェート、カタール等を訪問。首脳会談等を実施し、生産国との関係強化を図った。

(ロ)平成19年8月、安倍総理(当時)がインドネシア、インド、マレーシアを訪問し、シーレーンの安全等について協力を強化することを確認した。また、インドネシアとの間では、LNGの安定供給は両国のエネルギー協力発展の基礎を成すものであることを念頭に、両国間でエネルギー安全保障を強化するために協力していく意向を確認した。

(ハ)エネルギー生産国と消費国の対話の促進を目的として設立された国際エネルギー・フォーラム(IEF)において、我が国は引き続き理事国に選出され、平成20年4月に開催される第11回IEF閣僚会合に向け積極的に貢献した。また、石油市場の透明性を確保するため、共同石油データ・イニシアティブ(JODI)の一層の強化・整備に協力した。

(ニ)平成19年12月、ドイツ政府が主催した「エネルギー供給の安定と気候保全を推進する外交政策」に関する外相会議において、G8、ブラジル、中国、インド、メキシコ、南アフリカ等が参加し、気候変動への対応とエネルギー安全保障の基盤である生産国・消費国・通過国間の信頼関係の構築の上で、対話を通じて相互理解を深め同じ価値の実現を目指すとの、「外交」の役割及び重要性について共通の認識を確認した。

(ホ)平成19年12月、IEAにおいて、理事会を始めとする一連の委員会・作業部会を集中的に開催する「IEAコミッティーウィーク」に中国及びインドの代表を招いて議論を行い、両国とIEA加盟国との認識の共有を図り、中国及びインドとの協力関係を強化した。

(ヘ)平成20年3月、我が国企業が関連する重要な資源獲得案件を政府全体で支援するための指針として、資源確保指針を策定し、閣議了解された(経済産業省と共同議決)。

(2) エネルギー効率向上の世界への伝播

(イ) 平成 19 年 6 月、ドイツが議長国を務めた G 8 ハイリゲンダム・サミットにおいては、主要テーマとして気候変動問題に並んでエネルギー効率が取り上げられ、エネルギー効率向上の重要性について認識を共有した。

(ロ) 平成 19 年 8 月にシンガポールにおいて、同年 1 月の第 2 回東アジア首脳会議 (EAS) において採択された「東アジアのエネルギー安全保障に関するセブ宣言」に基づいて、第 1 回 EAS エネルギー大臣会合が開催された (甘利経産大臣とともに、当省より浜田外務大臣政務官 (当時) が出席)。本件会合は、EAS の枠組みの下で最初に開催された閣僚レベルの正式な会合であり、エネルギー安全保障分野における取組の基礎をより強固なものとしていく上で大きな意義があった。また、エネルギー効率向上及び省エネルギーの推進等が議論され、各国が自主的な省エネ目標・行動計画を平成 21 年の第 3 回 EAS エネルギー大臣会合までに策定 (第 2 回 EAS エネルギー大臣会合で中間報告) することで一致し、閣僚声明に明記された。

(ハ) 平成 19 年 11 月、第 3 回 EAS において、セブ宣言及び第 1 回 EAS エネルギー大臣会合での取組を支持するとともに、平成 21 年までに自主的なエネルギー効率目標を策定することが首脳宣言にも明記された。

(ニ) 平成 19 年 9 月の第 15 回 APEC 首脳会議では、2030 年までに APEC 域内のエネルギー効率を少なくとも 2005 年比で 25% 向上させるとの数値目標とともに、各国の自主的な国別目標・行動計画の策定及びその実施状況をモニターする等の行動指針を盛り込んだ「気候変動、エネルギー安全保障及びクリーン開発に関するシドニー APEC 首脳宣言」が採択された。

(3) 多国間協力とルールの強化

(イ) 平成 19 年 5 月、IEA 閣僚理事会において、エネルギー安全保障・経済成長・気候変動の一体的な解決のため、加盟国・非加盟国での省エネ目標・行動計画の設定など省エネルギー対策の強化、原子力発電を始めとするエネルギー多様化、革新的技術開発の必要性をコミュニケに盛り込んだ。また、エネルギー効率改善への取組、資源ナショナリズムへの対応、中国、インド等への働きかけ等について IEA 加盟国間で認識を共有した。

(ロ) エネルギー原料・製品の貿易の自由化及び通過の促進並びにエネルギー分野の投資の促進・保護について規定する唯一の国際約束であるエネルギー憲章条約に関する最高意思決定機関であるエネルギー憲章会議の議長に、平成 20 年も引き続き、我が国の河村武和欧州連合 (EU) 日本政府代表部大使が就任した。また、投資環境整備との目的をもって、ロシアによる同条約の批准やアジアへの加盟国の拡大に向けて働きかけを行った。更に、同条約に付随する通過議定書の早期発効を目指してロシアと欧州委員会との間で難航している交渉を進展させるべく、我が国が提案を行い、同議定書に関する複数国協議が平成 19 年 10 月及び平成 20 年 2 月に開催された。

(4) 鉱物資源の安定供給の確保

(イ) G 8 ハイリゲンダム・サミットでは、我が国より、「我々は、健全なライフサイクル分析に基づき、持続可能な成長のために、希少金属を含む天然資源の節約、再生利用、代替利用を奨励する」との提言を行い、「世界経済 (天然資源)」の首脳文書に盛り込まれた。

(ロ) 平成 20 年 3 月、「サブサハラ・アフリカと鉱物資源 (日本外交と資源安定供給の確保)」に関するセミナーを経済産業省との共催で開催した。サブサハラ・アフリカ地域に多くの資源権益を保有する資源メジャー幹部を招き、我が国企業及び関連機関関係者、サブサハラ・アフリカ諸国の在京大使館関係者の参加を得て、天然資源の探鉱・開発の投資促進及び資源安定供給の確保の必要性と外交の果たす役割について認識を共有した。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

(1) 二国間・多国間の枠組みを通じて、消費国間での対話や資源生産国との関係強化に努め、引き続き我が国のエネルギー・資源の安定供給確保に向けた取組を実施する。

(2) アジア地域を中心に、エネルギー効率向上のための協力を引き続き実施する。

- (3) 様々な国際的枠組みを通じて、多国間協力とルールの強化を一層推進する。
- (4) 我が国の産業の基盤となっている鉱物資源の安定供給確保のため、資源供給国との関係強化に努めつつ、G8やAPECを利用して多国間の協力を行う。
- (5) エネルギー憲章条約を通じたエネルギー分野における投資の拡大を推進することが、安定供給を確保するために有益であり、ロシアの批准を引き続き求めていくとともに、アジア諸国の加盟を働きかける。

事務事業名 国際連合食糧農業機関（FAO）、国際穀物理事会（IGC）等を通じた食料・農業開発問題に関する意見交換、情報収集及び提供、国際条約・基準の策定・運用

事務事業の概要

食料の持続的な生産と安定的な供給を確保するためには、人類の栄養・生活水準を向上させ、食料・農産物の生産・分配の効率を改善することが重要である。食料の多く（カロリーベースで約6割）を海外からの供給に依存する我が国としては、食料・農業に関する国際的な基準の策定への関与や関連する情報の収集などを通じて、食料の安定供給の確保に向けた取組を推進することが必要である。

(1) 我が国は、国際連合食糧農業機関（FAO）への資金拠出を通じて、国際条約・基準の策定・運用（FAO/WHO 合同食品規格委員会（Codex）、国際植物防疫条約（IPPC）等）、国際問題に関する意見交換（違法・無報告・無規制（IUU）漁業問題）関連する情報の収集・提供などを実施した。

(2) 更に、FAOの効率的・効果的な運営を実現するため、FAOの改革に向けた関連会合において関係国と意見交換を行った。

(3) 一次産品については、国際穀物理事会（IGC）、国際コーヒー機関（ICO）等において、需給状況等に関する情報・意見交換を行った。

有効性（具体的成果）

(1) 国際的条約・基準の策定・運用については、ルールの策定に当たり、我が国として関心を有する事項につき、関連会合の場で積極的な主張を行うことにより、我が国に不利とならない条件を確保することが可能となった。

(2) 国際問題に関する意見交換については、我が国として関心を有する事項につき、関連会合の場で積極的な主張を行うことにより、関係国の関心を高めることが可能となった。

(3) FAOの効率的・効果的な運営の実現については、我が国よりFAOの改革の必要性につき関連会合の場で積極的な主張を行うことにより、平成19年11月のFAO総会において、今後1年でFAO改革の枠組みを策定することが決定された。

(4) 関連する情報の収集・提供については、FAOの提供するデータベース（FAOSTAT）を活用することにより、関係省庁において、政策の検討・実施を行う際に必要となる基礎データを収集することが可能となった。

(5) 一次産品については、IGCでは平成18年2月に着任した北原悦男事務局長のもとで、平成19年12月に理事会を我が国にて開催するなど、同理事会における我が国の発言力を高めることができた。

(6) ICOでは、次期協定作業部会に参加し、我が国にとって重要な食の安全の観点から、次期協定にコーヒーの安全性の確保等について盛り込むよう主張を行った結果、盛り込まれた。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

(1) 途上国の人口増加・経済発展等による需要の増大、一部の主要穀物生産国による不作、バイオ燃料の生産量増加等による需要の変化、一部食料輸出国での貿易制限措置、原油価格の高騰、短期的投機資金の流入等を要因として、世界的に食料価格が高騰している状況の中、世界最大の食料純輸入国かつ国際社会における主要先進国である我が国として、国際社会の団結した取組を主導すべく、国際機関等との一層の連携強化を行っていくことが必要である。

(2) また、国際的条約・基準の策定・運用については、ルールの策定に当たり、我が国として関心を有する事項につき、関連会合の場で積極的な主張を行うことにより、引き続き我が国に不利とならない条件を確保する必要がある。

- (3) 国際問題に関する意見交換については、我が国として関心を有する事項につき、関連会合の場で積極的な主張を行うことにより、引き続き関係国の関心を高めることが必要である。
- (4) FAOの効率的・効果的な運営の実現については、FAO改革の枠組み策定の為の関連会合の場で積極的な主張を行うことにより、FAOが我が国及び国際社会にとって重要な国際機関へと改革されることが必要である。
- (5) 関連する情報の収集・提供については、FAOの提供するデータベース（FAOSTAT）を活用することにより、関係省庁において、政策の検討・実施を行う際に必要となる基礎データを引き続き収集する必要がある。
- (6) 一次産品については、IGC等における我が国の発言力を引き続き維持する必要がある。

事務事業名 海洋生物資源の保存と持続可能な利用の原則確保のための国際的協力の推進

事務事業の概要

(1) 世界の漁業資源の約半分は満限に利用されており、約4分の1は過剰漁獲もしくは枯渇状態にあるとの資源の悪化に対する懸念が広まりつつある。我が国は世界有数の漁業国、水産物の輸入国として、国際的な場においても、海洋生物資源の持続可能な利用と適切な保存管理、海洋環境保全のための協力を積極的な役割を果たしている。

近年、各地域漁業管理機関においては、違法・無報告・無規制（IUU）漁業及び過剰漁獲能力への対策としてポジティブリストや寄港国措置など、資源の保存管理のためのルールを定めている。マグロ類については、海域によっては資源量の減少が顕著になりつつある中で、我が国は南半球におけるミナミマグロや大西洋におけるクロマグロの適正な保存管理に積極的に協力している。また、新しい国際的枠組みの設立に向けた関係国との協議に積極的に参加している。

(2) 捕鯨については、平成19年5月に米国アンカレジにて行われた第59回国際捕鯨委員会（IWC）年次会合において、反捕鯨国が過半数を得るといった状況の中で、沿岸小型捕鯨枠の設定等、鯨類の持続可能な利用については十分な支持と理解が得られなかったが、他方、我が国が提案した海上安全及び環境保護に関する決議が無投票で採択されるといった成果もあった。日本は、科学的根拠に基づき、保護すべき鯨種は適切に保護しつつ鯨類資源の持続可能な利用を図るべきとの立場であり、今後も、IWC加盟国に対し、この立場への一層の理解と支持を積極的に働きかけていく。

有効性（具体的成果）

(1) 近年の国連総会漁業関連決議の採択などを踏まえて、我が国、韓国、米国、ロシアの4か国は、北西太平洋公海における底魚漁業を対象とした地域漁業管理枠組みを設立することを目的とした政府間協議を開催してきている。平成19年1月の釜山で開かれた第2回政府間協議においては、漁獲努力量の現状の水準での凍結、操業区域の拡大の防止などを内容とする暫定的保存管理措置が採択された。マグロ類については、海域によっては資源量の減少が顕著になりつつある中で、我が国は南半球におけるミナミマグロや大西洋におけるクロマグロの漁獲量の削減に積極的に協力している。

(2) 捕鯨については、第59回IWC年次会合において、海上を航行する船舶及び船員の安全及び環境保護に関する決議（人命や財産を危険にさらす行為をIWC締約国政府は非難する、関係当事国に対し措置を講じることを促すとの内容）が、我が国及びニュージーランドの共同提案として提出され、無投票で可決された。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

(1) 引き続き、我が国漁業の長期的・安定的な発展を確保するため、責任ある漁業国として国際漁業管理機関での資源保存と利用に関する交渉に積極的に参加すること等を通じ、海洋生物資源の保存と持続可能な利用の確保のための国際協力を推進する必要がある。

(2) 一部の鯨類資源は持続可能な利用が十分可能なレベルにまで回復しているにもかかわらず、一部政府、NGOが非科学的かつ感情的な鯨類保護を強硬に主張しており、依然として商業捕鯨再開への道筋はついていない。また、鯨が大量の海洋生物を補食していることによる漁業と鯨との競合は広く我が国水産業

全体に影響を及ぼす問題である。したがって、海洋生物資源全体の適切な管理・保存のため、科学的根拠に基づく鯨類資源の持続可能な利用という我が国の立場について引き続き理解を求めていく必要がある。

事務事業名 我が国船舶の安全な航行確保のための海賊問題への積極的対応

事務事業の概要

我が国は四方を海に囲まれており、エネルギー資源のほぼすべてを海上輸送に依存している。東南アジアにおいては依然として海賊事件が多発しており、我が国の海上輸送の脅威となっているだけでなく、この地域全体の安定と経済の発展にも大きな影響を及ぼしている。このような背景を踏まえ、アジアにおける海賊対策を一層効果的にするため、各国の主権を尊重するとの前提の下、各国の取締能力の向上と関係国間での情報共有等による協力強化が必要である。特に後者の情報共有の強化については、我が国はアジア海賊対策地域協力協定(ReCAAP)の作成を主導し、同協定に基づいて設立された情報共有センター(ISC)に対し、人的・財政的支援を行っている。

有効性(具体的成果)

情報共有センター(ISC)は、平成18年11月に発足して以降活発な活動を展開している。我が国の支援によりキャパシティビルディングのための様々なワークショップ等を開催している。また、協定未締結国の協定締結を促進させるため、我が国から派遣された伊藤ISC事務局長自ら現地に赴き、未締結国の関係者に種々の働きかけを行ったり、ISCの機能強化・認知度の向上のために精力的に活動している。中でも平成19年12月に国連の専門機関である国際海事機関(IMO)との協力協定に署名したことは、ISCの情報収集能力の向上に大きく資するものと思われる。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止
(理由と今後の方針)

ReCAAP・ISCの発足から1年あまり経過し、これまでに上記のような積極的な活動を展開しており、今後も、平成20年秋にキャパシティビルディングのためのワークショップ開催等、ISCは意欲的に業務に取り組む姿勢を見せている。引き続き、ReCAAPの下での協力を通じアジアにおける海賊対策を一層効果的にするため、我が国は今後ともISCの活動を全面的に支援し、国際社会全体に対しその重要性をアピールしていく必要がある。

事務事業名 我が国の海洋における経済的権益(海洋資源等)の確保

事務事業の概要

我が国は四方を海に囲まれた海洋国家であり、海洋の秩序を維持・増進することの重要性は大きい。その観点から、海洋の法的秩序を包括的に規定する国連海洋法条約の効果的な運用と発展に対する貢献の必要がある。特に、国連海洋法条約では、沿岸国の200海里までの海底等をその大陸棚とするとともに、大陸縁辺部が200海里を超えて延びている場合には、海底の地形・地質等が一定の条件を満たせば、沿岸国は200海里を超える大陸棚を設定できるとしている。国土面積が小さいのみならず天然資源の乏しい島国である我が国にとって、周辺海域の大陸棚・深海底に埋蔵される海底資源の経済的な重要性は大きい。海底資源の安定的確保を通じた経済的権益の確保のため、同条約に基づき我が国の大陸棚の限界を延長すべく、現在、内閣官房総合海洋政策本部事務局を中心に、関係省庁において周辺海域の海底地形・地質調査等が進められており、外務省も、可能な貢献を積極的に行う必要がある。

有効性(具体的成果)

(1)「大陸棚の限界に関する委員会」委員選挙において、我が国が指名した玉木賢作東京大学大学院工学系研究科教授が再選された。大陸棚限界委員会では、各国の大陸棚延長申請の審査を通じ、委員会の考え方が徐々に確立してきつつある段階であり、我が国の大陸棚延長申請に際し、玉木委員より助言を得ることは、我が国が適切な延長申請を行う上で極めて重要である。

(2)海洋法に関する各種会合への積極的な参加を通じて、他国との情報交換、意見交換が促進された。各国の大陸棚限界延長申請に関し、将来的に我が国の参考となる他国の取組状況を把握することができた。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

地球上の石油、石炭、天然ガスの多くが大陸棚に埋蔵し、これまでの予備的調査で我が国の国土面積に匹敵する地域が我が国の大陸棚として延長できる可能性が出てきている。我が国の主張に沿った勧告を大陸棚限界委員会から得ることは、我が国の大陸棚延長には不可欠であり、これまでの大陸棚限界委員会が行った勧告や現在の同委員会の議論の動向を詳細に検討・分析していく必要がある。

評価をするにあたり使用した資料

平成20年版外交青書

外務省ホームページ

(経済 エネルギー)

・日本のエネルギー外交

・各種枠組み・地域におけるエネルギー分野に関する取組

(外交政策 経済 経済安全保障)

・国連食糧農業機関 (FAO)

・国際商品機関

(経済 海洋)

・国連海洋法条約

・海賊問題

(経済 漁業)

・漁業問題と外交

・捕鯨問題

等

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域 当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

- 4 - 5 海外の日本企業支援と対日投資の促進

事務事業名 海外における知的財産権保護強化に向けた取組

事務事業の概要

模倣品・海賊版拡散防止条約（ACTA）の早期実現に向けた取組の加速、知的財産権保護に関する二国間の対話、在外公館における知的財産担当官の任命・対応力強化等、海外における知的財産権保護強化に向けた取組。

有効性（具体的成果）

- （１）模倣品・海賊版拡散防止条約（ACTA）の早期実現に向けて、関係国間で議論を行ってきており、平成 19 年 10 月に日本、米国、EU などから関係国との集中的な協議開始を発表した。
- （２）日中、日韓、日米、日 EU 間の二国間の対話を継続することにより、他国の模倣品・海賊版による被害状況の報告が集まった他、模倣品・海賊版対策のための協力が深まり、海外の模倣品・海賊版対策を促進できた。
- （３）在外公館において知的財産担当官の対応力強化をすることにより、海外における日本企業支援及び関係機関との連携を促進することができた。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

近年、模倣品・海賊版がアジア地域を中心に広く流通し、その被害は世界各国に拡大している。日本製品についてもその例外ではなく、日本企業は、海外市場における潜在的な利益の喪失も含め、深刻な悪影響を受けている。このため、我が国は、外交の場を通じて、知的財産権の保護強化及び模倣品・海賊版対策のための協力について、各国への働きかけを継続していく必要がある。

事務事業名 日本企業支援窓口等を通じた相談・支援など日本企業による海外展開の積極的なバックアップ

事務事業の概要

現地政府・当局への働きかけ、在外公館施設の活用、事業相手方とのトラブル解決のための支援等、個別案件への支援も実施。また、経済団体・メディアとの頻繁な意見交換も行っている。

有効性（具体的成果）

日本企業支援をより効果的に行うため、平成 11 年に策定した「日本企業の海外における活動支援のためのガイドライン」を平成 17 年 12 月に改訂し、これまで以上に積極的な対応を可能とした。また、在外公館施設を可能な限り積極的に活用するために、官民それぞれが適切な形で経費負担をすることを可能とした。在外公館からの四半期毎の実績報告などにおいて、現地での情報入手、人脈形成への協力、現地政府に対する是正の申し入れ等のケースについて、多くの具体的な成果（欧州のある国において、大使公邸にて現地進出企業と現職大臣との意見交換会を行い、進出企業側からのコンタクト先リスト作成に関する要望が受け入れられる等）があり、企業支援が有効に行われていることが確認された。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

- (1) グローバル化が進展する中、「ヒト、モノ、カネ」の移動は世界規模で一層活発になっており、これに伴い、企業も様々な形で国境を越えた活動を一層活発化させてきている。政府として、日本企業の経済的利益を増進し、我が国経済の足腰と競争力を強化していくために、日本企業にとっての海外におけるビジネス環境を一層整備するとともに、個別企業の活動を支援していくことが求められている。
- (2) 一定の成果は出ているものの、我が国の EPA 推進等により、今後一層日本企業が海外進出する可能性があることから、これまで以上に細かい対応が期待されているところ、このような期待に応えていく必要がある。

事務事業名 2010年末までに対日直接投資残高を対GDP比5%程度に増加させることを目指す取組

事務事業の概要

「対日投資促進プログラム」(平成15(2003)年3月策定)、「対日直接投資加速プログラム」(平成18(2006)年6月策定)に基づき、種々の取組や施策を実施。外務省は、在外公館のネットワークの活用、種々の外交の場をとらえた我が国の取組の紹介、租税条約や社会保障協定の締結や交渉等を通じて、対日直接投資の更なる促進に努めている。

有効性(具体的成果)

平成19(2007)年末の対日直接投資残高(一次推計値)は15.4兆円となり、目標に向けて着実に進展していることが確認された。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

- (1) 対日直接投資は、雇用の拡大や、新しい商品、サービス、ビジネスモデルを日本にもたらす等、日本経済の活力増進につながる有効な手段であるが、現在、諸外国と比較して著しく低い水準にとどまっている。このため、対日直接投資の拡大を正面からの目標とし、政府一体となって種々の推進策を鋭意実施・実行していく必要がある。
- (2) 今後も引き続き、平成18年3月に策定された、対日直接投資残高を平成22年までにGDP比約5%にする計画の達成を目指し、鋭意取り組んでいく。

評価をするにあたり使用した資料

内閣府・対日直接投資推進室HP

<http://www.investment-japan.go.jp/jp/index.html>

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域 当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

施策 5 国際法の形成・発展に向けた取組

具体的施策

-5-1	国際法規の形成への寄与と外交実務への活用・・・・・・・・・・	199
-5-2	政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施・・・・・・・・	202
-5-3	経済分野における国際約束の締結・実施・・・・・・・・・・	204
-5-4	社会分野における国際約束の締結・実施・・・・・・・・・・	208

- 5 - 1 国際法規の形成への寄与と外交実務への活用

事務事業名	国際法に関連する各種会合における我が国の立場の主張。そのような会合における国際法規の形成及び発展の促進。
事務事業の概要	国連国際法委員会 (ILC) 及び国連総会第六委員会、アジア・アフリカ法律諮問委員会 (AALCO)、ヘーグ国際私法会議、私法統一国際協会 (UNIDROIT)、国連国際商取引法委員会 (UNCITRAL)、国際刑事裁判所 (ICC) に関する各種会合等に参加した。
有効性 (具体的成果)	(1) 国際刑事裁判所 (ICC) ローマ規程及び関連国内法が平成 19 年の 4 月に国会において承認・可決されるとともに、11 月の裁判官補欠選挙において齋賀富美子候補が第 1 位で選出された。 (2) 平成 19 年 7 月、ロシアによる日本漁船拿捕事案計 2 件を国際海洋法裁判所 (ITLOS) に提訴し、本件紛争を平和的に解決した。 (3) 国際物品売買契約条約 (ウィーン売買条約) を平成 20 年 2 月の閣議決定により国会に提出した。 (4) 国連国際法委員会 (ILC) においては、山田中正委員 (外務省参与) が、共有天然資源に関する特別報告者として条文草案の作成に積極的な貢献を行っており、平成 19 年度には地下水に関する条文草案 (第二読) を提出した。日本政府としても同委員の活動を積極的に支援した。 (5) ヘーグ国際私法会議においては、早川眞一郎東京大学教授を中心とする日本政府代表が「扶養料の国際的回収に関する条約」及び「扶養義務の準拠法に関する議定書」の作成に深く参画し、平成 19 年 11 月に採択された。また、国連国際商取引法委員会 (UNCITRAL) においては、藤田友敬東京大学教授が「国際海上物品運送条約」の起草委員会委員として中核的な役割を果たした。 (6) 上記のほか、国連総会第六委員会、アジア・アフリカ法律諮問委員会 (AALCO)、私法統一国際協会 (UNIDROIT) 等の国際フォーラムに参加し、日本政府としての意見表明を行った。
事業の総合的評価	拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止 (理由と今後の方針) 国際法は不断の発展を遂げており、政府として国際社会の各種フォーラムにおけるルール作りに積極的に関与していくことは国益に直結する施策である。引き続き、各種会合の機会を活かして一層積極的に国際法規の形成に貢献していく。ICC等における新しいルール作りに貢献していくほか、特に国際私法分野の条約の締結に向けて、必要な国内法整備等について一層の検討を進める。

事務事業名 国際法局長と主要各国のカウンターパートとの協議の実施。国際法の諸分野についての研究会等を通じた知見の蓄積・法的検討と外交実務への活用。

事務事業の概要

政府として国際法を的確に解釈・活用するための知見を蓄積し、国際法の諸分野の発展に貢献するために、国際法上の諸問題につき二国間の国際法局長協議を開催した。また、欧州評議会国際公法法律顧問委員会（CAHDI）及び国連総会第六委員会の際の法律顧問会合において、各国の法律顧問等国際法関係部局との意見交換を実施した。

また、国内においては、国際法研究者、実務関係者等を交えて種々の国際法分野を取り上げた研究会を実施した。これら研究会では、政府の側から問題意識を提示しつつ、最新の国際法解釈の動向を把握し、得られた知見を、国際法と整合性のとれた的確な案件処理等に活用している。

有効性（具体的成果）

- （１）平成19年度には、米国（５月）及び英国（８月）と二国間の国際法局長協議を行い、海洋法やICC等における我が国の立場を説明するとともに、各国の国際法上の諸問題に関する意見を聴取した。
- （２）欧州評議会国際公法法律顧問委員会（CAHDI）及び国連総会第六委員会の際の法律顧問会合の機会を捉え、各国の国際法法律顧問や国際法担当部局との間で意見交換を行った。
- （３）国内の研究者と「国際法実務研究会」（３回）、「国際法研究会」（７回）、「国際法勉強会」（３回）等を実施し、海洋法、ICC、新国家の分離・独立に伴う国際法上の論点等、我が国にとって重要度の高い問題に関する法的論点を検討した。また、「国連安保理の立法機能に関する研究会」（６回）を実施し、安保理決議に伴う国際法上の論点を検討した。
- （４）国内の研究者、各省担当者、実務関係者等を交え「UNCITRAL研究会」（４回）、「UNIDROIT研究会」（１回）を実施し、意見交換を通じて蓄積した知見を、UNCITRALやUNIDROITの各種会合の対処方針等に反映させた。
- （５）国際法委員会（ILC）において検討されている「共有天然資源」分野についての研究会を開催し、特別報告者（山田中正委員）の活動を支援した。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止
(理由と今後の方針)

あらゆる外交案件には法的な側面が存在すると言っても過言ではない。こうした中、我が国が様々な外交案件に適切に対処し、国際法の発展に積極的に関与していくためには、重要な外交案件について法的論点を整理・検討することが必要不可欠である。引き続き国際法局長協議等を通じ、各国の考え方を聴取し、今後の国際法の潮流を見極めるとともに、研究会等を通じて、国際法上重要な論点を把握し、検討していく。

また、種々の具体的外交案件における国際法に係る事項について、蓄積された知見に基づき的確な国際法の解釈を提示し、これら案件につき、我が国の国益を確保する形で解決を図っていくことは、国際法課の中心的業務の一つである。現在、海洋法等に係る問題についての事務が急増している状況を踏まえ、より一層、この取組を強化していく必要がある。

事務事業名

要請に基づいた公開講座や大学における臨時の講義の実施。研究者、学生等との意見交換及び交流の実施。我が国の国際約束に関する情報の継続的取りまとめ、及び対外的な公表。

事務事業の概要

国際法の知識を普及させることを通じ、国際法に関係する人材の裾野を広げ、国際法の発展の基盤を形成する観点から、国内大学の要請に基づき、平成19年度は国際法に関する講義を実施。国際法学会等、学者・研究者の研究会に積極的に参加。また、我が国が締結した国際約束に関するインターネットによるデータベース作成作業を継続中。

有効性（具体的成果）

講義やデータベース等による情報提供を通じて、国際法が現実の外交や国際社会の場でどのように活用されているかを学生や若手研究者に広く実感してもらうことは、国際法分野の裾野を広げ、その普及を図るために極めて重要である。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

今後も、講義やデータベース等による情報提供を通じて、国際法が現実の外交実務でどのように活用されているか及び国際法上の論点に関する政府の見解について、国民の理解を促進することは、国際社会における「法の支配」の強化に我が国が貢献していくとの観点からも、引き続き重要である。

評価をするにあたり使用した資料

- ・ 外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)
- ・ 平成20年版外交青書

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域 当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

- 5 - 2 政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施

事務事業名	日朝間の諸問題、日露平和条約交渉への適切な対処、日米安保体制の信頼性向上に向けた取組（法的な検討及び助言を含む。）
事務事業の概要	六者会合や日朝協議の開催、APECの際の日露首脳会談の開催等を通じ、日朝間の諸問題や日露平和条約交渉に適切に対処し、また、「日米軍事情報包括保護協定」の締結等により、日米安保体制の信頼性向上に向けて主体的に取り組み、我が国の外交安全保障の基盤的枠組みの構築に少なからず寄与した。詳細は下記各論参照。
有効性（具体的成果）	<p>（総論）</p> <p>日朝間の諸問題や日露平和条約交渉に適切に対処するとともに、日米安保体制の信頼性向上に向けて主体的に取り組み、我が国の外交安全保障の基盤的枠組みの構築に少なからず寄与した。</p> <p>（各論）</p> <p>日朝関係においては、平成19年9月に開催された第6回六者会合第2セッションにおいて、「初期段階の措置」が既に実施されたことを受け、第2段階における措置について議論が行われ、同年10月、会合の成果文書として「共同声明の実施のための第二段階の措置」が発表された。また、同年9月に開催された第2回「日朝国交正常化のための作業部会」において、日朝双方は、日朝平壤宣言にのっとり、日朝間の不幸な過去を清算し、懸案事項を解決して国交正常化を早期に実現するため、双方が誠実に努力すること、また、今後、このための具体的な行動につき協議し、実施していくことで一致した。</p> <p>日露関係においては、平成19年9月のAPECの際の日露首脳会談において、北方領土問題に関し、「日露行動計画」の重要な柱の一つである平和条約交渉につき具体的な進展が得られるよう、両首脳が指示を出し、今後、進展を図るべく日露双方が一層努力していくことで一致した。また、同年10月のラヴロフ外相訪日の際の日露外相会談において、領土問題の最終的解決に向け、これまでの諸合意及び諸文書に基づき、双方に受け入れ可能な解決策を真剣に検討していくことを確認した。</p> <p>日米安保体制関連では、平成19年8月に、日米間で相互に提供される防衛関連情報を適切に保護するための手続等について定めた「日米軍事情報包括保護協定」を締結したほか、平成20年2月に、在日米軍に係る一定の経費を我が国が負担すること等について定めた「在日米軍駐留経費負担特別協定」を国会に提出した。</p>
事業の総合的評価	
拡充強化	内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止
（理由と今後の方針）	<p>日朝国交正常化を始めとする日朝間の諸問題の解決及び北方領土問題の解決による日露平和条約締結の実現は、日本の周辺諸国とより安定した関係を築くことにより我が国を取り巻く国際環境を安定化し、我が国における一層の安全や我が国の繁栄を確保するという、我が国の外交安全保障の基盤的枠組みを構築する観点からますます重要な意義を有するようになってきており、より積極的に取り組む必要がある。日米安保条約に基づく日米安保体制は、我が国、アジア太平洋地域の平和と繁栄を実現していくための基軸として有効に機能しており、日米安保体制の信頼性向上に向けて主体的に取り組んでいくことは、我が国の外交安全保障の基盤的枠組みを構築する観点から、ますます重要となってきた。</p>

事務事業名 テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散に関連する条約の締結・実施への取組（法的な検討及び助言を含む。）

事務事業の概要

「国際刑事裁判所ローマ規程」及び「核テロリズム防止条約」の締結、「国際組織犯罪防止条約」、「核物質防護条約改正」及び「海洋航行不法行為防止条約改正議定書」の締結に向けた作業の継続、「日・中刑事共助条約」の国会提出及び香港・ロシアとの刑事共助条約交渉の実施等を通じ、テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散などの国際社会の不安定要因の除去に向け着実な成果があった。詳細は下記各論参照。

有効性（具体的成果）

（総論）

テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散などの国際社会の不安定要因の除去に向け着実な成果があった。

（各論）

テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散に関する条約の一環として、国際社会の関心事である最も重大な犯罪を犯した個人を国際法に基づき処罰するための常設の国際刑事法廷である国際刑事裁判所への加盟を目的とした「国際刑事裁判所ローマ規程」を締結した。また、「核テロリズム防止条約」も締結した。「国際組織犯罪防止条約」、「核物質防護条約改正」及び「海洋航行不法行為防止条約2005年議定書」の締結のための作業も引き続き行った。

また、刑事事件の捜査、訴追等に必要な証拠の提供等を条約上の義務として規定する刑事共助条約については、「日・中刑事共助条約」を国会に提出し、また、香港及びロシアとの間でも精力的に交渉を行うことにより、刑事に関する共助の一層確実な実施及び効率化、迅速化に向けて取り組んだ。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

「国際組織犯罪防止条約」、「包括テロ防止条約」、「核物質防護条約改正」、「海洋航行不法行為防止条約2005年議定書」、香港・ロシアとの刑事共助条約等のテロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散に関連する条約につき締結に向けた準備を進めていくことは、テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散などの国際社会の不安定要因の除去という観点からますます重要な意義を有するようになってきており、より積極的に取り組む必要がある。

評価をするにあたり使用した資料

- ・平成20年版外交青書
- ・外務省ホームページ（各国・地域情勢、条約）

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域 当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

- 5 - 3 経済分野における国際約束の締結・実施

事務事業名 WTOドーハ・ラウンド交渉の成功に向けた最大限の努力。また、WTOの紛争解決手続において、日本の主張・立証を行うのに際する法的な検討及び助言。

事務事業の概要

(1) 平成13年11月のドーハ閣僚会議で始まったWTOドーハ・ラウンド交渉は、平成18年7月、各国の立場の乖離が埋まらないことから一旦中断された。その後、我が国からの再開に向けた働きかけもあり、11月から各国間で実務レベルでの議論が再開され、平成19年1月以降本格的に交渉が再開した。7月に農業・NAMAのモダリティに関する議長テキスト、11月にルール交渉議長テキスト、平成20年2月には農業・NAMAに関する改訂議長テキストが発出され、議論が継続されている。我が国も交渉の早期妥結に向けて積極的に働きかけて貢献してきているが、国際約束の改正等の具体的な成果は未だ得られていない。今回の交渉においては、農業、漁業補助金、アンチ・ダンピング、貿易円滑化などのWTOルールの明確化をはじめとする論点が交渉対象となっており、これらの新しい問題が農業交渉、非農産品市場アクセス交渉、サービス交渉等の自由化に向けた交渉分野と絡み合っており、全体として極めて複雑な交渉となっている。このため、交渉全体の成功のために努力し、さらにその中で我が国の立場を実現していくためには、法的な観点からの検討・助言を行っていくことが極めて重要である。

(2) WTOの紛争解決手続制度は、GATT時代に比べ、加盟国によって積極的に利用されており、その中には我が国が提訴したり、提訴されたりする事案も多い。このようないわば「WTOの司法化現象」とも言い得る事態の中、我が国が当事国として主張・立証を行うに当たって法的な観点から検討・助言を行うことがますます重要になってきている。

有効性(具体的成果)

(1) WTOドーハ・ラウンド交渉については、平成19年1月以降本格的に再開し、7月には農業・NAMAのモダリティに関する議長テキストが、また11月にはルール交渉議長テキストが発出されている。しかし、国際約束の改正等の具体的な文書案の合意には至っていない。

(2) 紛争解決手続に関しては、「日本の韓国産DRAMに対する相殺関税措置」(韓国が我が国を提訴)等の事案について、我が国が当事国として主張・立証を行うにあたり、法的な観点から検討・助言を行った。上記事案については、平成19年7月にパネル報告書が発出されたが、我が国の主張は一部認められなかったため、我が国は上級委員会への申立てを行い、パネルの判断を覆すよう同委員会に求めた。11月に公表された上級委員会報告書では、幾つかの点でパネルの判断を覆し我が国の立場を受け入れたが、一方で、他の点では我が国の措置はWTO協定に適合していないとの判断がなされた。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

(1) WTOのドーハ・ラウンド交渉については、各分野での交渉及び分野横断的な交渉が進んでいるが、その結果が条文化されていく中で、法的な検討・助言が必要とされている。

(2) 紛争解決手続については、我が国を当事国とする案件につき継続して審議がなされており、また、今後新規案件が発生する可能性もある。よって、我が国が当事者として主張・立証を行うに当たって法的な観点から検討・助言を行うことが引き続き必要である。

事務事業名

東アジア諸国等との自由貿易協定・経済連携協定の交渉・締結及びその適切な実施

(法的な検討・助言を含む。)

事務事業の概要

(1) WTOを中心とする多角的自由貿易体制を補完するものとしてWTOで実現できる範囲を超えた或いはWTOでは取り扱われていない分野における連携を強化する手段として、FTA/EPAを推進する意義は大きい。

(2) また、EPAは、東アジア共同体の構築に向けた重要な機能的協力のひとつであり、政治・外交戦略上、我が国にとって有益な国際環境を形成することに資する。物品及びサービスの貿易のみならず、投資、政府調達、競争、ビジネス環境整備、相互承認、協力といった広範な内容を含み得るEPAの交渉においても必然的に法的な観点からの十分な検討・助言を必要とする。

(3) このような広範な内容を含むEPAにおいては、テキストの分量は膨大なものとなる。その中で誤りなきよう法的整合性と統一性を確保した上で、交渉から署名、国会承認、協定発効までの手続(締結手続)を完了させるためには、通常の条約締結に比しても非常に多くの労力を必要とする。また、発効後の実施の段階においても、法的助言が求められることが少なくない。このため、十分な体制を整える必要がある。

有効性(具体的成果)

以下の具体例にあるとおり、東アジア諸国等との経済連携の交渉が大きく進展した。

(1) 平成19年3月にシンガポールとの間で署名したEPA改正議定書及びチリとの間で署名したEPAにつき、6月に国会承認を得るとともに9月に発効に至った。

(2) 平成19年4月にタイとの間でEPAに署名し、6月に国会承認を得て11月に発効に至った。

(3) 平成19年6月及び8月に、ブルネイとの間のEPA及びインドネシアとの間のEPAのそれぞれに署名し、平成19年臨時国会に提出した。

(4) 平成19年11月にASEAN全体とのEPAは交渉妥結した(平成20年4月に署名。その後4月25日に国会に提出した。)

(5) ベトナム、GCC、インドとの交渉を継続しつつ、新たに豪州、スイスとの交渉を開始した。韓国との間では、平成12年11月以来中断していた交渉の再開について検討することとなった。

事業の総合的評価**拡充強化**

内容の見直し・改善

今のまま継続

縮小

中止・廃止

(理由と今後の方針)

平成20年度は、ブルネイ、インドネシア、ASEAN全体との協定の締結に万全を期すとともに、引き続きGCC、ベトナム、インド、豪州、スイスとの交渉に当たり、必要な作業を拡充強化させる必要がある。また、発効済みのシンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ及びタイとのEPAについても、その円滑な運用を確保するとともに、一部の見直しに係る対応も含め、実施面でのフォローアップにも遺漏なきよう対応する必要がある。

EPAの交渉・締結・実施については、これまでも法的な観点からの検討・助言を行ってきたが、対象となるEPAの数が増えるに際しても十分に対応することが求められている。

事務事業名

投資・租税・社会保障関係の協定等海外における国民の利益を守る法的枠組み及び国民生活に影響を与えるその他の経済分野の法的枠組みの構築及びその適切な実施（法的な検討・助言を含む。）

事務事業の概要

（１）国際社会のグローバル化の中で、各国間の経済活動の相互依存はますます高まっており、我が国の国民や企業が海外において行う経済活動の重要性は増大している。このような中、海外におけるこうした経済活動を保護・促進していくための取組は不可欠になってきており、特に、これら活動のための法的基盤の提供は重要である。

（２）例えば、（イ）我が国の国民や企業が行う投資の保護を法的に確保することを図る投資協定、（ロ）我が国の国民や企業が海外において経済活動を行う際に生じる二重課税の問題の解決や課税関係の明確化を図り、さらに投資先国の源泉地国課税の減免等による投資交流促進にも資する租税条約、（ハ）経済発展等に伴う人的交流の活発化により大きな問題となっている年金制度への二重加入等の問題につき解決を図る社会保障協定等の分野において、今後とも取組を推進していく必要がある。

有効性（具体的成果）

以下の具体例のとおり、国民の利益を保護・促進すること及び国民生活に影響を与えることに繋がる条約の締結に向けた進捗が見られた。

（１）平成19年度は、「日・仏租税条約改正議定書」、「日・比租税条約改正議定書」及び「日・豪社会保障協定」の締結につき国会の承認を得た。

（２）平成20年通常国会では、次の条約の締結につき承認を求めている。

「日・カンボジア投資協定」（平成19年臨時国会からの継続審議）、「日・ラオス投資協定」、「日・豪租税条約」、「日・パキスタン租税条約」、「日・オランダ社会保障協定」、「日・チェコ社会保障協定」、「国際物品売買契約条約（ウィーン売買条約）」、「WTO譲許表修正（医薬品関税撤廃）」

（３）この他に現在、下記の国との間で協定交渉を行っている。

（イ）投資協定：サウジアラビア、カタール、ウズベキスタンと交渉中。日中韓協定についても交渉中。

（ロ）租税条約：オランダ、アラブ首長国連邦、クウェート、ブルネイ及びカザフスタンと交渉中。

（ハ）社会保障協定：スペイン、イタリアと交渉中。

事業の総合的評価**拡充強化**

内容の見直し・改善

今のまま継続

縮小

中止・廃止

（理由と今後の方針）

国際社会のグローバル化の中で、各国間の経済活動の相互依存はますます高まっており、我が国の国民や企業が海外において行う経済活動の重要性は増大している。このような中、海外におけるこうした経済活動を保護・促進していくための取組は不可欠になってきており、特に、これら活動のための法的基盤の提供は重要である。我が国の国民や企業が海外で行う経済活動の保護・促進に資する国際約束の交渉を促進し速やかな締結を目指す。

評価をするにあたり使用した資料

・ 外務省ホームページ

・ 平成20年版外交青書

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域 当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

- 5 - 4 社会分野における国際約束の締結・実施

事務事業名	環境、人権その他新しい分野における国民生活に直結する国際的ルール作り及びその適切な実施（法的な検討及び助言を含む。）への取組
事務事業の概要	<p>（１）グローバル化の進展とともに、環境、人権、海洋・漁業、科学技術、文化、保健その他新しい分野において、国民生活に直結するような国際的ルール作りが活発化し、また、その適切な実施が重要になっている。（例：京都議定書の国内実施、2013年以降の枠組みに向けた検討、ユネスコにおける各種取組、漁業分野での関係条約についての検討）</p> <p>（２）これらにおいて、交渉・締結・実施のいずれの段階においても、法的な観点からの検討・助言は不可欠である。</p>
有効性（具体的成果）	<p>以下の具体例にあるとおり、国民に影響を与える社会分野での国際的ルール作りに参画するとともに、そのようなルールに日本が参加するよう努めた。</p> <p>（１）平成19年度は、「ロンドン条約1996年議定書」、「職業安全衛生枠組条約」及び「2006年国際熱帯木材協定」の締結につき国会の承認を得た。</p> <p>（２）平成20年度は、次の条約につき国会の承認を求めている。</p> <p>「国際電気通信連合憲章及び条約改正」、「全米熱帯まぐろ類委員会強化条約」、「ASEAN貿易投資観光促進センター設立協定改正」</p> <p>（３）その他、個別の条約作成交渉において、必要に応じて国際法局から法律専門家を交渉代表団に加え、法的な観点からの検討・助言を行ってきている。なお、我が国が積極的に交渉に参加してきた強制失踪条約や障害者権利条約は、平成18年12月に採択され、我が国は平成19年2月及び9月にそれぞれに署名した。</p>
事業の総合的評価	<p>拡充強化 内容の見直し・改善 <input checked="" type="checkbox"/> 今のまま継続 縮小 中止・廃止</p> <p>（理由と今後の方針）</p> <p>本件施策が対象とする分野における国際約束作成の動きは、新しい現実に応用しようとする国際社会の努力を示すものであるため、そのような現実に直面する我が国国民の利益に直結するものである。かかる動きに積極的に関与し、我が国国民の利益や関心を十分に反映させる必要がある。また、こうしたルールが国際社会全体で実施され、我が国自身も締結・実施することによって、国際社会全体においても我が国の国民の利益や関心に沿った取組がなされることとなる。したがって、これら社会分野での様々な国際的ルール作りへの積極的参画に際し、法的な検討・助言を行い、我が国として締結する意義があると認められる国際約束については速やかな締結を目指す。</p>
評価をするにあたり使用した資料	<ul style="list-style-type: none">・ 外務省ホームページ・ 平成20年版外交青書

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域 当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

**施策 6 的確な情報収集及び分析、並びに情報及び分析の
政策決定ラインへの提供**

具体的施策

-6	的確な情報収集及び分析、並びに情報及び分析の政策決定ラインへの 提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	213
----	---	-----

- 6 的確な情報収集及び分析、並びに情報及び分析の 政策決定ラインへの提供

事務事業名 在外公館に対する情報収集に関する重点課題・指針の提示、情報収集体制の整備及び支援の提供等在外公館の情報収集活動強化のための措置の実施

事務事業の概要

在外公館に対する本省側の重点事項や問題意識を伝える訓令電の発出等により、在外公館に対し収集すべき情報は何か、本省側の問題意識は何かを適時かつ的確に伝達する。在外公館が効率的かつ的確な情報収集活動を行う上で必要。

有効性（具体的成果）

収集すべき情報について、必要に応じて随時訓令を発出し、出張調査等を指示することにより、在外公館の情報収集活動に指針を与えるとともに、情報収集経費や出張経費の支援等ロジ支援も行うことで、在外公館の活発な情報収集活動に寄与した。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

一定の成果を得たものの、対外情報収集の基本は在外公館における情報収集活動にあり、また情報収集活動が一定の成果を得るためには長期的なスパンが必要であるところ、平成20年度以降も施策を拡充していく必要がある。

在外公館における情報収集の強化の必要性については、平成20年2月14日に公表された「官邸における情報機能の強化の方針」においても指摘されているところ、同方針に沿って拡充強化を図る。

事務事業名 情報収集手法の開拓及び整備

事務事業の概要

本省及び在外公館における情報源の開拓や、各情報源に対する評価の実施、衛星画像の効果的活用、公開情報の効率的利用、電子化の促進等による情報収集・分析手法の開拓及び整備は、情報収集能力の向上に不可欠である。

有効性（具体的成果）

- （1）在外公館において新たな情報源を獲得でき、既存の情報源との比較・対照を可能とした。
- （2）テロ関連声明のデータベースの強化等を含め、既存の公開情報のより効果的な活用のための改善策を検討した。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

一定の成果を得たものの、入手された情報や各情報源に対する評価については不十分な面もあり、今後、情報源の評価をいかに行うか更に検討する必要がある。公開情報の活用については、省内における共有体制の強化、一層の電子データ化、既存の公開情報の整理・統合等、改善を必要とする点もある。

今後は、公開情報収集の外部委託、情報の電子データ化、衛星画像活用のための一層のインフラ整備、在外における情報収集要員の増強等をさらに進めるべく、予算・定員要求に反映していく。

事務事業名 情報分析能力強化のための諸措置の実施**事務事業の概要**

近年の不確実性や多様なリスクが増大する国際情勢の中で、重要な国際情勢に係わる時宜に適った情報を分析・評価し、結果を成果物として政策決定ラインに適時に提供することにより外交政策の立案・実施に寄与する。また、特に最近では国際テロ問題、大量破壊兵器の拡散問題等の安全保障分野や、北東アジア、中東、旧ソ連圏等の我が国関心地域に関する対外情報分析能力を一層強化する必要性が認識されており、本省と在外公館の担当者間の情報共有・意見交換の実施、諸外国との協力強化や外部有識者等の知見の活用が分析能力の強化のために必要である。

有効性（具体的成果）

- (1) 政策部局の打ち合わせ会合への国際情報統括官組織関係者の定期的出席を確保し、また、分析ペーパーに添付する評価シートを通じて政策部局等の意見を聴取することを通じて、政策部局のニーズを把握するとともに、適時性のある的確な分析課題を設定することに努めた。
- (2) 特定テーマに関し、本省と在外公館の担当者が参加する会議を開催し、情報共有・意見交換を行ったことは、分析能力向上のため有効であった。
- (3) 政府内外の専門家との意見交換を増加させ、種々の見方を聴取し、このような見方を比較検討させることで分析力の向上を図った。
- (4) 分析担当官の人数を若干増加させ、情報分析能力の向上を図った。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

一定の成果を得られたものの、専門分析員等を一層活用する必要がある。また、政策部局との公式、非公式の意見交換を拡充して一層の連携強化を図る必要がある。

本省と在外公館の知見の共有のための会議開催及び国内外の専門家との分析に関する意見交換の機会についても、引き続き充実させていく必要がある。さらに、外部有識者等の知見の活用のため、特定テーマに関する調査の外部委託等により施策の拡充を図る必要がある。

事務事業名 分析要員のための研修の実施**事務事業の概要**

近年の不確実性や多様なリスクが増大する国際情勢の中で、政策決定ラインが的確な外交政策を立案・実施するためには、重要な国際情勢に係わる時宜にかなった情報を分析・評価することが必要である。特に最近では、テロ・大量破壊兵器拡散等の安全保障分野や、北東アジア、中東、旧ソ連圏などの我が国関心地域に関する対外情報分析機能を一層強化する必要性が認識されており、そのためには、諸外国との協力強化や分析要員の能力強化のための研修等を実施することが必要。

有効性（具体的成果）

分析要員による人的情報の分析、及び画像情報の解析能力向上のため、国内外で研修を実施し、情報分析の具体的手法を学ぶことにより、分析要員の能力強化を図った。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

情報分析には、高度な専門知識や幅広い知見が必要であり、新たな分析官の育成には不断の努力が必要など、情報分析の能力・確度のさらなる向上のため、国内外の研究機関が提供している有益な研修に参加できるようにすることが必要である。

事務事業名 政策決定ラインへの適時の情報及び情報分析の提供（分析資料の作成と提供、各種説明等の実施）

事務事業の概要

近年の不確実性や多様なリスクが増大する国際社会において、重要な国際情勢に係わる時宜にかなった情報を収集、分析し、情報及び分析結果を政策決定ライン及び関係機関にタイムリーに提供することは、我が国が、国際社会が直面する様々な課題に迅速に対応し、戦略的な外交を展開していくために必要不可欠。

有効性（具体的成果）

政策決定ライン（総理官邸を含む）への定期的なブリーフ機会を拡大し、またブリーフへの政策部局からの積極的参加を推進する等、省内政策部局との連携を強化した。また、省内の各種治安・危機管理関連の会議に出席し、関連情報を提供した。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

外務省が行っている国際情勢に関する情報の収集は、外交政策の立案・実施に即した問題意識に基づいて行われ、情報収集・分析の結果が外交政策の立案・実施に適時・適切に活用されることが重要であり、一定の成果が得られている政策決定ラインへ適時の情報及び分析結果の提供は、今後とも継続することが必要である。

評価をするにあたり使用した資料

平成20年版外交青書

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域 当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

基本目標 広報、文化交流及び報道対策

施策 1 海外広報、文化交流

具体的施策

-1-1	海外広報・・・・・・・・・・・・・・・・	219
-1-2	国際文化交流の促進・・・・・・・・	223
-1-3	文化の分野における国際協力・・・・・・・・	229

- 1 - 1 海外広報

事務事業名 政策広報（我が国の政策に対する理解と信頼の向上を目指した戦略的広報及び、国益擁護のための情報発信）

事務事業の概要

我が国外交の遂行を容易にするため、外交政策をはじめとする我が国政府の政策や立場についての広報を行うことにより、これらへの諸外国国民による理解を増進する。

インターネットを通じた広報として、外務省ホームページ（英語版）や在外公館ホームページ等がある。教科書問題への対応の一環として、平成18年度に引き続き、我が国の中学校用歴史教科書の近現代史の近隣諸国関係部分を英語、中国語、韓国語に翻訳してウェブサイト（外部業者に運営委託）に掲載する事業を行った。

また、我が国の国際テロ対策協力、TICAD 等の各種政策広報パンフレットの作成と配布、定期刊行物（「ジャパンエコー」誌等）の購入と配布を行った。

在外公館においては、我が国から派遣する有識者や館員による講演会を行っている。また、諸外国のオピニオン・リーダー（政党指導者、国会議員、地方自治体の長、経済界要人等）の訪日招待を実施した。

有効性（具体的成果）

インターネットを通じた広報は、同時に多くの対象に情報を伝達することが可能であり、非常に有効な手段である。平成19（2007）年は、年間合計で、外務省ホームページ（英語版）は合計約2540万ページビューと対前年比12.8%増加した。また、教科書翻訳ウェブサイトでは、平成19年度1年間で合計約10万7千件のアクセスを記録した。更に、平成19年度より、外務省ホームページ（英語版）において「Dispatches from Japan」コーナーを新たに設け、動画をも活用しつつ、英語による対外発信の強化を図った。

政策広報パンフレットは合計約27,000部、定期刊行物（ジャパンエコー誌等）を合計約86,000部配布した。これら印刷物資料は、政策の説明に当たっては不可欠であるのみならず、インターネットでのアクセス機会増にもつながるものであり、アンケート結果でも一定の評価を得ていることから、有効であったと評価できる。

テレビ国際放送が国際世論の形成に与える影響の大きさに鑑み、我が国の発信力強化の観点から、テレビ国際放送の強化を図る必要がある。この一環として、外務省予算により、米国ワシントンDC地域の現地ケーブルテレビ等によるNHKワールドTVの放送・配信を平成19年7月より開始した。これにより、ワシントンDC及びその周辺地域の約130万世帯でNHKワールドTVが視聴可能となった。

在外公館においては、平成19年度に約1,200件程度の講演会を実施した。また、我が国から計32人の有識者を派遣し、世界各国において講演会を行った（講師派遣事業）。在外公館からの報告によれば、講師派遣事業による講演者の約3割は、派遣国のメディアにおいてその講演内容等が報道されていることが確認されており、また聴衆の多くが講演内容に対し肯定的な評価をしていることから、広報効果があったものと考えられる。他方、海外広報予算の減少に伴い、講師派遣事業による派遣人数は減少している（平成13年度計57人 平成19年度計32人）。

平成19年度は、諸外国から計39人のオピニオン・リーダーを我が国に招待した。これらの招待者の多くは、日本滞在が有意義であった旨を述べており、また帰国後、我が国に対する理解に基づく発言をしている例も報告されていることから、有効であったと考えられる。他方、海外広報予算の減少に伴い、オピニオン・リーダーの我が国への招待数も近年減少している（平成13年度計60人 平成19年度計39人）。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

民主化・グローバル化が進む世界において、我が国が外交政策を遂行するに当たって、外国国民の理解を得る必要性は増大しており、必要な人員・予算を確保しつつ一層の努力を行う必要がある。

特に、外務大臣諮問機関の海外交流審議会答申(平成20年2月)においても指摘されているように、国際的な有識者レベルにおいて日本の政策的主張が目に見えない現状は深刻である。このため、有識者間での国際的な政策論議を我が国が主導することを目指し、(1)政策発信力強化のための体制整備、(2)有識者の派遣・招へいの拡充、(3)知的交流の抜本的強化、(4)ITメディアを通じた政策広報強化等に取り組む必要がある。

事務事業名 一般広報(我が国に対する基本的な理解の促進、親日感の醸成、日本の魅力の発信を通じたビジット・ジャパン・キャンペーンの推進を含む。)

事務事業の概要

政策広報を行う前提としての、我が国に対する基本的な理解の促進や、親近感・好感情を醸成するための、我が国の一般事情に関する広報活動。また、我が国の様々な魅力を発信することにより、ビジット・ジャパン・キャンペーン(VJC)にも貢献した。

このため、一般広報用ウェブサイトWeb Japanでは我が国に関する基本情報を掲載するとともに、ファッションやテクノロジーなど、海外から関心の高い現代日本事情の紹介を行った。なお、中国国民に対する情報発信を強化するため、平成18年度から、Trends in Japan(日本新潮流)、Kids Web Japan(日本児童網)、Japan Fact Sheet(日本縦覧)の中国語版を新たに掲載した。

また、印刷物資料として、食文化やポップ・カルチャーを含む身近な話題や美しい写真を通じて日本を紹介する季刊誌「にっぽにあ」を14か国語、合計約68万部配布する等した。

さらに、年間6回にわたり、毎回4トピック、計15分程度の映像資料「ジャパン・ビデオ・トピックス」を在外公館に送付し、海外TV局における現地放映、在外公館による広報活動を行った。また外務省ホームページ(英語版)、Web Japanにおいて視聴可能とし、幅広い一般広報に活用した。

また、外国TV局の取材チームを本邦に招待し、帰国後日本特集番組を制作・放映する事業も実施した。

観光誘致の観点からは、在外公館長を会長とするVJC現地推進を定期的に関催したほか、見本市におけるブース設置等のイベント参加、在外公館主催行事(プロモーション・パーティ、セミナー、講演会等)における日本食の提供、パンフレットの配布、メディアを通じた広報等を実施した。

有効性(具体的成果)

平成19(2007)年1年間での、Web Japanへのアクセス数は、年間約3,464万ページビューと対前年比8.4%増加した。「にっぽにあ」誌については、在外公館に対して行ったアンケートの結果では約90%以上の公館が現地において好評であると評価しており、有効であったと評価できる。ジャパン・ビデオ・トピックスは世界100か国以上、200を超えるテレビ局に提供され、数多くの海外一般市民に視聴された。TVチーム招待事業では、招待したチームの全てが日本特集番組を放映している。VJCに関しては、平成19年の訪日観光客数が過去最大の835万人となるなど、効果を上げている。なお、途上国を中心に、世界の多くの地域においては、依然として在外公館が一般広報を行わない限り、我が国に関する情報が乏しいことから、基本的な対日理解の進展が期待できないことに留意が必要である。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

若年層を中心とする世界的な我が国のアニメやマンガをはじめとするポップ・カルチャー人気の機会を

捉え、息の長い対日関心を醸成するべく、各種媒体（インターネット、映像、印刷物）の特色を活かした広報活動を強化するとともに、「日本文化発信プログラム」「現代日本文化発信拠点（ジャパン・クリエイティブ・センター）」を新たに開始する。

事務事業名 教育広報

事務事業の概要

教師あるいは学生・生徒を対象に、日本一般事情を紹介する広報事業。一般的に青少年は外国に対する観念が固まっていないものであることから、この時期に広報事業を行うことにより、将来的な親日派・知日派の育成を図る。

有効性（具体的成果）

経済関係の深化やポップ・カルチャーの人気を背景に、青少年の対日関心は高まっており、在外公館はこれに応える教育広報事業を実施した（平成19年度約1,300件程度）。これらの事業の多くは対象となった教師・学生・生徒や受け入れ校から好意的な反応を得ている。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

教育広報は一定の成果を上げているが、準備等に多くの時間を要することもあり、対象を絞る等、効率的な実施を心がける。

事務事業名 広報環境調査（対日世論調査等）

事務事業の概要

広報事業を実施するに当たっては、そもそも諸外国における対日意識を把握することが必要であるが、第三者が実施する世論調査のみでは十分な情報が得られないため、自ら対日意識調査を実施する。平成19年度は米、ブラジル及びASEAN地域6か国（インドネシア、シンガポール、タイ、マレーシア、フィリピン及びベトナム）において世論調査を実施した。

有効性（具体的成果）

外務省が実施した対日世論調査の結果、米国においては有識者の92%、一般回答者の67%がそれぞれ日本を信頼出来ると回答し、ASEAN地域6か国（インドネシア、シンガポール、タイ、マレーシア、フィリピン及びベトナム）においては調査対象6か国すべてにおいて、9割以上が日本との二国間関係を友好的、日本は信頼出来ると回答し、ブラジルにおいては一般市民の74%が日本とブラジルの関係は友好的であると回答し、約9割が今後両国関係は維持・強化されると認識しているなど、我が国に対して好意的な見解が示されている。

これらの調査結果は対象地域に対する広報文化交流計画の策定において活用されており、有効であったと考えられる。

なお、平成19（2007）年10月から平成20（2008）年1月にかけて英国BBCワールド・サービスが世界34か国で行った世論調査では、中国及び韓国を除く32か国において、我が国が世界に良い影響を及ぼすとした回答が、悪い影響を及ぼすとした回答を上回っている。また、我が国が世界に良い影響を及ぼすとした意見は全体で56%であり、評価対象となった14か国・地域中、ドイツと同率で最も高く、我が国に対する高い評価が見られる。ただし、中国及び韓国においては、我が国が悪い影響を及ぼすとする回答が過半数を占めている。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

対日意識の的確な把握のため、今後とも調査を実施する必要がある。調査対象については政策的重要性和、過去行った調査からの変化の把握の双方を勘案して決定する。

評価をするにあたり使用した資料

米国における対日世論調査

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/yoron08/index.html>

ASEAN 6 各国における対日世論調査

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/asean/yoron08.html>

ブラジルにおける対日世論調査

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/brazil/yoron08/index.html>

BBCによる世論調査

http://www.globescan.com/news_archives/bbccntryview08/

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域 当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

- 1 - 2 国際文化交流の促進

事務事業名 文化事業や知的交流事業に実施による日本の魅力の発信（在外公館文化事業・国際交流基金事業等）

事務事業の概要

日本文化、思想、価値観等の魅力を諸外国国民に伝え、対日理解や信頼を深め、我が国への共感を醸成し、ひいては知日家・親日家を養成していくことを目的として、在外公館や（独）国際交流基金を通じて、公演事業、展示事業、ワークショップ、映画祭等といった日本文化の海外での紹介事業を実施している。

また、人的ネットワークの構築を図り、国際的な知的対話の展開において我が国のプレゼンスを示すことを目的として、シンポジウムの開催やフェローシップの供与といった知的交流事業を実施している。

有効性（具体的成果）

（１）在外公館文化事業・国際交流基金事業

在外公館文化事業については、平成19年度において、主催・共催事業を1,277件（195,426,811円）実施した。また、（独）国際交流基金を通じ、平成19年度に、海外において文化芸術交流事業をあわせて、208件（約62,556,373円）実施した。

（２）ポップカルチャーを活用した取組

ポップカルチャーの文化外交における活用の一環として、平成19年5月に国際漫画賞を創設し、第1回授賞式を開催し、24の国と地域から146作品の応募があった（平成20年度も引き続き、第2回国際漫画賞を実施することとしており、46の国と地域から368作品の応募があった）。

また、日本のアニメへの理解を日本そのものへの関心につなげる取組の一環として、平成20年3月に「アニメ文化大使」就任式を実施した。今後、アニメ（「ドラえもん のび太の恐竜2006」）の上映等を通じ、対日理解の促進に資する文化事業を在外公館において実施予定である。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

1．理由

文化事業については、各国国民の対日関心を引く事業が実施できた。また、ポップカルチャーについては第一回「国際漫画賞」や「アニメ文化大使」を実施し日本への理解関心を高めることができた。今後もこれらの活動の拡大強化を図っていく。

2．今後の方針

国際交流基金事業については、引き続き、外務省と国際交流基金の連携を強化し、外交上の状況の変化に応じた方針の改善等を通じて、外交上の必要性の高い事業が実施されることの確保に努める。

在外公館文化事業については、市民参加型事業、地方展開型事業の拡充を行い、更に執行方針の見直しを図ることによって、多面的機能の強化・拡充を図る。

ポップカルチャーを活用した取組については、アニメ、漫画をはじめとする日本のポップカルチャーの発する魅力は、世界中で多くの人々の心をとらえ、現代日本のイメージを形成する上で重要な役割を果たしている。こうした中、文化を通じて諸外国における我が国の理解の増進に努め、親日層の形成を図っていくとの文化外交を進める上で、能、歌舞伎、お茶といった日本の伝統文化とともに、アニメ、漫画をはじめとする日本のポップカルチャーを現代日本文化の重要な一翼を担うものと位置づけ、文化芸術の分野

における日本文化紹介事業だけでなく、日本語普及、知的交流事業においてもポップカルチャーの要素の取り入れについて積極的に検討していく。また、「国際漫画賞」及び「アニメ文化大使」事業をポップカルチャー分野の重要な事業と位置づけ、外務省及び国際交流基金とも、より積極的に関与していく。

事務事業名 人物交流事業の実施

事務事業の概要

我が国の政治、経済、文化、社会等について正しい理解を深めてもらうことによって、各国における知日・親日層の形成を促進し、もって中・長期的に我が国と諸外国との外交関係の円滑化を図ることを目的として、留学生交流の推進、招へい事業の実施、「語学指導等を行う外国青年招致事業」(JETプログラム)の実施をはじめとする人物交流事業を実施している。

有効性(具体的成果)

- (1) 留学生交流の推進
- (イ) 平成19年5月1日現在、我が国に滞在する留学生数は、11万8498人(前年比571人増)である。第169回国会における総理施政方針演説において、「留学生30万人計画」を策定し、実施に移すことが盛り込まれた。
- (ロ) 在外公館において、引き続き優秀な大使館推薦国費留学生の募集・選考に努めた。また、時々の外交戦略に機動的に対応できるよう、平成20年度から大使館推薦国費留学生に戦略機動枠を設けることとし、必要な調整を行った。
- (ハ) ウェブサイト「日本留学総合ガイド」等を通じて日本留学の広報に努めた。同サイトは、平成19年5月には、約313万件の月間アクセスを得た(うち日本語64万件、英語156万件、中国語15万件、韓国語4万件)。また、約50の在外公館では留学生アドバイザーを委嘱して日本留学に関する広報・相談業務を行った。
- (ニ) 留学生受入れのフォローアップ事業として、各国の元日本留学生の組織化の促進や帰国留学生会の活動支援を行うほか、東南アジア・中国、南西アジア・中東・中央アジア・モンゴルの25か国・66人の帰国留学生を招へいして「元日本留学者の集い」を開催した。JICA研修生の同窓会組織等を含めた帰国留学生会の把握数は、平成18年度末から24増加し、世界104か国、298組織となった。また、帰国する国費留学生の帰国後の連絡先を聴取し、各在外公館に通報したほか、連絡先を聴取した元国費留学生を対象としてメルマガを発行する(平成18年度より開始、平成19年度3回発行)とともに、来日した国費留学生を対象としたメルマガの発行も開始した(平成19年度2回発行)。
- (2) 招へい事業の実施
- (イ) 諸外国の各界において、一定の影響力を有する人材もしくは将来指導的な立場に就くことが見込まれる者を我が国が招へいし、正しい対日理解を促進するため、関係者との意見交換や産業・文化施設への視察等を実施した。
- (ロ) 諸外国の各界において将来指導的な立場に就くことが有力視されている者を対象とする「21世紀パートナーシップ促進招へい」により、平成19年度には世界131か国、2国際機関より422人を招へいした。本邦滞在中は、被招へい者と官民の関係者との意見交換や関連施設の視察、市民との交流等を内容とするプログラムが組まれた。帰国後、被招へい者からは、「限られた時間の中で、日本の伝統文化、最新技術、現代生活など様々な側面を効率的に知ることができ、プログラムの内容もよく考えられたものであった」等の感想が寄せられた。更に、招へい終了後も、在外公館による情報提供、各種文化行事への招待等を通じた恒常的な接触を維持している。
- (ハ) 我が国の伝統スポーツを通じて対日理解の促進を図る「スポーツ交流支援事業」により、平成19

年度は、イラクからレスリング関係者16名を、中国から柔道関係者3名を招へいた。

(3)「語学指導等を行う外国青年招致事業」(JETプログラム)の実施

(イ)平成19年度JETプログラムに参加して日本各地で語学指導等に従事する外国青年は、約5000名にのぼり、昭和62年度の事業開始以来の累計招致者数は、4万8000人を突破した。

(ロ)平成18年に迎えた20周年を契機にJETプログラムを一層効果的なものとするために改善強化策が検討され、平成19年度は、親日層・知日層の育成や質の高いJET青年の確保に向けた施策を推進した。

(ハ)世界14か国に47支部あるJET同窓会組織(JETAA)の活動支援を通じ、若い世代を中心とした対日理解の促進、親日感の醸成に努めた。特に、在外公館においては、JET経験者のための就職支援会合の開催、JET経験者とのネットワーク強化等に取り組んだ。また、JETAA会員の包括的データベース(CMS)の構築に向けた作業に対して引き続き支援を行った。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

1.理由

人物交流事業は、各国における知日・親日層の形成を促進する上で効果が高く、今後も中・長期的な視野から継続的に実施していく必要がある。

2.今後の方針

特に、以下の点に留意しつつ、一層効果的かつ効率的な人物交流事業の実施を図る。

(1)留学生交流の推進

今後、文部科学省を中心として策定される予定の「留学生30万人計画」の実現に向け、在外公館の情報提供機能の強化、ウェブサイトの充実等により引き続き積極的に日本留学に関する広報を実施するほか、メルマガの充実、帰国した国費留学生による留学成果報告会の実施等を通じ、元日本留学生のフォローアップを一層強化する。また、大使館推薦国費留学生に創設した戦略機動枠を活用し、時々的外交戦略に応じて機動的かつ戦略的な国費留学生の受入れを推進する。

(2)招へい事業の実施

将来政策決定に関与し得る次世代指導者に対象を絞って早い段階から親日感・知日感の醸成を図るため、大使館における事前ブリーフ及び事後成果報告会を含む研修的要素の高いプログラムを盛り込んだ次世代指導者育成プログラムを実施する。また、在外公館を通じた被招へい者のフォローアップの強化を図る。

(3)「語学指導等を行う外国青年招致事業(JETプログラム)」の実施

JET経験者のキャリアアップ支援、ネットワーク強化等に資する事業を積極的に実施する。特に、就職支援会合の実施に加え、日本語学習の強化、国費留学生プログラムとの連携等に取り組む。また、CMS構築のための支援を継続する。

事務事業名 日本語の普及、海外日本研究の促進

事務事業の概要

海外における日本語の普及は、諸外国における日本語学習を支援することによって、日本の政治、経済、社会、文化に対する諸外国の関心を高め、日本に造詣の深い海外の専門家を育成し対日関心層を増大する

ことにより、諸外国における日本の対外発信力を高める上で重要である。外務省は、各国における日本語教育及び日本研究の一層の振興を目的として、主に（独）国際交流基金を通じて、日本語教育専門家の派遣、現地日本語教師の育成、教材寄贈、日本語能力試験の実施、日本研究拠点への支援等を行っている。

有効性（具体的成果）

（１）日本語普及の政策に関する取組

海外の日本語学習者数は着実に増加している（平成18年度調査では、約298万人）一方で、増大する需要に応えるために、限られたリソースの一層効果的な活用が必要となってきた。このため、（独）国際交流基金は、国内外の基金事務所等に加え、当基金と支援・協力関係にある世界各地の中核的な日本語教育機関の構成メンバー（平成20（2008）年3月末現在、31か国に39メンバー）を、日本語普及の海外拠点と位置づけ、効果的な日本語普及の環境整備を行っている。今後2～3年間でこのような拠点を100箇所とする方針。

また、中国をはじめ各国において日本語能力試験の受験需要が大幅に増加していることを踏まえ、それに対する取組を強化した。平成19年度には新たに世界8都市で同試験の実施を開始するなどして、海外49か国・地域の計137都市において529,221名（平成18年度比約17%増）の日本語学習者に受験機会が与えられた。

更に、平成18年度に開発したテレビ放映用日本語講座シリーズ「エリンが挑戦！にほんごできます」については、NHK教育テレビ及びNHKワールド等で放送を行っており、また、米国（ハワイ）、カナダ、モンゴル、ベトナムの現地テレビ局でも海外放送を実施している。

（２）海外日本研究の支援に関する取組

（独）国際交流基金は、平成19年度に日本研究の基盤強化に必要な支援（客員教授派遣、研究・会議助成、図書拡充等）を包括的に実施する「日本研究機関支援」プログラムを立ち上げ、各国の日本研究の中核的な役割を担う機関、または将来において中核的な役割を担うことが期待される機関に対し、支援を行った。また、中国及び欧州における日本研究実態調査を実施し、また、前年度までに調査をした韓国、東南アジア、南アジアの調査結果を刊行した。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

1．理由

海外における日本語学習者が着実に増加している。一方、多様化する日本語への関心やニーズに対応すべく、拡充強化する。

2．今後の方針

国内外の基金事務所等に加え、当基金と支援・協力関係にある世界各地の中核的な日本語教育機関の構成メンバーを、日本語普及の海外拠点と位置づけ、効果的な日本語普及の環境整備を行っていく。

現地日本語教育を支援し、その長期的自立を助けるという従来の日本語普及事業に加え、世界各地の中核的な日本語教育機関を構成メンバーとする日本語教育拠点ネットワークを展開すること等で、より能動的に日本語普及事業を展開していく。

平成19年度の日本語能力試験海外実施は、試験実施都市、海外受験者数ともに顕著な増加が記録された。今後も、受験料水準の見直し等による受験者負担の適正化を計り、年複数回実施の早期実現に向けた準備を推進し、外部評価とそれを受けた試験の有効性、効率性の向上を目指していく。

各国・各地域における日本研究の中核機関や対日理解の中核となる者に対する支援を重点化するとの方

針の下に、今後も、海外日本研究の拠点の機関を支援する機関支援プログラム及び日本研究フェローシップ・プログラムを強化していく。

事務事業名 大型文化事業（周年事業）の実施（日中文化スポーツ交流年、日印交流年、日タイ修好120周年）

事務事業の概要

「大型文化事業」とは、政府首脳レベルでの決定や合意等に基づき具体的に文化事業等を実施する周年事業に際して、政府として内容、規模の充実した根幹となりうる事業を実施するものである。周年事業においては、特にオープニングやクロージング等に大規模な事業を実施する他、地方自治体や民間団体、市民レベルの活動を含めた文化事業・交流事業を周年事業として認定することによって、オール・ジャパンとして特定国・地域との文化交流を集中的・戦略的に展開する。これにより、対日理解の促進、親日感の醸成、相互の信頼関係の構築といった効果について、単独の文化事業の積み重ねでは達成し得ないレベルで、実現しようというものである。

平成19年度においては、「日印交流年」、「日中文化・スポーツ交流年」、「日タイ修好120周年」の機会に大型文化事業を実施した。また、平成20年1月には、「日伯交流年」、「日インドネシア国交樹立50周年」において、それぞれオープニング式典が開催された。

有効性（具体的成果）

（1）日印交流年

「日印交流年」においては、8月に「日印交流年記念日本映画祭」をニューデリーで実施したほか、約400件の認定事業が行われた。

（2）日中文化・スポーツ交流年

「日中文化・スポーツ交流年」においては、340件の認定事業が実施されたほか、「日本のお祭りin北京」（9月）や「グランド・フィナーレコンサート」（12月）のように節目毎に大規模で、かつ、広報効果の高い事業を実施した。

（3）日タイ修好120周年

「日タイ修好120周年」においては、340件の認定事業が実施されたほか、大型文化事業として、「日タイ・フェスティバル」（12月）を実施した。本フェスティバルには、約2万人もの参加者があり、両国の友好関係を促進する上で、効果的な事業が実施できた。

（4）日伯交流年、日インドネシア国交樹立50周年

平成20（2008）年は、「日伯交流年」、「日インドネシア国交樹立50年」にあたっており、平成19年度には、それぞれオープニング式典を開催して、今後の文化事業実施に弾みをつけた。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

1．理由

「日印交流年」、「日中文化スポーツ交流年」、「日タイ修好120周年」については、周年事業期間が終了したので廃止する。「日インドネシア交流年」、「日伯交流年」については、大きな成果を上げているので、今後とも更に事業を推進していく。

2. 今後の方針

平成20年はブラジル移住100周年を記念した「日伯交流年」としてブラジルと我が国との二国間関係全般を戦略的観点から推進するためにも、引き続き、本件事業を推進していく。

また、ASEAN域内で大きな影響力を持つインドネシアとの友好関係強化は、我が国の東南アジア外交にとり重要であるところ、「日インドネシア交流年」の機会を捉え、引き続き、本件事業を実施していく。

平成21年より、「日メコン交流年」が始まるが、政治、経済、文化等幅広い分野で関係が急速に深まっているメコン地域諸国（カンボジア、ラオス、ミャンマー、タイ、ベトナム）との間の、更なる交流の拡大を実現するために、本件事業を推進していく。更に、「日ドナウ交流年」、「日加修好80周年」等についても、対日理解の促進のため、積極的に推進していく。

評価をするにあたり使用した資料

平成20年版外交青書

海外交流審議会答申

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域 当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

- 1 - 3 文化の分野における国際協力

事務事業名 ユネスコ、国連大学を通じた協力

事務事業の概要

1. ユネスコを通じた協力全般

教育、科学、文化などの分野における国際協力を担うユネスコでは、それらの分野において新しい時代のニーズに合わせた国際協力を推進するための様々な決議及び条約が交渉・採択されている。我が国として、当該決議及び条約に係る交渉に積極的に参加し、交渉の場で我が国の意見が可能な限り決議案及び条約草案に反映されるよう対応する。

また、我が国は文化遺産保存信託基金、無形文化財保存・振興信託基金及び人的資源開発信託基金を設置しユネスコとの密接な協力を通じ各種事業を展開している。文化遺産保存信託基金は有形文化遺産の保存や修復を目的としており、無形文化財保存・振興信託基金では途上国の無形文化財の保護・保存・振興に努めている。人的資源開発信託基金を通じては、ユネスコの所掌である教育・科学を中心に人材育成を行うことで、途上国の持続的開発に寄与し、これらの国々の文化環境の向上にもつなげている。

2. 国連大学を通じた協力

我が国に本部を置く国連大学は国連のシンクタンクとして、地球規模の諸問題の解決に研究と能力構築を通じて寄与することを目的としている。我が国は国連大学に対する拠出を通じてその活動を支援することにより、各国国民が直面する問題解決に役立つような知識・能力を育成するなど国際社会の経済社会開発の一助となるよう協力を行っている。

有効性（具体的成果）

1. ユネスコを通じた協力全般

第34回ユネスコ総会、第176回及び第177回執行委員会、第31回世界遺産委員会等のユネスコ国際会議に参加し、とりわけ第34回ユネスコ総会においては計90以上の議題の協議に積極的に貢献した。また、平成19年9月、我が国が条約の作成段階から議論を主導した無形文化遺産条約の第2回政府間委員会を東京にて開催し、議長国として今後の条約の運用に関する議論をとりまとめた。

信託基金事業について、右は文化財保護の分野で高い知見を有している日本の存在感を最も直接的に示すものであり、受益国はじめ国際的に高い評価を得ている。国際社会はこれら有形・無形の文化遺産を人類共通の遺産として位置付け、ユネスコ等が中心となった国際的取組により保存・修復・振興といった協力を進めており、我が国は当該信託基金を通じてこの取組の極めて重要な一翼を担っている。また、ユネスコが行う途上国における教育分野等での人材育成事業への積極的な支援も、被援助国はじめ国際的に高い評価を得ている。

2. 国連大学

日本政府・国連大学間のハイレベルの定期協議を4回開催し、意見交換を通じて相互理解を深めるとともに、我が国大学・研究機関との交流促進等、国連大学のあり方や強化すべき活動等について協議した。大学側は政府との共催事業の実施等に積極的に関与し、我が国における文化分野を含む知識普及・アウトリーチ活動においても顕著な成果を得た。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

1. 理由

(1) ユネスコを通じた協力

ユネスコにおける決議及び条約等の策定については、我が国の利害を反映させるためにも交渉段階から積極的に参加し、さらに決議及び条約の採択後の国際協力体制に積極的に貢献していくことが必要であるとする。即ち、平成20年度は2回のユネスコ執行委員会や第32回世界遺産条約委員会、第2回無形遺産条約締約国会合等重要な会合が開催される予定であり、これらの国際会議に積極的に参加することにより、ユネスコを通じた国際協力をこれまで以上に強化する必要がある。また、信託基金事業について、途上国の有形文化遺産及び無形文化遺産の保存振興には長期的・継続的な取組が必要であり、右に対する国際社会の期待と要請に応えるためにも、ユネスコを通じた信託基金事業での支援を強化拡大する必要がある。教育についても国際社会が一致して定めたミレニアム開発目標(MDGs)や万人のための教育(EFA)目標の達成のために、引き続きユネスコの取組を強力に支援していく必要がある。

(2) 国連大学を通じた協力

平成19年9月に就任した新学長の下で国連大学は新たな戦略を策定し、我が国の学术界(大学・研究所等)、産業界との連携協力をより一層深め、付属組織である世界各地の研究研修センター等も通じ、途上国研究者への支援を更に強化しようとしている。外務省としても、我が国高等教育機関の国連大学を通じた国際協力・国際交流を促進させる観点から、また、我が国が国連大学との共同事業作業を通じ、国際社会に対し知的貢献を行う観点からも、平和構築、アフリカにおける能力開発、持続可能な開発のための教育等のテーマについて、これまでも増して国連大学との協力を充実させる必要がある。

2. 今後の方針

(1) 有形・無形の文化遺産の保護、教育支援等の分野において、ユネスコを通じた協力を積極的に推進する。特に平成19年9月の無形遺産条約の第2回政府間委員会の我が国における開催が大きな成果を挙げたことを踏まえ、無形文化遺産保護に関する協力を拡充する。更に平成17年に成立した「文化遺産国際協力推進法」実施の為に設立された文化遺産国際協力コンソーシアムの事業実現の有効な一方途として、途上国の文化遺産保存・修復協力の一層の推進を図る。

(2) 新学長を迎えた国連大学との更なる連携の強化に努め、現在の協力関係を一層発展させていく。

事務事業名 文化無償資金協力

事務事業の概要

文化無償資金協力は、開発途上国の文化・高等教育振興、文化遺産保全支援を目的として創設された無償資金協力スキームであり、「一般文化無償資金協力」、「草の根文化無償資金協力」からなる。「一般文化無償資金協力」は、その国民全体に裨益するという幅広い考え方に立って、開発途上国の国家機関に対して文化・高等教育、遺産保全に資する機材供与(従来5,000万円目途)・施設整備支援(従来3億円規模)を行うものである。これに対して、「草の根文化無償資金協力」は、資金的には小規模(原則1000万円以下)ながらも、現地で活動中のNGOや地方自治体等の草の根レベルの機関を対象として機材供与・施設整備・輸送支援(例えば、日本側民間団体より寄付される中古柔道着等を我が国から現地まで輸送する支援)を行うことにより、草の根レベルの一般住民に対してより直接的に裨益効果がもたらされることを目的としたスキームである。

有効性(具体的成果)

平成19年度において、文化無償資金協力案件は、合計49件実施した(「一般文化無償資金協力」14件、

「草の根文化無償資金協力」35件)。具体例を挙げれば、ケニアに対して、日本事情・教育等を内容とする番組ソフトを同国テレビ局に供与することで、同国国民の対日理解・親日感の向上を図った。またベトナムの教育機関に対して日本語教育教材を供与することで、日本語の普及のみならず、今後の我が国との関係発展を担う人材育成に貢献した。更に、アゼルバイジャンなどに対して合気道、剣道、空手器材の供与を行った。以上の他、アジア、中南米、CIS、東欧バルト諸国に対して文化施設や教育機関における文化・教育活動に使用される視聴覚機材等を供与し、今後我が国と各国との文化交流を更に深化させていく上での拠点を拡充した。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 **今のまま継続** 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

1. 理由

現在、文化無償資金協力は、開発途上国の民主的国造りや経済・社会的安定の過程を歩む上で精神的な拠り所となる独自の文化や教育の振興のための、いわば、開発途上国に対する「配慮」としての支援に止まっていない。各被供与機関に対する機材供与等を通じて協力パートナーを増やし、我が国と開発途上国との間の文化交流や我が国に関する広報・情報発信の拠点を拡充することを通じての対日理解や親日感情の増進を図ること、またそれにより、国際場裡における我が国立場に対する各国からの支持を確保する上でも不可欠の外交手段となっている。こうした積極的な支援の効果が着実に現れつつある。

2. 今後の方針

今後は、従来の開発途上国の主要な劇場等文化施設に対する機材整備という従来の相手国の文化・高等教育振興のための支援はもとより、案件を実施するに際し、在外公館文化事業等のために会場提供等で協力を得られるようなパートナー・交流拠点の増大を目指しつつ、案件を発掘、形成、実施していく。同時に、日本番組ソフト、日本語教育、日本武道といった分野での機材供与や我が国に関する情報発信の拠点となりうる施設の整備等、「日本の顔」のアピール、日本のプレゼンスの増大に直結する案件を積極的に実施し、もって、開発途上国における我が国の存在の重要性を強調しつつ、同国国民の対日理解と親日感情の更なる向上に努めていく。

評価をするにあたり使用した資料

平成20年版外交青書

ユネスコホームページ(<http://portal.unesco.org>)

国連大学ホームページ(<http://www.unu.edu/hq/japanese/index-j.htm>)

外務省広報文化交流部関連ホームページ

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域 当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

施策 2 報道対策、国内広報、IT 広報

具体的施策

-2-1	効果的な外国報道機関対策の実施・・・・・・・・・・・・・・・・	235
-2-2	適切な報道機関対策・国内広報の実施・・・・・・・・・・・・・・・・	238
-2-3	効果的な IT 広報の実施・・・・・・・・・・・・・・・・	242

- 2 - 1 効果的な外国報道機関対策の実施

事務事業名	広報戦略の企画・立案
事務事業の概要	広報戦略を立案するためには、地域・テーマ・メディア等の観点から論調を分析し、外交スケジュールを勘案して戦略的な計画を立案することが効果的であり、それを基礎として、能動的・効果的な外プレ対策を行うことが重要である。
有効性（具体的成果）	<p>平成19年度は、戦略的な対外発信のために分析機能を強化し、分析班を設置して対日報道に関する論調分析を拡充したり、委託調査を行うなどして外プレ対策立案の基礎とした。また、外国報道機関に対して能動的に、質の高い情報を発信するために、報道機関の情報ニーズに応えて、メディアから良くある質問をQ & Aとして纏めて発出したり、メディア向け資料集を作成して配布した。</p> <p>(1) 日本関連報道の論調分析</p> <ul style="list-style-type: none">・毎週日本関連報道を取り纏め、週報として省内・在外に配布した(54回)・日本関連報道が多くみられるテーマについては、取り纏めて省内に配布(50回) <p>(2) メディア調査</p> <ul style="list-style-type: none">・米国及び中国メディアの日本関連報道の特徴・変遷、発信の在り方に関する委託調査。・TICAD にそなえ、サブサハラアフリカのメディアのプロファイリング調査。 <p>(3) 情報の質の向上</p> <ul style="list-style-type: none">・メディアFQ(19回(10月より開始))・要人外遊に際し、現地報道機関に対するプレスキットの作成 <p>(4) 本省と在外との意思疎通の強化</p> <ul style="list-style-type: none">・在外に赴任する公館長に対し、個別に広報戦略のための基礎情報を提供。
事業の総合的評価	
拡充強化	内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止
(理由と今後の方針)	自民党の外交力強化に関する特命委員会が、2008年度から10年間の行動計画として纏めた「外交力強化へのアクション・プラン10」には、「外国メディアのニーズを的確に捉えた、きめの細かい支援を行うことを通じ、相手国国民に浸透する情報発信を行うこと」が謳われている。戦略的・効果的な対外発信のための体制整備や能力強化は政府の優先課題であり、今後とも、対日報道の収集及び分析、発信する情報の質的向上、発信能力強化などを、併せて実施する必要がある。

事務事業名	外国報道機関に対する情報発信
事務事業の概要	我が国の外交政策について伝達し、更に海外における対日理解・対日親近感を醸成するために、外国メディアに対して、記者会見、ブリーフィング、インタビュー、取材協力、反論投稿等を通じて、情報発信を行うこと。また、対日報道を収集・論調分析し、誤解に基づく報道等に対して、迅速に申し入れ・反論投稿等の対策を講じ、更に、論調分析の結果の配布を通じ、より質の高い情報発信に繋げる。

有効性（具体的成果）

以下の通り、多様な手段を活用して、外国報道機関に対する情報発信を行い、対日理解を促進させることができた。また、我が国の内政状況や慰安婦問題、南京事件、調査捕鯨等に関する批判的論調報道が見られたところ、事実誤認に基づく報道に対して積極的に反論投稿を行った。

- (1) 外国報道機関関係者向けの記者会見（於：本省）：57回実施。
- (2) 在京外国報道関係者に対するブリーフィング（オープンハウス）：10回
- (3) 我が国関係者によるインタビュー：540件（本邦：512件、在外：28件）
- (4) 英文プレス・リリース：630本発出
- (5) 歴史問題等に関する反論投稿：42件中20件が掲載社の紙面等に掲載された。
- (6) 我が国政府関係者による寄稿（気候変動に関する英フィナンシャル・タイムズ紙への総理の寄稿（平成20年1月））及びアフリカ開発に関する大臣の寄稿（平成20年3月））

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

国際世論の支持や評価を得ることは外交政策を展開する上で不可欠であり、なかでも昨今、相手国の国民に対する広報や働きかけ（パブリック・ディプロマシー）の重要性が指摘されている。諸外国の国民に対し、日本政府の考え方や政策に関する理解を促進するためには、外国報道機関を通じた発信が効果的であり、メディアに対する戦略的・効果的な情報発信の重要性は、今後益々高まる。

事務事業名

報道関係者（ペン記者）招聘、ジャーナリスト会議開催

事務事業の概要

外国メディアによる報道を促進させるとともに、対日理解・対日親近感を醸成するため、外国記者に日本を体験する機会を提供し、正確な対日理解に基づく記事の執筆・掲載を促進する。

有効性（具体的成果）

外交日程に併せて招聘計画を戦略的に立案し、131名を招聘した。また、記者招聘を戦略的に実施するために、記事掲載や訪問先等の観点から費用対効果の評価を行い、記者招聘マニュアルも改訂した。

TICAD の事前イベントとして平成20年3月にジャーナリスト会議を開催し、ジャーナリスト約50名、外交団約40名を含む約200名の参加を得て、国内外のメディアで報道された。

- (1) 外国記者の招聘数及び同記者訪日後の対日関連記事執筆者数：131名
- (2) ジャーナリスト会議実施回数：1回、招聘記者3名、
出席した一般聴衆者数：200名（うち、ジャーナリスト49名）
日本及びアフリカ地域の13社20名の国内メディアが取材を行い、6か国11メディア（テレビ、新聞及び雑誌他）で報道された。

国内外において、TICADに関する認知度、日本のアフリカ支援に関する立場の理解を促進した。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

外務大臣の諮問機関海外交流審議会の「日本の発信力強化のための5つの提言」は、発信力強化への対応を提案しており、例えば、在京特派員が減少し、北京から日本をカバーするようになる外国報道機関の傾向に対して、戦略的に招聘することを通じて、正しい対日理解に基づく記事の執筆を促す必要性が提案されている。

また、重要な外交イシューに関して、日本政府の政策や立場を発信するために、世界的にもユニークなジャーナリスト会議を通じて国際世論に訴えていくことの意義は引き続き大きい。

評価をするにあたり使用した資料

外務省ホームページ（日本語版：www.mofa.go.jp/mofaj，英語版www.mofa.go.jp）

ジャーナリスト会議報告

http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/ticad/ja_jsad/index.html

（政府広報インターネットTV

<http://nettv.gov-online.go.jp/eng/channel.html#c=03>

朝日新聞インターネット版（国際面、モザイクアフリカ）

<http://www.asahi.com/international/africa/mosaic/TKY200804160192.html>）

（財）フォーリン・プレス・センターのホームページ（日本語版：www.fpcj.jp/j，英語版：

www.fpcj.jp/e/index.html

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域 当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

・説明及び懇談（計198回）

外務省詰め記者への説明（ブリーフ）：103回

外務省詰め記者との外務報道官室での懇談（オープンルーム）：44回

論説委員への説明：27回

解説委員への説明：24回

（口）談話、外務省報道発表等の文書による情報発信の件数（計1581件）

外務大臣談話：22件

外務大臣コメント：1件

外務報道官談話：62件

外務省報道発表：1376件

官邸が発出した貼り出しの参考配布：120件

（ハ）郵送・メールによる有識者への情報発信の件数

郵送：10件

メール送信：81件

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

我が国外交政策に対する国民の理解を増進するために、報道機関、有識者に対する適時・適切な口頭及び文書による情報発信に引き続き取り組む必要があり、その効果も大きいと考える。

また今後、情報発信の更なる強化のため、フリーペーパー等新しいメディアに対する情報発信にも努める。

事務事業名 講演会・シンポジウム等の開催

事務事業の概要

（1）一般向けとして、外務大臣が、国民の関心の高い外交テーマについて国民と直接対話を行う「外交フォーラム 外務大臣と語る」、外務省幹部職員による「国際情勢講演会」を開催している。

（2）若い世代の国際問題、外交課題に対する理解と関心を深めるため、大学生向けの「外務省セミナー『学生と語る』」、国際問題討論会及び「外交講座」、高校生向けの「高校講座」を開催している。

有効性（具体的成果）

（1）平成19年度に行った外交フォーラム、講演会等の国民との直接対話は以下のとおり（延べ参加人数約76,000名）。

（イ）一般向け

・ 外交フォーラム：2回（参加人数1,322名）

・ 国際情勢講演会：44回（参加人数約5,800名）

（ロ）学生向け

・ 高校講座：147校（参加人数約59,000名）

・ 外交講座：66大学（参加人数約10,000名）

・ 外務省セミナー「学生と語る」：2回（参加人数285名）

・ 大学生による国際問題討論会：1回（参加人数62名）

（2）外交フォーラム実施後のアンケートでは、83%の参加者が外交政策に対する理解が深まったと回答

しており、今後も継続すべきとの回答は78%に上った。その他の事業についても、実施後のアンケートを通じて、分かり易かった、理解が深まった等の回答を多く得ている。

(3) 上記外交フォーラム、各種講演会等は、国民に対する直接の情報発信としてだけでなく、外務省職員が外交実務を遂行していく上で、国民の考えに直接触れる貴重な機会ともなっている。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

現在実施している外交フォーラム、講演会・シンポジウム等の開催による情報発信は、我が国の外交政策を直接国民に対して、その背景・経緯も含めて丁寧な説明を行う上で不可欠であり、その必要性、有効性、効率性の観点から適切であると判断されるので、我が国の外交政策に対する国民の理解増進を図るべく、今後とも継続して実施し、情報発信を行っていく。

事務事業名 外務省に寄せられる意見等に対応する広聴活動の実施及び世論調査等を通じた幅広い世論動向の把握

事務事業の概要

- (1) 多様な媒体(メール、電話、FAX、書簡)を通じた国民からの意見聴取。
- (2) 特定テーマに関する世論調査の実施による世論動向の把握。

有効性(具体的成果)

多様な媒体を通じた国民からの意見聴取及び世論調査を実施し、その結果を関係部局に迅速かつ適切に配布することによって外務省内で周知・共有し、外交・広報政策の企画立案・実施の参考とするとともに、外務省・在外公館の業務改善に役立てた。

- (1) 平成19年度に国民より寄せられた意見の件数は以下のとおり。
 - ・外務省ホームページのご意見コーナーに寄せられたメールによる意見：約8,900件
 - ・電話によって寄せられた意見：約2,800件
 - ・FAX・書簡によって寄せられた意見：約1,500件
- (2) 平成19年度は以下の2件の対面式の世論調査を実施した。
 - ・「日本の軍縮・不拡散外交」：日本の軍縮・不拡散外交に関する国民の意識を調査。
 - ・「海外安全」：日本国民の海外における安全対策等に関する意識を調査。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

現在実施している多様な媒体を通じた国民からの意見聴取及び世論調査の実施は、情報の共有に資する他、効率性、有用性の観点から適切であると判断されるので、今後ともこれまでと同様に取組を行っていく。

事務事業名 定期刊行物、放送番組への編集・制作協力やパンフレットの作成

事務事業の概要

我が国の外交政策及び外務省の役割を幅広く、丁寧に国民に発信するため以下の事業を実施している。

- (1) 広報テレビ番組の制作・放映及び内閣府による政府広報への協力
- (2) 定期刊行物への各種協力及び誌面広告を通じた広報活動
- (3) 外交政策、国際情勢、外務省の役割に関するパンフレットなどの印刷物の作成及び配布

有効性（具体的成果）

（１）広報テレビ番組「未来への熱い絆～2008日本ブラジル交流年～」を制作し、同番組は平成20年1月にBS日テレで放映された。視聴者アンケートを行ったところ、93%が日本とブラジルの関係が理解できた、97%がブラジルとの外交関係が大切だと答えるなど、高い広報効果が得られた。

（２）中央公論に誌面広報を3回（平成19年5月号、平成20年2月号、3月号）掲載し、外交政策に関し特定のテーマで、有識者、オピニオンリーダー層を中心に広く広報を行った。

外交政策や外務省の役割等を分かり易く説明するパンフレットを、7種9万5千部の新規作成、10種16万3千部の改訂・増刷を行い、各種講演会等で配布するとともに、外務省ホームページにも掲載し高い評価を得ることができた。（例：「日本とASEAN」「元気なアフリカを目指して」「日本の国際テロ対策協力」「日本と中南米」「名探偵コナン - サミットガイド」等。）人気アニメのキャラクターを活用したサミット広報パンフレット「名探偵コナン - サミットガイド」は、平成20年7月に北海道洞爺湖で開催されるサミットに向けて、広く一般国民に「サミット」のプロセスをより分かり易く説明できるものとして有効活用している。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

現在実施している定期刊行物、放送番組への編集・制作協力やパンフレットの作成による国民への情報提供は必要であり、限られた予算の中で、今後は誌面広報媒体を見直し、より多様な広報手段を通じて、一般国民に引き続きより分かり易い情報を効果的に発信し、我が国の外交政策に対する理解増進を図っていく。

評価をするにあたり使用した資料

外務省ホームページ/報道・広報

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域 当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

- 2 - 3 効果的なIT広報の実施

事務事業名 外務省ホームページ（日本語、英語）の運営

事務事業の概要

インターネットの普及により、外務省ホームページは外務省の顔となり、正確で迅速な情報提供をすることは国内外への説明責任の面からも重要である。

有効性（具体的成果）

一日あたり約48万件以上（日・英・携帯版合計）のアクセスがある外務省ホームページの運営により、多くの利用者に外交施策に関する情報を有効に伝えることが可能となっている。

（1）日本語版アクセス数（ページビュー）

平成18年度 1億4,462万

平成19年度 1億4,699万（前年度比 2%増）

（2）英語版アクセス数（ページビュー）

平成18年度 2,385万

平成19年度 2,652万（前年度比 11%増）

（3）携帯版（日）アクセス数（ページビュー）

平成18年度 96万

平成19年度 171万（前年度比 78%増）

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

インターネット上の情報量の増加と多様化によって、ホームページを通じた情報提供の必要性は引き続き高いため、最新技術や利用者の要望を的確に捉えて、更に有効な情報提供を目指す。

事務事業名 在外公館ホームページ、Web Japanホームページ等の運営

事務事業の概要

インターネットの普及により、在外公館ホームページ、Web Japanホームページは情報発信の有効なツールとなっており、正確で分かり易い情報提供をすることは重要である。

有効性（具体的成果）

在外公館ホームページ及びWeb Japanホームページの合計で一日あたり約29万件のアクセスがあり、多くの利用者に正確で分かり易い情報を有効に伝えることが可能となっている。

(1) 在外公館ホームページ アクセス数（ページビュー）

平成18年度 8,495万

平成19年度 7,080万（前年度比 17%減）

(2) Web Japanホームページ アクセス数（ページビュー）

平成18年度 3,342万

平成19年度 3,454万（前年度比 3%増）

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

インターネット上の情報量の増加と多様化によって、ホームページを通じた情報提供の必要性は引き続き高いため、最新技術や利用者の要望を的確に捉えて、更に有効な情報提供を目指す。

評価をするにあたり使用した資料

外務省ホームページ（日）(<http://www.mofa.go.jp/mofaj>)

外務省ホームページ（英）(<http://www.mofa.go.jp>)

外務省ホームページ（携帯版・日）(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/m>)

在外公館ホームページ一覧 (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/link/zaigai>)

Web Japanホームページ (<http://web-japan.org>)

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域 当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

基本目標 領事政策

施策（具体的施策）

- 1 領事サービスの改善・強化・・・・・・・・・・・・・・・・ 247
- 2 海外邦人の安全確保に向けた取組・・・・・・・・・・・・ 263
- 3 外国人問題への対応強化・・・・・・・・・・・・・・・・ 272

- 1 領事サービスの改善・強化

事務事業名 領事事務のIT・システム強化

事務事業の概要

在留届電子届出システム（ORRNET）の運用により、在留邦人はインターネットを通じて在留届の届出や変更届・帰国届の届出を行うことが可能となる。また、在留邦人向けメールマガジン配信システムの運用により、在外公館は邦人がインターネットを通じて登録したメールアドレスへ治安、保健・衛生等の必要な情報の提供を行うことが可能となり、海外邦人の利便性向上につながる。

有効性（具体的成果）

在留届電子届出システム（ORRNET）による電子届出件数及び在留邦人向けメールマガジン配信システム導入公館数は次のとおり年々増加している。

- （１）在留届電子届出システム（ORRNET）による電子届出件数
平成16年度：18981件、平成17年度：19867件、平成18年度：24596件、平成19年度：38677件
- （２）在留邦人向けメールマガジン配信システム導入公館数
平成16年度：43公館、平成17年度：65公館、平成18年度：88公館、平成19年度：89公館

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

在留届電子届出システム（ORRNET）については、これまでどおり運用を継続する。在留邦人向けメールマガジン配信システムについては、同システムの機能を利用し、海外におけるテロ・大規模自然災害等の緊急事態発生時、在留届を提出している在留邦人に対しメール・FAX・電話等を通じ緊急情報を一斉に通報するシステムを平成20年度中に展開する予定とし、在留邦人に対する一層の支援強化を図る。

事務事業名 領事出張サービスの拡充強化

事務事業の概要

在外公館所在地から遠隔の地に居住する在留邦人に対し領事サービス（旅券、証明等の発給申請の受付・交付、戸籍・国籍の届出受理、各種相談受付等）を提供するため、領事担当官が当該遠隔地に赴き同サービスを実施する。

海外において在留邦人が領事サービスを受けようとするときは、居住地を管轄する在外公館又は最寄りの在外公館へ赴き、申請、届出等の手続を行う必要がある。しかしながら、国内の市区町村役場等において行政サービスを受ける場合とは違い、在外公館の数は限られているため、居住地と在外公館との間の距離が相当離れていることも多く、この場合、在外公館に赴くのに相当の時間的・経済的負担を強いられることとなる。

したがって、可能な範囲で領事出張サービスを実施することにより、遠隔地に居住する在留邦人の負担を軽減し、利便性を向上させることが求められている。

有効性（具体的成果）

平成19年度においては、102在外公館（平成15年度：69公館、平成16年度：90公館、平成17年度：101公館、平成18年度：98公館）において延べ654回（平成15年度：486回、平成16年度：497回、平成17年度：746回、平成18年度：711回）の領事出張サービスを実施し、在留邦人から好評を得ている（平成19年度に在外13公館で実施したアンケート調査の結果、領事出張サービスを利用したことがある邦人の約80%が同サービスは有益である旨の回答を得ている。）

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 **今のまま継続** 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

領事出張サービスは、遠隔地在住の在留邦人のニーズに合致するとともに定着しつつあり、各方面からサービスの拡充を求める強い要望が寄せられている。また、テロ・自然災害等の大規模緊急事態により、邦人被害者（被災者）が発生した場合の危機管理対策の必要性から、本サービスを通じた遠隔地に居住する在留邦人との連携強化は極めて有用であることから、引き続き領事出張サービスを継続・強化する必要がある。

なお、本出張サービス実施予算は平成19年度をもって廃止され、平成20年度から成果重視事業在外選挙人登録推進予算による登録受付出張サービス（副次的に一般領事サービスを実施）に吸収の上、サービスを継続することとなる。

成果重視事業

事務事業名 在外選挙人登録推進

事務事業の概要

【成果重視事業の目標】

- 1．平成17年10月1日現在の在留邦人数（101.3万人）に基づく推定有権者数（邦人数の75% = 75.9万人）の20%相当数の登録者数の15万人を平成21年度末における最終目標とする。
- 2．年間の新規登録申請者件数（受付の件数）3万件を各年度毎の目標とする。

【目標設定の考え方】

（1）在外選挙制度においては、在留邦人が投票を行うためには在外選挙人名簿への登録が必要であるが、海外では出頭義務を課した任意登録制となっているため、現状では積極的な登録傾向にない。また、在外選挙制度は海外に転出して初めて必要となる制度であるため、本件制度に係る知識を有している在留邦人は少数である。このため本事業により制度普及や登録推進広報を行い、登録受付出張サービスや日系企業等個別訪問サービスを通じて在留邦人の登録申請について便宜を図ることにより、在外選挙人登録を推進し登録者数の増加を図ることは、在留邦人の国政選挙における選挙権行使の機会を確保するものであるとともに、領事サービスの改善・強化に資するものである。

（2）平成16年度から18年度において実施した第1期成果重視事業においては、平成18年度末における在外選挙人登録者数を推定有権者数の20%前後（16年度においては15%前後、17年度においては17%前後）と設定したが、在留邦人数が数量目標設定時における想定を大きく上回ったこと、帰国等による登録抹消（年間約1万件強）による相殺があるため、登録者の純増数は新規登録者の約半分程度とな

り、定量的な政策目標としての登録率は、在外公館における業務量や費用対効果としての登録推進実績を正確に反映できなかった。このため平成19年度から21年度における成果重視事業においては、上記問題点を踏まえ、平成17年10月1日現在の在留邦人数（101.3万人）に基づく推定有権者数の20%相当数の15万人を平成21年度末における登録者数の最終目標とし、前記の目標を達成するため年間の新規登録申請者件数については、毎年度約1万件強の登録抹消による登録者数の相殺や非登録者があること等を踏まえて、3万件の登録申請を受け付けることを各年度毎の目標とすることにより、計画策定当初における評価基準及び数量目標を固定するとともに複合的な目標を設定し、端的に施策の効果を把握しやすい評価手法を導入した。

【事業計画期間及び平成19年度予算額】

（期間） 平成19年度～平成21年度

（予算額） 238百万円

【手段と目標の因果関係】

（1）登録受付出張サービス

在外選挙人登録は出頭義務を課した任意登録制であり、かつ、居住地を選挙管轄している在外公館に対して登録申請を行う必要があるため、遠隔地に居住する在留邦人が登録申請のためだけに在外公館に出向くことについては、在外選挙に関心があっても、距離的、時間的、経済的理由から、これを躊躇する傾向にある。このため、在外公館が遠隔地に居住する在留邦人を対象に登録申請を受け付けることを主目的とする領事出張サービスを実施し、申請手続きについて便宜を図ることにより地方に在住する在留邦人の選挙人登録を推進する。

（2）日系企業等個別訪問サービス

在外公館の開館時間（平日の日中）に、登録申請のために在外公館に出向く時間を確保できない在外公館所在地近郊の日系企業等の社員等を対象に、登録受付のための企業訪問を行い、効率的な登録推進を図る。

（3）各種広報媒体を活用した在外選挙制度の広報

在外では毎年相当数の在留邦人が転勤等により入れ替わっているため、在外有権者の選挙人登録については、年間約2.4万件の新規登録と帰国等による約1.4万件の登録抹消が発生していることから、新規渡航者及び未登録者に対する制度広報を行い登録推進を図る。特に、平成18年の公職選挙法の一部改正により、登録申請手続きの改善（3か月住所要件充足前における在外選挙人登録申請の受付）、対象選挙の拡大（比例代表選挙に加えて、（小）選挙区選挙及び補欠選挙等への投票が可能となった）等が図られたことを踏まえ、積極的に在外選挙制度につき周知を図ると同時に登録を働きかける。

（4）在外公館における登録業務等の円滑執行のための各種支援

管内に推定有権者の多い在外公館に事務補助員雇用経費を手当てし、領事窓口や日系企業等個別訪問サービスにおける登録申請の受付、広報、事務補助、各種照会に対応することにより、在外選挙人登録事務の円滑な執行を行う。また、選挙関係執務参考資料を在外公館に配備し、登録業務が円滑に執行されるよう支援する。

(5) 在外選挙事務担当者への研修・指導の実施

在外公館の領事担当官に対する赴任前研修や中間研修、将来の担当候補者への講習等の内容等を拡充し、領事担当官の在外選挙事務に対する理解を深めることにより選挙事務の適正執行を図ると同時に、人材を育成し、専門知識や登録推進のためのノウハウの共有を図る。

(6) 予算配分等

管内に推定有権者5千人以上を擁する在外公館(全世界の推定有権者の8割が該当)を中心とした事業展開及び予算配分(全体の約8割)を行い、数値目標の達成と費用対効果の効率化を図る。

[目標の達成度合いの判定方法・基準]

B

(判定方法)

平成19年度においては、年間(平成19年4月～平成20年3月)の新規登録申請者件数に基づく判定と併せて登録者数の対前年比伸び率及び登録抹消者数等の要因を加味した上で判定を実施。

(基準)

ランク	達成度合	評価
A	100%	達成
B	75%以上 100%未満	概ね達成
C	50%以上 75%未満	達成はしていないが進展あり
D	25%以上 50%未満	一定の進展は見られるが不十分
E	25%未満	進展していない

有効性(具体的成果)

平成19年度の登録申請者件数は、23,621件と年間目標の3万件に達していないが、在外選挙制度における本人出頭主義等登録申請手続き自体の利便性の悪さ等の理由から積極的な登録者が少ない状況下において、かつ、帰国等による登録抹消(毎年約1.4万件)により登録者数が相殺される条件下において、成果重視事業を通じた在外公館の活動により、在外選挙人登録者数は対前年比9.80%増(99,173人108,889人)と堅実な伸びを示している。

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
推定有権者数	683,297	720,980	759,410	797,771	797,771(注)
登録者数(外務省調べ)	77,014	82,556	91,815	99,173	108,887
対前年比伸び率(%)		+7.20	+11.22	+8.01	+9.80
登録率(%)	11.27	11.45	12.09	13.06	13.65
新規登録申請者数(年間)	13,810	15,729	20,839	21,635	23,621
(対平成15年度申請者数増加率(%))		+13.90	+50.90	+56.66	+71.04
登録抹消者数(年間)	9,647	9,888	10,022	11,345	13,855

成果重視事業目標達成率(%)

対最終登録者数（15万人）

72.59

対年間新規登録者件数（3万件）

78.74

（注：推定有権者数は各年度の10月1日現在の在留邦人数の75%として算出。19年度の在留邦人数が確定していないため、18年度の推定有権者数を使用）

（実施状況・有効性評価）

（1）登録受付出張サービス及び日系企業等個別訪問サービス

遠隔地に居住する在留邦人を対象とした登録受付出張サービスを他の領事サービス（旅券、証明、各種届出、領事相談等）と連携させて、事前広報や開催日時の調整等在留邦人の利便性に配慮し効果的な実施に努めたほか、在外公館所在都市の周辺地域においても春祭り等各種行事の機会を利用した登録受付出張サービスの実施や、在外公館所在地近郊の日系企業等に対する個別訪問サービスを実施し成果を上げるとともに、在留邦人からも領事サービス改善の一環として高い評価を得ており、利用者も年々増加している。なお、平成19年度においては平成19年7月に参議院議員選挙に係る在外選挙の事前準備・実施のため年度前半は登録受付出張サービスを実施できない期間があったため、結果として実施回数自体は在外選挙の実施されていない平成18年度実績に対し減少したものの、平均登録申請件数は増加している。同様に日系企業等個別訪問サービスに関しても、参議院選挙に係る在外選挙の事前準備・実施等の理由によりサービスの実施回数は前年に比し半減し登録申請件数も実施回数に応じ減少したが、訪問企業当たりの平均登録申請者数は前年度を上回った。これは登録受付出張サービス及び日系企業等個別訪問サービスが在留邦人に広く認知されるとともに多数の在留邦人が利用する傾向にあることを示しており、結果として各サービス毎に受け付ける登録申請件数の増加（＝登録申請受付の効率化）をもたらしている。また、登録受付出張サービス及び日系企業等個別訪問サービスで受け付けた登録申請件数等は8,192件と新規登録申請者数の34.68%を占めており、在外選挙人登録を推進する上で有効な手段となっている。

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
（登録受付出張サービス）					
実施公館数	69	90	101	98	102
実施回数	486	497	746	711	654
登録申請等件数(A)	3,428	2,999	4,673	6,101	5,846
実施回数1回あたりの平均登録申請等件数（件）	7.05	6.03	6.26	8.58	8.94
（日系企業等個別訪問サービス）					
実施公館数	-	-	32	33	31
訪問企業数	-	-	475	626	365
登録申請件数(B)	-	-	3,179	3,077	2,346
訪問企業1社あたりの平均登録申請件数（件）			6.69	4.92	6.42
登録受付出張サービス及び日系企業等個別訪問サービスによる登録申請件数合計((A)+(B))	3,428	2,999	7,852	9,178	8,192

最近の在留邦人の傾向として、長期出張扱いでの海外赴任や国民健康保険や年金の関係等から住民票

を日本に残している（＝国内の選挙人名簿に登録がある）ことを理由に、在外選挙に関心があっても登録申請を断念せざるを得ない在留邦人や、長期の海外生活による現地志向や政治ニュースをはじめとした日本情報の入手困難等の理由から選挙自体に関心がないとする在留邦人も少なからずあり、在留邦人の在外選挙に対する関心に相当の温度差が見受けられる。

（２）在外選挙制度広報

海外においては現地事情や地理的要因等から、すべての在留邦人が共通して視聴・購読できる広報媒体は皆無であり、また、広報対象となる在留邦人が世界各地に広範囲に散在しているため、広報による在外選挙制度の認知効果の評価・検証は困難である。しかしながら、毎年約1.4万人の在外選挙人が帰国等により登録抹消されている一方で、新たに約2.4万人の新規登録申請者がいることから、新規渡航者及び未登録者への広報を中心に効果を上げているものとする。

平成19年度は、以下の媒体を利用して在外選挙制度の改正及び登録推進について広報を行っている。

（イ）邦字紙国際衛星版及び現地邦字紙

（ロ）日本人会や商工会等邦人団体の会報誌

（ハ）現地邦系生活情報誌

（ニ）現地日本語テレビ・ラジオ番組

（ホ）在外公館のホームページ

平成19年7月には第21回参議院議員通常選挙及び衆議院議員補欠選挙にかかる在外選挙が実施されたところ、これら選挙の実施前においては成果重視事業による広報と参議院選挙の事前広報との相乗効果により、平成19年度前半においては在留邦人の在外選挙に対する関心が高まり登録申請件数は例年になく増加した。

（３）予算配分等

選挙管轄区域内に推定有権者5千人以上を擁する35公館の合計有権者数が全世界の約8割に達する中、数量目標を達成する上でこれらの公館における積極的な登録推進が不可欠であることから、重点的かつきめ細かい査定・予算配分及び事務補助員の配置を行っており、平成19年度は当該公館における登録申請件数が全体の約65%（15,303件）を占めた。

【予算執行の効率化・弾力化措置及び当該措置によって得られた効果】

国庫債務負担行為 繰越明許費 目の大括り化 目間流用の弾力化

（上記措置による効果）

特定予算科目の不足による事業の停滞を回避するとともに、在外選挙人登録推進のために最大限予算を活用することが出来た。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

本件事業による登録受付出張サービス及び日系企業等個別訪問サービスについては、在留邦人から高い評価を得るとともに年々利用者が増加していることに加え、在外選挙制度の改正を踏まえた制度普及広報や登録推進広報を積極的に展開した結果、新規登録申請件数は平成18年度を上回る実績となった。

平成19年度の新規登録申請者件数は事業目標である年間3万件を達成していないが、在外選挙人登録

者数は、在外選挙人の帰国による登録抹消（年間約1.4万人）による負の要素を加味しても、108,889人と対前年比9.80%の伸びを示しており、在外公館における登録推進事業として相応の成果を上げたものと評価される。については、今後も目標を達成するために本事業を一層拡充・強化していく必要がある。

【目標達成状況が芳しくない場合の原因分析及び今後の方策】（理由と今後の方針）

（１）在外選挙人登録者数は対前年比9.80%の伸びを示しており、かつ、申請件数は毎年上昇傾向にあることから事業実績としては一定の成果を挙げているが、平成19年度末の目標（年間の新規登録申請者件数：3万件）には至っていない。

（２）在外選挙制度において、在外選挙人登録は申請者本人に出頭義務を課した任意登録制となっているため、登録申請にあたり在留邦人の負担（時間・距離的事情等）が大きく、在外選挙に関心があっても積極的な登録状況にない。また、海外では企業関係者等をはじめとした人の異動が多く、結果として、在外選挙制度に関する知識を有していない在留邦人（新規渡航者）が絶えず発生している状況にある。このため、在留邦人の負担を軽減し申請を行いやすい機会を提供することにより登録に際して在留邦人に便宜を図ると共に、異動等により新しく海外で生活をはじめた新規渡航者や未登録の在留邦人に対し在外選挙制度を周知すべく広報活動を積極的に実施し、成果重視事業目標を達成するように努める。

事務事業名 海外子女教育体制の強化

事務事業の概要

海外の日本人学校（文部科学大臣が認定）及び日本語補習授業校（現地校等に通う日本人子女のために週末等に国語等の基礎的な科目の授業を行う。）に対し、一定の条件下で校舎借料や現地採用講師謝金等所要の援助を行う。これにより、保護者の負担が軽減され、在留邦人の子どもになるべく日本国内に近い条件下で義務教育を受けさせることを可能とし、憲法第26条（教育を受ける権利と受けさせる義務）の精神にも合致する。

有効性（具体的成果）

【有効性（具体的成果）】

平成19年度は、要望があった補習授業校8校に対する新規援助を実現した結果、援助の対象となる日本人学校は85校、補習授業校は195校となり、海外に在住する学齢児童・生徒のうち、日本人学校にも補習授業校にも通学していない者を差し引いた約60%が政府援助の対象となった。これにより邦人支援策の向上に寄与した。

近年の援助対象学校数の推移は次のとおり

（１）日本人学校

平成16年度：83校、平成17年度：85校、平成18年度：85校、平成19年度：85校

（２）補習授業校

平成16年度：189校、平成17年度：185校、平成18年度：187校、平成19年度：195校

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

我が国全体の国力の維持・増進策の一環として、海外在留邦人の経済活動等の活発化を促進することが必要であり、子どもの教育環境を整備することはそのための非常に重要な要素の一つである。他方、現地日系企業の撤退等により日本人学校等の経営基盤が脆弱化し、保護者の負担が増大しているケースも少なくないことから、必要性を精査の上、真に必要な学校に対する政府援助の拡充を検討する必要がある。

事務事業名 在留邦人に対する医療・衛生面での支援の強化

事務事業の概要

海外において日本人が安全に渡航・滞在できる環境（医療面・衛生面）の整備

1. 巡回医師団の派遣

医療事情が悪く、在留邦人が日常生活において健康維持のために苦勞を強いられている地域に日本人医師・看護師から構成される医師団を派遣し、日常の健康管理に当たっての留意点等の助言を中心とした在留邦人からの健康相談に応じることにより、海外在留邦人の福利向上を図る。

2. 感染症対策

海外において流行している感染症に関し、関連情報を提供し、渡航者・滞在者への注意喚起を行うこと、新型インフルエンザ等の新たな感染症が発生・流行した場合に備えた情報提供をはじめとする在留邦人支援体制の整備を行うこと及び関係機関との連携強化を行うことにより、邦人の感染症予防の一助とする。

有効性（具体的成果）

1. 平成19年度は12チームを39か国58都市に派遣し、約1400人の在留邦人への健康相談を行った（新規に3都市派遣）。各地の健康相談は、全般的に成人では生活習慣病関連、小児科分野では発達相談、予防接種の他、婦人科分野、現地の環境から心配される感染症及び生活環境によるストレスなど相談内容は多岐にわたった。各医師団は在留邦人に対し、病気予防や慢性疾患を抱えての生活指導、現地医療機関で受けている治療内容や処方されている医薬品の説明などを行い、在留邦人からは日本語で、日本人医師に相談できて安心できたとの声が多く聞かれた。一部のチームでは、健康管理や生活習慣病、育児関連など様々な医療関係パンフレットを配布し、各個人の継続的な健康管理にも貢献した。

今回は全チームに女性看護師が同行し、相談者の検査や振り分けを行ったことから円滑な健康相談が実施可能であった。また、全派遣医師25名のうち5名が女性医師であったことから、特に女性の相談者からは女性医師、看護師に非常に相談しやすかったと好評であった。

2. 感染症対策

新型インフルエンザ発生の懸念により感染症関連情報への関心が高まっていることから、「海外安全ホームページ」において、世界各地における感染症発生に関する情報提供・注意喚起を行った。また、各在外公館ホームページのトップページにバナー又は専用コーナーを作成し、鳥・新型インフルエンザ関連情報の入手を容易に行うことを可能とした。その他、在外公館と在留邦人との連絡会等の機会を通じて任国内の鳥インフルエンザの発生状況や新型インフルエンザが発生した場合に想定される状況、安全対策、その他の関連情報を提供した。

平成19年度の感染症関連渡航情報発出件数は49件（前年度比12件増）。このうち鳥インフルエンザ関連情報は14件。

事業の総合的評価

拡充強化

内容の見直し・改善

今のまま継続

縮小

中止・廃止

(理由と今後の方針)

1. 巡回医師団の派遣

海外渡航者や在留邦人は今後も増加傾向にあると思われ、地域によっては小児を伴って海外に長期滞在するケースや退職後の長期滞在者も増えてきており、海外での育児、メンタル面での不安、在留邦人の高齢化など、巡回医師団健康相談へのニーズも多様化している。医師団は、現地の生活環境下での病気予防、慢性疾患における健康管理、不安解消、現地診療や処方薬の説明、など様々な側面から在留邦人の期待も大きく、今後も在留邦人のニーズに合わせた専門科の医師や看護師の派遣事業を継続していく必要がある。なお、平成20年度においては、厳しい予算事情に鑑み、チーム数(含むチーム員数)及び派遣都市の見直しを検討するも、派遣事業は継続して実施する予定である。

2. 感染症対策

近年、海外渡航者などの海外感染症発生状況への関心が高まっており、我が国では過去の病気となった感染症であっても世界各地で発生しており、また、異常気象や天災などによっても感染症が発生・流行する可能性があるため、引き続き海外における感染症発生状況について迅速な情報収集を行い、必要に応じて渡航情報の発出等により注意喚起を行う他、厚生労働省等関係機関と連携強化を図り、検疫所ホームページや検疫窓口などを含む多面的な情報提供を行う必要がある。

また、近い将来、発生・流行が懸念されている新型インフルエンザへの対策のため、引き続き在外公館での情報収集・提供体制の強化、発生時の在外公館内体制の整備及び外務省と国内関係諸機関との更なる連携強化が必要。

事務事業名 領事担当官に対する研修の強化

事務事業の概要

(1) 外務本省において、領事局主催の領事初任者研修(2回)、領事中堅研修(1回)及び在外行政サービス研修員に対する実務研修の実施、外務省研修所主催の研修(在外公館官房要員研修、在外公館警備対策官研修、在外公館赴任前研修等)における領事関係講義、領事担当官として在外公館赴任予定の職員に対する個別ブリーフを行った。また、在外公館においては、拠点公館における領事業務研修や領事研修会議(平成19年度は南東アジア地域)を実施した。

(2) 外務本省における研修においては、本省領事局職員による講義、外部の専門家による講義(応接マナー、メンタルヘルスケア、遺体鑑識等)、関連施設の視察(矯正施設、窓口視察等)を実施した。

(3) 在外公館における研修においては、領事業務経験の深い在外公館領事担当官(領事広域担当官等)による若手職員に対する研修、本省職員や外部専門家による講義等を実施した。

(4) 領事業務に従事する者に対しては、次の理由により、必要な知識・専門性を修得させるための研修を実施することが不可欠である。

(イ) 領事業務の範囲は非常に広範であり、根拠法令や専門知識を習得することなしに業務に従事した結果的確な処理ができなかった場合、申請・届出等を行った国民に多大な不利益が生じるおそれがあること。

(ロ) 特に邦人援護業務においては、的確な処理を行うためには知識の習得のほか相当の経験・熟練を要すること。

(ハ) 海外在留邦人数・海外渡航邦人数は年々増加傾向にあること、邦人の海外滞在先・渡航先の多様化や生活様式の多様化などの要因により、領事サービスに対するニーズは増加とともに刻々と変化

しており、時宜に応じた知識の習得が必要であること。

(5) 領事担当官に対し必要かつ時宜に応じた研修を実施することにより、領事担当官の能力が向上し、的確かつ国民のニーズに即した領事サービスを提供することが可能となり、海外に滞在する邦人の生活・活動基盤の支援につながる。したがって、領事サービスの改善・強化を図るためには、領事担当官に対する的確な研修の実施が不可欠である。

(6) なお、上記研修のうち領事初任者研修については、領事業務経験の浅い(又は経験のない)職員(他省庁からの出向者を含む。)に対し基礎知識を取得させることを目的としている。また、領事中堅研修については、相当の領事業務経験を有する中堅職員の専門性を向上させることにより、在外公館において領事業務の実施体制に遺漏なきを期すとともに、将来指導的役割を果たす職員を養成することを目的としている。このように、研修の実施に当たっては、職員の領事業務に対する習熟度にあわせてきめ細かく対応している。

有効性(具体的成果)

研修の実施により、受講者の領事業務に関する基礎知識(領事初任者研修等)やより高度な知識・専門性の修得・向上(領事中堅研修)が図られた。また、知識・専門性の向上等により、受講者の間で領事業務に対する意欲の高まりが見られた。主な研修の実施結果は次のとおり。

(1) 領事初任者研修(領事局主催)

年2回実施。受講者数合計67名。対象者は領事業務経験のない(又は経験の浅い)若手職員が中心(他省庁出向者を含む。)。受講者アンケートの結果、研修全般に対してはほぼ全員より有益であったとの回答があった。ただし、個々の講義については改善の余地ありとする意見もあり、カリキュラムの改善、講師による講義能力の向上等を図る等今後の改善のための参考としていく所存。また、外部講師(大学教授等)よりも、領事担当官に対しメンタルヘルス、遺体鑑識等必要な分野の研修を行うことは必要かつ重要であるとの評価があった。

(2) 領事中堅研修(領事局主催)

年1回実施。受講者数12名。対象者は相当の領事業務実施経験を有し、今後在外公館において領事担当官として指導的役割を果たすことが期待される中堅職員。受講者アンケートの結果、研修全般に対してはほぼ全員より「有益であった。」「能力向上が図られた。」等の回答があった。ただし、個々の講義については改善の余地ありとする意見もあり、カリキュラムの改善、講師による講義能力の向上等を図る等今後の改善のための参考としていく。また、外部講師(大学教授等)よりも、領事担当官に対しメンタルヘルス、遺体鑑識等必要な分野の研修を行うことは必要かつ重要であるとの評価があった。

(3) 在外公館警備対策官研修(外務省研修所主催)

年1回実施。受講者数63名。対象者は在外公館警備対策官として近く在外公館に赴任することが予定されている者(警察庁、防衛省、民間企業等からの出向者)。在外公館において警備業務のほか領事業務を担当する機会が多いため、警備業務等に係る研修のほか、領事局による領事初任者研修と同等の内容の講義を実施。受講者アンケートの結果、「領事業務の概略を理解でき、有意義であった。」「講師の熱意が感じられた。」等の肯定的な回答が多かった。一方、「広範に及ぶ業務をすべて理解するのに時間が足りなかった。」「更に具体的・実践的な内容としてほしかった。」等の意見もあり、これらを踏まえ、今後改善を図ることとしている。また、外部講師(大学教授等)よりも、領事担当官に対しメンタルヘルス、遺体鑑識等必要な分野の研修を行うことは必要かつ重要であるとの評価があった。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

海外在留邦人数、海外渡航邦人数は今後も増加することが予想され、領事業務のニーズはますます増加・多様化することが見込まれる。他方、昨今の厳しい財政事情の下、公務員の定員削減が今後も進んでいく状況において、将来的に領事担当官の人的資源不足の問題は解消する見込みはない。このような状況においては、個々の領事担当官の能力を向上させることが必要不可欠であるので、今後、カリキュラムの見直し、講師（外務省職員）による講義能力の向上等の改善を加えた上、継続して研修を実施する必要がある。

事務事業名 国際標準に準拠したIC旅券の発給・管理

事務事業の概要

国際民間航空機関（ICAO）の標準に準拠したIC旅券（平成18年3月20日の申請分より導入）の適正な発給・管理を行う。また、ICAOが主催する国際会議等に参加し、日本旅券の国際標準化を図るほか、諸外国の渡航文書の国際標準化・偽変造防止対策に対する国際協力を実施する。

我が国での不法就労等を目的とした日本旅券の不正取得・不正行使事案は世界各地で毎年200件前後発覚している。テロリスト等国際犯罪人の国家間の移動を制限するため、旅券等渡航文書の偽変造対策を講じていくことが必要不可欠であるところ、名義人の生体情報を記録したIC旅券を適切に発給・管理していくことにより、偽変造防止効果を高め、日本旅券の信頼性を確保していく。

有効性（具体的成果）

平成19年は、420万9097冊のIC旅券を発給し、IC旅券の発行を開始した平成18年3月20日から平成19年末までのIC旅券の発行数は、764万8100冊となった（いずれも一般旅券のみ。ただし、在外公館での発行分を除く。）

また、ICAOに設置されたフォーラム（公開鍵ディレクトリ（PKD））に参加することにより、IC旅券が当該国の発行する真正なものであることを確認するための国際的なスキーム（公開鍵基盤（PKI））の策定・運用のための提言を行い、IC旅券の効果的な国際運用に貢献を果たした。

さらに、平成19年11月29日及び30日の両日、東京において第4回アジア旅券政策協議を主催し、今後IC旅券を導入する予定の国に対し、導入に際しての留意事項や導入後の現状や課題について報告し、これらの国と我が国の知見を共有するとともに、偽造旅券や不正取得等の旅券犯罪に対抗するための措置について議論し、適切な発給管理方法についての情報を共有した。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

日本旅券の信頼性を確保し、国民の円滑な海外渡航を確保するため、ICAOの標準に準拠したIC旅券の発給を継続するとともに、今後予定される国際的なIC旅券の高度化・標準化作業へ参加し、対応する必要がある。

成果重視事業

事務事業名

領事業務の業務・システムの最適化事業

事務事業の概要

[成果重視事業の目標] (19 年度)

本成果重視事業は次の7つの構成要素から成っている。

1 . 在留邦人数実態調査統計システム開発

システム化 (オンライン化、入力機能、自動集計・作成機能、統計冊子帳票自動作成機能) により年間約 80 時間 (試算値) の業務処理時間短縮が見込まれる。

2 . 戸籍・国籍業務のシステム開発

システム化 (オンライン化 (進捗確認機能による情報一元化)、入力機能、在外本省間公信決裁書書式自動作成機能、市区町村宛公信自動作成 (採番、電子押印、送付目録作成、宛名印刷) 機能、統計自動集計・作成機能) により年間約 2396 時間 (試算値) の業務処理時間短縮が見込まれる。

3 . 司法共助事務援助機能設計

システム化 (オンライン化 (進捗確認機能による情報一元化)、入力機能、在外本省間公信決裁書書式自動作成機能、統計自動集計・作成機能) により年間約 624 時間 (試算値) の業務処理時間短縮が見込まれる。

4 . 管海事務管理援助機能設計

システム化 (オンライン化 (進捗確認機能による情報一元化)、入力機能、在外本省間公信決裁書書式自動作成機能、統計自動集計・作成機能) により年間約 624 時間 (試算値) の業務処理時間短縮が見込まれる。

5 . 邦人援護事務援助機能設計

システム化 (オンライン化 (本省一元管理・自動集計)、入力機能、統計自動集計・作成機能、情報共有機能) により年間約 472 時間 (試算値) の業務処理時間短縮が見込まれる。

6 . 印影照合システム導入

オンラインシステム化 (在外本省間、本省大阪間) により年間約 200 時間 (試算値) の業務処理時間短縮が見込まれる。

7 . 各種端末・作成機の統合 1 次開発

旅券・査証 (端末・印刷機) の統合化 (査証・旅券共用作成機を各館 2 台配備で相互に代替機の位置付けとする。) により年間約 1.6 億円 (試算値) の経費削減が見込まれる。

[目標設定の考え方]

上記設計、開発又はシステムの導入を完了する (設計又は開発については、平成 20 年度にその後の開発又は導入に係る作業を継続する) ことにより、計画どおり合理化・効率化を達成することができる。

[事業計画期間及び平成 19 年度予算額]

上記 1 . ~ 7 . の構成要素の実施期間及び予算額は次のとおり。

(期間)

1 . 平成 19 年 8 月から平成 20 年 3 月末まで

2 . 平成 19 年 8 月から平成 20 年 3 月末まで

3 . 平成 19 年 8 月から平成 20 年 3 月末まで

4 . 平成 19 年 8 月から平成 20 年 3 月末まで

- 5．平成 19 年 8 月から平成 20 年 3 月末まで
- 6．平成 20 年 2 月から平成 20 年 3 月末まで
- 7．平成 19 年 7 月から平成 20 年 3 月末まで

(予算額)

- 1．412 万 0 千円
- 2．595 万 4 千円
- 3．205 万 4 千円
- 4．262 万 7 千円
- 5．268 万 4 千円
- 6．167 万 0 千円
- 7．3 億 648 万 8 千円

[手段と目標の因果関係]

上記の 7 つの構成要素それぞれに手段と目標の因果関係をまとめれば以下のとおり。

1．在留邦人数実態調査統計システム開発

毎年 10 月 1 日付で実施している在留邦人数調査において、在外公館では在留届提出者にダイレクトメール等にて居住事実の確認調査を行っている。これら調査結果については、在外公館から送付されたデータを外務本省の職員（1 名）が入力し直す作業を行っているところ、最終的な統計資料を作成するまでに 70 人日（試算値）を費やしており、非効率な作業を強いられている。この問題を解消するため、在外公館と外務本省の間をオンライン化することにより、外務本省における入力作業をなくしデータの自動集計により統計冊子の帳票を自動的に作成することを可能とし、最終調整時間を含めても 10 人日（試算値）まで短縮することを可能とする。

2．戸籍・国籍業務のシステム開発

現在、戸籍・国籍業務においては、在外公館から外務本省に送られてくる市区町村宛の届書等（年間約 2 万 7000 件）と法務省宛の届書等（年間約 300 件）を外務本省で受領した後、外務本省において市区町村又は法務省宛の文書（公信）作成を手作業で行っている。その後更に公信発出を担当する情報通信課において文書の件名等を端末に入力し採番、押印等の作業が行われており、作業が過負荷になっている。これを改善するため、在外公館で入力したデータを既存のネットワークを通じ外務本省のサーバを経由して外務本省担当官の各端末にてデータを受信することで、在外公館・外務本省とも各担当官は自席の端末において個別案件の進捗状況を確認することが可能となり、照会への対応も迅速かつ円滑になるとともに、統計の自動集計・作成も可能となる。また、市区町村等宛の文書をシステム上で自動作成（採番、電子押印、送付目録作成、宛名印刷）することにより、現在情報通信課で行っている文書作成に係る作業量を大幅に軽減する。

3．司法共助事務援助機能設計

本省と裁判所の間、本省と在外公館の間及び在外公館と名宛人の間等で往来する司法上の書類は、公信や郵便を利用して送達されており、本省では年間約 2,100 件（平成 18 年）の案件を扱っている。これらの書類の送達状況については本省側で管理を行っているが、書類を一旦在外公館へ発送した後は、在外公館から送達結果の報告がなされるまで把握できない。このため、書類送達等の進捗状況に関する問い合わせがあった場合は、在外公館へ確認する必要があり、回答までに時間を要し、業務上においても支障をきたしている。

これらを改善するため、平成 20 年度中に、個別案件の進捗状況を管理するため、ネットワーク上で照会できるシステムを導入し、本省・在外公館双方からトラッキング（追跡管理）の他、処理過程における問題点が把握できる仕組みとする。これらにより、年間約 624 時間（平成 17 年の件数を元に試算）の業務処理時間の短縮を可能とする。

4．管海事務管理援助機能設計

海外における船舶の検査、測度等の管海事務に係る手続に必要な書類が在外公館より本省を經由して国土交通省に送付され、また、国土交通省から書類が海外に送付されており、管海事務取扱件数は年間約 2,100 件（平成 18 年度）に上っている。これらは公信により外交行囊で送付され、電子的に情報の一元化がなされていないため、本省と在外公館間で作業が重複し書類の追跡調査（トラッキング）や年一回の事務統計の集計は時間がかかる結果となっている。

これらを改善するため、平成 20 年度中に、在外公館から本省への報告をオンライン入力し、報告内容を本省で一元管理するシステムを導入する。このシステム機能により、在外公館と本省における重複入力を排除し、統計作成業務に要する時間を短縮する。また、報告の終了・未了確認時や国土交通省からの照会要請に対しては、トラッキング（追跡管理）可能な仕組みとする。

これらにより、年間約 182 時間（平成 16 年度の件数を元に試算）の業務処理時間の短縮を可能とする。

5．邦人援護事務援助機能設計

海外邦人援護統計作成業務においては、海外での邦人の事件・事故、犯罪加害・被害等を取りまとめしており、その件数は年間約 16,300 件（平成 18 年度）に上る。各案件について、在外公館は手書きの帳票を作成し、本省へ報告している。本省ではこれを独自の管理システムに入力しており、重複作業となっている。また、このシステムはネットワークに接続していないため、本省及び在外公館との間で情報共有がされておらず、在外公館からの問い合わせ対応が頻繁に発生する、報告の分類基準が明確ではないために同様の案件であっても各公館によって記載の仕方が異なる、といった課題がある。

これらを改善するため、平成 20 年度中に、在外公館から本省への報告をオンライン入力し、報告内容を本省で一元管理・自動集計するシステムを導入する。これにより、本省における入力作業を省略可能とし、個別案件の管理及び統計作成業務に要する時間の短縮化を図る。あわせて、情報共有により、各在外公館における報告内容の質の向上を図る。

これらにより、年間約 472 時間（平成 16 年度の件数を元に試算）の業務処理時間の短縮を可能とする。

6．印影照合システム導入

在外公館において実施される 20 種類以上の証明書発給業務のうち、邦人の留学又は外国人の本国教育機関への復学等の際に必要な本邦学校の卒業証明書等の公文書の印章証明は、その印影の確認のため本省への照会が必要となり、その数は年間約 500 件（平成 18 年度）に上る。本省は直接申請を受理する分も含め、在外公館が受理した分の印影を証明することが多々あるため、印影照合システムを導入しているが、登録されている印影を照会し、回答する必要があることから、時差の関係で在外公館が受け付けた当該証明を 2 日以上発給し得ない状況も生じている。

これらを改善するため、平成 20 年度中に、本省が所有する印影照合システムをネットワーク上で共有し、在外公館からも検索可能とし、本省への照会・確認作業を不要とすることで、所要時間の大幅な短縮化を図る。

これらにより、業務の迅速化、年間約 200 時間（平成 15 年度の件数を元に試算）の業務処理時間の短縮が見込まれる。

7．各種端末・作成機の統合 1 次開発

現在、在外公館においては査証発給端末と旅券発給端末を別々に運用・管理しているところ、これにより、設置スペースを2台分確保する必要があり、保守料（両端末）及び借料（旅券発給端末のみ）のほか消耗品経費が個々に発生している。したがって、両端末を統合し、借料・保守料を一本化するとともに消耗品を同一部品とすることにより経費削減を図る（ただし、査証又は旅券を大量に発給する公館においては、両作成機の統合により逆に作業が非効率的になるため、これまでどおり査証発給端末と旅券発給端末を別々に運用・管理する。）。

【目標の達成度合いの判定方法・基準】

上記7つの構成要素はいずれも平成19年度における目標を達成した（A）。

（判定方法）

上記7つの構成要素につき成果物（開発システム（ソフト）文書）を検証したところ、いずれも予定どおり完了したものと認められた。

（基準）

ランク	達成度合	評価
A	100%	達成
B	75%以上 100%未満	概ね達成
C	50%以上 75%未満	達成はしていないが進展あり
D	25%以上 50%未満	一定の進展は見られるが不十分
E	25%未満	進展していない

有効性（具体的成果）

上記7つの構成要素は、いずれも平成19年度の目標を達成しており、それぞれ次の段階に向け進展している。

1. 開発完了。平成20年度に展開予定。
2. 開発完了。平成20年度に展開予定。
3. 設計完了。平成20年度に開発予定。
4. 設計完了。平成20年度に開発予定。
5. 設計完了。平成20年度に開発予定。
6. 導入完了。平成20年度に展開予定。
7. 1次開発完了。平成20年度に二次開発、平成21年度に製造（ただし、予算次第）を行う予定。

【予算執行の効率化・弾力化措置及び当該措置によって得られた効果】

国庫債務負担行為 繰越明許費 目の大括り化 目間流用の弾力化

（上記措置による効果）

特になし

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

【目標達成状況が芳しくない場合の原因分析及び今後の方策】（理由と今後の方針）

概ね当初計画（複数年）のとおり目標を達成しており、今後もこれまでどおり作業を継続する。

評価をするにあたり使用した資料

- 「在外選挙人名簿の申請者数・登録者数」
- 「登録受付出張サービスによる各種申請・届出実績」
- 「日系企業等個別訪問サービス実績」(以上、外務省領事局政策課在外選挙室作成)
- 「外交力強化へのアクションプラン10 - 「主張する外交」を積極的に推進するために - 」(自由民主党)
- 「旅券統計(平成19年1月~12月)」(外務省領事局旅券課作成)

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域 当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

- 2 海外邦人の安全確保に向けた取組

事務事業名 海外邦人の安全対策・危機管理体制の強化

事務事業の概要

- (1) 兼轄国等の安全情報の収集体制の強化
- (2) 海外安全ホームページ等の情報発信基盤の強化・改善等により各種啓発媒体へのアクセス率を高め、もって安全対策情報の適切かつ的確な提供・普及
- (3) セミナー、キャンペーン、講演会を通じた啓発事業の展開により、国民・企業の安全対策及び危機管理のための意識・体制への取組促進

有効性(具体的成果)

以下の事業を通じ、国民の安全意識を啓発し、安全対策、危機管理への国民・企業の努力を促進した。ホームページへのアクセス数、海外安全相談センターにおける相談の件数などを含め、総合的に勘案すれば、事業は有効であったと考えられる。

(1) 安全情報収集体制の強化

在外公館がない兼轄国を中心に、海外邦人の安全対策に欠かせない情報を収集するための安全対策関係団体・個人等への業務委嘱を通じて、より漏れのない適切な安全情報の収集を図った。また、こうして収集した情報を基に、各在外公館では在留邦人に向けた情報の提供を行った。

(参考1) 平成19年度の情報収集業務委嘱件数： 35公館47件

(前年度からの改善：情報内容の見直しを通じて3件を廃止、新たに12件追加。)

(参考2) 平成19年度の情報収集業務の成果： 報告数260件

(主な活用方法：犯罪件数の推移・傾向等の把握を通じて、よりの確な安全対策を策定するとともに、在留・渡航邦人等に提供。)

(2) 多様な情報のきめ細やかな発信

海外におけるテロ、騒擾、犯罪、治安、自然災害、感染症等の多様な情報を、内容、対象に配慮しつつ、危険情報、テロ概要、スポット情報、広域情報、安全対策基礎データに分類し、あるいは、より危険を身近に感じてもらうための海外事件簿として、海外邦人の安全な渡航、滞在のための情報をきめ細やかに改訂の上、海外安全ホームページ、メールマガジン及び各種パンフレット等を通じて提供した。

また、平成19年度においては、喫緊の課題である「鳥・新型インフルエンザ対策」、「高齢者渡航の安全対策」及び「(海外において適切な医療を受けるための)海外旅行保険の重要性」をテーマにした映像資料を作成し、海外安全ホームページに掲載・配信するとともに、可能な限り多くの国民の視聴に供するため、DVD形式で在外公館、地方自治体パスポートセンター等へ配布した。

(参考) 平成19年度内の主要情報発信(概数)

- ・危険情報(渡航先別総合的安全情報): 98か国・地域/238回改訂・発信
- ・スポット情報(渡航先別事件・事故速報): 403回改訂・発信
- ・安全対策基礎データ(滞在先の各種危険情報、渡航手続等): 87か国・地域

(3) 情報発信基盤の強化及び認知度の向上

海外安全ホームページは、こうした渡航情報等の発信基盤の最も有効的な手段であることから、この認知度を高め、利用者の利便性向上を図ることが肝要である。このため、国民の関心・ニーズを踏まえた情報をより見やすく提供し得るよう、緊急情報、新着情報をお知らせするテロップ情報の設置、携帯サイトのQRコードの設置等のシステム・コンテンツの改善等機能の向上を図った。また、海外安全ホームページ及び渡航情報の認知度を高めるため、海外渡航者の多い年末年始の時期(11月1日~12月31日)に、

団塊世代を含めた高齢層の旅行者から若年層の短期渡航者にわたる幅広い層に親しまれている「鉄腕アトム」を海外安全大使としてキャンペーンキャラクターに起用し、海外安全ホームページ及び携帯版渡航情報の特別サイト及びポスター等の各種媒体を通じて、「安全で楽しい旅行のために」をテーマとして、海外安全ホームページから事前に渡航先の情報を入手する重要性を訴えた。

(参考1) 海外安全ホームページアクセス数の向上

平成19年度 43,097,359回(月平均約359万回) <前年度比1.8%増>

平成18年度 42,332,582回(月平均約353万回)

(参考2) 海外安全キャンペーンの実施期間における国民のアクセス件数

平成19年

海外安全HPアクセス数: 11月~12月 約649万回(前年同時期:約555万件。前年比16.9%増)

携帯版HPアクセス数: 11月~12月 約51万回(前年同時期:約4万件。前年比約12.4倍)

(4) 海外安全相談業務の実施

海外安全相談センターにおいては、ホームページの運営・管理のほか、国民からの相談窓口として、安全対策に関する電話照会に直接対応している。

(参考) 平成19年度の相談件数: 8,730件(月平均約728件)

平成18年度の相談件数: 8,814件(月平均約734件)

(5) 危機管理セミナー・講演会等の実施

テロ・誘拐等の危機への対応・管理啓発のため、国内外各都市において、企業の危機管理担当者や一般邦人向けに安全対策・危機管理に関するセミナー、講演会を実施し、危機管理に関する意識、危機への対応策等の啓発に努めた。

(参考1) 平成19年度の危機管理セミナー開催実績

海外: 4か所(カラチ、カトマンズ、コルカタ、ムンバイ)(対象者: 127名)

国内: 4か所(名古屋、福岡、広島、大阪)(対象者: 380名)

(参考2) 平成19年度における講演会の実施

・平成19年5月26日

主催者: (財)全国修学旅行研究会

テーマ: 「海外教育旅行安全対策セミナー」~海外教育旅行における安全対策・危機管理~

・5月31日

主催者: (財)全国修学旅行研究会

テーマ: 「海外教育旅行安全対策セミナー」~海外教育旅行における安全対策・危機管理~

・6月16日

主催者: (財)全国修学旅行研究会

テーマ: 「海外教育旅行安全対策セミナー」~海外教育旅行における安全対策・危機管理~

・6月18日

主催者: (社)海外邦人安全協会

テーマ: 国際治安情勢

・6月21日

主催者: (財)全国修学旅行研究会

テーマ: 「海外教育旅行安全対策セミナー」~海外教育旅行における安全対策・危機管理~

・6月26日

主催者: 東京外語大学留学生日本語教育センター

テーマ：外国教育施設日本語指導教員派遣事業（REX プログラム事前研修）

・ 7月12日

主催者：（財）全国修学旅行研究協会

テーマ：海外教育旅行安全対策セミナー

・ 7月19日

主催者：早稲田大学留学センター

テーマ：後期派遣留学出発前オリエンテーション

・ 9月10日

主催者：徳島県

テーマ：徳島県の海外進出企業の安全対策（緊急事態対応）

・ 9月13日

主催者：外務省旅券課

テーマ：平成19年度都道府県旅券事務担当中堅職員研修

・ 9月13日

主催者：（社）海外邦人安全協会

テーマ：ロシアの治安情勢と安全問題

・ 9月13日

主催者：立命館大学

テーマ：国際テロ情勢

・ 9月14日

主催者：外務省旅券課

テーマ：平成19年度都道府県旅券事務担当中堅職員研修

・ 9月18日

主催者：下関南高等学校

テーマ：アフリカ関係及び海外旅行者の安全対策

・ 9月19日

主催者：徳山高等学校

テーマ：アフリカ関係及び海外旅行者の安全対策

・ 9月27日

主催者：精神科救急学会

テーマ：在外邦人の精神医療に関する領事の役割

・ 9月29日

主催者：（独）日本学生支援機構

テーマ：2007年海外留学フェア

・ 10月5日

主催者：（財）国際開発高等教育機構

テーマ：海外における緊急事態等対応

・ 平成20年2月22日及び25日

主催者：（財）公共政策調査会

テーマ：海外在留邦人を取り巻く環境と安全対策

（6）政府広報との連携

多角的かつ効果的な広報・啓発の一環として、政府広報との連携の下、海外安全対策に関する広報・啓

発を実施した。

(参考)平成19年度 政府広報

- ・平成19年4月1日 政府広報オンライン(インターネット)
(「全米・カナダ邦人安否確認システム」の紹介)
- ・4月18日 政府広報オンライン(インターネット)
(「海外安全対策リーフレット」(旅券サイズ)の紹介)
- ・4月25日 政府広報オンライン(インターネット)(海外安全対策一般(海外旅行の心構え等))
- ・4月25日 政府広報オンライン(インターネット)(海外安全対策一般(GW旅行の安全特集))
- ・6月15日 政府広報オンライン(インターネット)
(海外安全対策一般(海外旅行の心構え、保険の重要性等))
- ・6月23日 HAPPY!ニッポン(ニッポン放送)
(海外安全対策一般(海外旅行の心構え、高齢者の安全対策、保険の重要性等))
- ・7月6日 ご存じですか(日本テレビ)
(海外安全対策一般(海外旅行・中高年トラブル対策、保険の重要性))
- ・7月16～22日 新聞突き出し広告(海外安全ホームページ紹介)
- ・7月16～22日 MSN(インターネット)(海外安全対策一般(海外旅行心構え等))
- ・8月3日 政府広報オンライン(インターネット)(海外安全対策一般(トラブル対策等))
- ・8月6日 峰竜太のナッ得!ニッポン(BS朝日)
(海外安全対策一般(トラブル対策、大使館の支援・海外旅行保険の紹介))
- ・10月3日 政府広報オンライン(インターネット)(ミャンマー情勢)
- ・11月7日 政府広報オンライン(インターネット)(平成19年度海外安全キャンペーン紹介)
- ・11月10日 HAPPY!ニッポン(ニッポン放送)(海外安全対策一般(新型インフルエンザ対策))
- ・11月10日 Beautiful Japan(東京FM)(海外安全対策一般(新型インフルエンザ対策))
- ・12月1日 政府広報オンライン(インターネット)(海外安全対策一般(海外旅行保険の重要性))
- ・12月7日 キク!みる!(フジテレビ)(平成19年度海外安全キャンペーン)
- ・12月10日 峰竜太のナッ得!ニッポン(BS朝日)(海外安全対策一般(新型インフルエンザ対策))
- ・12月12日 政府広報オンライン(インターネット)(「全米・カナダ邦人安否確認システム」試験運用)
- ・12月17～23日 The News(モバイル)(海外安全対策一般(海外旅行の心構え))
- ・12月17～23日 NIKKEI NET(インターネット)(海外安全対策一般(海外旅行の心構え))
- ・12月20～23日 新聞突き出し広告(海外安全ホームページの紹介)
- ・12月 お役立ち動画(海外安全対策一般(海外旅行の心構え))
- ・平成20年3月26日 政府広報オンライン(インターネット)(チベット情勢)

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

海外における国民の安全確保に向け、効率的・効果的な安全情報の収集及び提供は国民のニーズに合致しており、海外安全キャンペーン、危機管理セミナー等を実施することにより、国民に安全対策の重要性及び海外安全ホームページの利便性を啓発することは不可欠である。こうした観点から、平成19年度には、危険情報の改訂が238回、スポット情報の発出が403回、安全対策基礎データが87か国・地域において改訂された他、新たな脅威として鳥・新型インフルエンザの予防・対応策に関する情報の提供を行うなど、時代、社会情勢の変化に応じた情報提供が的確に行われたと考えられる。また、海外安全キャンペーン、危

機管理セミナー等を実施し、国民に安全対策の必要性につき累次啓発に努めてきたこと等により、海外安全ホームページのアクセス数が、4309万7359回（月平均約359万回）＜前年度比約1.8%増＞と増加したこと等を総合的に勘案すれば、本件事務事業が国民の安全対策・危機管理意識の醸成・強化に効果があったと判断される。

しかしながら、平成20年度以降、団塊の世代の多くが定年を迎え、新たな潜在的な海外渡航者が増加することが予想されることから、今後とも更に一層広報・啓発努力を継続する必要があるほか、近年の国内携帯電話の海外ローミング化に顕著な進展が見られることから、こうした海外ローミング携帯電話を通じた短期渡航者への緊急情報発信に向けたシステムの構築及び官民の連携・協力を強化する必要がある。

事務事業名 在外公館援護体制の更なる強化

事務事業の概要

（１）海外における様々な危険・危機に効率的かつ効果的に対応し得るよう、在外公館領事担当官の能力向上を図りつつ、時間・場所の制約なく迅速かつ的確に対応し得る体制及び専門的対応を必要とする事態へも適切に対応し得る体制並びにシステムの強化・拡充を図るとともに、右に向けた予算要求への反映を図る。

（２）鳥・新型インフルエンザ等の新たな脅威への対応に向けた対策策定等の取組を図る。

有効性（具体的成果）

以下の事業を通じ、多様な状況下における在外公館援護体制を強化するとともに、事務の効率化のためのアウトソーシングを進めた。こうした事業の実績等を総合的に勘案すれば、それぞれの事業は在外公館援護体制の強化に有効であったと考えられる。

（１）休館時緊急電話対応サービスの拡充

夜間・休日等在外公館閉館時においても、海外邦人からの緊急連絡に可能な限り確実かつ的確に対応し得るよう、在外公館休館時の緊急電話受付業務のアウトソーシング化を推進し、平成19年度には導入公館を平成18年度の41公館から27公館追加導入し、68公館に拡充するとともに、南西アジア地域及び邦人渡航者の多い欧州公館への更なる拡充に向け、引き続き必要予算を確保した。

（２）兼轄国及び遠隔地において、在外公館所在地から領事担当官が現地に赴くまでの間にも、援護を必要とする邦人への支援を迅速に行い、初動における協力者の支援を得るに必要な謝金及び管轄公館の領事担当官が可能な限り迅速に現場に赴くための旅費について、必要な措置を講じた。

（３）多様なトラブルに遭遇した邦人への援護体制の強化

・平成19年において事件・事故等に巻き込まれた邦人に対しては、全在外公館において総件数で1万6,109件、また総援護人数では1万8,553人に対する援護を実施した。

・海外で精神的障害を生じた邦人事案が増加していることを踏まえ、拠点地域における精神科医との顧問契約を通じ、的確な支援の提供を図った。

（参考）平成19年度における精神科顧問医契約数 8件

・鳥インフルエンザの世界的感染拡大及び新型インフルエンザ出現という世界的規模での新たな脅威に対して、関係府省庁との連携をも図りつつ、国際的議論や最新の知見等を踏まえて在外公館の対策ガイドラインを改訂するとともに、医療事情の悪い国・地域を中心に一定数の抗インフルエンザ薬を備蓄したほか、援護業務を実施する上での二次感染等を防止するため、在外公館の邦人保護担当官用に防護服等を配備した。また、鳥・新型インフルエンザの予防、対策に関する情報の提供を外務本省（海外安全ホームページ）及び在外公館ホームページにおいて開始した。

（４）領事担当官を対象とする研修等の実施

領事担当官が海外での多様な危機に的確に対応するための能力向上を目的として、平成19年度において

は、以下の研修等を実施した。

【本邦】

・平成19年6月及び平成20年1月の領事初任者研修（在外公館から計23人参加）において、また、11月の領事中堅指導者研修（在外公館から12人参加）において、邦人援護に関する研修を行った。

【在外】

・8月29日及び30日の両日、北京において「緊急事態対応地域担当官会議」を開催し、平成20年8月の北京オリンピックに際する邦人安全対策及び新型インフルエンザ対策を主たるテーマとして在中国及び鳥インフルエンザの最大感染地インドネシアの各在外公館からの邦人保護担当者に対して研修・講演を実施した。

・10月22日から26日の間、ロンドンにおいて「危機管理要員研修」を開催し、在外公館から12名が参加した。この他、平成20年2月27日から3月5日にかけて、南西アジア（カラチ、カトマンズ、コルカタ、ムンバイ）において危機管理セミナーを開催し、領事担当官研修を実施した。

・危機管理につき高い知見を有する国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）及び危険地域で活動を共にする可能性のある独立行政法人国際協力機構（JICA）とが連携し開催している危機管理要員研修（UNHCR、JICA共催）については、6月の研修に本省より1名が、また9月及び11月の同研修にはそれぞれ在外公館より各2名の合計5名が参加した。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

平成19年度においては、政権交代や経済格差による政情不安・民族紛争、テロの拡散、新たな感染症による脅威等が見られる中、在外公館による邦人保護を行う体制も、時代の要請に応じて進化していくことが求められている。こうした中、これまでの体制では対応困難な多様化する危険・危機に対応し得るよう、国内外における研修を通じて領事担当官の知識・能力の向上及び邦人からの緊急連絡に確実に対応するための閉館時における緊急電話対応業務のアウトソーシング化、精神科医との顧問契約等専門性を活かした行政サービスの向上は時宜を得ていると考えられる。また、鳥・新型インフルエンザという新たな脅威に対しては、関係府省庁との連携を図りつつ、医療専門家等の医学的見地からの関連情報をもって、より分かり易く、実効的な対策ガイドラインを策定し、こうした新たな脅威に対する在外公館の対応体制を強化したことは有効である。こうした活動を総合的に勘案すれば、本件事務事業は、在外公館の邦人援護体制の強化に向けて相当な効果を上げた。今後とも、新型インフルエンザ等世界における脅威の出現、変化を慎重に見極めつつ、本件事業における各種取組を継続するとともに、危険・危機の世界的広がりに対応すべく、閉館時の緊急電話対応サービス、精神科顧問医等の更なる拡充・強化を図る必要がある。

事務事業名 海外邦人の安全対策に向けた多様な取組

事務事業の概要

海外における邦人の安全対策及び邦人援護を効果的に実施するに際しては、政府による施策の実施のみならず、広く官民の知見や経験を集め、相互の協力関係を構築することが重要であることから、国内外の関係団体等との協力関係を構築・強化し、安全対策上の連携（ネットワーク化）を図る。

有効性（具体的成果）

以下の事業を通じ、より確実な海外邦人の安全確保に向けて、在外公館の限りある物的・人的資源を補完するため、内外関係団体・機関との連携・協力を推進した。こうした事業の実績等を総合的に勘案すれば、それぞれの事業は海外邦人の安全確保に向けた多様な取組に有効であったと考えられる。

(1) 海外で活躍する民間の企業・団体と外務省(在外公館)との間で相互の情報・意見交換を深め、海外邦人の活動の環境・対策の整備・向上に向けて、海外においては、安全対策連絡協議会を200公館において設置し、平成19年度においては452回開催した。また、本邦においては海外安全官民協力会議を設置し、平成19年度においては、本会合の開催に加え、実務者会合である幹事会を5回開催した。

(2) 邦人の海外旅行における安全対策への取組を助長するため、旅行業界との意見交換の場である外務省・トラベルエージェンシー会合を設置し、平成19年度においては6回開催し、治安情勢等についての情報提供を行うとともに、意見交換を行った。

(3) 鳥・新型インフルエンザという新たな脅威への対策の策定に際しては、国内にあっては、内閣官房を中心に、厚生労働省始め関係府省庁及び感染症関係機関等との連携会議を通じ在外における邦人の安全対策を検討するとともに、在外にあっては、各国政府との情報共有を図りつつ、安全対策連絡協議会等を通じ現地の邦人社会との間で感染状況・防止策等の情報交換・共有を図った。

(4) 外務省における地方との連携強化の一環として、海外における邦人保護に関連して寄せられる地方自治体からの照会を受けての情報提供、対策策定に際する協力等を行った。

(5) 海外で邦人が事件・事故あるいはテロ・誘拐等のトラブルに巻き込まれないための対策及び巻き込まれた際の的確な支援の実施に向けて、在外公館と現地治安関係機関との連携・協力関係を強化するため、平成19年度において、オーストラリア、カンボジア、パキスタンから治安担当者を招聘し、我が国事情の理解、治安情勢にかかる情報・意見交換、又は海外進出企業関係者との交流等協力関係の増進を図った。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

海外における邦人の安全確保の取組には、国民のニーズを的確に把握する必要があるほか、邦人海外渡航者が年々増加し、また渡航先が拡大(秘境旅行等)する中で、在外公館及び領事担当官数等には一定の限界があることから、より効果的な対応を行うためには、国内外の協力機関・団体等との協力関係の構築(ネットワーク化)及び強化は不可欠である。平成19年度においては、国内外における官民の取組を継続的に推進し、危険・危機の変容及び新たな脅威の出現に関する危機感を共有し、相互かつ相関的な連携・協力を推進したことの意義は大きい。この結果、例えば、平成18年1月に発足したニューヨークにおける邦人医療支援ネットワークであるジャムズネットは、定期的な活動とともに、メンタルヘルス部門等ネットワークを拡大する等邦人社会の支援活動を拡大している(平成20年版外交青書で紹介)。また、外国政府当局関係者の我が国取組に関する理解を促進し、海外邦人の保護における連携・協力関係を構築したことは有効であった。こうした活動を総合的に勘案すれば、本件事務事業は、海外における邦人の安全対策及び援護体制の強化に効果があったと判断される。今後とも、本件事業における各種取組を継続するとともに、海外におけるより有効なネットワーク構築に向けた具体的な取組に着手する。

事務事業名 緊急事態対応の強化

事務事業の概要

世界的規模で、テロの拡大、自然災害の大規模化、急激な政情悪化等が顕在化し、また、急速かつ大規模な流行が予想される新型インフルエンザ出現の脅威が指摘される中、いかなる大規模緊急事態の発生に際しても、在外公館の有限資源を効率的に活用し、迅速かつ的確に邦人援護・支援を行い得るよう、各在外公館の実施体制を整備するとともに、右に必要なシステム及び体制を構築・拡充する。

有効性(具体的成果)

以下の事業を通じ、大規模緊急事態対応の強化を図っており、それぞれの事業の実績等を総合的に勘案すれば、それぞれの事業は緊急事態対応の強化に有効であったと考えられる。更に、漏れのない海外邦人

の援護・支援体制を確立するために、IT技術の進展を見極めつつ、これまでの事業を更に拡充・強化すべく、事業の見直しを行っている。

(1) 安否確認システムの整備・拡充

海外において、テロ、大規模自然災害、クーデター等の大規模緊急事態が発生した際には、本人及び関係者からの大量の安否照会が集中的に外務本省及び関係在外公館になされる。このような場合に、外務本省及び在外公館が、援護・支援業務を行う上で、効率性を保ちつつ、安否を心配する関係者にできる限り丁寧に対応することが課題となっている。

また、安否確認は、一般的には在留届等を通じて行うことになるが、短期の個人旅行者については連絡先の把握が困難であることから、既存の緊急連絡先に依らず災害関連情報を提供し、また本人と本邦家族との間で安否確認が円滑に行えることが重要である。

このため、平成19年度においては、以下のシステムの運用を開始するために必要な措置を講じた。

平成16年12月26日に発生したスマトラ島沖大地震・インド洋津波への対応の経験を踏まえ、同様の大規模災害に際して、邦人及びその家族等からの安全確認の問い合わせに確実に、効率よく対応できるよう、外務本省と在外公館との間の連携と情報共有を目的に、平成16年度にWEBサイト上でオンライン安否情報確認システムを構築し、以後、常時確実に使用し得るよう維持・管理を行った。

また、全世界の約40%の海外邦人が在留・滞在し、緊急事態発生時の安否確認が最も困難となる北米地域において、平成18年9月に、北米地域における邦人用災害伝言ダイヤルである「全米・カナダ邦人安否システム」をニューヨークをベースに設置した。平成19年には10月に南カリフォルニア地域で発生した大規模山火事に際し、本件システム稼働させたほか、本件システムがいざという時に有効に利用され、かつ、国民の間に馴染み深いものとなるよう、年末・年始の海外旅行シーズン（平成19年12月24日から平成20年1月6日まで）にかけて一般国民向けにテスト運用を実施した。

(2) 大規模緊急事態対応要員・機材整備

大規模緊急事態が発生した際の即応体制の整備として、平成19年度において、外務本省・拠点公館における現場作業用資機材（通信機器、作業服、携帯歯型X線等）の配備を行うとともに、遺体鑑定、心のケア等の専門家を含む邦人援護要員の派遣等の現場での機動的な対応を可能とするための体制の構築を図った。また、この体制を更に拡充すべく、必要な措置を講じた。

緊急事態発生時、特に有線通信回線の崩壊時には不可欠となる緊急無線の有効的な運用・管理を図るため、平成19年度において各在外公館の保有台数の見直し及び新たな配備に関するガイドラインを策定し、在外公館に周知した。

近年のテロ、大規模自然災害の世界的な発生傾向を踏まえ、これまで発展途上国に限り配備していた災害等に巻き込まれた邦人短期滞在者向け緊急用食料等の備蓄を、平成19年度においては、予算の効率的執行を図りつつ、緊急事態の発生が危惧される一部先進国・地域においても配備した。

新型インフルエンザが出現した際の感染力を踏まえ、感染地での必要な邦人保護にも対応し得るよう、邦人保護担当官用に防護服等を配備した。

(3) 緊急事態マニュアル等の整備状況

在外公館の危機管理・緊急事態対応を強化すべく、領事研修や大使会議等の機会を通じて、在外公館に対し、緊急事態対応マニュアルの作成・更新を指示した。平成19年度においては29の在外公館が緊急事態対応マニュアルを更新した。

また、緊急事態での対応において、深刻かつ甚大な被害を受けて精神的負担も極めて厳しくなる環境の中で、平常心を保ち効果的に業務の継続が可能となるよう、援護担当本人及び上司によるメンタルケアの指針を示した「大規模緊急事態援護担当者のためのメンタルヘルス・ガイドライン」策定し、在外公館に配布した。

(4) 緊急事態対応要員の育成

平成16年のインド洋津波及びその後の大規模緊急事態の経験を踏まえ、大規模緊急事態に際して、より迅速かつ確実な体制の立ち上げと適切な運営を可能とする知識と経験を有した担当官を養成・研修するため、平成18年度において大規模緊急事態に対応する領事館の定員増を実現した。また、本邦において、平成19年6月及び平成20年1月の領事初任者研修（在外公館から23人参加）、11月の領事中堅指導者研修（在外公館から12人参加）において、大規模緊急事態対応の研修を行った。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

テロ、大規模自然災害、急激な政情不安等の大規模緊急事態は、今や一部の国・地域に止まらず、また、時間・場所に関係なく発生していることに加え、海外における渡航・在留邦人が年々増加していること等に伴い、邦人がこうした緊急事態に遭遇する蓋然性は高くなっている。このような状況の下、緊急事態に際する邦人援護は迅速に大量の資源を投入し、活動基盤のないところにおいても的確に対応する能力・体制が求められている。

こうした観点から、平成19年度においては、緊急事態対応要員の養成に加え、全米・カナダ邦人安否確認システムの構築を始め安否確認システムの整備・拡充が行われたこと、また、緊急展開用備品・予算確保への取組が行われたこと等を総合的に勘案すると、本件事務事業は大規模緊急事態への対応の強化に向けて、効果があったと判断される。

しかしながら、かかる大規模緊急事態への対応は未だ緒に就いたばかりであり、世界いずれの地においても、機動的かつ確実に邦人保護業務を行い得るよう、引き続き、人材の育成、安否確認システムの整備を図って行く必要がある。

評価をするにあたり使用した資料

- ・ 外務省海外安全ホームページ（渡航情報）：<http://www.anzen.mofa.go.jp/>
- ・ 危機管理セミナー：http://www.anzen.mofa.go.jp/seminar/relay_seminar.html
- ・ 内閣府ホームページ（政府広報）：<http://gov-online.go.jp/index.html>
- ・ 外務省海外安全ホームページ（鳥・新型インフルエンザQ&A）：
http://www.anzen.mofa.go.jp/kaiian_search/sars_qa.html
- ・ 海外安全官民協力会議：http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/kanminkyoo.html
- ・ 全米・カナダ邦人安否確認システム：<http://www.cgj.org/jp/p/01.html>

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域 当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

- 3 外国人問題への対応強化

事務事業名	査証審査の適正化
--------------	-----------------

事務事業の概要

観光・ビジネス等、幅広い分野での人的交流の促進のため、問題のない外国人に対する査証発給緩和措置を実施する。その一方で、好ましからざる外国人の入国を未然に防止し、出入国管理、犯罪対策等に悪影響が及ばぬよう、査証審査を厳格化する。

有効性（具体的成果）

（１）平成19年度は査証発給緩和措置として、中国人に対して、団体観光査証の受付を中国全公館（香港総領事館を除く）において開始し（５月）、また少人数の自由観光を求める要望に応えるために一定の経済力を有する２、３名の家族に対する家族観光査証も開始した（平成20年３月）。この他にも、それぞれの国・地域の事情に合わせて、数次査証の発給要件の緩和、提出書類の簡素化等も実施した。

このような施策の効果もあり、外国人入国者数は、特にアジア地域からの観光客などの入国者数の増加に牽引されて、年々増加している（平成19年の短期滞在新規入国者数は738万人と対前年比約15.2%増（平成18年641万人）。うち韓国人は244万人で同23.4%増（同197万人）、中国人は59万人で同23.7%増（同48万人））。

（２）また、平成19年10月からデンマークとのワーキング・ホリデー制度を開始した。これにより、我が国は、計9か国（オーストラリア、ニュージーランド、カナダ、韓国、フランス、ドイツ、英国、アイルランド、デンマーク）との間でワーキングホリデー制度を実施することになった。

（３）他方で、査証審査の厳格化も実施した。我が国で不法就労を企図する者や、他人になりすます者、犯罪歴のある者等の入国を防止するために、査証審査にあたっては、本人確認、身元確認等を徹底した。また、外国人女性の人権侵害を防止するために、人身取引が疑われる場合は、慎重な審査を行った。これらの効果もあり、我が国における外国人の不法残留者数及び犯罪検挙人員数は、引き続き改善傾向にある（平成20年1月1日現在の不法残留者数は約15万人となり、対前年比12.3%減（平成19年1月1日現在では、約17万人）、平成19年の刑法犯検挙人員は、7,542人と対前年比7.4%減（平成18年は8,148人））。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

外務省は、これまでも査証発給緩和による人的交流の拡大と、査証審査の厳格化による出入国管理・犯罪対策の強化という両方の要請に応えてきており、それぞれにおいて一定の成果が上がっている。今後も両者のバランスをとりつつ、適正な査証審査を行っていく。また、その基礎となる査証発給体制の整備についても引き続き努力する。

事務事業名 査証WANシステムの拡充**事務事業の概要**

査証WANシステムは、査証審査、発給情報のデータベース管理及び偽変造対策を強化したMRV（機械読取式査証）の作成を行うシステムを在外公館に配備し、本省及び在外公館等をオンラインで結び、査証審査・発給情報等を即時共有するためのネットワークシステムの確立を図るものである。

有効性（具体的成果）

平成19年度は、中国国民に対する団体観光査証に係る申請受理公館が拡大されたことに伴い、在中国6公館（香港総を除く）に対し、MRVシステムの増設対応を実施した。また、オフライン公館に対するネットワークシステムの整備を進めたことにより、査証業務をおこなっている在外公館の内、これまでに97%がオンラインで結ばれた。これらのシステムの拡充により、好ましからざる外国人の入国を未然に防止する体制を強化するとともに、問題のない外国人に対する円滑な査証発給体制を強化できる。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

今後も入国者数が増加することが予想される中、人的交流の拡大と出入国管理等厳格化の両方の要請に応えるため、引き続き査証WANシステムの拡充・整備を行っていく。

事務事業名 領事当局間協議の拡充**事務事業の概要**

人的交流の拡大を促進する一方で、来日外国人による不法滞在や犯罪を防止すると共に、領事問題を解決するために、定期的に二国間で領事当局間の協議を行っている。

有効性（具体的成果）

平成19年度には、中国（7月）、イラン（9月）、トルコ（9月）、韓国（12月）の4か国との間で領事当局間協議を開催した。

- （1）日中協議では、人的交流の活発化を背景として、査証や団体観光の取扱いの円滑化について取り上げるとともに、日本側より中国人の不法残留や犯罪防止の実態について説明し、中国側に出国管理の徹底と犯罪防止のための対応の強化を申し入れた。
- （2）日イラン協議では、出入国管理の問題や自国民の保護をはじめとする二国間の領事分野の諸問題について意見交換を行った。
- （3）日トルコ協議では、来日トルコ人の不法残留や犯罪に関する現状につき協議し、特に犯罪グループ取り締まり強化につき両国が協力することとなった。
- （4）日韓協議では、査免措置が両国の人的交流拡大に大きく寄与していることを評価する一方で、今後も日本国内における犯罪防止や不法残留者問題の解決のために相互に協力することとした。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

人の往来の増加に伴う諸問題について、特に我が国として関心の高い国々と個別に二国間で対処方法について協議することは重要である。今後は、更に政府の対応が急がれる事案に関し関係国との協議を緊密に行うこととする。

事務事業名 在日外国人・日系人問題対策への対応

事務事業の概要

日本における外国人の在留者数は208万人を越え、外国人を日本社会の構成員として受け入れていくため総合的な取組が喫緊の課題となっているところ、その受け入れのあり方について各方面での議論や様々な動きを受け、外務省としても外交的な観点から積極的に取り組んでいく必要がある。

有効性(具体的成果)

(1) 海外交流審議会において、平成16年に提出された答申「変化する世界における領事改革と外国人問題への新たな取組み」のフォローアップを行うため、外国人問題作業部会を設置し、同答申発表後における政府の外国人問題に対する取組状況等についての調査を行い、平成19年11月19日の海外交流審議会において最終報告を行った。

(2) また、海外交流審議会での議論に資するべく、外国人問題作業部会委員により、イタリア及び韓国における外国人の社会統合政策についての調査を平成19年7月に実施して、審議会への報告を行うとともに、本調査結果に関する報告書を配布し、関係省庁、外国人集住都市等への情報提供を行った。

(3) 平成20年3月25日、外務省、静岡県及び国際移住機関(10M)との共催により「外国人住民と社会統合に関する国際シンポジウム - 国際的経験の共有と、地域における日系ブラジル人住民の課題を中心に -」を開催し、内外の有識者、メディア等の出席を得て(約350人)多文化主義の現状と課題及び日系ブラジル人の社会統合、支援のあり方について、報告とパネルディスカッションが行われ、今後の我が国がとるべき政策についての議論を深めることに寄与するものとなった。

(4) 内閣官房主宰の「外国人の在留管理に関するワーキングチーム」(平成19年7月3日犯罪対策閣僚会議において「外国人の在留管理に関するワーキングチームの検討結果について」を公表。)、 「外国人労働者問題関係省庁連絡会議」(平成18年12月26日経済財政諮問会議において「生活者としての外国人」に関する総合的対応策」を公表。)等での議論に参加し、関係省庁との連携を強化することができた。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

在日外国人問題は中長期的な取組が必要な問題であるため、外国人集住都市をはじめとする地方都市との連携も考慮しつつ、諸外国の取組に関する情報提供等、この問題に積極的に対処していくと共に、国際シンポジウムについては、今後、在日外国人集住地区を抱える地方の具体的なニーズに応える内容のものにしていくこととする。

評価をするにあたり使用した資料

- ・ 平成19年における外国人入国者数及び日本人出国者数について（速報）
（法務省入国管理局、平成20年1月）
- ・ 本邦における不法残留者数について（平成20年1月1日現在）
（法務省入国管理局、平成20年2月）
- ・ 来日外国人犯罪の検挙状況（平成19年暫定値）
（警察庁刑事局組織犯罪対策部国際捜査管理官、平成20年2月）
- ・ 海外交流審議会 外国人問題作業部会報告書（平成19年11月）

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域 当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

基本目標 外交実施体制の整備・強化

施策（具体的施策）

- 1 外交実施体制の整備・強化・・・・・・・・・・・・・・・・ 279
- 2 外交通信基盤の整備・拡充及び IT を活用した業務改革・・・・・・・・ 282

- 1 外交実施体制の整備・強化

事務事業名	国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等に不可欠な定員・機構の整備
事務事業の概要	外務省が直面する新規業務に対応するための人的資源の確保や機構を整備することにより、国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等に不可欠な外交実施体制を整備・強化する。
有効性（具体的成果）	<p>現在の外務省の定員・機構は最近その増強に努めているが、世界の他の主要国に比し引き続き大きく見劣りするものである。平成19年度においても、外務省の業務がますます増大している中で、国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等に不可欠な外交実施体制の実現に向け、定員を増強し、機構を整備した。具体的な成果は次のとおり。</p> <p>定員の増強では、51の定員純増を達成するとともに、定員外の人員増と併せて実質151人の実質的マンパワーの増を実現した。</p> <p>機構の整備では、情報防護を着実に進めるため情報防護対策室を設置した他、喫緊の外交課題に対応し、外交実施体制の基盤を強化する目的で、6大使館（マリ、ボツワナ、マラウィ、リトアニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ミクロネシア）、2駐在官事務所（バンガロール（インド）、ナッシュビル（米国））を設置するとともに、近年の厳しい行財政事情も踏まえ、現地の業務量等を考慮した上で、1総領事館（ニューオーリンズ（米国））を廃止した。</p>
事業の総合的評価	<p>拡充強化 内容の見直し・改善 <input checked="" type="checkbox"/> 今のまま継続 縮小 中止・廃止</p> <p>（理由と今後の方針）</p> <p>激動する国際社会の中で、外務省の業務はますます拡大しており、外交実施体制を更に整備・強化する必要がある。</p>

事務事業名	在外公館の警備体制の一層の強化
事務事業の概要	過去、在ペルー日本大使公邸占拠事件（平成8年）、瀋陽総領事館事件（平成14年）、イラクにおける外務省職員殺害事件（平成15年）などの在外公館及び館員を対象とした事件が発生している。在外公館は外交活動の拠点であり、適切な警備対策を実施することで、不法な攻撃から在外公館及び館員の生命・身体の安全確保を図るとともに、これら攻撃を抑止する。
有効性（具体的成果）	<p>平成19年度においても、上記のごとき事件の発生を防止すべく、在外公館に対する各種の人的及び物的な警備措置を強化するとともに、館員の移動中の安全確保のための警備体制強化を推進した。</p> <p>在外公館警備の要をなす警備対策官及び警備専門員に対する、在外公館警備に関する専門的知識を施すための研修を拡充させたほか、館長を含む在外公館館員の警備意識向上を図るべく、赴任前研修等様々な機会を捉えて、警備関係講義を実施した。特に危険度の高い公館に赴任する者に対しては、当該国の脅威等に関する情報につき、正しい理解と知識に基づく対策を習得させることを目的に個別に研修を実施した。</p>

さらに、在外公館においては警備訓練を実施させるとともに、大規模行事実施に際しても、その安全な実施に万全を期すべく警備措置を講じた結果、全ての行事を無事終了させた。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

在外公館に対する脅威は、年々威力を増すテロリストの攻撃をはじめ、その形態も極めて多様化している。このため、適切な措置を施さないと甚大な人的・物的被害を被ることは避けられない。これら攻撃から、我が国の在外公館の安全を確保するためには、テロ対策を主体とし、多様化する脅威に耐え得る在外公館警備体制の整備・強化を推進する必要がある。

事務事業名 外交を支える情報防護体制の多面的な強化

事務事業の概要

平成16年の上海総領事館における事案を契機に、秘密保全を含む情報防護(以下「情報防護」という。)の重要性が改めて認識された。また、イージス艦情報や警察の捜査資料等、相次ぐ政府機関からの情報流出が発生している状況を踏まえ、外交活動を支える上で、死活的に重要である情報の防護については、制度面、意識面、物理面など多面にわたる体制強化を図る。

有効性(具体的成果)

これまで、本省及び在外公館の双方において研修の強化、諜報活動の対象となった際の対処要領の制定等により、情報防護には細心の意を用いてきたが、平成19年度には、意識面、制度面、物理面等、多面にわたる取組を着実に進めていくため、大臣官房総務課の下に情報防護対策室を設置し、本省及び在外公館における情報防護対策の総合的な企画・立案を行うとともに、関連内規の整備、研修の一層の強化、パソコンからの情報漏洩対策等の取組を積極的に実施してきた。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

平成20年1月には、在京ロシア大使館員による内閣情報調査室職員に対する工作が明るみに出るなどの事案が発生し、政府機関からの情報流出は現在も相次いでいる。情報防護対策については、平成19年8月に政府全体の統一基準として、「カウンターインテリジェンス(以下「CI」)機能の強化に関する基本方針」が閣議口頭了解された。同方針では、各省庁が平成19年度中に部内のCIに関する体制の整備を行ったほか、特別管理秘密及び秘密取扱者適格性確認(セキュリティクリアランス)制度等を平成20年度中に施行することとなっている。

こうした政府全体の取組について外務省としても積極的に関与していくと同時に、制度面では関連内規の整備、意識面では研修対象の拡大、教材の充実等、物理面では本省・在外公館の建物・施設における防護対策、情報・通信機器等の防護対策をはじめとした多面にわたる取組を強化する。更に、各種工作等に関する情報収集やCIに関する脅威の研究・分析による対応策の検討を行っていく。

今後とも強力な外交を進めていくための体制整備の一環として、上記の情報防護対策を不断に行い、体制強化に努めていく。

評価をするにあたり使用した資料

外務省ホームページ：「我が国の重点外交政策 平成19年度・平成20年度」

平成20年版外交青書：「第5章 国民に開かれた日本外交 第2節 外交力強化」

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域 当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

- 2 外交通信基盤の整備・拡充及び IT を活用した業務改革

事務事業名	通信機能強化システムの整備（最適化計画を含む）
事務事業の概要	<p>「通信機能強化システムの業務・システム最適化計画」に則り、業務・システムの効率化・合理化を図る。</p> <p>平成19年度においては、全在外公館（227公館）で自席パソコンでの電信の運用が可能となるよう、機器の整備を行うとともに、本省における機器の統合・集約を行い、運用経費を年間7千万円削減する。</p>
有効性（具体的成果）	<p>本省における機器の統合・集約を行い、平成19年度は、運用経費を年間33,043千円削減した。</p> <p>平成19年度末までに227公館中の217公館（96%）で自席パソコンでのシステムの運用が可能となった。</p>
事業の総合的評価	<p>拡充強化 内容の見直し・改善 <input checked="" type="checkbox"/> 今のまま継続 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 中止・廃止</p> <p>（理由と今後の方針）</p> <p>通信機能強化システム（電信システム）は外交における通信システムの根幹を成すものであり、引き続き情報セキュリティを確保しつつ、利便性の向上を図るとともに在外公館への展開を進める。平成19年度で自席パソコンでのシステムの運用開始を行い得なかった10公館及び新設公館については、平成20年度での運用開始に向け引き続き整備していく。</p>

成果重視事業

事務事業名	内部管理業務用ホストコンピュータシステムの再構築事業
事務事業の概要	<p>【成果重視事業の目標】</p> <p>「ホストコンピュータシステムの業務・システム最適化計画」に則り、ホストコンピュータ上で運用している各種業務・システムをオープンなシステムへの移行を前提として再構築を行うことにより、システム維持経費を年間3億円削減する。また、府省共通の「人事・給与関係業務情報システム（人給共通システム）」を導入することにより、業務処理時間を年間1500時間削減する。</p> <p>【目標設定の考え方】</p> <p>ホストコンピュータ上で運用しているすべての業務・システムの再構築を完了し、ホストコンピュータから脱却した後の平成22年度当初において、システム維持経費の削減を実現する。</p> <p>また、ホストコンピュータ上で運用している「人事・給与等業務・システム（外務省人給システム）」については、平成22年度以降に、「人給共通システム」を導入・移行することにより、業務処理時間の削減を実現する。</p> <p>なお、最適化計画の実施完了時期を当初平成19年度末としていたが、「人給共通システム」の最適化計画の改定により、平成22年度以降に変更する。</p>

【事業計画期間及び平成19年度予算額】

(期間) 平成17年度から平成24年度まで

(予算額) 4億1743万7千円

【手段と目標の因果関係】

IT技術の進展に応じて、プラットフォームのオープン化、パソコン等で利用可能な汎用パッケージの利用や「人給共通システム」を導入・移行することにより、業務・システムの再構築を行い、目標を達成する。

【目標の達成度合いの判定方法・基準】

B

(判定方法)

ホストコンピュータ上で運用しているすべての業務・システムの再構築が完了した後において、システム維持経費の削減目標の達成度合いを判定する。また、「人給共通システム」の導入・移行が完了した後において、業務処理時間の削減目標の達成度合いを判定する。平成19年度においては、再構築の完了比率及び「外務省人給システム」の再構築作業の進捗状況により判定する。

(基準)

ランク	達成度合	評価
A	100%	達成
B	75%以上 100%未満	概ね達成
C	50%以上 75%未満	達成はしていないが進展あり
D	25%以上 50%未満	一定の進展は見られるが不十分
E	25%未満	進展していない

有効性(具体的成果)

ホストコンピュータ上で運用しているすべての業務・システムの再構築が完了した後において、システム維持経費の削減目標を達成することが見込まれる。また、「人給共通システム」の導入・移行が完了した後において、業務処理時間の削減目標を達成することが見込まれる。

平成19年度までにおいては、ホストコンピュータ上で運用している業務・システムのうち、「外務省人給システム」を除いて、97%の再構築を完了した。また、「外務省人給システム」の再構築作業の進捗状況は予定どおりの25%を完了した。全体の達成度合いとしては、「概ね達成」した。

【予算執行の効率化・弾力化措置及び当該措置によって得られた効果】

国庫債務負担行為 繰越明許費 目の大括り化 目間流用の弾力化

(上記措置による効果)

平成19年度までの業務・システムの再構築完了比率において、目標を概ね達成することができた。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

「ホストコンピュータシステムの業務・システム最適化計画」では、平成19年度までに、ホストコンピュータ上で運用しているすべての業務・システムの再構築及び「人給共通システム」の導入・移行を完了することとしていた。しかし、「人給共通システム」の最適化計画の改定により、「人給共通システム」の導入・移行の完了が平成22年度以降となったことにより、平成22年度以降に本成果重視事業の目

標を達成することが見込まれる。

平成19年度末には、再構築の完了比率及び「外務省人給システム」の再構築作業の進捗状況に照らし、目標を概ね達成した。

[目標達成状況が芳しくない場合の原因分析及び今後の方策] (理由と今後の方針)

「人給共通システム」の最適化計画の改定により、平成19年度までに本成果重視事業の目標を達成することが不可能となった。今後、「外務省人給システム」を一旦、ホストコンピュータから脱却してオープン環境への再構築を完了することにより、平成22年度当初にシステム維持経費の削減目標を達成する予定である。

事務事業名 外務省情報ネットワーク最適化事業

事務事業の概要

「外務省情報ネットワーク（共通システム）最適化計画」に則り現行のネットワークを見直し、外交活動を効果的に実施できるよう、政府機関統一基準に沿った情報セキュリティを保ちつつも他の政府機関や国際機関との連携を可能とするネットワークと、極めて高い情報セキュリティを持つ外部からのアクセスが不可能な内部専用のネットワークの2系統を整備する。

本計画完了時には年間1億7000万円の経費削減、及び1万7000時間の業務時間短縮が見込まれる。

なお、平成19年度については本最適化計画の前倒し実施分として、外務本省と在外公館を結ぶ基幹通信網、秘匿IP電話の設置を行った。

有効性（具体的成果）

平成19年度までに整備対象219公館中の216公館（99%）に基幹通信網及び秘匿IP電話を設置した。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

情報ネットワークの整備は外務省の情報通信業務及び業務のIT化の基盤となるものであり、新たなIT技術動向をも踏まえつつ、優先的に取り組むことが業務の合理化にとっても不可欠である。平成20年度においては外務本省の最適化を実施し、21年度以降は前倒し整備された基幹通信網、秘匿IP電話設置在外公館に対し順次最適化を実施し、可能な限り早期の完了を目指す。

成果重視事業

事務事業名 在外経理システムの整備(最適化計画を含む)

事務事業の概要

[成果重視事業の目標]

平成18年3月に策定した「在外経理システムの業務・システム最適化計画」を実施し、外務本省及び在外公館の会計担当者の負担軽減及び業務支援機能の強化による在外経理業務の簡素化・効率化・合理化を推進する。

[目標設定の考え方]

適正な勤務時間を年間で約20万時間以上(サンプリング調査による推定値)上回っている在外公館の会計担当者の業務量は、「在外経理システムの業務・システム最適化計画」の完了後、年間約6万

6700 時間（目標試算値）の削減が見込まれる。また、システムの維持・運用経費については、平成 18 年度から平成 20 年度まで、年平均 2082 万 4000 円の経費低減に相当する効果が見込まれる。

【事業計画期間及び平成 19 年度予算額】

（期 間）平成 18 年度～平成 20 年度

（予算額）268,746 千円

【手段と目標の因果関係】

1. 在外経理サーバの入替

各在外公館の在外経理サーバの入れ替えを実施し、経費削減を図る。

2. 在外経理システムの機能拡張

（1）本省から送金する経費配賦額データの情報は FAX にて送付される通知書により在外公館に通報され、会計担当者が送金額毎に経費受入データを在外経理システムへ入力するために時間を要している。

現状が抱える問題点を解消するため、本省の会計システム上で作成する各公館の経費配賦額データと在外経理システムとの連携を図り、経費配賦データを電子化して各在外公館の経理システムに取り込み、在外経理システムへの経費受入データ入力作業の省力化を図る。

（2）現在、在外公館の会計担当者が手作業で作成している、歳入関係書類を在外経理システムから作成できるよう改修を行い、業務の省力化を図る。

（3）予算書の見直しが行われ新予算書体系となることに伴い画面構成等を見直すとともに、集計機能を設ける等の改修を行い、業務の効率化を図る。

（4）会計担当者による銀行口座の照合を容易にするために、帳簿の書式を見直し、業務の合理化を図る。

3. その他

（1）会計担当者等のスキル向上

会計法令等の理解及び遵守に対する認識のさらなる向上を図るため、在外公館において経理等の業務に携わる職員に対する研修につき、予算の範囲内で研修対象者の拡充を行い、スキル向上を図り、業務遂行の迅速性・正確性を向上させる。

【目標の達成度合いの判定方法・基準】

B

（判定方法）

業務・システム再構築の完了比率

（基準）

ランク	達成度合	評価
A	100%	達成
B	75%以上 100%未満	概ね達成
C	50%以上 75%未満	達成はしていないが進展あり
D	25%以上 50%未満	一定の進展は見られるが不十分
E	25%未満	進展していない

有効性（具体的成果）

在外経理サーバの入替を実施したことで経費削減を図ることができた。また、現在、本省から送金

する経費配賦額データの情報は、FAXにて送付される通知書により在外公館に通報され、在外公館の会計担当者が送金額毎に経費受入データを在外経理システムへ手動で入力しているところ、平成19年度には、配賦データを電子化し、在外経理システムに取り込む機能を開発した。これらにより、今後在外経理業務の省力化が見込まれる。

[予算執行の効率化・弾力化措置及び当該措置によって得られた効果]

国庫債務負担行為 繰越明許費 目の大括り化 目間流用の弾力化

(上記措置による効果)

平成19年度において、各在外公館の在外経理サーバ賃貸借予算を国庫債務負担行為とした。本措置により、平成19年度から平成22年度末までのシステム維持・運用経費の計画的な予算執行を可能とした。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

[目標達成状況が芳しくない場合の原因分析及び今後の方策] (理由と今後の方針)

「在外経理システムの業務・システム最適化計画」において実施することとしている「物品管理システム」及び「現地職員管理システム」については、平成20年度に開発することとしている。

また、サーバの本省集約のための最適化計画の見直しについても検討しており、ITを活用した業務改革を推進し、在外公館の会計担当者の業務負担軽減を図るために、継続的な最適化計画を推進していく。

事務事業名

情報セキュリティの強化を含む省内のIT化推進への支援

事務事業の概要

情報セキュリティ対策に関する最新技術の調査、専門研究機関での研修、アドバイザーの活用等により、本件分野について技術的側面からの向上を図り、当省情報システムの安全性を高める。外務省情報セキュリティポリシーに基づき教育・啓発活動を行い、人的側面からも意識向上及び情報セキュリティ対策の実施を促進する。

外務省における業務効率化・合理化を図るため、職員が情報システム技術を有効に利用するための各種支援を行うための基盤を整備する。

有効性(具体的成果)

(1) 情報セキュリティの強化

平成14年度から実施されている日米協力会議等の各種会議を通じ、情報セキュリティに関する最新情報を入手するとともに、電磁波漏洩対策の技術動向調査及び物理的な対策の研究を進めている。

適当な省員を選抜の上、情報セキュリティの専門研究機関での研修を実施し、研修後はその専門知識を生かして情報セキュリティ対策分野での活躍を期待できる。

外務省情報セキュリティポリシーに基づき、本省及び在外公館で自己点検を実施したことにより、職員及び勤務者の情報セキュリティに対する意識が向上し、情報がより適正に取り扱われるようになった。

(2) 省内のIT化推進への支援

在外公館におけるIT化推進の基礎資料となる、在外公館保有の情報システム資産調査、省内の業務・システム最適化を推進するためのIT人材育成・確保実行計画策定等の活動を行い、IT化推進に向けての本省

及び在外公館における基盤が整備された。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

事務事業としての「情報セキュリティの強化」は着実に成果が現れつつあるが、今後とも職員及び勤務者に対する啓発活動を続けていく。他方、省内のIT化推進支援のための基盤作りは、当初の目標を達成したので、今後は整備された基盤の上でIT化を推進・支援していく。

評価をするにあたり使用した資料

「ホストコンピュータシステムの業務・システム最適化計画」

「在外経理システムの業務・システム最適化計画」

「外務省情報ネットワーク（共通システム）最適化計画」

「通信機能強化システムの業務・システム最適化計画」

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域 当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

基本目標 經濟協力

施策 1 經濟協力

具体的施策

-1	經濟協力	291
----	----------------	-----

- 1 経済協力

事務事業名	対スリランカ国別援助
事務事業の概要	対スリランカ援助計画の政策目標の下で、平和の定着/復興支援、中長期開発計画支援、を行う。
有効性（具体的成果）	<p>平和の定着/復興支援について、我が国は、様々なスキームの活用により北・東部復興支援を実施し、紛争の影響を受けた人々及びコミュニティの支援、また紛争からの復興のためにその能力強化を行ってきた。他方、北・東部以外の地域でも、民族・地域バランスを配慮し、社会的弱者である貧困層が多く分布する農漁村コミュニティ、プランテーション部門において、NGOとも連携をしつつ、生活・社会・経済基盤の整備へのきめ細かい支援を行っている。支援プロジェクトにより、コミュニティにおいて相互理解と信頼が醸成され、社会・経済基盤の整備が進んだことも聞かれるなど、我が国の支援は、紛争を助長するような要因を少しずつではあるが除去し、和平定着に向けた環境を徐々に整備していると言える。</p> <p>中長期開発計画支援について、スリランカのGDP成長率は、津波被災、紛争状況にもかかわらず順調な成長が見られる。また、社会開発は高い水準を示している。これらにつき、我が国の長期的な支援が成果をあげていると考えられる。我が国は民族・地域バランスに配慮した支援を行い高い評価を得てきた。</p>
事業の総合的評価	拡充強化 内容の見直し・改善 <input checked="" type="checkbox"/> 今のまま継続 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 中止・廃止 (理由と今後の方針) 平和の定着・復興支援へのニーズは依然として大きく、有効性も認められることから、和平プロセスの進展や治安情勢などを注視しながら、今後も支援を継続することが適切。また、貧困削減や地域間格差の是正のためにも、中長期ビジョンに沿った開発支援が重要。これまでも我が国の支援の有効性、効率性が認められており、今後も、民族・地域バランスに配慮しつつ、中長期開発計画支援を継続することは適切である。

事務事業名	対インドネシア国別援助
事務事業の概要	国別援助計画の下で(1)「民間主導の持続的な成長」、(2)「民主的で公正な社会づくり」、(3)「平和と安定のための支援」を行う。
有効性（具体的成果）	<p>(1) 民間主導の持続的な成長 「財政の持続的可能性の確保」、「投資環境改善のための経済インフラ整備」、「裾野産業・中小企業振興」、「経済関連の諸制度の整備」、「金融セクター改革」への支援を実施している。日本の国別援助計画の短期的な目標である財政の持続可能性や金融セクター改革に関しては、重要な成果が見られる。短中期的な課題である経済インフラ整備、裾野産業・中小企業振興、経済関連の法制度整備についても多くの達成があった。</p> <p>(2) 民主的で公正な社会づくり 「貧困削減」、「ガバナンス改革」、「環境保全・防災」への支援を実施している。地方人材育成という観点では特徴ある支援を実施しており、インドネシア国家教育省は、日本の地域教育開発支援調査を地方分権化における前期中等教育の支援モデルと捉え、国家レベルでも同様の調査を開始するなど、その実績を</p>

高く評価している。また、長期的で人的投資に重点を置いた警察支援は、複数の技術協力支援、研修、無償資金協力等を組み合わせた結果出来たものであり、インドネシア側からの評価も高い。

(3) 平和と安定のための支援

「平和構築・復興支援」、「治安確保」への支援を実施している。特にアチェの地震、津波災害復興では迅速にインフラの復興に貢献し、インドネシア政府から高い評価を得た。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

インドネシアの安定とバランスのとれた発展を支援する本事務事業は極めて重要であり、かつ、有効性も十分認められるため、今後も継続することが適切である。なお、今後の方針としては、3つの重点分野を軸とした事務事業の継続を基本としつつ、「インドネシア国別評価」報告書等も踏まえながら、選択と集中や援助のプログラム化の推進の観点を念頭に、事務事業の実施レベルにおける更なるブラッシュアップを検討する。

事務事業名 対中国国別援助

事務事業の概要

対中国经济協力計画の重点分野の下で、環境問題など地球的規模の問題への対応、改革・解放支援、相互理解の増進、貧困克服のための支援を行う。

有効性(具体的成果)

環境問題など地球的規模問題への対応として、「我が国にも直接影響が及ぶ広域的な環境問題への対策」、「エネルギー関連環境保護対策」、「生態系の維持・回復」、「水資源の持続可能な利用」、「感染症対策」を実施している。環境分野に対する我が国の協力は、技術はもちろんのこと、制度面・人材面での支援においても中国側から高く評価されている。

改革・解放支援として、「経済秩序の維持・経済関係法令の整備等」、「公平な社会実現のための政府の能力の向上」について、多種多数の研修事業が実施している。犯罪防止、刑事司法、租税条約、知的財産等のテーマ別研修は我が国の国益に直結するものである。

相互理解の増進として、「両国民の直接交流支援」、「中国側キーパーソンの対日理解促進」等を行っており、日中の相互理解の増進に貢献してきた。長期研修員事業や人材育成事業は我が国の国内の実情を理解してもらうことにもつながり、目に見えない部分で対日理解が得られたことが有益であった。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

中国における環境問題は、黄砂、酸性雨、海洋汚染等、我が国にも直接影響を及ぼしうる重要な問題。そのような日中両国の共通の課題に関し、ODAを通じ、協力を強化していくことは、戦略的互惠関係を築いていくためにも重要。

技術協力による日本からの技術・ノウハウの移転は、地方政府も含む中国全体における国内制度整備や確実な執行に繋がっていくことが極めて重要と考えられる。

中国人の対日観の改善は、二国間関係にとって、焦眉の課題である。したがって、ODAの実施に当たっては、相互理解の増進に資するような人材育成の強化、留学生受入れの環境整備、観光促進のための政策提言・人造り等の側面を満たすことに留意することが必要。同支援の具体的意義は、草の根レベルでの良好な対日観の醸成に貢献、直接住民に裨益し、住民からの評価も高く、「顔の見える援助」という観

点で有効、 地方においては、わずかの資金供与でも、大きな経済効果と政治効果を発揮し得る、 我が方公館と地方との対話チャンネルの構築・維持等において有益。

事務事業名 対モンゴル国別援助

事務事業の概要

対モンゴル国別援助計画の下で、 市場経済化を担う制度整備・人材育成 地方開発 環境保全
経済活動促進のためのインフラ整備、 のための支援を行う。

有効性（具体的成果）

市場経済化を担う制度整備・人材育成

「基礎教育の充実」、「実践的職業訓練」、「公的セクターの強化」及び「民間セクター支援」を実施。我が国の協力により人口集中が著しく、教育施設の過密化も著しいウランバートル市など都市部の教育環境が一部改善される等、成果が現れている。

地方開発

「地方開発拠点を中心とした特定モデル地域を対象とする支援」及び「牧地と農牧業再生のための支援」を実施。ダルハン、エルデネットを重点地域として教育、農業、給水分野において支援を展開し、教育分野で効果が現れているが、モンゴル側において地方開発拠点や特定モデル地域につき、いまだに整理がされていない状況。また、地方開発のためのアプローチについては、国別援助計画では明確に示されておらず、今後、整理が必要である。

環境保全

「自然環境保全と自然資源の適正利用」及び「首都ウランバートル市の環境対策」を実施。我が国の協力の結果、首都だけでなく地方でも、気象予測のための技術が向上し、気象予測の精度向上に貢献している。また、警戒システムが構築され、これまでは干ばつや寒雪害などの被害が起きてから対処するしかなかったのが、事前に警報を発することができるようになった。

経済活動促進のためのインフラ整備

モンゴル経済発展の基礎となるインフラ部門において、我が国の協力により、ウランバートル市の給水能力が高まり、多数の住民が裨益した。また、発電所燃焼効率の改善が図られた。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

具体的には、 については拡充強化（「市場経済化を担う制度整備・人材育成」は、「経済活動促進のためのインフラ整備」と共に、モンゴル経済全体の牽引役としての車の両輪の一方として位置づけ得るものであるため）、 については内容の見直し・検討、 については今のまま継続。

事務事業名 対ニカラグア国別援助

事務事業の概要

ニカラグア国別援助計画の重点分野の下で、 農業・農村開発、 保健・医療、 教育、 道路・交通
インフラ整備、 民主化支援、 防災のための支援を行う。

有効性（具体的成果）

農業・農村開発

「農村部の貧困緩和」、「農業基盤整備」、「農民組織の育成」、「維持管理技術移転・関連技術の研究」、

「農産物流通・商品化及び市場拡大」、「森林保全・造成・水資源・土壌管理」を重視して支援を実施している。貧困農民支援により調達された肥料は、主に小規模農民により有効に活用され、農業生産量の増加、ひいては小規模農民の生活向上につながっている。日本の援助が同国の食糧生産の拡大において重要な役割を果たしてきたと評価できる。

保健・医療

「インフラ・機材整備及び維持管理能力強化」、「母子保健・リプロダクティブヘルス改善」、「感染症対策」、「地方保健制度強化」及び「人材育成」を重視して支援を実施している。マナグア市で実施されている中長期上水道施設の改善計画調査については、世界銀行が同調査の内容・提言を参考にしたプロジェクト形成・実施を検討している。これは同調査の有用性を示しており、今後世界銀行等他ドナーと連携した協力の礎となりうる。また、看護教育の機材整備計画では、実習用機材が供与されており、供与先の看護学校でのヒアリングから、同プロジェクトで供与された機材を実習で使用することにより、より質の高い看護師を育成することが可能になったことが確認された。

教育

「初等教育就学率改善」及び「職業訓練」を重視して支援を実施している。教育機会の拡充を開発目標に掲げるニカラグアで、日本は広範かつ集中的に基礎教育施設整備・改修を行っており、教育分野における援助の模範例として、教育省からも高い評価を得ている。

道路・交通インフラ整備

「主要幹線道路の整備」、「道路保守管理のための資機材整備・技術移転」及び「道路防災への助言」を重視して支援を実施している。橋梁の架け替えは、開発の遅れている大西洋岸をつなぐものとして重要であるとの評価を得ている。このほか、草の根・人間の安全保障無償及び2KR（食糧増産援助計画）見返り資金により、小規模な道路舗装整備や農村道路の改修工事等を数多く実施することでニカラグアの道路網の改善に貢献し、ニカラグア政府ならびに他ドナーにより高く評価されていた。

民主化支援

「制度面における助言」及び「対人地雷除去」を重視して支援を実施している。地雷除去に対する協力は、日本が民主化支援の中でも特に積極的に援助を行っている。この結果、2006年2月までに、1998年に確認された地雷の90.5%が除去され、対人地雷の撤去という、ニカラグアの民主化の一つの重要な目標の達成に大きく貢献している。

防災

「早期警戒システム整備」、「人材育成及び技術移転」及び「地域レベルの防災能力強化」を重視して支援を実施している。

日本は、ニカラグア政府の防災への取組を、中央政府と住民の双方に対して総合的に支援してきている点で高く評価出来る。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

平成14年度策定の「対ニカラグア国別援助計画」に基づいたこれまでの我が国支援は、成果を上げており、ニカラグア政府、他ドナーからも評価されているが、国際情勢、ニカラグアの社会・経済情勢の変化に伴い、ニカラグアの援助需要も変化していると考えられるところ、今後、国別援助計画の改定を行い、ニカラグア援助需要にあった支援を効率的に行うことで支援の有効性を維持するよう努める。

事務事業名 対チュニジア国別援助**事務事業の概要**

対チュニジア国別援助計画の重点分野の下で、(1)産業のレベル・アップ支援、(2)水資源開発・管理への支援、(3)環境への取組に対する支援を行う。

有効性(具体的成果)

(1) 産業のレベル・アップ支援

通信網整備関連等の支援により、当分野の指標が大きく改善した。インフラ部門への支援は広範囲に及び、チュニジアのインフラ整備に貢献するとともに、間接的に産業の国際競争力向上に資するものであった。チュニジアの中小企業を中心とする製造部門の国際競争力強化に資する、技術開発、人材育成、職業訓練及び起業家支援を通じ、チュニジアの産業レベルアップに大きな貢献をしているものと評価できる。

(2) 水資源開発・管理への支援

逼迫する水需要緩和、高塩分濃度の水利用を可能とする等、飲料水のみならず、工業・かんがい用水の確保に貢献した。「南部オアシス地域かんがい計画」のサンプル調査によれば、水の使用量を21%削減しつつ農業生産付加価値額は41%増加したとの結果が出ている。「グベラートかんがい計画」においても、参加農民は農業生産の向上に言及しており、日本のODAがチュニジアの農業生産拡大及びそれに伴う雇用創出に貢献している。地方部を対象とする給水案件も、水汲み労働軽減、衛生環境改善等により、貧困地域の生活環境改善と都市と地方の格差縮小を図るものとして貢献した。以上、チュニジアの水資源開発・管理に対する日本のODAは、極めて重要な役割を果たしたものと評価できる。

(3) 環境への取組に対する支援

日本は、環境を積極的に改善する支援及び他の支援案件実施上の負の環境インパクトをできる限り軽減するという支援の双方において、チュニジア側の努力を支援してきたものと認められる。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

産業のレベル・アップ支援に関し、日本のODAは、人材育成等の国際競争力向上のための直接支援と経済インフラ整備を通じた間接支援の双方に重点をおき、チュニジアの産業のレベルアップに貢献しており、引き続き支援を継続していくことが望ましい。

水資源開発・管理への支援に関し、かんがい事業において水使用量を節約しつつ、農業生産付加価値額の増加事例や、参加農民による農業生産向上の評価等があり、水資源開発と適切な管理が重要課題であるチュニジアにおいて、支援継続が望ましい。

環境への取組に対する支援に関し、環境汚染は、その汚染そのものの問題だけでなく、砂漠化や農業生産性の低下等、経済社会開発に深刻な影響を及ぼすことから、今のまま継続して支援することが望ましい。

事務事業名 基礎教育への支援**事務事業の概要**

「成長のための基礎教育イニシアティブ(BEGIN)」では、「途上国政府のコミットメント重視と自助努力支援」、「日本の教育経験の活用」などの基本理念のもと、(1)「教育の『機会』の確保に対する支援」、(2)「教育の『質』向上への支援」、(3)「教育の『マネジメント』の改善」を重点分野とし、新たな取組として(4)「現職教員の活用と国内体制の強化(「拠点システム」の構築)」、(5)「国際機関等との広範囲な連携の推進」、(6)「紛争終結後の国造りにおける教育への支援」を挙げている。

有効性（具体的成果）

1. 外務省と文部科学省の連携の下に、日本初の基礎教育援助政策であるBEGINを発表したことは、日本が基礎教育援助を重視するという姿勢を国内外に示す上で画期的であったと考えられる。
2. 基本理念である「途上国政府のコミットメント重視と自助努力支援」では、カウンターパート機関等による費用の一部負担が見られ、「日本の教育経験の活用」では、検討会開催、「日本の教育経験 - 途上国の教育開発を考える」（日・英・仏・西語版）出版等、相当なインパクトとして評価できる。
3. (1)「教育の『機会』の確保に対する支援」における質の高い学校建設への積極的な取組、非キリスト教国である日本による「ジェンダー格差の改善のための支援」は、日本独自の貢献として意味があった。(2)「教育の『質』向上への支援」における日本の経験に基づく現職教員研修等の成果では、体系的とりまとめも進んでいる。(3)「教育の『マネジメント』の改善」において、教育政策アドバイザーを派遣し、相手国の教育政策等への取り上げ事例も多い。(4)「現職教員の活用」において、現職教員の青年海外協力隊参加への飛躍的進展、「拠点システム構築事業」が評価されている。(5)「国際機関との広範囲な連携の推進」において、日本よりユネスコに拠出された各種信託基金が毎年提供されている。(6)「紛争終結後の国造り」における、日本のUNICEFやNGOとの教育開発での協力や人間の安全保障の枠組みの中での日本人専門家等による近年の教育分野支援活動は、BEGIN以降成果があがった分野であると考えられる。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

人間の安全保障の確立、国造りの基礎として教育は不可欠な要素であり日本が重視してきた支援分野。特に基礎教育支援については、万人のための教育(EFA)及びミレニアム開発目標(MDGs)に含まれており引き続き国際社会の関心は高い。就学率の改善が進む一方、教育の質の向上が課題となる中、我が国がBEGINに基づき、教育の量、質、マネジメントの3点を重点項目とし、ソフト、ハード双方を組み合わせた支援を国際機関やNGO等とも連携して、各国の現状・ニーズに合った支援を引き続き実施していくことが重要。

事務事業名 TICADプロセスを通じた対アフリカ支援

事務事業の概要

TICAD(アフリカ開発会議)は、日本と国連、UNDP等との共催により、平成5(1993)年の第1回会合以降、5年ごとに開催され、アフリカへの開発問題につき議論すると共に、日本の継続的コミットメントを表す「プロセス」として確立するに至っている。最近の第3回会合(TICAD)では(1)平和の定着、(2)経済成長を通じた貧困削減、(3)人間中心の開発を対アフリカ支援の3本柱として打ち出している。

有効性（具体的成果）

(1) 平和の定着

DDR計画、小型武器対策、政治ガバナンス強化、国内避難民の帰還・再統合促進、コミュニティ開発等を積極的に支援した。また、「TICAD平和の定着会議」(閣僚級)を開催した他、AU、南部アフリカ開発共同体(SADC)等の地域機関を通じた広域的支援を実施した。さらに、日本主導で国連に設置された「人間の安全保障基金」を活用し、2000~2006年にアフリカで51件、約7,735万ドルの支援を実施した。

(2) 経済成長を通じた貧困削減

貿易・投資促進、インフラ整備、債務救済、農業・農村開発の分野での支援を実施した。「TICAD アジ

ア・アフリカ貿易投資会議」で両地域間の貿易・投資促進を通じたアフリカ開発のための政策について議論した他、「アフリカ・アジア・ビジネス・フォーラム」を通じて、アジア・アフリカ間のビジネス・マッチングを実施。また、平成5（1993）年のTICAD I以降、アフリカで約50億ドルのインフラ支援を実施し、高い評価を受けている。アフリカの重債務貧困国（HIPC）に対し総額約30億ドルの債務削減をTICAD時に表明。

（3）人間中心の開発

保健医療、水と衛生、人材育成・教育、食糧支援の分野において、TICAD以降5年間で10億ドルの無償資金協力実施を表明、平成18（2006）年12月までに約8.6億ドルを実施した。『「保健と開発」に関するイニシアティブ』、『「水と衛生に関する拡大パートナーシップ・イニシアティブ」を発表した。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

アフリカでは依然として紛争・貧困等の問題がある一方、近年、平和の定着や民主化等の進展も見られる。このような政治・経済両面の前向きな動きを後押しするため、我が国が対アフリカ支援の基軸としていたTICADの第4回会合（TICAD）では、（1）インフラ整備を通じた貿易・投資促進等の成長の加速化、（2）ミレニアム開発目標（MDGs）の達成や平和の定着といった人間の安全保障の確立、（3）環境・気候変動問題への対処等の分野を重視し、国際社会の知恵と資金を結集する呼び水とすべく、インパクトのある支援策を打ち出す必要がある。

評価をするにあたり使用した資料

平成19年度「スリランカ国別評価」報告書

平成19年度「インドネシア国別評価」報告書

平成19年度「中国国別評価」報告書

平成19年度「モンゴル国別評価」報告書

平成19年度「ニカラグア国別評価」報告書

平成19年度「チュニジア国別評価」報告書

平成19年度「成長のための基礎教育イニシアティブ（BEGIN）」評価報告書

平成19年度「TICADプロセスを通じた対アフリカ支援の取り組みの評価」報告書

その他、経済協力全般については、外務省ホームページ内のODAホームページも参照。

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域 当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

施策 2 地球規模の諸問題への取組

具体的施策

-2-1	人間の安全保障の推進・・・・・・・・・・・・・・・・	301
-2-2	国際的な枠組みを通じた感染症対策への取組・・・・・・・・	303
-2-3	地球環境問題への取組・・・・・・・・・・・・・・・・	308
-2-4	難民・国内避難民等に対する人道支援を通じた人道問題への取組・・	312

- 2 - 1 人間の安全保障の推進

事務事業名 人間の安全保障の概念普及

事務事業の概要

国際社会における「人間の安全保障」の概念を普及するため、国連総会や我が国主導で立ち上げた「人間の安全保障フレンズ」における協議、各種シンポジウムの開催、各種フォーラムや二国間文書に「人間の安全保障」を反映させるための各国・国際機関等への働きかけを行う。

有効性（具体的成果）

平成 17（2005）年の国連首脳会合成果文書の「人間の安全保障」関連部分のフォローアップと人間の安全保障の関心国の拡大を目的に、平成 18（2006）年 10 月に我が国主導で立ち上げた「人間の安全保障フレンズ」会合を平成 19 年度も引き続き開催した。フレンズ会合への参加国・国連機関数は急速に増加しているほか（第 1 回は 24 か国・7 国際機関等、第 2 回は 35 か国・13 国際機関等、第 3 回は 48 か国・11 国際機関等）フレンズ会合での活発な議論の結果、国連総会において初めて人間の安全保障に関するテーマ別討論が開催されることとなる（平成 20 年 5 月 22 日開催）など、人間の安全保障に関する議論の活性化及び普及に大きな進展が見られた。今後ともフレンズ会合や国連総会等の場を通じて対話を継続していく予定である。

また、平成 19 年 5 月に欧州安全保障・協力機構（OSCE）の関係者・関係国等と共催でウィーンで人間の安全保障に関するセミナーを関連したほか、2006 年日・EU 定期首脳協議共同プレスステートメントをフォローアップする目的で平成 20 年 5 月に EU 加盟国と日・EU 人間の安全保障会合を開催することとなった。OSCE セミナーでは、今後の協力の方向性等につき活発で建設的な議論が行われた。

さらに、日・EU 定期首脳協議の共同プレス声明、APEC 首脳宣言、日印共同声明、日・ベトナム間の戦略的パートナーシップに向けたアジェンダ、日メコン外相会議議長声明等の二国間・多数国間の協力文書等において「人間の安全保障」への言及を確保した。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

人間の安全保障フレンズ会合参加国・国際機関の急増や国連総会において人間の安全保障に関するテーマ別討論が初めて開催されることとなっている等、人間の安全保障に対する国際社会の関心が一層高まる中、我が国が引き続き、同理念の普及・実践を主導していくことが適当である。特に、平成 20（2008）年に我が国は TICAD 及び G 8 サミットを主催する予定であり、これらの場において人間の安全保障に基づく我が国の国際協力理念を主流化し、我が国の考え方を国際的に力強く発信するためにも、人間の安全保障の更なる普及に向けた取組を強化することが適当である。

事務事業名**草の根・人間の安全保障無償資金協力」を通じたNGO等市民社会のプロジェクトの支****援****事務事業の概要**

「草の根・人間の安全保障無償資金協力」の支援対象である、途上国における草の根レベルの支援ニーズは多岐に亘り、その数も増加していることから、「草の根・人間の安全保障無償資金協力」の支援案件数も年々増加している。平成15（2003）年に、草の根レベルにおいても、「人間の安全保障」分野における取組の推進を目的に、従来の「草の根無償資金協力」を「草の根・人間の安全保障無償資金協力」に改称した（平成15年度：150億円を計上）。これを通じて、引き続き個人や地域社会等、草の根レベルでの住民が裨益する案件に対して支援を実施する。

有効性（具体的成果）

「草の根・人間の安全保障無償資金協力」は、「人間の安全保障基金」の供与対象でないINGO、地方公共団体、単独の医療・教育機関等を支援の対象としている。また、我が国の在外公館による直接実施のため、迅速な執行が可能であることから、原則1千万円以下の案件を中心に、比較的急を要する案件への支援に対応できる。

平成19年度の「草の根・人間の安全保障無償資金協力」実施案件数は1235件、総額約118億円。対イエメン「イップ州ファアラ郡ギヤース村給水網整備計画」等、「人間の安全保障」の目指す個人及び地域社会の自立に資する支援を行っている。これらの支援は、途上国において、草の根レベルのニーズに合致し、人々が直接裨益するきめ細かな援助として高い評価を得ている。

事業の総合的評価拡充強化 内容の見直し・改善 **今のまま継続** 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

「草の根・人間の安全保障無償資金協力」による支援を通じて、現場において「人間の安全保障」が着実に推進されている。世界各地において、同スキームに対する支援ニーズは引き続き大きいため、今後も同スキームによる支援の継続が適当である。

評価をするにあたり使用した資料

外務省ホームページ（人間の安全保障）

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域 当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

- 2 - 2 国際的な枠組みを通じた感染症対策への取組

事務事業名	世界エイズ・結核・マラリア対策基金（世界基金）への支援					
事務事業の概要	途上国等の三大感染症対策に対する支援強化の要請に積極的に応えるため、平成17年6月、小泉総理（当時）は我が国の世界基金に対する拠出を増額し、当面5億ドルを拠出すると表明した。平成20年2月に約1.8億ドルを拠出して平成18年以来の3年間で5億ドルの拠出を完了した。これにより、平成14年1月の設立以来、我が国の世界基金に対する累積拠出額は約8.5億ドルに達した。					
有効性（具体的成果）	平成19年に開始された第7ラウンド（第7次公募事業）において、68か国、76件の新規事業に対し約11.4億ドルを上限とする資金供与が承認された。また、事業開始から当初の2年を終了した数十件の案件につき、第2フェーズ（残り3年）への更新が承認された。これにより、途上国等における三大感染症対策が更に大幅に強化された。					
事業の総合的評価	<table border="1"><tr><td>拡充強化</td><td>内容の見直し・改善</td><td>今のまま継続</td><td>縮小</td><td>中止・廃止</td></tr></table> <p>（理由と今後の方針）</p> <p>世界基金は三大感染症対策への資金支援を行うことにより、国連のミレニアム開発目標6（HIV／エイズ、マラリア、その他の疾病の蔓延の防止）のみならず、目標1（極度の貧困と飢餓の撲滅）目標4（乳幼児死亡率の削減）目標5（妊産婦の健康の改善）にも貢献している。一方、ミレニアム開発目標は2015年までの達成が危ぶまれており、目標6もその例外ではない。そのため、ミレニアム開発目標の達成に向けた世界基金の資金需要も年々増加しており、2006年の21億ドルに比し、2008年は40億ドル、2009年は50億ドル、2010年は60億ドルに急増すると見込まれている。</p> <p>このような状況の中で、世界基金は平成20～22年を対象とした第2次増資を行っており、平成19年9月に開催されたハイレベル会合において、ドナー全体からの拠出プレッジないしは拠出見込みは約97億ドルに達した。世界基金の「生みの親」であり、感染症対策を重視する我が国としては、5億ドル拠出の国際公約を達成した後も引き続き世界基金に対する拠出を増加させ、途上国等における三大感染症対策支援の強化に一層貢献することが必要である。</p>	拡充強化	内容の見直し・改善	今のまま継続	縮小	中止・廃止
拡充強化	内容の見直し・改善	今のまま継続	縮小	中止・廃止		

事務事業名	世界基金の最高意思決定機関である理事会における積極的関与
事務事業の概要	世界基金は平成20年3月末までに、136か国における524件の三大感染症対策事業を支援している。一方、ミレニアム開発目標を達成するためには、世界基金としても支援活動を一層効果的・効率的に行うことが必要である。世界基金理事会は、資金支援する事業を承認するだけでなく、世界基金の大局的な戦略や方針、新たな支援ツール、各種パートナーとの連携強化等についても議論し、意思統一を図る場でもある。我が国は、世界基金による支援活動が効果的、効率的、そして透明性をもって実施されるよう、世界基金の最高意思決定機関である理事会に積極的に関与する。
有効性（具体的成果）	我が国は理事会に加え、常設の委員会としては最も重要な政策戦略委員会及び財政監査委員会に議席を

持ち、積極的に議論に参加してきた。平成19年度においては、その中で特に以下の事項に関して我が国は主要な役割を果たした。

(1) 我が国は世界基金設立当初から一貫して単独理事席を維持してきており(他には米及び伊のみ)、eメールや電話による緊急のものも含め年間数十回に及ぶ理事会における意思決定プロセスに欠かさず参加し、積極的に発言をしてきている。

(2) 世界基金の資金規模: 我が国は世界基金の第2次増資(2008-2010年)において現実的な資金規模を設定することで大きな役割を果たした。

(3) 医薬品や医療製品の価格: 我が国は価格報告メカニズムの強化を4月の理事会で具体的に提案し、11月の理事会で早速目に見える効果が現れていることが報告された。

(4) 人的貢献: 理事会の諮問機関であり、「5か年評価」を作成中の技術評価レファレンス・グループ(TERG)の委員として邦人専門家(青山温子名古屋大学大学院教授)の選出に成功した。

(5) 事務局運営予算の増加抑制: 事務局予算が安易に拡大しないよう、経費削減を一貫して主張し、一定の成果を挙げてきた。

(6) 中心的な議論の場に関与: 我が国は、理事会、政策戦略委員会、財政監査委員会に加え、アドホックに設けられた内部監査官選考パネルにも参加し、適当な候補者の選定に主要な役割を果たした。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

我が国は自他共に世界基金の「生みの親」として認められており、また、主要ドナーの一員として世界基金の運営面で今後も然るべき貢献を果たすことが期待されている。そのためには発言力を維持することが不可欠であり、理事会における単独議席の維持、政策戦略委員会及び財政監査委員会に引き続き積極的に参加し、我が国の立場を反映していくことが不可欠である。

事務事業名 開発途上国等における鳥及び新型インフルエンザ対策への支援

事務事業の概要

アジアを中心に被害が拡大している強毒性の鳥インフルエンザは、新型インフルエンザに変異し、世界的大流行(パンデミック)を引き起こすリスクが高まっているが、アジアを中心とする開発途上国の新型インフルエンザ対策を強化することは、国際社会の高い関心事項であるのみならず、アジアの一員である我が国の安全の観点からも必要である。

このような観点から、我が国として国際社会に協力するため、抗ウイルス薬備蓄のための拠出金(アジア欧州会合(ASEM)協力の一環)、一般ODA案件及び各省庁の国際協力案件を、計6,900万ドルの追加拠出表明額として、ニューデリー閣僚級会合で発表した。

有効性(具体的成果)

1. 鳥及び新型インフルエンザに関するニューデリー閣僚級会合(平成19年12月)への参画

我が国は、以下のような観点から、アジアにおける主要ドナー国として責務を果たしている。

(1) 今回会合では、約6,900万ドルの途上国対策支援を表明した。これは、我が国が平成18年1月に北京会合で表明した1.55億ドル、平成18年12月にバマコ会合で表明した6,700万ドルの支援表明に上積みしたものである。

(2) 我が国の支援額は、米国、欧州委員会に次いで第3位。また、上記3回の会合において、継続的に

相当規模の支援を表明している数少ない国である。

(3) ニューデリー閣僚級会合は、世界各国及び国際機関の幅広い連帯である、「鳥及び新型インフルエンザ国際パートナーシップ」(IPAPI)の主導で開催されてものであるが、我が国は、米、英、豪、カナダとともに、中心メンバーとして会合の準備に関与してきた。

2. 開発途上国に対する平成19年度の我が国の支援の主なもの

- (1) 抗ウイルス剤50万人分等をシンガポールに備蓄(アジア欧州財団拠出金)
- (2) 無償資金協力事業「対インドネシア鳥インフルエンザ等重要家畜疾病診断施設整備計画」
- (3) JICAによるインフルエンザ関連の研修生受入(13コース)
- (4) アジア鳥インフルエンザ防疫体制強化事業(農林水産省)
- (5) 新興・再興感染症研究拠点形成プログラム(文部科学省)

3. 開発途上国等への支援を外交政策に反映

・ウイルス検体提供をインドネシアが中止している問題を巡り、WHOにおける政府間交渉に積極的に参画。8月の安倍総理(当時)とユドヨノ・インドネシア大統領との会談で鳥インフルエンザ問題が議論された。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

ニューデリー会合の結果を受けて、国際パートナーシップ(IPAPI)では、平成20年10月のエジプト閣僚級会合に向けて、保健医療分野と動物衛生分野を包括する中長期的な課題に対処するための方策を議論し、戦略ペーパーをまとめる予定である。我が国は、中心メンバー国として、こうした戦略ペーパーに我が国の最大の関心事である、アジアを中心とした新型インフルエンザの発生の早期発見、迅速な対策を充実させるための考え方を反映させていく必要がある。

評価をするにあたり使用した資料

(1) 邦字紙報道多数

(2) ウェブサイト

外務省

The Global Fund to Fight AIDS, Tuberculosis and Malaria (GFATM)

世界基金支援日本委員会

Global Health Reporting.org

World Health Organization (WHO)

Joint United Nations Programme on HIV/AIDS (UNAIDS)

The World Bank

エイズ予防財団

United Nations

Stop TB Partnership

結核予防会

Roll Back Malaria

薬事日報

日本製薬工業協会

日本製薬団体連合会

USAID

Department for International Development (UK)

国立感染症研究所

医薬産業政策研究所

国連広報センター

(3) 世界基金資料

世界基金理事会資料 GF/B15、GF/B16

世界基金資料：

Partners in Impact Results Report 2007

Investing in Impact Mid-Year Results Report 2006

Sustaining Performance, Scaling Up Results: Third Progress Report 2005

Investing in the Future: The Global Fund at Three Years

Technical Note 1: Contribution Scenarios in Selected Replenishments

2008-2010 Funding the Global Fight Against HIV/AIDS, Tuberculosis and Malaria

Technical Notes for the Mid-Term Replenishment Review

Funding the Global Fight Against HIV/AIDS, Tuberculosis and Malaria

Mobilizing Additional Resources for the Global Fund: A planning Guide for the Private Sector

Closing the 2005 Funding Gap

Technical Note 3: Promissory Notes and Encashment Schedules

Annual Report 2005

Brochure 2005

(3) 鳥・新型インフルエンザ関連資料

The World Health Report 2007 A Safer Future Global Public Health Security In the 21st Century

Third Global Progress Report, UN System Influenza Coordinator & World Bank, December 2007

(4) その他資料

UNAIDS 年次報告及び追加報告 (2006 年版、英文)

外務省「2007 年版 ODA 政府開発援助白書」

外務省「平成 20 年版外交青書」

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域 当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

- 2 - 3 地球環境問題への取組

事務事業名	国際機関を通じた取組や多数国間環境条約の締結、実施を通じた地球環境問題への取組
事務事業の概要	(1) イラク南部湿原環境管理支援事業の支援 (2) 化学物質・廃棄物関連条約間のシナジーの推進 (3) 遵守問題への取組 (4) 責任 (liability) への取組
有効性 (具体的成果)	(1) 国連環境計画 (UNEP) の国際環境技術センター (IETC) が実施するイラク南部湿原環境管理支援事業 (湿原の保全のために環境適正技術を導入する等のプロジェクト) を支援し、環境が悪化したイラク南部湿原の環境管理を担当するイラク政府関係者、技術者等に対する研修事業、パイロットプロジェクト立ち上げ等を行い、関係者の能力構築及び生活環境の改善に大きく貢献した。 (2) 平成 19 年 3 月に開催されたバーゼル条約、ロッテルダム条約及びストックホルム条約間の協力・連携 (シナジー) 促進に関する第 1 回アドホックワーキンググループに続いて、平成 19 年 12 月に第 2 回、平成 20 年 3 月に第 3 回アドホックワーキンググループが開催され、我が国は積極的に議論に参加するなど、3 条約への最大拠出国として、シナジーの推進に貢献している。 (3) 我が国は、遵守メカニズム構築において先行しているバーゼル条約の遵守委員会にこれまで委員を派遣してメカニズム構築と運営をリードしてきており、この経験をふまえて、現在遵守委員会等の設立交渉を行っている化学物質に関するストックホルム条約及びロッテルダム条約、ワシントン条約を含む多数国間環境条約の遵守メカニズム構築の議論に積極的に貢献している。 (4) 同じく多数国間環境条約において課題となっている責任 (liability) 問題について、我が国は、南極条約及びカルタヘナ議定書の下での議論に積極的に貢献している。
事業の総合的評価	拡充強化 内容の見直し・改善 <input checked="" type="checkbox"/> 今のまま継続 縮小 中止・廃止 (理由と今後の方針) 今後とも、シナジーの推進、遵守メカニズム、及び責任 (liability) 問題など、優先度の高い分野において、国際的ルール形成に積極的な役割を果たすべく、取組を中心に継続していく。

事務事業名	持続可能な開発に係わる新たな課題に対する取組 (含む違法伐採問題)
事務事業の概要	(1) 水と衛生の問題にかかる議論の促進 (2) 国連持続可能な開発のための教育の 10 年の推進 (3) 違法伐採問題にかかる議論の促進

有効性（具体的成果）

- (1) 水問題に関しては、平成 19 年 12 月、大分県別府市で「第 1 回アジア・太平洋水サミット」(NPO 主催)が開催され、皇太子殿下ご臨席のもと、政府側より福田総理が出席した(アジア・太平洋地域から 36 か国・地域の専門家、学者等が参加)。同サミットにより、「水」に関して厳しい状況にあるアジア・太平洋地域の首脳級も参加し、水問題の解決が最優先の課題であるとの議論を行った意義は大きい。
- (2) 小泉総理(当時)の提案に基づいて平成 17 年 1 月に開始された国連持続可能な開発のための教育の 10 年(DES D)については、平成 19 年 6 月、アジア協力対話(ACD)のプロジェクトとして我が国は、北九州市において、第 4 回環境教育推進対話を開催した。アジア 15 か国が参加し、各国の地球温暖化対策としての環境教育について意見交換を行い、アジア各国の官民の取組の加速化に貢献した。
- (3) 違法伐採問題については、平成 20(2008)年 3 月に東京において第 2 回違法伐採国際専門家会議を主催し、木材生産国・消費国 18 か国から 51 名が参加した他、違法伐採問題に関心を有する NPO 及び業界団体の代表者(11 団体)がオブザーバーとして参加し、国際的な違法伐採の課題と方向性につき議論が行われた。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

水問題や違法伐採をはじめとする喫緊の課題でありながら、既存の枠組みがない分野における取組を加速すべきであるため。今後、特に途上国における安全な水へのアクセス確保や、違法伐採及び関連取引の排除に向けたリーダーシップの発揮など、我が国として積極的な取組を推進していく。

事務事業名 気候変動に関する対話の推進

事務事業の概要

地球温暖化に対する国際的な取組の推進

有効性（具体的成果）

気候変動問題は、人類にとって喫緊の課題であり、国際社会の一致団結した取組の強化が不可欠であるとの認識のもと、我が国は、二国間、多数国間協議の場を通じて積極的な取組を行った。

(1) 次期枠組み構築に向けた具体的提案の発信

平成19年5月、安倍総理(当時)は、気候変動問題における国際的取組を主導すべく「クールアース50」を発表、その中で、世界全体の温室効果ガス排出量を現状に比して2050年までに半減するとの世界共通の長期目標や、2013年以降の国際的な枠組みの構築に関し、米国、中国、インド等の主要排出国がすべて参加し、世界全体での排出削減につながることを、各国の事情に配慮した柔軟かつ多様性のある枠組みとすること、省エネなどの技術を活かし、環境保全と経済発展とを両立すること、という3原則を提示した。6月の「G8ハイリゲンダム・サミット」(ドイツ)では、我が国より上記提案を説明し、「2050年までに世界全体の温室効果ガスの排出量を半減させることを含むEU、カナダ及び日本による決定を真剣に検討する」との文言が首脳文書に盛り込まれた。

更に、平成20年1月には、世界経済フォーラム「ダボス会議」において、福田総理より、「クールアース推進構想」を発表した。他の主要排出国とともに国別総量目標を掲げて温室効果ガスの排出

削減に取り組む決意を表明した「ポスト京都フレームワーク」、100億ドル規模の新たな資金メカニズム（クールアース・パートナーシップ）の構築と、世界全体で2020年までに30%のエネルギー効率を改善する「国際環境協力」、革新技术の開発と低炭素社会への転換を促進する「イノベーション」の3本柱を内容とする「クールアース推進構想」を提案した。このうち、「クールアース・パートナーシップ」については、インドネシアを始め数か国との間で推進中である。

(2) 国際場裡における我が国のリーダーシップの発揮

(イ) 平成19年度は、気候変動問題が多くの国際会議で重要なテーマとして議論され、重要な決定がなされた年であった。9月には、パン・ギムン国連事務総長のイニシアティブにより、「気候変動に関するハイレベル会合」が開催されたほか、ブッシュ大統領のイニシアティブにより「エネルギー安全保障と気候変動に関する主要経済国会合（MEM）」がワシントンで開かれた。また10月には、インドにおいて、「クリーン開発と気候に関するアジア太平洋パートナーシップ（APP）」の第2回閣僚級会合が開かれた。更に平成20年3月に、我が国はグレンイーグルズ・サミットで立ち上がった「気候変動、クリーン・エネルギー及び持続可能な開発に関する閣僚級対話（グレンイーグルズ対話）」の第4回会合を主催した。こうした一連の国際会議及び二国間での対話において、我が国の打ち出した提案を説明し、理解と賛同を得るべく積極的な働きかけを行った。

(ロ) また、我が国は、12月にインドネシア・バリで開催された気候変動枠組条約第13回締約国会議（COP13）に向けて、2013年以降の枠組み構築のために全ての主要排出国が参加して交渉を行う場を設け、長期目標や緩和対策等について議論することを提案し、同会議では、我が国提案に沿う形で新たな作業部会の設置が決定された。その後、平成20年3月末から4月はじめにかけて開催されたバンコクでの国連の気候変動会合で次期枠組みに関する2年間の交渉が開始された。我が国はこの会合において、すべての主要排出国が参加する実効性のある枠組みの構築を目指して打ち出したクールアース提案やその基本的な考え方への各国の理解を促進すべく積極的な外交活動を展開した。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

平成20年度は、次期枠組みに関する交渉が本格的に開始され、TICAD（5月）やG8北海道洞爺湖サミット（MEM首脳会合を含む）（7月）など、気候変動が主要な議題となる重要な国際会議が日本で開催される。我が国としては、特にサミット議長国としての立場も活用しつつ、すべての主要排出国が参加する、実効性のある国際的な枠組みづくりに向けて、引き続き国際的な議論を主導していく。

事務事業名 防災分野における国際協力の推進、我が国の考え方の発信

事務事業の概要

「兵庫行動枠組」の推進による持続可能な開発の実現

有効性（具体的成果）

(1) 平成17年1月に神戸で開催された国連防災世界会議の成果文書「兵庫行動枠組2005-2015」の世界的な実施に向けて、国連内の主たる推進機関であり、防災に関する情報・知見を普及する役割を担う国連国際防災戦略（UN/ISDR）事務局に対して財政的支援を行った。「兵庫」の名前を冠した「兵庫行動枠組」はここ2、3年の我が国やUN/ISDRによる防災に関する啓蒙活動により、防災に関する様々な文書において引用されており、既に防災施策に関する国際的スタンダードになったと言っても過言ではない。

(2) また、平成 19 年 10 月、防災に関する国内外の機関が集結している兵庫県神戸市に、UN/ISDR 兵庫事務所が開設した。我が国政府や在神戸の防災関連機関との連携により、東アジアを中心とした国際防災協力が更に促進される見込みである。

(3) 斜面災害分野においては、平成 20 年 1 月、東京（国連大学）において開催された第 2 回国際斜面災害プログラム世界促進委員会に対して財政的支援を行った。同会議には、国連大学、UN/ISDR、UNESCO 等の国連機関や各国から斜面災害の専門家等が集まり、斜面災害プロジェクトや今後の活動につき意見交換が行われ、我が国が知見・技術面で世界的に優れているこの分野において国際的協力が促進された。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

防災・災害対策は、人間の安全保障、持続可能な開発の確保という観点のみならず、気候変動への適応という観点からも非常に重要な分野である。世界中で大規模自然災害が続く中、「兵庫行動枠組」を採択した国連世界防災会議の主催国として、また、その経験から防災に関する優れた知見・技術を有する国として、我が国は、「兵庫行動枠組」の更なる世界的な実施の推進に努めていく。

評価をするにあたり使用した資料

平成20年版外交青書

外務省ホームページ（トップページ＞外交政策＞地球環境）

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域 当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

- 2 - 4 難民・国内避難民等に対する人道支援を通じた人道問題への取組

事務事業名

人道支援を行う国連・国際機関、関係国政府との連携による現地のニーズに基づいた人道支援の実施

事務事業の概要

- (1) 国連総会、経済社会理事会等における人道支援政策に関する審議への参加。
- (2) 人道支援関連国際機関を通じた難民、国内避難民等への人道支援の実施。
- (3) 人道支援関連国際機関の関係者との意見交換。人道支援関連国際機関の各種会合への参加。

有効性（具体的成果）

- (1) 難民・国内避難民等に対する人道支援の実施は国際社会の共通の課題であると共に、国際社会において責任ある地位を占め国際平和の構築に積極的に貢献していくべき立場としての我が国の責務である。この観点から、平成19年度は、国連人道問題調整部（OCHA）、国際赤十字、国連児童基金（UNICEF）、国連世界食糧計画（WFP）、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）等を通じ難民、国内避難民等に対し積極的な支援を実施した。
- (2) また、人道支援を行う国際機関の関係者との意見交換（ホームズ国際連合事務次長（人道問題担当・緊急援助調整官）、アブゼイド国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）事務局長、シーランWFP事務局長、グテーレス国連難民高等弁務官、ケレンベルガー赤十字国際委員会（ICRC）総裁、マッキンレー国際移住機関（IOM）事務局長等の日本訪問等）を通じて、我が国が人道支援を行っていく上での根本的な理念である「人間の安全保障」について国際機関側の理解の促進を図る等、我が国の人道支援政策を国際機関の活動に反映させることに努めるとともに、我が国拠出の適正な執行、無駄のない効果的・効率的な支援についての実施を要請した。また、人道支援関係国際機関の各種会合へ参加し、我が国意見の反映、加盟国との協調関係の強化を図った。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

- (1) 地球規模で発生している人道危機に対する人道支援は、我が国が国際社会の一員として果たすべき責務である。また、人道支援は、人間の個人としての生存の尊厳を守り、能力強化を図るという「人間の安全保障」の考えに基づいた具体的な取組として、我が国が今後も重視していくべき課題である。
- (2) 近年の我が国の厳しい財政事情により国際機関に対する拠出金は大幅な減額を余儀なくされており、今後もこの傾向が続くと考えられる。しかしながら、国際社会においては依然人道危機への対処が必要とされており、対応の遅れは国際社会の平和と安定そのものを脅かしかねないことから、我が国が今後も大幅な削減を続けていくことは我が国が人道支援分野を重要視していないとのメッセージを人道危機に瀕している人々、また国際社会に対して与える可能性がある。そのため、適切かつ効果的な人道支援の実施を確保し、多くの人々に対し支援が行われるよう目を配りつつ、国際社会の一員としての責務及び積極的な姿勢を示すためにも、国際機関を通じた人道支援の拡充強化を図っていく必要がある。

評価をするにあたり使用した資料

リリーフウェブ（人道支援に関するインターネットウェブサイト）記載の各種情報。

OCHA、ICRC、UNICEF、UNHCR、WFP、UNRWA等の国際機関の年次報告及びホームページ記載の情報。

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域 当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

基本目標 分担金・拠出金

施策（具体的施策）

- 1 国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献・・・・・・・・ 317
- 2 国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献・・・・・・・・ 318
- 3 国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献・・・・・・・・ 319

- 1 国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献

事務事業名	国際連合分担金					
事務事業の概要	<p>国連の活動、国連本部庁舎修築、旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所、ルワンダ国際刑事裁判所、国連平和維持活動（PKO：全17ミッション）を支えるため必要な分担金を支払うもの。分担金支払いは国連憲章第17条第2項に基づく加盟国の義務であり、誠実に履行する必要がある。</p>					
有効性（具体的成果）	<p>我が国は国連第2の財政貢献国であり、国連予算全体の約1/6を負担する我が国の分担金により、国連の主要任務である平和と安全の維持、経済・社会開発問題及び人権分野における国際的な取組を推進することが可能となっている。</p> <p>具体的には、国際の平和と安全の維持に関し主要な役割を果たす安保理の活動を財政的に支えている。また、安保理が設立するPKOについては現在17のミッションが展開しているが、レバノンのミッション拡大、スーダン・ダルフル及びチャド・中央アフリカにおけるミッション設立等の動きがある中、我が国は本件分担金の支払いを通じて、それぞれの地域情勢の安定化に貢献した。</p> <p>また、開発や人権分野においても、経済社会理事会、人権理事会等の活動を財政的に支援することにより、国連がこうした分野における世界規模の課題の解決に向けて、唯一普遍的な主要国際機関としての役割を果たせるよう貢献している。</p> <p>旧ユーゴスラビア及びルワンダ両国際刑事裁判所の分担金については、平成22（2010）年までに裁判を終了させるという完了戦略に向けて、両裁判所の活動に必要な経費を負担するものである。</p> <p>さらに、築50年を経て老朽化し、安全基準に抵触していた国連本部庁舎の修築計画の我が国負担分285万ドルを全額支払ったことは資金不足のリスクを大きく引き下げ、同計画の円滑な実施に貢献するものであり、「PKO分担金」支払いと併せ、国連から謝意表明があった。</p>					
事業の総合的評価	<table border="1"><tr><td>拡充強化</td><td>内容の見直し・改善</td><td>今のまま継続</td><td>縮小</td><td>中止・廃止</td></tr></table> <p>（理由と今後の方針）</p> <p>国連の平和と安全の維持に対する役割への期待が大きいためから平和維持活動の経費が増大している。また、現在、国連においては平成17（2005）年の首脳会議成果文書で定められたマネジメント・事務局改革及び事務総長のイニシアティブによる事務局組織改編が進められているが、会計基準の変更、これに関連する新たな情報通信技術の導入、人的資源関係規則の改善、PKO局をはじめとする各部門の強化等、改革提案には経費増を伴う案件が多い。国連改革を推進するために真に必要な資源については、国連を強化する観点から認めていくが、財政規律の観点から重複排除、効率化による節約を常に追求しつつ、我が国として国連予算を厳しく精査する。</p>	拡充強化	内容の見直し・改善	今のまま継続	縮小	中止・廃止
拡充強化	内容の見直し・改善	今のまま継続	縮小	中止・廃止		
評価をするにあたり使用した資料						

平成20年2月19日付国連事務総長プレスリリース

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域 当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

- 2 国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献

事務事業名 世界貿易機関分担金・拠出金

事務事業の概要

我が国は、世界貿易機関に対して、WTO設立協定第7条4の「世界貿易機関の経費に係る自国の分担金を速やかに同機関に支払う」旨の規定に基づき、分担金支払い義務を果たした。この拠出により、WTOがその主要任務である貿易関連協定、貿易関係の加盟国間交渉、紛争解決、貿易政策検討制度の運用が可能となる。

また、WTOドーハ閣僚宣言は、途上国が、多角的貿易体制の恩恵を受け、WTOのルール及び規律に適合し、義務を履行し、加盟国の権利を行使することが出来るよう支援する技術協力を行うとしているところ、我が国はそのための資金源であるドーハ開発アジェンダ一般信託基金に対し、任意拠出を行った。

有効性（具体的成果）

分担金はWTOの通常予算を支弁するものであり、その支払により、WTOがその主要任務である貿易関連協定、貿易関係の加盟国間交渉、紛争解決、貿易政策検討制度を運用することが可能となり有効であった。

また拠出金の拠出により、途上国向けのWTOの主要テーマに関するセミナーの実施が可能となり、特に、イヤマーク分の拠出により、仏語圏向けのTRIPS（知的所有権の貿易関連の側面）に関するセミナーの開催が可能となり（我が方より担当官出席）、途上国から評価され、我が国のWTOにおけるプレゼンスを維持、増進するという意味で有効であった。また平成18年には外部コンサルタントによる外部評価が行われ、WTOの財政面での効率化が進んだ。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

WTOドーハ閣僚宣言の趣旨に基づき、今次ラウンド交渉は正式には「ドーハ開発アジェンダ」交渉と呼ばれ、多角的貿易体制への参画による開発途上国の開発促進を重視している。WTOにおいては、途上国の加盟国・地域が増加している一方、技術協力の原資であるドーハ開発アジェンダ一般信託基金への拠出が減少傾向にある。今次ラウンド交渉を成功裡に妥結に導くには、交渉のモメンタムを維持することが重要であり、そのための取組として、我が国からの拠出金増額が期待されているため拡充強化が必要。

評価をするにあたり使用した資料

WTO ホームページ(<http://www.wto.org/>)

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域 当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

- 3 国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献

事務事業名 国際連合開発計画（UNDP）拠出金

事務事業の概要

我が国がグローバル化に即応したルール作りと地球規模の諸問題の解決に向けたリーダーシップを発揮するために、UNDPに対して拠出金を供与すること。

有効性（具体的成果）

（１）UNDP執行理事会の理事国

我が国は、評価期間中、継続して執行理事国を務めている（但し、近年の拠出順位の低下により、従来有していた事実上の常任の地位を失い、平成19（2007）年から開始される15年の内3年間は理事国の地位を失うことになった。）。

（２）主な要人往来は以下のとおり。

平成19年5月 ジェンクス総裁補パートナーシップ局長 訪日

5月 ディウフTICAD部長 訪日

11月 ショーヴン総裁補兼開発政策局長 訪日

12月 デルビシュ総裁 訪日

* 高村外務大臣と会談

平成20年1月 弓削総裁補兼管理局長 訪日

2月 ディウフTICAD部長 訪日

（３）第4回アフリカ開発会議（TICAD）に向けた協力

UNDPより、（１）TICADの共同議長として同会議に向けた準備会合の開催、（２）TICADの重要分野に沿って国連機関クラスターを形成し、国連機関の知的貢献のとりまとめ、といった面で協力を得た。

（４）我が国気候変動施策への協力

（イ）平成19年度補正予算「対アフリカ平和構築・人道危機対応経費」の下、二国間援助では協力が困難なアフリカ諸国に対する気候変動対策支援につき協力を得ている（下記（７）参照）。

（ロ）平成19年12月、UNDP主催で外務省共催の下、国際シンポジウム「気候変動と人間の安全保障」を開催した。

（５）平和構築面での協力

平成19年度補正予算「対アフリカ平和構築・人道危機対応拠出金」及び「アフガニスタン復興支援拠出金」の下、二国間ODAでは援助が困難なアフリカ諸国及びアフガニスタンに対する平和構築支援につき協力を得ている（下記（７）参照。）。

（６）平成19年度におけるUNDPを通じた二国間援助の実施は以下のとおり。

（イ）日・UNDPパートナーシップ基金

平成19年8月「ニジェールにおける危機予防分析及びコミュニティ開発支援」（262,150米ドル）

- 9月「南東アジアにおける女性と少女のHIV及び売春対策」(246,000米ドル)
- 10月「モンテネグロにおけるGIS (Geographic Information System) の環境セクターへの応用」(203,809米ドル)(人造り基金)
- 10月「ケアの政治経済社会」(300,000米ドル)
- 11月「コソボ司法・弁護士試験」(200,000米ドル)
- 11月「ガーナ・能力強化のための効果的な技術協力に関する合同調査」(107,000米ドル)
- 12月「TICAD 広報戦略プロジェクト(日本国内におけるTICAD広報戦略)」(400,000米ドル)
- 12月「TICAD広報戦略プロジェクト」(300,000米ドル)
- 平成20年 1月「エルサルバドルにおける人間開発及びMDGsの地方自治体による評価」(7,125米ドル)
- 1月「ラテンアメリカとカリブ諸国における男女共同参画に関するナレッジ・マネージメント・プラットフォーム」(7,288米ドル)
- 1月「セネガルにおけるエネルギー分野の投資案件形成能力強化支援」(200,000米ドル)
- 1月「マケドニア危機管理センター能力強化」(200,000米ドル)
- 3月「UNDP/UNITAR/KIWCアジア及び大洋州における生物多様性に関する研修ワークショップ」(159,923米ドル)
- 3月「ケアの政治社会経済(ケア・エコノミー)(90,000米ドル)(UNDP・日本WID基金)

(注)年月は承認年月。

(ロ) 人間の安全保障基金

- 平成19年 4月「タジキスタンにおける雇用創出及び移民管理改善を通じたコミュニティ開発プロジェクト」(1,095,038.62米ドル、ILOとの共同案件)
- 4月「地雷により影響を受けたコミュニティの社会的・経済的エンパワメント：クラスター弾と不発弾による脅威除去及び社会復興の促進」(974,490.00米ドル、UNMASとの共同案件)
- 5月「北オセチア・アラニア共和国における持続的統合と回復」(3,711,043.03米ドル) UNHCRとの共同案件)
- 5月「ソマリアにおける重被災難民社会の再構築支援及びインフラ再生」(4,150,752.39米ドル、UNHCR, UN-HABITAT, UNICEF, FAO共同案件)
- 6月「スーダン・ダルフルにおけるAU部隊人作り支援事業(追加支援)」(273,460米ドル、UNFPA, UNICEF, OHCHR)
- 6月「ブータンにおける女性と子供を含む弱者に対する基礎教育、識字、収入の安定を目指した支援」(2,235,839.10米ドル、WFP, UNICEF, UNFPA, UNV共同案件)
- 7月「ロキチョキオ、カクマ、ダダーブにおけるホスト・コミュニティ・プロジェクト」(2,073,200.48米ドル、WFP, UNICEF共同案件)
- 11月「人間の安全保障のためのプロジェクト形成に資する国別人間開発報告書支援プロジェクト」(308,571.42米ドル)
- 平成20年 1月「チェルノブイリ被災地域における人間の安全保障強化プロジェクト」(1,506,231米ドル、UNFPA, UNICEF共同案件)
- 1月「ソンソナテ県3市の市民安全改善と平和的共存の推進による人間の安全保障強化プロジェクト」(2,399,820米ドル、UNICEF, PAHO, ILO共同案件)

3月「アフリカン・ミレニアム・ビレッジ・イニシアティブ（第2フェーズ）（11,381,583米ドル）

（注）年月は承認年月。金額は総額で、共同案件の場合の金額はUNDPだけに供与された金額ではない。

（八） UNDP日本・パレスチナ開発基金

平成19年8月「ジェリコ・タイベ道路修復計画」（1,320,801米ドル）

（注）年月は決定日。

（二） 無償資金協力

平成19年6月「パキスタン総選挙及び州議会選挙の実施に対する緊急無償資金協力」（約403,238千円）

11月「ブータン総選挙における緊急無償資金協力」（約124,635千円）

12月「パレスチナ人の医療状況を改善するための緊急無償資金協力」（約1,160,122千円）

12月 紛争予防・平和構築無償資金協力「西アフリカ諸国経済共同体(ECOWAS)諸国の小型武器管理計画」（335,000千円）

平成20年2月 紛争予防・平和構築無償資金協力「ファルージャ母子病院設置計画」（1,897,000千円）

3月 紛争予防・平和構築無償資金協力「スリランカ民主社会主義共和国の紛争影響地域における生計開発計画」（539,000千円）

（注）無償資金協力の年月はE/N署名日。

（7） 対UNDP平成19年度補正予算の拠出項目は以下のとおり。

アフガニスタン復興支援拠出金（2,500万米ドル）

アフリカ平和構築・人道危機対応経費（9,610万米ドル）*上記（4）及び（5）の合計。

平和維持支援プログラム（1,550万米ドル）

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

UNDPに対する拠出を今後とも継続するとともに、日・UNDPパートナーシップ基金にて派遣している邦人職員のレベル及び配置の見直しを行い、邦人職員が一層活躍できるような機会を拡大させる。

評価をするにあたり使用した資料

プレスリリース（過去の記録） www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/h20/2/index.html

人間の安全保障基金による支援案件 www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/hs/hs_05.html

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域 当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

外務省

Ministry of Foreign Affairs

外務省ホームページ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/>